

江津市地域防災計画（案）

【風水害等対策編】

令和 7 年 2 月

江津市防災会議

目 次

第1編 総 則.....	1
第1章 計画の概要	3
第2章 防災の基本理念及び施策の概要	5
第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項	9
第4章 江津市の防災環境	11
第5章 災害被害想定	17
第6章 関係機関等の処理すべき防災事務または業務の大綱	19
第7章 計画の運用等	24
第2編 風水害対策計画.....	26
第1章 風水害予防計画	28
第1節 浸水・波浪・高潮災害の予防.....	29
第2節 土砂災害の予防	32
第3節 都市構造の防災化	36
第4節 建築物・公共土木施設等の安全化.....	39
第5節 農林漁業施設災害の防止.....	45
第6節 防災活動体制の整備.....	47
第7節 情報管理体制の整備.....	52
第8節 広報体制の整備	57
第9節 避難予防対策	58
第10節 救急・救助体制の整備.....	73
第11節 医療体制の整備	76
第12節 交通確保・規制体制の整備.....	79
第13節 輸送体制の整備	83
第14節 防災施設、装備等の整備.....	86
第15節 食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備.....	88
第16節 廃棄物等の処理体制の整備.....	93
第17節 防疫・保健衛生体制の整備.....	95
第18節 消防団（水防団）及び自主防災組織の育成強化.....	97
第19節 企業（事業所）における防災の促進.....	101
第20節 災害ボランティアの活動環境の整備.....	103
第21節 防災教育	105
第22節 防災訓練	110
第23節 要配慮者等安全確保体制の整備.....	114
第24節 孤立地区対策	121

第2章	風水害応急対策計画	124
第1節	応急活動体制	125
第2節	災害情報の収集・伝達	140
第3節	災害広報	156
第4節	広域応援体制	159
第5節	自衛隊の災害派遣体制	161
第6節	災害救助法の適用	169
第7節	避難活動	175
第8節	消防活動	189
第9節	救急・救助活動	192
第10節	医療救護	194
第11節	警備活動（県警の対応）	197
第12節	交通確保、規制	201
第13節	緊急輸送	210
第14節	水防	215
第15節	土砂災害対策	217
第16節	ライフライン施設等の応急復旧	219
第17節	要配慮者の安全確保	227
第18節	孤立地区対策	230
第19節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給	231
第20節	災害ボランティアの受入れ、支援	240
第21節	文教対策	242
第22節	廃棄物等の処理	246
第23節	防疫・保健衛生、環境衛生対策	249
第24節	遺体対策	251
第25節	住宅確保及び応急対策	253
第26節	農林漁業関係被害の拡大防止	256
第3章	風水害復旧・復興計画	259
第1節	災害復旧・復興	259
第2節	生活再建等支援対策の実施	262
第3節	激甚災害の指定	270
第3編	事故災害対策計画	275
第1章	流出油等事故対策計画	277
第1節	災害予防	277
第2節	災害応急対策	280
第3節	災害復旧	294
第2章	海難・水難事故対策計画	295
第1節	災害予防	295
第2節	災害応急対策	298
第3章	航空災害対策計画	303
第1節	災害予防	303

第2節	災害応急対策	305
第4章	道路災害対策計画	311
第1節	災害予防	311
第2節	災害応急対策	314
第3節	災害復旧	316
第5章	危険物等災害対策計画	317
第1節	災害予防	317
第2節	災害応急対策	320
第3節	災害復旧	322
第6章	大規模な火事災害対策計画	323
第1節	災害予防	323
第2節	災害応急対策	326
第3節	災害復旧	329
第7章	林野火災対策計画	331
第1節	災害予防	331
第2節	災害応急対策	334
第3節	災害復旧	338
第8章	鉄道災害対策計画	339
第1節	災害予防	339
第2節	災害応急対策	341
第3節	災害復旧	343
第9章	雪害対策計画	345
第1節	災害予防	345
第2節	災害応急対策	351
第3節	災害復旧	355

第 1 編 総 則

第1章 計画の概要

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、江津市防災会議が作成する計画であり、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における災害のうち風水害及び事故災害対策に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことにより、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

なお、本計画に定められていない事項のうち、震災対策については江津市地域防災計画「震災対策編」による。

第2 計画の性格等

1 計画の前提

この計画は、市域の防災のうち風水害及び事故災害等に関する災害対策の基本計画であり、本編第5章「災害被害想定」に掲げる想定被害を前提とする。

2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議において検討を加え、所要の修正を行う。

また、国や県からの助言等を通じて、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画が体系的かつ整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

3 細部計画の策定

この計画を具体的に実施するにあたって必要な細部計画については、災害対策本部及び各班並びに防災関係機関において定める。

4 国・県の防災計画との関係

この計画は、国が定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに「島根県地域防災計画」との整合性・関連性を有する。

また、他の法令に基づく計画等における防災に関する部分との整合性の確保に努める。

5 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取組の更なる加速化・深

化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化基本計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条において、国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするとされている。

また、市は、同法13条に基づき、市の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画として江津市国土強靱化地域計画を策定している。

市は、国土強靱化に関する部分について、次の基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

＜国土強靱化に関する基本目標＞

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- 4 迅速な復旧復興を図ること

基本目標を達成するための＜事前に備えるべき目標＞

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保すること
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保すること
- 5 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせないこと
- 6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- 7 制御不能な二次災害を発生させないこと
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

6 計画の周知、習熟

この計画は、市及び防災関係機関の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項は住民にも広く周知徹底する。

また、災害対策本部各班並びに防災関係機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、風水害及び事故災害等に関する災害対策への対応能力を高める。

また、住民への周知を図るため、女性、障がい者、高齢者など多様な視点に配慮した広報・啓発活動に努める。

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

第1 防災の基本理念

(1) 江津市は、自然条件からみて台風、洪水、高潮、地震・津波等の災害発生原因を内包しており、これらの災害防止と住民の安全を守るとは市の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。

早急かつ安全な対策の樹立については、本市の地域特性の現況に即した、総合的・長期的視野に立った防災対策の計画的な推進を図る必要がある。

(2) 風水害や事故災害等の大規模災害時においては、下表に示すような災害による「人命危険」及び「生活上の制約（障害）」が発生することが予想される。そのため、本計画では、これらの人命危険及び生活上の制約（障害）を防止するための対策を推進するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。

また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

(3) 災害対策の実施にあたっては、市、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。併せて、市、国、県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、国、公共機関、県、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

(4) 本計画は、原則として人命危険防止対策及び生活上の制約（障害）の防止対策を最重要視するが、これらの事象の発生頻度、対策の効果の程度、効果の発現までの期間、対策に要する費用等を考慮して、各種対策計画を策定する。

災害による人命危険及び生活上の制約（障害）の例

危 険 等	内 容
災害による 人命危険	・暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、豪雪、噴火などによる人命危険 ・突発的な事故災害発生による人命危険 ・高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険
災害による 生活上の制約 (障害)	・長期の避難所生活 ・長期の応急仮設住宅生活 ・長期にわたる生活再建の困難 ・ライフライン（水・電力・ガス・道路・通信等）の長期機能停止・低下に伴う寝食住及び交通（通勤・通学・営業等）の長期的制約 ・その他の生活上の重度の制約（例：葬儀、医療、教育、ごみ・し尿処理などの重度の制約）

第2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要

本計画における「予防」「応急対応」「復旧・復興」の各段階における対策の効果が最大限に発揮できるよう、市、県、防災関係機関、住民及び事業所等は、一体となって最善の対策を推進し、被害を軽減する必要がある。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は次のとおりである。

1 周到でかつ十分な災害予防

(1) 災害予防段階における基本理念は次のとおりである。

- ア 災害の規模によっては、ハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。
- イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 災害予防段階における施策の概要は次のとおりである。

- ア 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、幹線道路・避難路の整備等災害に強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- イ 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- ウ 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの提供に努める。併せて、消防団・自主防災組織等^(※1)の育成強化、災害ボランティア^(※2)活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。
- エ 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの収集、工学的、社会的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制、総合防災情報システム・漁業無線等による情報収集・伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水及び生活必需品等を備蓄し、交通確保体制、輸送体制の整備により供給体制の確保を図る。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- カ ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を効果的に受け入れる体制を整備する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 災害応急段階における基本理念は次のとおりである。

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者^(※3)」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 災害応急段階における施策の概要は次のとおりである。なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

ア 災害発生の際には、警報等の伝達、的確な避難指示等の発令、避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。この際、特に要配慮者への支援に留意する。

イ 災害発生直後は、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための防災ヘリの活用、自衛隊への災害派遣、海上保安庁への応援協力の要請など関係機関等の活動体制及び大規模災害時において被災県への支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制による相互応援体制等、広域応援体制を確立する。

ウ 災害発生時に被害の拡大を防止するため、水防・土砂災害警戒等の災害防止活動を行う。

エ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

オ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

カ 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難受入活動を行う。

キ 被災者等への確かつわかりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

ク 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

ケ 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。

コ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

サ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。

シ 二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

ス ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

(1) 災害復旧・復興段階における基本理念は次のとおりである。

ア 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

(2) 災害復旧・復興段階における施策の概要は次のとおりである。

ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

イ 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

ウ 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

エ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

オ 被災者に対する資金援助、雇用確保、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建を支援する。

カ 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

キ 大規模災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

(注)

- * 1 自主防災組織：「自らの生命と安全は自らで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づく地域住民の自主的な防災組織。
- * 2 災害ボランティア：個人のほか専門分野に応じた各種ボランティア組織が、行政機関や被災地域住民等と連携して行う災害時の救援活動・行為。
- * 3 要配慮者：高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者。

第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項

第1 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を残した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

また、一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

以上の観点を踏まえつつ当面、市地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、市町村間の相互支援体制を構築すること。また、市、国、県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めることとし、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意すること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、防災マップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「緊急安全確保」の指示を行うこと、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、市は県と連携して、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

第4章 江津市の防災環境

第1 自然環境の特性

1 地 勢

本市は、島根県の海岸部中央やや西寄りにあり、中国地方最大の川である江の川の河口部に位置する。東は大田市及び川本町、西は浜田市、南は邑南町に接し、日本海に面する海岸部の延長は約19km、北西から南東へ16km、総面積は268.24km²で、その約8割を森林が占めている。

山系は、海岸部に並行して北東から南西に連なる階段構造であり、県境をなす中国山系が1,200m級、中山山系が800m級、最も海岸寄りに500mの連山からなり、いずれも中生代以後の火成岩体である。市内で最も高い西山で593mであり、比較的高い山は市の南東部の大田市温泉津町境及び桜江地域に集まっている。これらの前山として、島の星山を中心とする連山及び大久保山を中心とする連山が乱立している。これらの山は概して急であり、集落間を離間する交通の障害を伴っている。

2 河 川

本市には大小合わせ120余の河川があり、過去の主な自然災害は大雨による河川の氾濫であった。

(1) 江の川

江の川は、その水源を広島県山県郡北広島町大朝阿佐山に発し、三次市において馬洗川、西城川及び神野瀬川を合わせ西流し、本県に入り出羽川を合わせ北流する。邑南町において再び西流に転じ八戸川、都治川などを合わせ本市において日本海に注ぐ。幹川の流域延長194kmのうち島根県側約86km（本市内約31.5km）、流域面積3,870km²（島根県1,250km²）に及ぶ中国第1の河川である。流域は幅が狭く特に兩岸はV字型のため局所的な災害が過去連続的に発生している。

(2) 八戸川

八戸川は、流域延長36.0km、流域面積296.2km²で水源は邑南町南西部の広島県との県境付近に発し北流し、石見街道とともにやや西寄りに流れていく。浜田市旭町で来尾川、谷川を合し、桜江町に入ると八戸ダムを経て東流に転じて家古屋川、日和川を合し、川戸で江の川に注ぐ。流域の幅の広さと比較して江の川との合流点の幅は狭く、緩やかな勾配とあいまって災害時には鉄砲水（急激な増水・出水急激な増水・出水）を起こしやすく、下流域は、江の川の水位上昇によるバックウォーターが生じやすい。昭和47年災害、昭和58年災害、平成25年災害・平成30年災害の際も市山・川戸地区において大規模な浸水被害をもたらしている。

(3) 都治川

都治川は、流域延長15.2km、流域面積51.8km²で水源を大田市温泉津町井田三子山に発し西流し本市に入る。岩滝寺滝をなし、波積町本郷二川地内で南川を合わせ、都治町上都治で北川を合わせ、慈恩寺付近で大きく屈曲し、南流に転じ、松川町下河戸で江の川に注ぐ。都治町下都治付近から江の川合流点まで流域勾配はほとんどなく出水時の江の川の水位の上昇によりしばしば災害に見舞われる。

(4) 敬川

敬川は、流域延長14.5km、流域面積52.2km²でその水源は弓張峠に発し西流し、跡市町小田地内で目田川を合し、旧跡市中学校付近で大きく南流し、金口地内で本明川を有福温泉町堂庭地内で

湯路川を合し、浜田市下有福地内を経て敬川町で日本海に注ぐ市西部で最大の河川である。流域は幅が狭くV字型のため災害が多発し、昭和58年7月23日の豪雨の際、跡市、有福、敬川の各地で大きな災害が発生している。

第2 災害への対応方策

1 風水害

本市は、台風や集中豪雨による被害をたびたび受けており、毎年のように発生する災害に対して、地域の特性と危険要因を整理・分析し、災害の未然防止に努める。そのため、今後の開発計画の検討、河川改修工事や予防治山の促進などについて関係機関、関係団体との協議を行い、住民の安全と生命・財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。

また、災害時における、関係機関、関係団体との連絡体制を拡充し、防災行政用無線などの活用を促進し、市（災害対策本部）から住民に避難等について、的確な指示を送り被害を最小限にとどめるように努める。

2 火 災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防・対応力の高揚に努めるとともに、自主防災組織の確立を推進する。消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、団員の研修及び訓練を実施する。

第3 防災対策推進上の留意点

住民意識及び生活環境の変化や高齢化の進展等の社会構造の変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。特に、次に掲げる項目に留意する必要がある。

1 自主防災の強化

住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。

2 要配慮者対策の推進

ア 防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救援対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細やかな施策を、他の福祉施策との連携のもとに行う必要がある。この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、平常時から避難行動要支援者^(※1)の所在等を把握し、発災後には避難支援等関係者^(※2)が迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

イ 国境を越えた経済社会活動が拡大し、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それ

それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に外国人にも十分配慮する。

ウ 本市は、中山間地が多く高齢化が進んでいる。このため、市は日常から要配慮者の把握に努めるとともに、市全域の危険箇所を把握し、適切な避難が行えるよう配慮して道路整備を図る。

また、即効性のあるマニュアルの作成等、住民の意識啓発を図り防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事に即応できる体制づくりに努める。

(注)

* 1 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

* 2 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。

3 多様な視点に配慮した防災対策の推進

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

また、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

4 災害リスクに関する取組

平成 27 年 3 月に採択された「仙台防災枠組 2015-2030」により、①災害リスクの理解、②災害リスクを管理するリスク・ガバナンスの強化、③強靱化のための災害リスク削減への投資、④復旧・復興過程における「よりよい復興」の 4 つの優先行動を実施し、災害リスク損失を大幅に削減することを目指すとした。

同枠組に基づき、国、公共団体、地方公共団体、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して防災対策を推進するよう努める。

5 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

第4 災害履歴

1 一般的気象

気温、降水量とも穏やかで、山陰型気候のなかでも比較的北九州気候に近く温和であるが、冬期は北西の季節風がかなり強く、曇りがちな天気が続く。

年平均気温の平年値（1991～2020）は、近隣の浜田観測所において、年平均15.7℃、月最高は8月の26.8℃、月最低は1月の6.2℃となっている。

年降水量の平年値（1991～2020）は、1,953.5mmとなっている。

2 災害気象

本市に災害をもたらす気象現象は、梅雨末期の豪雨、台風及び冬の季節風に加え、主に夏から秋

にかけて発生するゲリラ豪雨があげられる。

梅雨はオホーツク海付近に源をもつ冷氣塊と太平洋の暖気塊との境界の前線上を 1000km 位の間隔で低気圧が東進し、平均的には 6 月 10 日頃からほぼ 1 か月間で、6 月と 7 月の雨量合計の平年値は 455.3mm であるが、年によって遅速、長短と雨量の多少がある。昭和 58 年 7 月 22 日 19 時から 23 日 15 時までに 321mm という豪雨に見舞われて市の西部で大きな被害を出した。

また、昭和 63 年 7 月にも、14 日から 15 日 16 時までに 394mm という豪雨に見舞われ、市の中心部から西部にかけて浸水及び山腹崩壊による大きな被害を出した。

台風は太平洋域で発生する熱帯性の低気圧で内形で渦巻状の荒天域を形成し、中心付近で気圧が急に深まることから小さくても強い風雨を伴う。年間に発生する数は平均して 25 個位とされている。日本で台風に見舞われるのは 8～9 月が多い。7 月までは中国大陆に向かうものが多く、10 月になると日本の南海上を通過することが多い。一般に台風が東側を通過するときは、北風が強く大雨になるが西側を通過するときは南風が強く平成 3 年 9 月 27 日台風 19 号が本市の日本海沖を通過したため、瞬間最大風速 47.8 メートルを記録し、市内海岸部に暴風による大きな被害をもたらせた。

寒候期に日本海で低気圧が発生すると、猛烈な風が吹き船舶に与える影響は大である。2 月になると「春一番」と呼ばれる強風がある。これも日本海で低気圧が発達するときに起こるものである。

3 江津市の既往の主な災害

(1) 風水害

年月日	種別	被害状況
昭和 46 年	大雨	【江の川流域氾濫・浸水箇所】 (長田、郷田、千金、太田、八神、田野村、都治、松川、久坪、櫃原、中長良、長良、瀬尻、小松、大口、仁万瀬、谷住郷各地区)
昭和 47 年 7 月 10 日～12 日	大雨	【江の川流域浸水・氾濫箇所】 (渡津、高浜、長田、千金、太田、八神、田野村、市村、久坪、櫃原、中長良、長良、瀬尻、小松、大口、仁万瀬、川戸、谷住郷、下の原、市、船津、妙見谷、天神郷、元折、榎谷、久井谷、田津、和田、大貫、渡田、川越、坂本、鹿賀各地区) 【八戸川流域浸水・氾濫箇所】 (志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区)
昭和 58 年	大雨	【江の川流域浸水・氾濫箇所】 (渡津、高浜、長田、本町、千金、太田、八神、田野村、市村、久坪、櫃原、中長良、長良、瀬尻、大口、仁万瀬、谷住郷、元折、榎谷、久井谷、田津、和田、大貫、渡田、川越、坂本、鹿賀各地区) 【八戸川流域浸水・氾濫箇所】 (志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区)
昭和 63 年	大雨	【江の川流域浸水・氾濫箇所】 (小松、大口、仁万瀬、川戸、谷住郷、下の原、市、船津、妙見谷、天神郷、本町、市東、元折、榎谷、久井谷、田津、和田、大貫、渡田、川越、坂本、鹿賀、志谷、) 【八戸川流域浸水・氾濫箇所】 (志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区)
平成 25 年 8 月 23 日～25 日	大雨	総雨量 474 mm 【敬川流域の浸水・氾濫箇所】 (有福温泉湯町・堂庭、跡市町目田) 【八戸川流域の浸水・氾濫箇所】 (志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区)

平成 30 年 7 月 5 日～8 日	大雨	総雨量 158.5 mm (桜江観測所)、370.3 mm (津名観測所 (広島県)) 浜原ダム 最大放流量 毎秒 7,260 トン 江の川本流のバックウォーター現象により、八戸川・小谷川・田津谷川・都治川流域等で浸水・氾濫
令和 2 年 7 月 13 日～14 日	大雨	総雨量 144.5 mm (アメダス桜江) 浜原ダム 最大放流量 毎秒 6,871 トン 【江の川流域浸水・氾濫箇所】 (松川町太田、上河戸、下河戸、長良、川平町南川上、桜江町川戸、後山、谷住郷、田津、大貫、川越) 【八戸川流域浸水・氾濫箇所】 (桜江町今田、小田)
令和 3 年 8 月 12 日～14 日	大雨	総雨量 214 mm (アメダス桜江) 浜原ダム 最大放流量 毎秒 5,108 トン 八戸ダム 最大放流量 毎秒 242.93 トン 【江の川流域浸水・氾濫箇所】 (渡津町、川平町南川上、松川町上河戸、下河戸、長良、桜江町川戸、谷住郷、田津、大貫、川越) 【八戸川流域浸水・氾濫箇所】 (桜江町今田)

(2) 雪災害 〈過去に江津市で発生した雪災害〉

年月日	被 害 状 況	記 事
昭和 38 年 2 月	江津地区 家屋の倒壊 8 戸 家屋の半壊 18 戸 非住家の全半壊 13 戸 被害金額 45,000 千円 (昭和 38 年 2 月 20 日現在) 桜江地域 被害金額 75,000 千円	波積、松川、川平、井沢、清見、福田、本明などでは最高3.5m ないし 4.0m の積雪となった。 雪の重みにより、破損する家屋が続出し、2 月15日災害救助法を適用された。
昭和 57 年 1 月 16 日 ～ 1 月 19 日	農作物 9,524 千円 果樹等樹体 8,343 千円 農業施設 500 千円 畜産 600 千円 造林木 3,638 千円	17 日県下全域にわたって 0.3m～1.0m の大雪となり、さらに、19 日朝にかけ 0.3m～0.4m の積雪となった。

第5章 災害被害想定

第1 風水害

江津市においては、既往の風水害のうち、最大規模であった平成25年（2013年）8月23日～24日にかけての大雨と同程度の豪雨に加え、平成3年（1991年）9月27日～28日にかけての台風第19号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を想定災害とし、本計画において想定される豪雨及び台風の概要は、以下に示すとおりである。

【想定される豪雨・台風の規模等】

想定災害	平成25年8月23日からの大雨	台風第19号（平成3年9月27日～28日）
気象概況	○日最大1時間降水量 92.5mm（桜江）24日03時21分 ○最大24時間降水量 413.5mm（桜江）24日 ○総降水量 474.0mm（桜江）23日8時00分 から25日15時00分まで	○最大瞬間風向・風速 56.5m/s（松江）WNW 27日23時04分 ○最大風速・風向 28.5m/s（松江）W 27日23時00分 ○総降水量 54.5mm（浜田） 26日18時40分から28日8時30分まで

第2 流出油事故

過去の流出油事故の事例やタンカー・船舶等の航行状況を踏まえ、海洋、沿岸または河川において、防災関係機関、漁業関係者等官公民の関係者が連携して防除措置を講じなければならない量の重油が流出したことにより、漁業資源、海岸、河川管理施設、水道・農業用水等への被害が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

第3 海難・水難事故

海洋において、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難・水難事故が生じ、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合を想定する。

第4 航空災害

航空運送事業者の運行する航空機が、市内の山林及び周辺海域等に墜落したこと等により、多数の死傷者等が発生した場合を想定する。

第5 道路災害

風水害、雪害、地震その他の災害によりトンネル等の道路構造物が被災し、そのために道路通行車両等が被害を受けた場合、濃霧・着雪等の自然現象の急変により衝突が生じた場合、またはトンネル

内で多数の車両が衝突し、火災が発生するなど大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生し、沿道施設などにも被害が生じる程度の事故災害を想定する。

第6 危険物等災害

危険物の漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

第7 大規模な火事災害

島根県地域防災計画（震災編）における地震火災（宍道断層の想定地震による。）と同様の規模の火災が生じた場合を想定する。

これによると、火災の想定条件は、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後6時）の出火で、このほか強風乾燥下のもとでの大規模火事災害についても想定する。

第8 林野火災

強風、乾燥のもとで、焼失面積が20haを超えるきわめて大規模な林野火災となり、そのために他の都道府県、消防機関、自衛隊等から空中消化活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難指示等を出すなどの対応が必要となる程度の災害を想定する。

第9 鉄道災害

信号無視等の原因による単線上の列車同士の衝突事故や落石、土砂崩れ、雪崩、車両故障、踏切横断や道路からの転落による自動車との接触等の原因による列車の脱線・転覆事故等が発生し、乗客、沿線住民、施設等に多大な被害が生じた災害、また、山間部等の事故発生により救出・搬送が困難、あるいは死傷者が多数発生するなどのため消防機関や自衛隊への応援要請が必要となり、複数の病院が受入体制をとる必要が生じる程度の災害を想定する。

第10 雪 害

昭和38年1月豪雪と同規模の雪害で、降雪のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、または交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

昭和38年1月豪雪では、昭和37年12月30日から、翌年2月6日まで39日間連続降雪により、記録的な豪雪を観測し、島根県下の被害は、次のとおりである。

- 人的被害 死者33人、負傷者53人
- 住家被害 全壊204棟、半壊455棟、一部損壊1,094棟
- 非住家被害 全壊555棟、半壊433棟
- 罹災世帯 577世帯（罹災者2,237人）

第6章 関係機関等の処理すべき防災事務または業務の大綱

第1 関係機関等の処理すべき防災事務または業務の大綱

江津市、江津邑智消防組合、江津市の区域を管轄する指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務または業務を通じて、江津市の地域に係る防災に寄与するものとし、各機関が防災に関して処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名		処理すべき防災事務または業務の大綱
江 津 市		(1) 江津市防災会議及び江津市災害対策本部に関する事務 (2) 江津市の地域に係る災害予防、災害応急対策の実施 (3) 江津市の管理に属する施設の災害復旧
江津邑智消防組合 (消防署)		(1) 市の区域の防災に関し、江津市、指定地方行政機関、指定公共、指定地方公共機関の処理するものを除く消防及び救助に関する業務
島 根 県		(1) 島根県防災会議に関する事務 (2) 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 (3) 災害予防、災害応急対策の実施 (4) 県の管理に属する施設の災害復旧
指定地方行政機関	浜田海上保安部	(1) 海難救助 (2) 海洋の汚染の防止 (3) 海上における公安警備 (4) 海上災害防止に関する防災思想の普及 (5) 海上における安全確保、船舶交通の規制
	国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所	(1) 直轄河川、一般国道指定区間の防災管理及び災害復旧に関すること (2) 国土交通大臣が指定した河川区域における水防警報の発表通知に関すること (3) 国土交通大臣が指定した河川における洪水予報の伝達に関すること (4) 災害に関する情報の収集及び伝達 (5) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応（緊急災害対策派遣隊の派遣）の実施
	松江地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
	中国四国農政局松江地域センター	(1) 主要食料の売渡し等
	島根県企業局西部事務所	(1) 江の川水道の給水管理 (2) 八戸ダムに係る発電所管理
	浜田県土整備事務所	(1) 災害時の管内県機関に関わる応急対策の実施に必要な総合調整 (2) 災害時における情報収集及び伝達 (3) 市と県庁との連絡調整 (4) 管内区域の県管理の土木施設及び農林土木施設の被害調査、災害応急対策及び災害復旧 (5) ダム施設の防災管理
	浜田保健所	(1) 災害時における管内区域の保健及び環境衛生対策

機 関 名		処理すべき防災事務または業務の大綱
	西部農林水産振興センター	(1) 管内区域の県管理の農作物等の応急対策及び災害復旧 (2) 水産関係被害状況の把握及び報告に関すること (3) 漁業共同施設の災害に関すること (4) 漁港の災害対策に関すること (5) 災害時（津波災害）における漁船に関すること (6) 家畜・畜産物等の応急対策及び災害復旧
	江津警察署	(1) 災害情報の収集、伝達 (2) 被害者の避難誘導 (3) 被害者の救出、救助 (4) 行方不明者の捜索、死体捜索、見分 (5) 交通秩序の維持その他地域安全対策
指定公共機関	江津郵便局	(1) 郵便物の適正迅速な受配 (2) つなぎ資金融通等
	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保
	西日本電信電話株式会社島根支店	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 (2) 緊急を要する電話通話の取扱い
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社島根営業所	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	KDDI株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	株式会社N T T トコモ中国支社島根支店	(1) 電気電信施設の防災管理及び応急復旧 (2) 災害非常通信の確保 (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧
	ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	日本赤十字社	(1) 医療、助産等救助保護の実施 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集及び配分
	日本放送協会	(1) 気象等予報及び警報の放送 (2) 災害応急対策等の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	西日本高速道路株式会社	(1) 管理道路等の防災管理及び災害復旧 (2) 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 陸路による緊急輸送の確保
	中国電力株式会社 中国電力ネットワーク株式会社	(1) ダム施設等の防災管理及び災害復旧 (2) 電力供給の確保
指定地方公共機関	石見交通株式会社	(1) 陸路による緊急輸送による確保 (2) 運航船舶の安全管理及び事故対策
	株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン放送株式会社 日本海テレビジョン放送株式会社 株式会社F M山陰	(1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	一般社団法人 島根県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	公益社団法人 島根県看護協会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	一般社団法人 島根県L P ガス協会	(1) L P ガス施設の防災管理と災害復旧 (2) L P ガスの供給
	石見ケーブルビジョン株式会社	(1) 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 (2) その他災害に関する広報活動
	江津市土地改良区	(1) 各土地改良区域内の水門、水路、溜池等の施設の防災管理及び災害復旧 (2) 各土地改良区内の湛水の防除

機 関 名		処理すべき防災事務または業務の大綱
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	島根県農業協同組合	(1) 緊急物資の調達 (2) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (3) 被災組合員に対する融資またはそのあつせん
	江津市森林組合 邑智郡森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあつせん (3) 民有地に対する防災林育成の指導及び山崩れ危険箇所の調査に対する協力
	漁業協同組合 J F しまね 浜田支所江津出張所 江川漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあつせん (3) 津波、気象等の予・警報の伝達及び非難誘導についての協力 (4) 流出油の防除 (5) 流出油事故により被害を受けた組合員の補償請求対策
	江津商工会議所 桜江町商工会	(1) 物価安定についての協力、徹底 (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あつせん (3) 被災会員に対する融資のあつせん
	病院等経営者	(1) 負傷者等の医療並びに助産、救護についての協力
	一般運輸業者	(1) 陸路による緊急輸送についての協力
	江津市社会福祉協議会	(1) 救助対象者の調査についての協力 (2) 生活困窮者に対する世帯更生資金の融資のあつせん
	金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
	学校法人	(1) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧 (2) 被災者の一時受入れ等応急措置についての協力
	危険物関係施設管理者	(1) 危険物の保安措置
	L P ガス取扱機関	(1) L P ガス施設の防火管理 (2) L P ガスの供給

第2 防災関係機関の責務

1 江津市の責務

江津市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な自治体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市地域防災計画を作成し、実施する。

また、消防機関、水防団及び自主防災組織等の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるとともに、消防機関、水防団等は相互に協力しなければならない。

2 国の責務

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画等を作成し、実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等における業務の総合調整を行い、災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

また、県及び市の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

3 県の責務

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施するとともに、市及び指定地方公共機関における業務の総合調整を行わなければならない。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をする。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災業務計画を作成・実施し、市の地域防災計画の実施が円滑に行われるよう協力する。

また、その業務の公共性または公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の責務

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

7 住民及び事業者の責務

住民及び事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて本市防災行政に寄与するとともに、市が行う各種防災業務及び災害対応業務について、自発的に協力する。

(1) 住民の責務

ア 「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの自助、共助の観点に立ち、日頃から自主的に災害等に備える必要がある。

イ 防災ハザードマップ等を活用して、防災情報の伝達経路や災害の種類、避難時の心得などについて各家庭で話し合い、マイタイムラインの作成や家具転倒防止等安全対策を図ること、自助における減災に努めること。

ウ 住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること。

エ 防災ハザードマップ等を利用して、災害における地域の特性を踏まえ、危険箇所の把握や避難場所や避難路の確認をすること。

オ 防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するように努めること。

カ 風水害等に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業者の責務

ア 食料、飲料水、生活必需品または役務を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、国、県、市が実施する防災施策に協力するよう努めなければならない。

イ 事業者（管理者）は、市及びその他の行政機関が実施する防災業務に協力するとともに、事業の実施に際しては、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移

動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第7章 計画の運用等

第1 平常時の運用

各防災機関は、平常時において、本計画の目的及び基本方針に基づき、予防計画で定めた防災業務を遂行するとともに、普段の危機管理や防災に関する調査研究、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・研修、防災訓練の実施などを通して計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。

1 基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

市及び防災関係機関は、各種施策・事業の実施にあたり、当該施策・事業が本計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものであるかを点検し、必要に応じて施策・事業の修正に努める。

また、市及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行う。

2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアルの整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。そのため、市及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じた計画運用のためのマニュアルの作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証を行う。

また、計画、マニュアルの定期的な点検を行い、点検や訓練から得られた防災関係機関の調整に必要な事項や教訓等を反映させる。

市は、県及び他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する各種計画の作成、対策の推進を図るよう努める。

第2 災害時の運用

発災時は、本計画の災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第2編 風水害対策計画

第1章 風水害予防計画

本市における周到でかつ十分な風水害予防対策を推進するための計画の構成は、以下のとおりである。

第1 災害に強いまちづくり

風水害による被害を予防し、被害が及ぶ範囲を最小限に止めるよう、災害に強いまちづくりを実現する必要がある。

そのため、市及び防災関係機関は、浸水・波浪災害の予防、土砂災害の予防、都市構造の防災化、建築物・公共土木施設等の安全化、農林漁業施設災害の防止等の各種防災事業等を推進するとともに、老朽化した社会資本について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第2 風水害応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備

災害時に迅速・円滑で効果的な応急対策活動を実施するため事前の整備をしておく必要がある。そのため、まず、災害対策本部の設置要領や風水害時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、気象等の警報等及び被害情報等の収集・伝達体制、広報体制を整備しておく。

また、避難予防対策、消防活動、救出・救急活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送等の応急対策実施体制を整備しておく。

さらに、広域防災拠点等の防災施設、装備、緊急輸送ネットワーク等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化などに努めるとともに、物資及び資機材等の備蓄・調達体制の整備により、食料、飲料水、燃料、生活必需品等の確保・供給活動に備える。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達する暇がないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。そして、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について、住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第3 防災教育の推進

風水害災害に際して、人的被害を最小限とし、生活上の制約（障害）を解消するためには、日頃から防災機関職員及び住民等の防災意識の啓発や防災行動力の向上に関する施策の推進が不可欠である。

そのため、消防団、防災士、自主防災組織等の育成・強化、災害ボランティアの活動環境の整備、防災機関職員及び住民等に対する防災教育、防災訓練の充実、要配慮者の安全確保に関する対策を推進するとともに、各種調査研究を実施する。

第1節 浸水・波浪・高潮災害の予防

雨、台風のような気象条件のもとで多雨、集中豪雨、強風などにより河川の氾濫や海岸での高波が発生し、流域や沿岸の人家等に被害を及ぼすおそれがあります。本市は、一級河川の江の川を有しており、これまで昭和47年、58年には甚大な被害が発生しています。また、地勢上から中山間地の急傾斜地域や急流河川が多く、水源地帯では、ほとんどの地域において保水力に乏しく、日本海に直接流入する河川では流砂により河床が上昇しています。

また、沿岸部を抱える地形条件から、冬の季節風や台風などにより波浪、高潮等の被害を受けるおそれがあります。このため、被害を受けやすい区域について、危険区域の指定を検討し、必要な河川堤防、海岸・護岸施設等の整備事業を実施するよう努め、従来から実施されているものについては、必要な措置を講ずるものとします。また、これまでの水害経験を活かした官民協働での予防対策を推進します。

■主な実施担当	土木建設課	・	農林水産課		
■防災関係機関等	島根県河川課	・	港湾空港課	・	浜田県土整備事務所
	国土交通省浜田河川国道事務所				

第1 河川等氾濫の防止対策

水防計画の策定にあたっては、洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

1 河川等の重要水防区域及び危険な箇所の把握、周知

(1) 現 況

河川等の重要水防区域及び危険な箇所の現況については、「江津市水防計画」参照。

(2) 対 策

市は、江の川・新川・敬川・水尻川・和木川・都治川・八戸川などの危険な箇所について、防災ハザードマップを作成し、住民への周知に努めるとともに、市独自に、河川等の災害危険性等に関する以下の状況を把握し、その結果を必要に応じ、関係地域の住民に周知に努める。

また、中小河川や雨水出水による浸水に対応した防災ハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数かつ多数の者が利用する施設）における浸水被害を防止するため、作成したハザードマップを地下街等の所有者または管理者へ提供する。

以下に示す施設について、市は、市地域防災計画において、当該施設の名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

ア 浸水想定区域内の地下街等（地下以外その他地下に設けられた不特定多数数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。

地下街等の所有者または管理者は、自衛水防組織を置き、避難計画の作成及び避難訓練を実施する。

イ 要配慮者利用施設（主として要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、自衛水防組織を置くように努め、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する（避難についての詳細は、本章第9節「避難予防対策」を参照。）。

また、避難確保計画を作成または変更した時は、市長に報告する。

ウ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの。

大規模工場の所有者または管理者は、浸水防止の計画を策定し、訓練の実施や自衛水防組織を置くように努める。

2 河川等氾濫の防止施設の整備の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

江の川や支川に氾濫防止施設未整備の箇所がある。八戸川では日和川の合流地点で天然護岸が崩れ、敬川も河口部閉塞、都治川は土砂の流入で河川堆積し河川断面が狭くなっている。こうした市内の河川の整備を県等に要望し推進していく。

施設の概要については、「江津市水防計画」参照。

(2) 河川及び治水施設等の整備方策

市内の河川については、過去の洪水（昭和58年、平成25年の災害規模）に対応できるよう整備に努める。

(3) 水防資器材等の整備の推進

水防資器材等の整備状況及び整備計画については、「江津市水防計画」参照。

3 浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工事等における取組の促進

以下に示す施設について、浸水想定区域内にある場合、市は、市地域防災計画において、当該施設の名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法等を定める。

(1) 浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。

(2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。（資料編2-13「要配慮者利用施設一覧」参照）

(3) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者または管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

また、以下についての取組が必要である。

ア 地下街の所有者または管理者は、自衛水防組織を置き、避難計画の作成及び避難訓練の実施

イ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、自衛水防組織を置くように努め、避難計画の作成及び避難訓練の実施

ウ 大規模工場等の所有者または管理者は、浸水防止の計画を策定し、訓練の実施や自衛水防組織を置くように努める。

エ ア～ウに係る計画を作成または変更したときは、市へ報告する。

第2 波浪、高潮災害の防止対策

本市は、沿岸部を抱える地形条件から、冬の季節風や台風などによる波浪、高潮等の被害を受けやすい箇所があり、それらの箇所について、必要な海岸・護岸施設等の整備事業を実施するよう努め、従来から実施されているものについては、必要な措置を講ずる。

1 海岸における危険予想箇所の把握

本市には、沿岸部があり、波浪災害の影響を受けることがある。

危険な箇所については、市は、県において把握している海岸における危険な箇所（海岸）について、住民への周知に努める。

2 海岸保全施設整備の推進

現在、和木波子海岸の浸食が激しく、高波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備に努め、また、既存施設の点検を行い、特に重要な施設については改修等の対策を講ずる。その他、海岸環境にも配慮しつつ、波浪の静穏化を図り海岸の侵食防止と波浪の被害から海岸を防護する。

海岸管理者及び港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進する。

ア 護岸整備事業の促進

和木、波子海岸については、人工リーフや護岸が整備されているが、十分とは言えないので、引き続き整備を推進する。

イ 保安林の整備

平成19年度から築堤及び保安林整備を県と連携して推進している。

第2節 土砂災害の予防

土砂災害には、山崩れ、崖崩れ、地すべり、土石流、落石などがあります。これらの現象を整理すると、斜面崩壊（落下により移動）、地すべり（滑動）、土石流（流動）に区別されます。

斜面崩壊等を引き起こす誘因として、降雨、融雪、地震等があります。特に、梅雨前線や台風等の集中豪雨などにより発生するケースが多いが、洪水等に比べ、ひとたび斜面崩壊等が発生すると一瞬にして周辺住民、施設等に対し、多大な人的・物的被害をもたらす危険性があります。

本市では、土砂災害防止法に基づき、平成18年度及び平成19年度に土砂災害警戒区域の指定がなされました。

土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行い、危険度の高い区域の把握と周辺住民への周知に努め、警戒避難体制の整備等による予防対策に努めます。

また、土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を必要とする施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるこれらの施設の名称及び所在地を定めます。

また、土砂災害発生危険度の高い箇所から、砂防法・地すべり等予防法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の指定を受け、各種砂防事業を推進します。

■主な実施担当	土木建設課 ・ 事業推進課 ・ 農林水産課 ・ 総務課
■防災関係機関等	消防本部 ・ 浜田県土整備事務所 ・ 西部農林水産振興センター 松江地方気象台

第1 土砂災害警戒区域等の把握と周知

土砂災害警戒区域等を把握し、住民に周知徹底する。

1 危険箇所の把握、周知

市は、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）、土砂災害警戒区域（地すべり）及び、土砂災害警戒区域等（土石流）等の資料を整備するとともに、市地域防災計画に組み込み周辺住民に対し、周知に努める。

2 危険度の高い区域の早期発見とパトロールの実施

- (1) 危険度の高い区域の住民においては、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。
- (2) 該当の地すべり防止区域等について市は巡視を行い危険の発見に努める。

第2 災害発生事前情報の収集体制の整備

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁りまたは量の変化、崖の亀裂、小石の落下などの情報などを、住民から市等へ連絡するための体制整備を検討する。

第3 警戒・避難体制の整備

市は、災害発生の防止のため危険度の高い急傾斜地の周辺においては危険性を示す標識の設置及

び保全・管理に関する住民への指導を実施する。また、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行い、崖崩れ発生の危険度を判定し、住民の避難を促す。

また市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊のおそれがある場合の避難先に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）を配布するなど必要な措置を講じる。

(1) 警戒情報の活用

これまで使用してきた土砂災害警戒情報や大雨警報に基づいて、警戒区域の警戒避難の判断を行う。また、土石流は、土砂災害危険度情報等を参考に判断を行う。

(2) 警戒避難を迅速にするための避難の3種類の活用

土砂災害警戒情報や土砂災害危険度情報での避難情報の発表や、時系列的な勧告等までの統一した体制を整備する。

(3) 住民同士のネットワークの構築

要配慮者の避難の迅速性や安全性をかんがみ、地域福祉の観点から「地域支援ネットワーク」を構築し、住民同士の連携を強化する。地域支援ネットワークは民生児童委員・自主防災組織・消防団・ボランティア等で構成し、福祉と防災の両面での支援を検討していく。

(4) 指定緊急避難場所の見直しと安全点検

各地区の指定緊急避難場所を点検し、警戒区域内の指定緊急避難場所等については、災害の種類によって避難場所を変えるなどの検討を行う。

第4 土石流・地すべり・崖崩れ等災害対策事業の実施

1 治山事業

治山事業は、主として国及び県において計画、実施しているが、市においてはこれが事業の早期完成のため、各分野において積極的に協力し災害予防に努める。

2 防災林事業

山林のうち特に民有地について、山腹崩壊及び雪崩発生等の危険がある箇所または風害の危険がある箇所について調査をなし、保安林指定について山林所有者にその必要性を啓発し、併せて県に対し、指定手続を依頼する。

また、伐採跡地についても山林所有者に対し植林を促し防災機能を強化する。

3 砂防・地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊対策事業

(1) 砂 防

上流山地の崩壊浸食によって砂礫が生産される急峻な溪流中、砂防堰堤等の必要な河川及び既設の砂防堰堤のうち、満砂の状態にあるものについては、早急にその予防措置を実施するよう努める。また砂防工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者関連施設を優先する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(2) 地すべり防止事業

地質、地勢及び地下水の関係により、地すべりを誘発し災害が発生する危険がある地域については、早急に対策を構ずるよう努める。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

都市化の進展等に伴い、新たに災害危険の予想される地域等について危険度を把握するため、すでに調査している箇所以外においても調査を進め、より一層の危険箇所の把握に努める。

急傾斜地資料を整備し、市地域防災計画に組み込み、周辺住民等に周知徹底を図る。

市は、周辺住民に対し、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）・指定緊急避難場所及び指定避難所・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。

また急傾斜地崩壊対策工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者関連施設を優先する。

なお、危険度の高い急傾斜地では、崩壊を助長するような行為が制限される。

4 住宅移転の促進等

市は、危険度の高い急傾斜地について急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域（建築基準法第39条第1項）として指定する。当該災害危険区域内において、住宅等の建築制限を行う。また、土砂災害防止法及び崖条例に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業（崖地近接等危険住宅移転事業）の促進を図る。

第5 土砂災害警戒区域における対策

1 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を図る。

ア 土砂災害に関する情報等の収集及び伝達、予報または警報の発表及び住民への伝達に関すること

イ 避難場所及び避難経路に関すること

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項（第2編第1章第22節「防災訓練 第2個別訓練」参照）

エ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地（前節「要配慮者施設一覧」参照）

オ 救助に関すること

カ アからオに掲げるもののほか、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関すること

2 防災ハザードマップによる周知

市は、土砂災害警戒区域や避難場所等を記載した防災ハザードマップを作成し住民に周知する。

土砂災害警戒情報の補足情報（土砂災害危険度情報）

相当する警戒レベル	危険度	危険度が示す状況と対処方法
警戒レベル4相当	すでに基準値超	現在の降雨指標が、土砂災害発生基準値を超過した状態 命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生しているもおかし くない極めて危険な状況 (避難していない場合は身の安全の確保が必要)
	1時間以内に基準 値超過	降雨指標が、今後1時間以内に土砂災害発生基準値を超過する と予測される状態 土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 (危険な場所から避難を完了しておく必要がある)
	2時間以内に基準 値超過	降雨指標が今後2時間以内に土砂災害発生基準値に到達すると 予測される状態 土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 (危険な場所から避難する必要がある)
警戒レベル3 相当	3時間以内に基準 値超過	降雨指標が、今後3時間以内に土砂災害発生基準値を超過する と予測される状態 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 (避難に時間要する高齢者等は避難の開始を、それ以外の者は 避難の準備が必要な状況)
	警報	大雨警報（土砂災害）の発表基準 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 (避難に時間要する高齢者等は避難の開始を、それ以外の者は 避難の準備が必要な状況)
警戒レベル2 相当	注意	大雨注意報の発表基準 土砂災害への注意が必要 (ハザードマップ等で避難行動を確認)

第3節 都市構造の防災化

災害の拡大を防ぎ、または被害を軽減することのできる風水害に強いまちづくりを推進するため、関係各課、関係機関は、都市等の基盤整備を進めるなど、防災環境を整備するための事業を実施してきたが、より一層の整備を進めるため、それらを総合調整して実施していく。

また、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめとして、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、風水害等に備えた安全な都市環境づくりを目指す。

■主な実施担当 土木建設課 ・ 都市計画課
■防災関係機関等 浜田県土整備事務所 ・ 国土交通省浜田河川国道事務所

第1 防災的な土地利用の推進

1 土地区画整理事業の推進

近年の都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤施設の整備の立ち遅れや、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発等が行われてスプロール化が進行している箇所がある。また、老朽化した建築物の多い木造密集市街地については、出火による被害が予想される。

市は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、防災拠点との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備により、安全な市街地の形成を図る。

2 市街地再開発事業の推進

近年の都市化の進展に伴い都市部及び周辺地域において災害危険性が增大しているが、再開発事業を活用し、建築物の共同化、不燃化等を促進することにより避難先及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて地域の防災活動の拠点整備を図る。

実施にあたっては、市から関係権利者等へ事業の目的、効果等の周知を図り、都市再開発法に基づく市街地再開発組合等の民間活力を活用し実施する。

3 新規開発に伴う指導・誘導

市は、造成地に発生する災害など新規開発等の事業に際しての災害の防止については、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施行に関する指導監督を通じて行う。また、次に挙げる各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を実施する。特に、都市計画法に基づく許可を要する開発行為について、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域内においては、自己居住の用に供する目的で行うもの以外は原則として認めない。

また、宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

なお、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(1) 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条に基づき指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に

努める。

(2) 危険住宅の移転促進

本章第2節「土砂災害の予防」を参照。

4 盛土による災害の防止

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において市地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

5 道路の冠水の防止

市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

第2 防災空間の確保

1 道路、公園等の整備

(1) 道路の整備

道路は、住民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時には、緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、都市内の道路については多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園や緑地は、都市内の緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における避難先・避難路、延焼遮断あるいは救護活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。市は、都市公園法、都市緑地法等に基づき、これらの都市公園等の計画的な配置・整備を積極的に推進するとともに緑地の保全を図る。

また、農村公園は、農村の総合整備の一環として農業者等農村居住者の健康増進と憩いの場を提供し、併せて生活環境・自然環境に資することを目的とするほか、災害時には避難先として防災上重要な役割を持っていることから、市はこの維持管理に努める。

2 共同溝等の整備

市及び国、県は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容する共同溝等の整備を推進する。

3 都市防災構造化対策の推進

市は、都市地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。また、安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難先・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な都市整備事業を実施し、都市の防災構造化対策を積極的に推進していく。

第3 工作物対策

1 擁壁の安全化

道路面において擁壁を設置する場合においては設計時に安定性を考慮することになっているが、市は、適宜、道路防災総点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施する。

2 ブロック塀等の安全化

市は、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について引き続き指導し、併せてパンフレットの配布等を実施する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

市は、既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を実施し、窓ガラス等の落下物によって被害を及ぼす危険性の高い市街地等については、特に指導に努める。

第4節 建築物・公共土木施設等の安全化

風水害等の災害時には、災害の状況により、浸水、斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想されます。特に、庁舎、医療機関、学校等の防災基幹施設、都市・地域生活の根幹をなす電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、道路・橋梁、鉄道、空港、港湾・漁港施設等の交通施設及び河川、砂防、治山等のその他公共土木施設が被害を受け機能を失うことになると極めて大きな影響を受けます。このため、建築物の安全性を確保し、災害に強い公共施設等を整備することにより、建築物・公共土木施設等災害の防止対策を推進します。

■主な実施担当	総務課 ・ 都市計画課 ・ 水道課 ・ 下水道課 ・ 事業推進課 人権啓発センター
■防災関係機関等	浜田県土整備事務所 ・ 中国電力㈱ ・ 中国電力ネットワーク㈱ 西日本電信電話㈱ ・ LPガス事業者 ・ その他関係機関

第1 建築物の災害予防

1 防災基幹施設の安全化

市の庁舎（出先を含む。）、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館等の防災基幹施設は、風水害等の災害時においては、応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることもある。このため、市及び関係機関は、これら施設の安全化を図り、機能を確保する。

また、庁舎、医療機関等の施設については、大雨・台風等に伴う浸水に対する予防措置を施すとともに、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

さらに、市は復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を行う。

2 社会福祉施設、医療施設等

市及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。また、消防本部と連携して防火・防災指導を実施する。

また、市は、文化財保護のための防災対策に努める。

3 空家対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

近年、老朽化した空家の瓦、窓ガラス等の破損による苦情及び被害が多くなっている。私有建築物は住民の管理責務であるため、所有者に対して徹底した指導を行う。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部または一部の除却等の措置を行う。

第2 まちの不燃化

1 防災指導等による不燃化、安全化等の促進

市は、次のように一般建築物の不燃化、安全化等を促進する。

(1) 一般建築物に対する防災指導

ア 建築確認審査による指導・誘導

建築基準法等に基づく建築確認を通じて、建築物や敷地等が安全となるよう指導を行う。

イ 災害危険区域内における防災指導及び建築制限

高潮、出水等による危険の著しい区域及び急傾斜地崩壊危険区域のうち急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を建築基準法第39条第1項の災害危険区域に指定し、区域内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。その他は、本章第2節「土砂災害の予防」を参照。

ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

土砂災害危険区域を中心に、崖崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導する。

エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（崖上、崖下等）であり、または衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。

オ 違反建築物の取締り

違反建築、無確認建築等を摘発し、適正な指導を実施する。

カ 都市建築物の環境整備等

- a 地域地区の指定のない都市について、指定の促進を図る。
- b 道路位置指定、土地区画整理、共同建築等を指導、助長し宅地の計画的な環境整備を図る。
- c 建築基準法に基づく総合設計等の促進を図る。

(2) 老朽化した既存建築物に対する改修指導

建築年次が古く、老朽化の進んだ既存建築物については、安全性が確保されていないなど問題のあるものがある。既存建築物の安全性向上のため、老朽化した建築物の改修等についての指導を実施する。

また、これら施設の被害は、地盤高や周辺の河川・斜面等の状態にも影響されるため、風水害等の災害危険の高い区域については、特に重点的な安全化対策が必要となる。

2 住民等への意識啓発

市は、市民住民に対し、次の意識啓発を行う。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認等を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について普及啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。このほか、パンフレットの配布、防災講習会等を実施することにより不燃化等の必要性を啓発する。

特に、老朽化した建築物の改修等についての普及啓発を図る。

(2) 危険地域の住宅等の安全性確保のための啓発

土砂災害警戒区域等を積極的に開示するとともに、崖崩れや浸水その他災害が予想される危険地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置について啓発し、また、崖地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象にならない住宅に対し移転促進のため、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

3 特殊建築物等の安全化

(1) 特殊建築物の不燃化等

建築基準法第6条第1項第1号に規定された特殊建築物（不特定の人が集まる施設、病院、学校、旅館・ホテルなど多数の人が滞在する施設や自動車車庫等火災の危険性が高い施設など）の

安全性を推進するため、建物の不燃化等を進める。

(2) 特殊建築物の定期報告

(1)の特殊建築物については、所有者または管理者が建築士等に定期的にその敷地、構造及び設備の状況について調査・検査をさせ、その結果を定期報告し、安全確保を図る。

(3) 特殊建築物の定期的防火検査の実施

(1)の特殊建築物について、「建築物防災週間」において消防署等の協力を得て、防火点検を実施するとともに、年間を通じてパトロールを実施し、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づく防火上、避難上の各種改善等、建築物の安全確保に対して積極的な指導を実施し、防災対策を推進していく。

第3 ライフライン施設の安全化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油、LPガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン関連施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

1 電気施設の安全化

中国電力㈱、中国電力ネットワーク㈱、電気事業者は、施設の現況把握を努めるとともに、防災計画を策定する。

2 ガス施設

LPガス事業者は、次のとおり、災害予防のため、LPガス施設について安全性に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により災害予防対策を推進する。

(1) 新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の事項の整備を行い、安全化に努める。

ア LPガス設備全般について、安全性が確保できるよう整備を進める。

イ 容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。

(2) 風水害等による二次災害を防止するため、一般消費者に対して、特に高齢者にはわかりやすく、災害時には速やかな対応ができるよう、次のような啓発を行う。

ア 災害発生時の初期防災活動等について記したパンフレット等を配布し、内容について説明する。

イ 災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があった時は販売事業者の点検を受けるよう指導する。

ウ 災害発生時は、火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

3 上水道・簡易水道施設

江津市水道課は、地域の状況などを考慮しながら、計画的に安全策を推進していく。

(1) 取水・配水施設の整備

配水タンクは大半が昭和50年代後半から60年代後半に建設した施設で、簡易水道総合整備事業で3基新たなタンクを17年度に設置した。また、松平簡易水道の配水タンクが老朽化しており、改修計画に基づいて実施していく。

取水では有福水源地が敬川から取水していたが、統合整備事業で市上水と統合して県水供給に

変更した。なお、敬川からの取水は予備水源として確保しておく。

(2) 送水管及び配管の整備促進

送水管及び配水管は被害を最も受ける施設であり、特に経年化した管路については、更新を図る。

(3) 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の整備

情報伝送設備や遠隔監視・制御設備・自家発電設備等を整備する。

(4) 給水装置や受水槽の安全化推進

水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の安全化を推進する。

(5) 緊急遮断弁の整備

配水池の容量は、12 時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するように努める。

(6) 貯水機能の強化

避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備し貯水機能を強化する。

(7) 水道の広域化

水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。

4 下水道施設

(1) 雨水対策

平成 21 年度までは都市下水路事業として雨水排水路を整備してきており、浸水区域 205ha の内 187ha を解消した。今後は公共下水道の雨水渠として整備し、更なる浸水区域の解消を図る。

また、下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持または修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

(2) 雨水対策事業での整備促進

敬川等は、河口閉塞により水位が上がり排水ができない場合がある。こうした地区は都市下水路ごとに100%の達成ではないため、今後は、公共下水道事業の雨水対策で取り組む。

5 通信施設

電気通信施設の災害対策は、電気通信役務を提供している重大な使命にかんがみ、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組んでいく。

また、電気通信設備の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、西日本電信電話株式会社の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と施設の早期復旧を図る。

6 災害発生時の応急体制の整備

(1) 基本的事項

ライフライン等施設に災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

(2) 防災組織の整備

ア 防災組織の整備

ライフライン施設等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備しておく。

イ 応急活動マニュアル等の整備

関係課及び各ライフライン等施設管理者は、それぞれの機関の実状を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における人権啓発センターの役割について、総務課と人権啓発センターが連携し明確化するよう努める。

ウ 防災訓練

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるように平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期または随時に実施する。

なお、県、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

- a 災害発生時の初動立ち上げ訓練
- b 気象、地震等に関する情報伝達訓練
- c 災害時における通信復旧訓練
- d 電気通信設備等の災害応急訓練
- e 消防及び水防の訓練
- f 避難及び救助訓練

7 防災資機材の整備

市、県、ライフライン施設管理者及び関係機関は、各種施設等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

第4 交通施設の安全化

1 道路施設

国道、県道、市道及び農道、林道などの各道路管理者は、各々の管理する道路について整備を行うとともに、土砂崩壊や落石等の危険箇所については、法面防護工等の実施、また橋梁等の道路構造物については安全性確保のための補強等の対策を講じ、災害時の避難及び緊急物資等の輸送に支障が生じないように整備に努める。

(1) 道路の整備

各道路管理者は、災害時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を行う。

(2) 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、落石等通行危険箇所について、日常点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所から、順次法面防護施設等の整備を行い、危険箇所の解消を図る。

(3) 橋梁等の対策

各道路管理者は、橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、安全性に問題のある施設については、順次補強を行い安全性の確保を図る。

(4) トンネルの安全対策

トンネルの安全の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要な箇所については、補強を実施する。

2 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

輸送業務を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め輸送の確保を図るとともに、他支社及び他の輸送機関並びに関係地方自治体、その他の防災機関と密接な連携のもとに、万全の措置

を講ずることをもって、その基本方針とする。

- ア 施設等に対する防災予防対策
- イ 防災業務施設及び設備の整備
- ウ 防災上必要な教育及び訓練
- エ 人員、資機材等の確保

3 港湾施設

市内には、中国地方最大の河川である江の川の河口に位置する江津港があり、必要に応じて防災点検及び補強工事等を施工する。

4 漁港施設

漁港区域施設の防護と漁船の擁護を目的として、防波堤や護岸等の工事を行い、港内の平穏を図り、漁船等の安全を確保するため泊地の浚渫拡張、船揚場の建設等を行う。

大規模な災害が発生しときには、現有の岸壁及び防災広場（野積場等）を利用し、避難救助、海上輸送活動等に供用できるよう、必要に応じ安全性を点検し、補強工事等の対策を実施する。

第5 その他公共土木施設の安全化

1 河 川

また、市は県と連携して、水防情報システム等により、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるような体制とする。

2 砂防対策

県は、土石流の発生の危険性が高い溪流について砂防指定の促進を図るとともに、土砂災害警戒区域（土石流）を中心とした砂防施設の整備を行い、地域の安全性の向上を図る。また、既存の砂防施設等の点検を実施し、施設の安全を維持する。

市は、地域住民の土砂災害からの警戒避難体制の整備充実のため、連絡体制の確立等情報伝達の徹底を図る。

3 地すべり防止対策

風水害によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、県は、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市及び地域住民の協力のもとに、必要に応じ地すべり防止区域の指定の促進を図るとともに、順次対策事業を推進する。

また、土砂災害警戒区域（地すべり）の点検体制及び日頃の地割れ、陥没、隆起、建物や立ち木の傾き、あるいは湧水等の観測体制を整えとともに、地すべり監視施設等の整備による警戒体制の確立を図る。

4 急傾斜地崩壊防止対策

県は、危険度の高い急傾斜地に対しては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策工事を推進する。

また、豪雨時等の急傾斜地の点検体制の整備及び危険度の高い区域内での崩壊を助長し、誘発するような行為の制限を図り、災害の未然防止のため、急傾斜地の周辺に、危険性を示す標識の設置や、住民への危険に対する啓発活動の実施、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行うなど警戒体制の確立を図る。

第5節 農林漁業施設災害の防止

災害による農林水産物や農林漁業関連施設の被害を防止するために必要な対策を実施します。

■主な実施担当	農林水産課
■防災関係機関等	島根県農業協同組合
	西部農林水産振興センター ・ 浜田県土整備事務所
	(有)ふるさと支援センターめぐみ
	漁業協同組合ＪＦしまね浜田支所江津出張所 ・ 江川漁業協同組合
	江津市森林組合 ・ 邑智郡森林組合

第1 農業施設災害の防止対策

1 農業用ため池

市内には99箇所のため池があり、それらの多くは築造年代が古く、老朽化している。それらは、災害に対する安全性が考慮されていない場合が多く、豪雨時等に決壊の危険性があり、下流の農家、農作物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害を及ぼすおそれがある。

(1) 保守管理

平成17年度より計画的に実態調査を進めている。また、管理はため池台帳に記載されているものについて、日常点検を行って、ため池の異状（堤体の亀裂、漏水等）の有無の確認に心掛けるよう、ため池の管理団体等を指導する。

(2) 保全対策

農業用のため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検要領」及び「ため池管理マニュアル」を参考に、適正な管理をため池管理者等に対し指導する。老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、補強や統廃合など、抜本的な改修や減災対策への支援を行う。これらに対応するために、国庫補助事業を導入するとともに、土地改良区その他管理団体を平常時から指導する。また、ハザードマップ等を作成し、住民等に周知並びに配布する。

なお、農業用ため池のうち、決壊した場合の浸水区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池は、防災重点ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。

2 農地の冠水・湛水防除

市域内における農地の湛水常襲地帯は、江の川流域が最大であり、昭和47年7月の豪雨災害により、農地の冠水面積は470haに及び、水稻はほとんど全滅の被害を受けた。

水害により決壊等のおそれのある頭首工、樋門、排水機場、水路等の施設について、必要に応じて補強、改修を実施する。

3 農地保全事業

降雨によって侵食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯などに造成された農地で浸食、崩壊を防ぐ必要が生じたところについては、農地保全事業を検討する。

4 地すべり対策事業

地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去または軽減し、農地及び農業用施設等の被害を未然に防止する地すべり対策事業を進める（本章第2節「土砂災害の予防」参照）。

第2 林業施設災害の防止対策

1 山地治山事業

山腹崩壊地、はげ山、浸食されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止・軽減を図る復旧治山事業を行う。また、地質、地形、気象条件等によって荒廃し、はげ山に移行しつつある林地または山腹の崩壊のおそれのある箇所及び溪流の浸食によって土石流が発生し、人命、財産に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区（所管課が保有する山地災害危険地区調査簿）のうち緊急のものについて予防治山事業を行う。

治山事業は、主として国及び県において計画、実施されているが、市においてはこれら事業の早期完成のため、各分野において積極的に協力し災害予防に努める。

2 防災対策総合治山事業

荒廃地等山地災害危険地区（所管課が保有する山地災害危険地区調査簿）の集中した地域において、山地災害の未然防止と生活環境の保全を目的とし、山地防災機能を強化するため保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等を一体的に行う。

また、山地防災機能を強化するため保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等を一体的に行う。

3 森林整備

森林は、豪雨災害等に対し土砂の流出を防止するなど大きな役割を果たす。そのため、森林を良好な状態に保つことが必要であり、荒廃林地の復旧、防災林の設置、治水のための植林及び火災予防施設の設置等の対策を実施する。

第3 漁業施設災害の防止対策

漁業施設等は、漁港、漁場、陸揚げ施設、漁船に大別される。これらの施設等は、沿岸部や漁港などに集中しているため、風水害による被害を受けやすい状態にある。各施設について被害を防止する施策を進める。

1 漁 港

本章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化」を参照。

2 漁場等

磯根資源を対象とした天然及び人工の漁場等は沿岸域にあるため、汚濁水や土砂等の流入による被害が発生するおそれがある。また、養殖漁場及び養殖施設等は、湾内などに多く存在するため、汚濁水や土砂等の流入による被害に加え、風浪や流木による施設被害が発生するおそれがある。

3 陸揚施設等

荷さばき施設など漁業関連の陸揚施設は、漁港・港湾地区に集中しているため、風浪などによる被害が発生するおそれがある。災害を受けやすい状態にある施設については、防災対策を実施していく。

4 漁 船

漁船については、風浪によって流失や損傷を受けるおそれがある。

漁港施設による防災対策に加え、台風等の気象情報に注意しつつより安全な港への避難や係留方法の点検・補強などの防災対策を指導する。

第6節 防災活動体制の整備

災害時の効果的な応急対策を速やかに実施できるよう、市及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備しておく必要があります。そのため、風水害時の災害対策本部及び初動（警戒）体制の確立要領、登庁までの協議体制、災害対策本部室の施設・設備等の基準を整備しておくとともに、市、県、防災関係機関相互の連携体制及び災害救助法等の円滑な運用体制を整備します。

また、市は指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効活用を図ります。

■主な実施担当 総務課 ・ 人事課 ・ 社会福祉課 ・ 政策企画課 ・ 税務課
人権啓発センター

第1 災害対策本部体制の整備

市及び防災関係機関は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図る。

また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

1 初動（警戒）体制の整備

(1) 動員計画の策定

市及び防災関係機関は、災害時における職員の組織計画を定めておく。

市及び防災関係機関は、所属長等があらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画する。

(2) 非常参集体制の整備

市及び防災関係機関は、それぞれの機関において参集基準及び参集対象者を明確化し、実情に応じ、職員の安全確保に十分に配慮しつつ、職員の非常招集体制の整備を図る。

市及び防災関係機関は、事前に職員各自が参集基準を把握し、招集対象職員が迅速に参集できる体制の整備を図る。

また、連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。

なお、交通の途絶、職員または職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

(3) 応急活動マニュアル等の整備

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実状を踏まえ、必要に応じ災害活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における人権啓発センターの役割について、総務課と人権啓発センターが連携し明確化するよう努める。

2 登庁までの協議体制の整備

市は、勤務時間外に大規模な風水害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。そのため、迅速・確実な連絡がとれるような体制を整備する。

3 桜江支所及び地区班の役割の明確化

市災害対策本部が中核的な役割を持つため、桜江支所が桜江地区の初動を確実に実施できる体制

とし内部の分掌事務を調整する。また、住民にとって最も身近な地域の拠点施設に配置される地区班については、情報収集及び自主防災組織、消防団との情報伝達・対策本部からの指示系統の根幹としての役割を明示し徹底していく。

4 災害対策本部室等の整備

市及び関係機関は、以下の点に留意して対策本部等の整備を行う。

ア 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備

イ 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保

ウ 電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、I P無線、インターネットメール、L I N E等のS N S、防災行政無線等多様な通信手段の整備

エ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

オ 応急対策用地図

第2 防災中枢機能等の確保・充実

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために自家発電設備、L Pガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。また、市は緊急輸送のための拠点整備を行う。

さらに、市は県と連携して、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

1 防災中枢機能の整備

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備にあたっては、施設等の整備に加え、浸水・波浪災害に伴う停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等非常用通信手段の確保を図る。

市の災害対策の中核施設の非常用電源設備については、3日間（72時間）以上の発電が可能な燃料等の備蓄を行い、平常時から点検、整備に努める。

2 防災輸送拠点の整備

市は、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、令和2年3月改訂）により、緊急輸送のための防災拠点を整備する。

第3 広域応援協力体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時から体制を整備しておく。

1 市・消防本部間の相互協力体制の整備

市は、平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努めるとともに、消防の広域化を推進する

など、消防の対応力の強化を図るよう努める。

また、必要なときは県を通じて他県または他県の市町村に対して応援を要請する。

2 市、県と自衛隊との連携体制の整備

- (1) 市、県及び自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。
- (2) 市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- (3) 市は県と連携して、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。
- (4) 市は県と連携して、円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、市地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合または重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設または野営施設、使用資器材等について必要な準備を整える。

3 防災関係機関の連携体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及び防災関係機関は、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、市は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(1) 警 察

警察本部は、警察災害派遣隊の運用に関し、平素から警察庁及び中国四国管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

また、警察災害派遣隊については、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図る。

(2) 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(3) 建設業協会

建設業協会は、国、県、市との協定等を整備し、水防、土砂災害対策等の災害応急対策の支援

体制の整備に努める。

(4) 国土交通省中国地方整備局

国土交通省中国地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。

(5) 運送事業者である公共機関

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、市、県等から災害応急対策の実施に必要な物資または資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。

4 広域応援拠点等の整備

市は、県の広域応援拠点整備等に関して、協議を行う。

また、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備する。

第4 応援計画及び受援計画の整備

市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、市地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付け、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊施設として活用可能な施設等のリスト化に努める。

- (1) 市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な手順を整えておく。
- (2) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

第5 災害救助法等の運用体制の整備

1 災害救助法等の運用への習熟

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から運用体制を整備しておく。

(1) 災害救助法運用要領の習熟

市は、関係法令、災害救助法に基づく災害救助の基準及び運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 研修会等

市の担当者は、県の実施する研修会等に参加する等、自己研鑽等によりその内容に十分習熟しておく。

(3) 必要資料の整備

市は、「災害救助の実務」（厚生省社会局施設課監修）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

2 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け、災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

3 災害救助資金等の確保

災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金等の積み立てを行い、その維持と的確な運用を図る。

第6 複合災害体制の整備

- (1) 複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、市地域防災計画等を見直し、備えを充実する。
- (2) 災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- (3) 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。
- (4) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

第7 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。
- (4) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

第7節 情報管理体制の整備

風水害等の災害が発生した場合には、多種多様かつ極めて大量の情報が発生することになります。したがって、市、県及び防災関係機関は、その情報を迅速で的確に判断し、防災対策に反映しなければなりません。よって、これらの情報を迅速、的確に効率よく収集・伝達・共有するとともに住民に提供するため、ソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要です。

県は、防災関係機関や県民への情報提供手段の強化・多様化等を図るため、平成11年度から総合防災情報システムを導入して、システム更新を重ねており、市及び防災関係機関は今後も活用を図っていきます。

昭和58年山陰豪雨など過去の大規模災害時の教訓・課題を、県の地域特性や災害発生の特徴も踏まえて総合的に把握し、市、県及び防災関係機関の情報管理体制の整備に反映させます。

さらに、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めます。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に取り組みます。

■主な実施担当 総務課 ・ 政策企画課

第1 情報通信設備の整備

1 防災行政無線

県庁を中心として県地方機関、21市町村及び防災関係機関に防災行政用無線が設置されている。災害情報の通信にはこの防災行政用無線を用いる。

2 非常通信

市及び防災関係機関は、有線通信や防災行政用無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の有線・無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

3 地域衛星通信ネットワークシステム

市及び防災関係機関は、県総合防災情報システムの中で、大規模災害等の災害時に対応できるよう地上無線と併せて通信手段の2ルート化を図るために整備されている衛星通信ネットワークシステムを利用して通信することができる。

4 電話の優先利用等

風水害時の予報及び警報等の伝達、通知又は警告等防災対策実施上の必要な通信を迅速に行うため、電話を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

(1) 電話の優先利用

ア 災害時優先電話

災害時優先電話は、発信が一般電話より優先して扱われるため、災害時にも輻輳の影響をうけにくくなっている。各防災関係機関があらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申込み、災害時の援助、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいて利用する。

イ 緊急電話（110番、119番、118番）

緊急電話は、火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合に利用し、警察本部・消防本部・海上保安本部の指令台へ接続される。

(2) 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、有線電気通信法第3条第4項第4号

に掲げる防災関係機関の所有する専用電話を利用することができる。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、海上保安電話、鉄道電話、電気事業電話等があり、その利用方法についてあらかじめ協議しておく。

5 同報系無線の設置拡大

同報系無線を活用した情報伝達を進めるため、戸別受信機をできるだけ多くの世帯に普及させるよう設置の拡大を図る。

被災による停電等に備えて通信機器のための非常用電源の確保と適切な保守点検の実施、的確な操作を徹底するとともに、専門的な知見・技術をもとに浸水する危険が低い堅固な場所への設置等を図る。

また、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法的な習熟を図る。

6 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の活用

全国瞬時警報システム（J－ALERT）については、瞬時に住民へ必要な情報が伝達できるよう、防災行政無線（同報系）を始め多様な情報伝達手段と接続するよう整備を図る。また、確実な動作のため、非常用電源の確保や設定の確認等日頃から点検を行う。

7 双方向の情報連絡手段の活用

住民から前兆現象や被害情報等の通報を受け、より早期かつ確実な被害状況の把握や避難指示等の発令を行うため、防災行政無線（移動系）、デジタル方式の防災行政無線（同報系）等の双方向の情報連絡手段の確保について検討を始める。

特に、土砂災害や大雪などで孤立するおそれのある地域においては、当該地域の住民との双方向の情報連絡手段の確保について留意する。

8 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

医療救護活動に関する情報収集管理については、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利用を前提としつつ、代替または補完する方法を検討し、迅速かつ的確な情報収集、伝達に努めるとともに複数の通信手段を整備することにより災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。

第2 気象等観測・伝達体制の整備

1 気象観測施設の整備

下記(1)、(2)による大雨監視体制の強化と、気象レーダーによるきめ細かい気象状況の把握等より、防災上必要な気象等に関する注意報、警報、情報の一層迅速的確な発表に努める。

なお、市は、県総合防災情報システムにより、松江地方気象台や気象情報提供者（（株）ウェザーニューズ）等の気象情報の早期収集に努める。

また、県総合防災情報システムと気象庁ADESSシステムとをオンラインで接続し、防災気象情報の提供を行っている。

(1) 気象レーダーの整備と伝達

冬季における西高東低の気圧配置による強い季節風と大雪、梅雨期における局地的集中豪雨、また、台風期における暴風雨等の被害は、特に島根県の地形の影響に起因することが多く、これらの異常気象に対処するためには、日本海や本土におけるきめ細かい気象状況の把握が必要である。

このため、気象庁は昭和46年6月、三坂山に気象レーダーを設置、同61年4月気象レーダーにレーダーエコーデジタル化装置を設置し、その後、平成20年1月にレーダー装置をドップラー化して、データの高速処理を行う等防災上大きな役割を果たしている。

令和5年6月1日から二重編波気象レーダーに更新し、雨の強さや雨雲の動きを従来よりも正確に観測できるようになった。

(2) 地域気象観測システムの整備

島根県は東西に長く、南北に短く、また山地が多い複雑な地形であり、かつ崩壊しやすい地質からなるため、地理的に極めて災害の発生しやすい地域とされている。

気象庁は地域気象観測システムにより、降水量、風向・風速、気温、湿度、日照時間※、積雪の各データの観測・収集を自動的にを行い、気象災害の防止・軽減に重要な役割を果たしている。県内には、現在気象台（松江）1箇所、特別地域気象観測所（西郷、浜田）2箇所、地域気象観測所16箇所、地域雨量観測所8箇所を運用している。

※気象官署・特別地域気象観測所を除く地域気象観測所では、令和3年3月2日から、気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布（日照時間）」から得る推計値を提供。

(3) 沿岸波浪観測装置の整備

国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所が管理する波高計が浜田港に新設され、昭和49年3月から観測されている。

(1)(2)(3)による異常気象監視体制の強化と、よりきめ細かい気象状況の把握等により、防災上必要な気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の一層迅速的確な発表に努める。

なお、県は、防災行政無線による伝達のほか、総合防災情報システム等の防災関係システムにより、松江地方気象台からの気象情報受信やそれら機関に対して県内観測情報の送信ができるようになっている。

第3 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

(1) 基本的事項

災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。このため、市及び関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 情報通信設備の整備

ア 情報収集伝達機器の整備等

市は県と連携して、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について、整備場所・設備等の整備計画を策定し整備を行い、災害時に的確に使用できるよう日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

2 予報及び警報等伝達体制の整備

(1) 関係機関における伝達の整備

関係機関は、気象予報及び警報等、水防警報、火災警報等が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう、予報及び警報等取扱責任者を定めるとともに伝達体制の整備を図る。

(2) 報道機関における伝達体制の整備

市、県及び報道機関等は、相互に協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定（災害対策基本法第57条）を締結し、その円滑化を期する。

また、伝達徹底のため、非常無線通信の利用（電波法第52条、災害対策基本法第57条）についても考慮し、体制の整備を図る。

第4 県総合防災情報システムの運用

1 総合防災情報システムの運用体制の充実

県総合防災情報システムは、県内各種予警報等、気象情報を収集し速報、即報、詳報等、被害報告の入力を行うことで、市町村及び関係機関への確に伝達できるようになっている。

本システムを運用することにより、大規模災害が発生した際の災害情報の一元化、データベース化を図り、災害の規模の迅速な把握及び的確な情報提供が可能となっている。

(1) 災害情報共有システム

各種気象・水象・地象・国民保護・武力攻撃情報等を防災関係機関にWeb画面にて情報伝達し、防災端末においては音声及びポップアップにより重要情報を一斉に通知する。

また、被害状況等の入力や掲示機能による資料掲載により、関係機関の間で情報の共有を迅速に行う。

(2) 防災業務支援システム

備蓄物資情報の管理業務などを支援する。

(3) 情報提供システム

登録制メール、緊急速報メール、ホームページにより県民及び職員に防災情報を提供する。

(4) 防災情報交換基盤

一般財団法人が運営するLアラートに災害情報共有システムで収集した被害状況や非難情報等を連係させ、メディアを通じて県民に情報提供を行う。

また、水防情報システムや土砂災害予警報システムとのデータ交換を行い、他のサブシステムとのデータ連携を行う。

(5) 運用支援・管理システム

システム研修、データ管理、マニュアル管理、設備管理・監視等を行う。操作訓練・研修できる環境を設け、システム操作の習熟を図る。

2 情報の分析整理

(1) 分析者の確保

収集した情報を的確に分析整理するために情報処理担当者の育成を図る。

(2) 分析システムの整理

平常時から地形、地質、急傾斜地、崖崩れ危険箇所等の自然情報、土地利用、建築物、土木構造物及び人口動態などの社会情報を収集、蓄積し、総合的な防災情報を掲載したマップを作成し、よりの確な応急活動を支援する。

また、要配慮者、救助に必要な民間保有資機材、井戸の分布、活用可能な人材等の情報について

て整理する。

第5 住民に対する情報提供網の整備

1 C A T Vを利用した気象等の情報提供体制の検討

江津・浜田の第三セクターで実施しているC A T Vを活用して、国土交通省が江の川に設置している定点カメラの状況を映像として提供することを検討する。また、将来的にはホームページでの映像の公開も検討する。

2 防災関連メール配信の検討

要配慮者や情報を聞くことができない住民に対して、携帯メール機能を活用した情報提供システムを検討する。

第6 住民と協働しての情報収集

災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官、海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ、松江地方気象台、県及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図る。本市では、土砂災害警戒区域等が多く、水害と同様、土砂災害の危険に対しての事前情報を収集する必要がある。

1 住民による情報の提供

(1) 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防亀裂または欠け、崩れ、堤防からの溢水など

(2) 土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁りまたは量の変化、崖の亀裂、小石の落下など

(3) 異常気象

異常潮位、異常波浪、竜巻など異常な気象現象

2 市によるパトロールの実施

住民からの異常情報を受けた場合は、該当する課が現地へのパトロールを実施し、市長に報告をする。

第8節 広報体制の整備

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進します。

■主な実施担当 総務課

第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、被災者への情報伝達手段として、同報系の防災行政用無線の整備を図るとともに、ケーブルテレビ等の有線系も含めた多様な手段の整備に努める。
なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、外部との通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保の上、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え衛星携帯電話の導入、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達による伝達等バックアップ体制について検討する。
- (2) 放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。また、通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。
- (3) 市、放送事業者及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。
- (4) 広報を行うにあたっては、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施する必要がある。
- (5) 市は、子供や高齢者等では効果的な周知方法が異なることから、世代ごとにわかりやすく情報が伝わるよう、それぞれのニーズに応じた手段を用いて情報発信に努める。
- (6) 市は、携帯端末の緊急速報メール機能、SNS、ワンセグ放送等を活用して、特別警報及び警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (7) 市は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (8) 市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第2 報道機関との連携体制の整備

各防災機関は、災害時の広報について協定の締結等報道機関との連携体制の構築を図る。

第3 災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の災害時において被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である「災害用伝言サービス」について、住民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図るため、平常時において、市は、関係機関と連携して普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において「災害用伝言サービス」の運用を開始した場合における広報体制について、市は関係機関と協議しておく。

第9節 避難予防対策

風水害等の災害時には、河川出水、土砂災害、高潮、波浪等のため住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想されます。市及び防災関係機関はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するために、避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化します。

避難を完了させるのに時間を要する者（高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者等）に対しては、危険な場所から避難することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難、危険な場所から全員避難することを求める避難指示を伝達できるように平常時から必要な体制を整備しておく必要があります。

また、市は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁的をあげた体制の構築を図る必要があります。

なお、市及び防災関係機関は、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得ることに努めます。

■主な実施担当 総務課 ・ 学校教育課 ・ 土木建設課
■防災関係機関等 陸上自衛隊第13偵察隊 ・ 江津警察署

第1 避難指示等の基準の策定

市は、浸水害、土砂災害及び高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、例えば土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とするなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定する。土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

また、市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直す。

県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。ただし、突発的な災害の場合、市長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難するよう、住民に啓発する。

1 避難指示等の種類

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令等の判断基準（具体的な考え方）を本計画に定めるとともに、その意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図り、警戒レベルを用いて伝達する。

また、気象等の特別警報、警報、土砂災害警戒情報及び避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について準備しておく。

避難指示等一覧

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報
警戒レベル5 (市町村が発令)	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保※1
警戒レベル4 (市町村が発令)	・危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3 (市町村が発令)	・高齢者等(※2)は危険な場所から避難する必要がある。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難
警戒レベル2 (気象庁が発表)	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）
警戒レベル1 (気象庁が発表)	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)

突発的な災害の場合、市長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

※1 市が災害発生を把握できない場合など、必ず発令されるものではない

※2 高齢者等の「等」には、障がいのある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。

2 「避難情報の判断・伝達マニュアル」の作成

市は、適切な避難指示等を行うため、下記に示す事項について検討し、避難すべき区域や具体的な判断基準などを記載した「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(1) 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所

ア 水 害

- a 住民が避難行動をとる必要のある河川と区間を特定
- b 対象とする河川の特性を把握

イ 土砂災害

- a 土砂災害の発生するおそれのある箇所を特定
- b 土砂災害の発生しやすい気象条件を把握

- ウ 高潮災害
 - ア 高潮災害の発生するおそれのある区間を特定
 - イ 高潮災害の発生しやすい気象・海象条件を把握
- (2) 避難すべき区域
 - ア 避難が必要な区域を特定
 - イ 当該区域での災害の様相や、避難指示等の判断に関係する特性を把握
- (3) 避難指示等の発令の判断基準・考え方
 - ア 避難指示等（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）の意味合いと、住民に求める行動を警戒レベルを用いて確認
 - イ 住民が避難先へ避難するために必要な時間を把握
 - ウ 避難すべき区域ごとに、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準（考え方）を策定
 - エ 「屋内安全確保」を講ずべき状況の基準（考え方）を策定
- (4) 避難指示等の伝達方法
 - ア 伝達文の内容の設定
 - イ 伝達手段及び伝達先の設定
- (5) 参考とすべき情報
 - ア 過去の災害記録（浸水実績、土砂災害記録等）
 - イ 浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図、土砂災害危険箇所図
 - ウ 河川の特徴に関する情報（堤防の整備状況、流下能力図、重要水防箇所、排水機場・水門の状況等）
 - エ 災害時に入手できる実況情報（水位情報、雨量情報等）
 - オ 避難指示等に参考とすべき情報（気象等の特別警報、警報、注意報、洪水予報、水位到達情報（避難判断水位、氾濫危険水位、洪水特別警戒水位）、土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報、記録的短時間大雨情報、記録的な大雨に関する気象情報等）
 - カ 情報伝達手段の整備状況（防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等）

3 防災マップの作成

市は、災害時に住民等が円滑に避難を行うため、住民等と一体となり防災マップを作成し、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難経路、洪水、雨水出水または高潮に係る避難訓練に関する事項、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を住民等に周知するとともに、災害からの避難に対する住民等の理解を図るように努める。

防災マップの作成にあたってバリアフリー化が必要な避難経路等が確認された場合は所要の措置を講じる。

4 避難指示等に係る助言

市は、避難指示等を発令及び解除を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第2 避難体制の整備

1 避難計画の策定

(1) 江津市避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて、避難体制の確立に努める。なお、指定避難所の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

また、市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

ア 避難指示等の判断・伝達マニュアルで定めた避難指示等の発令基準及び伝達方法

イ ハザードマップによる浸水箇所、土砂災害警戒区域等

ウ 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 避難先への経路及び誘導方法

オ 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

 a 給水措置

 b 給食措置

 c 毛布、寝具等の支給

 d 衣料、生活必需品の支給

 e 負傷者に対する応急救護

 f 要配慮者の救護

カ 指定避難所の管理に関する事項

 a 指定避難所の秩序保持

 b 受け入れた避難者に対する災害情報の伝達

 c 受け入れた避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

 d 受け入れた避難者に対する各種相談業務

 e 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要配慮者への配慮、生活環境の確保

 f 運営責任者の事前選任

 g 役割分担の明確化

キ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項

 a 指定避難所

 b 給水施設

 c 情報伝達施設

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

 a 平常時における広報

 (a) 防災行政無線、ケーブルテレビによる啓発

 (b) 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行

 (c) 住民に対する巡回指導

 (d) 防災訓練等

 b 災害時における広報

- (a) 防災行政無線、携帯電話等へのメール配信、ケーブルテレビによる周知
- (b) 広報車による周知
- (c) 避難誘導員による現地広報
- c 住民組織を通じての広報
- ケ 避難行動要支援者等の避難支援に関する事項（本章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」参照）
 - a 避難行動要支援者等への情報伝達方法
 - b 避難行動要支援者ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
 - c 避難行動要支援者の支援における市、避難支援等関係者の役割分担

(2) 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンターなどの都市施設等、防災上重要な施設の管理者は、市の作成する避難計画を踏まえ、以下に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。市は、防災上重要な施設の管理者の避難計画作成に必要な指導・援助を行う。

ア 病 院

病院において患者を他の医療機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合において、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

イ 社会福祉施設

高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

ウ 不特定多数の者が出入りする施設等

駅、ショッピングセンターなど不特定多数の者が出入りする都市施設等は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、指定緊急避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。

(3) 学校等の防災計画等

市は県と連携して、所管する学校等が風水害の際にとるべき行動を防災計画に明記するよう指導するとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進する。

学校等は、臨時休校や終業時刻の繰上げによる下校措置に備え、臨時休校を乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）に連絡するための方法、児童等を安全に下校させるために必要な措置などについて、教育委員会と連携して整備するとともに、保護者の理解を得ておくことが必要である。多数の児童等を学校から避難させる場合も想定し、避難先、避難経路、誘導方法などを防災計画に明記しておく。

ア 臨時休校・下校措置に備えた体制整備

- a 家庭訪問、児童カードなどを利用して児童等の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所や、大雨により氾濫が予想される用水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通学路の変更などの指示ができるようにしておく。
- b 臨時休校・下校措置の決定にあたり、隣接の学校、所轄の教育委員会との連絡のとり方を明確にしておく。
- c 臨時休校・下校措置をとることを地域、保護者に連絡する方法を明確にしておく。
- d 災害時の学校の対応について、学校の広報紙、PTA総会などを利用して保護者に理解を

得ておく。

イ 学校周辺の危険区域の把握

大雨により、浸水または土砂崩れが発生する可能性がある学校の敷地内及び学校周辺の危険度の高い区域を把握しておき、大雨の際、速やかに確認を行い、対策が講じられるようにする。

ウ 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ その他

私立学校は、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。

(4) 市、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握

市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(5) 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援

市及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

2 避難誘導体制の整備

(1) 避難計画の習熟と訓練

市は、避難計画及び本編第2章第9節「避難活動」に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意する。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化

市長による避難指示等が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、あらかじめ市地域防災計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

また、すでに避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(3) 避難者の誘導体制の整備

市は、避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織、自治会等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路を指定しておき、住民への周知徹底を図る。

その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険区域を避ける。

ウ 状況に応じて誘導員の配置や、車両による移送などの方法を講じておく。

エ 市は県と連携して、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(4) 自主避難体制の整備

ア 避難方法についての話し合い

江津市民は、昭和47年、58年の災害を教訓として、各地域に「水位と危険性」との関連が認識されている。したがって、着実に避難ができるよう自主防災組織の取組などを通じ、次の取組を進めるとともに、市の避難誘導計画づくりに参画する。

- a 過去の災害時の経験と教訓の調査
- b 地域の危険区域の調査
- c 緊急避難場所の検討
- d 避難経路の検討
- e 要配慮者と一緒に避難する計画づくり

イ 避難開始の基準づくり

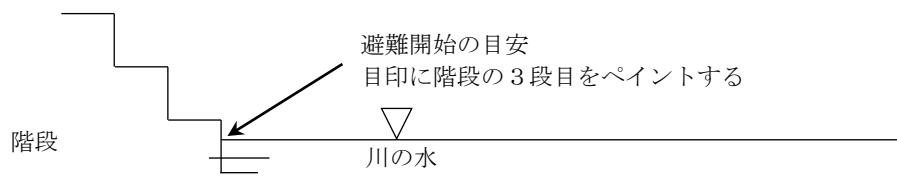
《避難開始の基準とは》

行政は観測機器の整備を進めているが、災害が発生したはそのおそれがある地域の住民の方が、はるかに早く正確に危険を察知することができることが考えられる。

住民が自らの経験などから決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生したはそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難する取組を進める。

避難開始の基準は「高齢者等避難」段階と「避難指示」段階に分けて設定するが、要配慮者と一緒に避難する体制が求められていることから、地域の特性に応じて適切に判断する。

例：避難開始の目安「〇〇川の階段の上から3段目まで水位があがったら



ウ 住民は、自主防災組織の取組などを通じ、避難開始の基準づくりを進める。過去に実際に起きた災害の体験などから住民同士で話し合って避難開始の基準をつくる。災害の体験とは、

- a 過去の洪水の浸水位、雨量
- b 土砂災害が起きたときの雨量
- c 津波が来た位置を示す表示
- d 災害の前兆現象（沢の濁りや落石など）
- e 防災関係機関の助言
 - ・河川など施設管理者の助言
 - ・防災関係機関の調査（津波浸水予測など）
 - ・気象警報 等

エ 避難開始の基準は、地域に周知する。

オ 災害時に確認するための「目印」を水路などに取り付ける。

カ 市及び防災施設の管理者は、住民の基準づくりを支援する。

- a 避難開始の基準の設定に対する助言

ｂ 「目印」取り付けへの協力

(5) 避難指示等の伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第7節「情報管理体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように伝達系統や伝達体制を整備しておく。

- ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。
- イ 主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- エ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- オ テレビ、ラジオ、有線放送、電話等の利用により伝達する。
- カ コミュニティFMを利用して伝達する。
- キ 登録制メールにより伝達する。
- ク 携帯端末による緊急速報メールサービスにより伝達する。
- ケ SNSにより伝達する。
- コ Lアラート（災害情報共有システム）により伝達する。

市長は、市の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、多様な通信手段を確保の上、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の構築

市は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制を構築する。

ア 避難指示等の伝達体制の確立

市長は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

イ 避難行動要支援者避難誘導體制の構築

市長は、避難行動要支援者が避難するにあたって、市地域防災計画に定めた避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

第3 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知

ア 指定緊急避難場所の指定

市長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定する。

- ａ 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。
- ｂ 災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設とする。
- ｃ 災害及びその二次災害が想定される区域に立地する場合、災害に対して安全な構造を有し、

想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

- d 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等の管理体制を整備しておく。
- e 必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けておく。

イ 住民等への周知

指定緊急避難場所を指定及び指定の取り消しした場合は、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所の指定及び整備

ア 指定避難所の指定

市長は、法令に基づく指定避難所について、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な数、規模の施設等を指定し、平常時から、指定避難所の場所、受入人数、家庭動物の受入方法等について、住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等または天幕を設置し、避難所とする。

- a 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。
- b 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設。
- c 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
- d 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。
- e 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- f 学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- g 指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

イ 指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の

整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

ウ 指定避難所における備蓄等の推進

市は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

なお、市は、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、孤立予想地区の指定避難所は、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

エ 指定避難所の管理者等との調整

a 市は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

b 市及び各指定避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

オ 実施主体間の調整

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

カ 在宅避難者の支援

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

キ 車中泊避難者の支援

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難所の指定・整備

市は、指定避難所の設定にあたり地域の実態に合わせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所を指定するよう努める。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮する。

ア 福祉避難所の指定

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な

居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

イ 福祉避難所の公示

福祉避難所を指定し公示するときは、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、受入対象者を特定して公示する。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

2 避難先区分けの実施

市は、次の事項を勘案して避難先の区分けを実施し住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

ア 避難先の区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

イ 避難先の区分けにあたっては、各地区の歩行者負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。

ウ 避難人口は、夜間人口によるが、避難先の受入体制に余裕をもたせておく。

3 避難路の選定と確保

市職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、道路管理者と連携して通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

(1) 避難路の選定と確保

市は、地域の状況に応じて次の基準により避難路を選定し確保に努める。また、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性に十分配慮する。

ア 避難路は、おおむね8 m以上の幅員を有するもの。

イ 避難路は、相互に交差しないもの。

ウ 避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。

エ 避難路沿いには、火災や爆発などの危険性がある工場がないよう配慮する。

オ 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。

カ 避難路については、複数の経路を選定しておく。

(2) 避難先及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため、警察署長は避難先及びその周辺道路において、駐車禁止や通行止め等必要な交通規制を実施する。

4 避難先の住民への周知

市は、避難先、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」※や外国語による多言語表記に努める。

(1) 市の広報紙等

(2) 案内板等の設置

ア 誘導標識

イ 避難先案内図

ウ 避難先表示板

- (3) 防災訓練
- (4) 防災啓発パンフレットの作成、配布
- (5) 防災マップ等の作成、配布

(注)

※やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにもわかりやすく言い換え（書き換え）をした日本語

5 避難誘導標識の整備及び住民への周知

市は、避難先への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難先の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

なお、避難誘導標識の整備にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

6 社会福祉施設等における対策

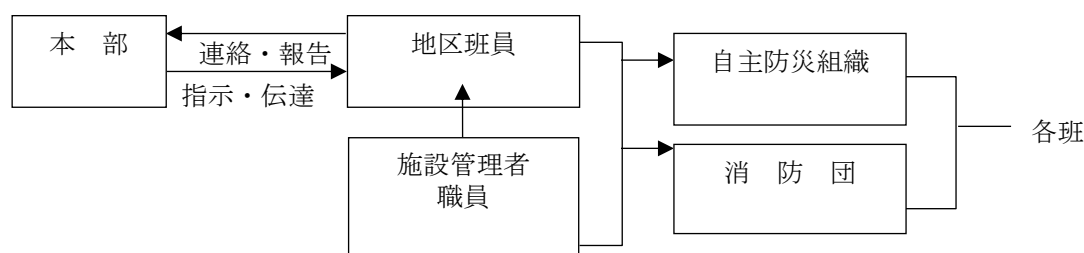
県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、県内、近隣都道府県内における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

また、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。

第4 指定避難所運営計画

1 避難者の管理体制

- (1) 指定避難所に配置された地区班員（市職員）は、施設管理者や職員・消防団及び自主防災組織等と協力して管理にあたる。



- (2) 地区班員は消防団、自主防災組織と協力して住民を含めた管理班を編成する。必要となる管理班はおおむね下記のとおり。

- ア 人員確認班 … 避難者の移動をチェックし名簿を管理する。
- イ 介護支援班 … 避難所内の要介護者に対する家族の介護を支援する。
- ウ 物資配分班 … 物資が供給される際に公平な配分を行う。
- エ 炊き出し班 … 避難所での炊き出し等を行う。
- オ 施設整備班 … 避難所施設等の整備や衛生管理を行う。

2 避難所地区班員の行動

- ア 地区班員は、避難指示等が発せられた時、または上司の命令があった場合、直ちに配置につく。
- イ 地区班員は、自主防災組織、消防団、警察署等関係機関と緊密な連携のもとに避難所の運営にあたる。
- ウ 地区班員は、避難所への受入人員や氏名を一覧表として把握するとともに、傷病人が発生した場合は、速やかに本部（総務班）に報告し、適切な措置を講ずる。
- エ 地区班員は、避難所の安全管理に必要な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは、速やかに本部（総務班）と連絡を取り適切な措置を講ずる。
- オ 地区班員は、常に本部と情報連絡を行い、正しい情報を受入者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安解消に努める。
- カ 本部は、避難所に新たな災害等によって危険が迫った場合の再避難に備えて、避難経路、避難地等について常に情報収集し、把握に努める。
- キ 地区班員は、避難所内に傷病者がいることを認めた場合は、速やかに本部（衛生・援護班）と連絡を取り適切な措置を講ずる。
- ク 地区班員は、避難者が避難場所を移動（自宅へ帰宅、縁故避難、入院等）する場合は、名簿により、移動先を明記及び管理し、本部へ提出する。
- ケ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあたっては、本部（総務班）と連絡を取り、本部は管理班に適切迅速な措置をとらせ、受入者の不平不満がないように努める。
- コ その他避難所の安全管理において必要と認められる事項に関しては、本部と連絡を密に取り合い、措置をする。
- サ 避難所で活動するボランティアの安全管理のためにボランティア保険加入を検討する。

3 警察官の配置要請

避難所の安全の確保と維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

(1) 避難者状況把握

- ア 避難者名簿の作成
避難所に配置された地区班員は施設管理者や消防団、自主防災組織と協力して避難者の名簿を作成する。作成した名簿は本部へ提出する。
- イ 避難所状況表の作成
避難所に配置された地区班員は、施設管理者や消防団、自主防災組織と協力して避難所の状況表を作成する。作成した状況表は本部へ提出する。また、この状況表は医療救護や物資の供給計画にも使用する。
- ウ 避難者の二次的避難（市外・県外への縁故避難）情報の収集
避難所に配置された地区班員は、避難者の内、市外・県外への縁故避難などにより、二次的避難をする人については、二次的避難場所を確認し、名簿に記入する。

4 情報提供連絡体制

- ア 避難者に対する情報提供
各種情報は基本的に避難所の掲示板にて掲示して伝達する。また、チラシ等により紙面を通じて情報を提供する。情報提供の責任者は、避難所の連絡員とする。
- イ 本部に対する連絡
 - a 避難所開設・運営全般
 - b 避難者人数・名簿関連

- c 救護等を必要とする場合
- d 物資等の必要数関連
- e 炊き出し関連
- f 防疫
- g し尿処理・飲料水等

5 避難所におけるスペースの配分

屋外避難が困難である場合、屋内でのスペースのおおむねの配分を示す。

ア 避難者受入場所

基本的に耐震化された体育館等とする。

イ 避難者のスペース

避難者は家族単位とし、おおむね1人1畳程度のスペースとする。

ウ 要配慮者・避難行動要支援者への対応

多くの住民との共同居住が困難な要配慮者・避難行動要支援者については、避難所内に別のスペースを設ける。

6 女性への配慮

避難所の運営にあたっては、更衣室(スペース)や授乳スペース等女性に配慮した構成に努める。

7 深部静脈血栓症（エコノミー症候群）への対応

本市では、避難は定められた避難地への避難を基本としているが、平成16年に発生した中越地震等でみられた、狭い車中での避難生活による危険性に対する深部静脈血栓症の発生を最小限に抑えるため、住民に対して車中での避難についての啓発を行う。

8 帰宅困難者対策

市は、発災時における帰宅困難者のため、鉄道事業者、警察等と協力して帰宅困難者の誘導に努める。

また、市は、帰宅困難者に対する交通情報の伝達やバス輸送を含め隣接する市とも相互応援の仕方について協議を行っていく。

ア 避難指示を行う基準

イ 避難指示の伝達方法

ウ 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 避難地への経路及び誘導方法

オ 避難地等の整備に関する事項

a 受入施設

b 情報伝達施設

カ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

第5 応急仮設住宅等の確保体制の整備

市は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する

など、あらかじめ供給体制を整備しておく。その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

このほか、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の手配等について、あらかじめ定めておく。

第10節 救急・救助体制の整備

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の危険性があり、多数の救急・救助事象が発生すると予想されます。このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進します。

■主な実施担当	健康医療対策課	・	総務課						
■防災関係機関等	江津警察署	・	消防本部	・	消防団	・	各医療機関	・	医師会
	浜田保健所								

第1 救急・救助体制の整備

1 関係機関等による救急・救助体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

(1) 市、消防本部の救急・救助体制の整備

ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ 市は、市内で予想される災害のうち、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。また、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、事前に、関係機関と当該地域における救出方法や市との間の情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互連絡体制等について、十分に検討しておく。

ウ 救急・救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の定着を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助事象に対応するとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

キ 災害発生後急性期（おおむね3日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 警察機関の救出・救助体制の整備

市や関係機関等と、日頃から、相互連絡体制等について十分に検討しておく。

(3) 消防団の救急・救助体制の整備

消防団は、日頃から、地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努める。

(4) 自衛隊の救急・救助体制の整備

市や関係機関等と日頃から、相互連絡体制等について十分に検討しておく。

(5) 海上保安本部の救急・救助体制の整備

市や関係機関等と日頃から、相互連絡体制等について十分に検討しておく。

2 住民、自主防災組織等の救急・救助への協力

災害時には、住民、自主防災組織等による地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力も必要にな

る。このため、住民、自主防災組織等は、日頃から、必要な体制を検討しておくとともに、市や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

市は、住民、自主防災組織等が行うこれらの活動等を支援する。

3 消防団、自主防災組織、自治会、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

市及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、自治会、住民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

4 普通救命講習の普及と自動体外式除細動器（AED）の計画的配備

市及び消防機関は、災害発生時はもとより一般私生活において役立つ、普通救命講習を普及させ、併せて自動体外式除細動器（AED）を市内の要所に計画的に配備する。

5 災害救援ボランティア組織との連携

市や関係機関と日頃から相互連絡体制等について十分検討するとともに、市や県が実施する防災訓練等において相互の連携を図る。

第2 救急・救助用資機材等の整備

救助・救急機関は、救助用資機材の整備を推進する。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

1 救急用装備・資機材等の整備方針

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

(1) 車 両

救急車、高規格救急車

(2) 救急資機材

高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ※

(注) ※トリアージ・タッグ：多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具

2 救助用装備・資機材等の整備方針

市は、災害時に備え、救助用装備・資機材等の整備を図る。

(1) 土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

ア 消防署

a 高度救助用資機材

ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機、熱画像直視装置

b 救助用ユニット

画像探索装置、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター）

c 消防隊員用救助用資機材

大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

イ 消防団

a 消防団員用救助用資機材

大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

b 担架（毛布・枕を含む。）

c 救急カバン

ウ 自主防災組織

a 担架（毛布・枕を含む。）

b 救急カバン

c 簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか）

d 防災資機材倉庫等

- (2) 災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

第11節 医療体制の整備

風水害時は広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて機能の停止や、医療従事者や医療用資器材、医薬品等の数が著しく不足するなど混乱が予想されます。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、すべての医療救護活動を統制可能な体制の整備を図ります。

また、県内体制では対応できない災害に備え、国及び他の都道府県等の広域的な連携も想定した体制整備を図ります。さらに、緊急時の医療救護を迅速に行えるよう、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築します。

これらの医療救護体制の整備を推進するため災害医療関係機関連絡会議を設置し、平時より関係機関相互の情報共有を推進します。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県DPAT実施要領」によります。

■主な実施担当	健康医療対策課
■防災関係機関等	各医療機関 ・ 医師会 ・ 浜田保健所

第1 情報収集管理体制の整備

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。市、県、医療関係機関及び防災関係機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

また、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

第2 医療救護体制の整備

(1) 救護班体制の整備

市は、医師会等による地域別の各救護班の適正な配置及び相互連携体制の整備を図る。

(2) 医療機関の防災体制の確立

市、各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等の被害に対応するため、医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成・習熟し、応急措置、緊急復旧等について関係事業者と協議するなど、平素から体制を整備しておく。

(3) 情報連絡体制の充実

市、浜田保健所及び医師会、警察署、消防機関等は、相互の情報網の確立と情報連絡体制の充実を図る。隣接市町との間においても情報の共有化を図れるよう体制の整備を進める。

災害時においては、二次医療圏単位を基本とするネットワーク化ができるようシステムの整備を検討する。また、情報収集管理については、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利用を前提としつつ、代替または補完する方法を検討し、迅速かつ的確な情報収集、伝達に努めるとともに複数の通信手段を整備することにより災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。

(4) 市医師会との定期的な連絡調整

救護班を編成する医師会と定期的な連絡会議を持ち、相互の意思統一を図る。

第3 後方搬送体制の整備

(1) 市、県及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、市、県及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

(2) トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

(3) 透析患者や在宅難病患者等への対応

ア 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人が1回の透析に約120リットルの水を使用する人工透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、挫滅症候群（クラッシュ・シンдрーム：流出土砂や柱、瓦礫等の圧迫による筋肉挫滅、血管損傷がもとで急性腎不全を引き起し、軽症に見えても急激に悪化する症状をいう。そのため、医療機関による早期診断と治療が必要とされる。）に伴う急性腎不全患者に対しても、人工透析等の適切な医療を行う必要がある。

このため、市は、断水時における透析施設への水の優先的供給、隣接市町等への患者の搬送や、医師会、日赤等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。

イ 在宅難病患者等の把握と地域福祉ネットワーク等を活用した支援体制の検討

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する必要がある。しかし、在宅難病患者等は県保健所が行っているため、市がすべてを把握しているわけではない。このため、平常時から保健所等を通じて患者の把握を行うとともに、医療機関及び隣接市町、自主防災組織、地域福祉ネットワーク等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

(4) 住民等の自主的救護体制の整備

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動が困難となることが予想される。そのため、市は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

(5) 広域搬送拠点の整備

市、県は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送にあたり使用することが適当な広域搬送拠点をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における緊急医療体制の整備に努める。なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要な緊急度による治療の優先度判定を行うトリアージや救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

(6) 防災訓練

災害発生時において、市、県、医療関係機関及び防災関係機関等は、市地域防災計画及びそれに基づき各機関が作成するマニュアルの定めるところにより医療救護活動を実施することとなるが、これらの医療救護を円滑に行うために、平常時から市、県、医療関係機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

第4 救護所開設に向けての体制の整備

(1) 救護所資機材の備蓄

現在、救護所の開設は江津保健センターと桜江保健センターを予定しているが、医薬品の備蓄がないため今後は緊急時の救護対応が可能なように、医療救護資機材の備蓄を検討する。

(2) 救護所活動体制の整備

市役所保健師及び職員・医師による医療救護班の編成を計画しておく。

(3) 搬送班の活動体制の整備

傷病者の後方医療機関への搬送及び医療資機材の搬送に対応する搬送班の体制を検討しておく。

第12節 交通確保・規制体制の整備

風水害時には、道路、橋梁、アンダーパス等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急通行路を確保することが必要です。

このため、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進します。また、道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携のもとで、適切な道路管理に努めます。

- 主な実施担当 土木建設課
■防災関係機関等 貨物自動車運送事業者 ・ 西日本旅客鉄道(株)
浜田県土整備事務所

第1 交通規制の実施責任者

1 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、以下のとおりである。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道及び県道) 市長 (市道) 西日本高速道路株式会社 (西日本高速道路株式 会社が管理する道路)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険 であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めら れる場合
公安委員会 ・警察機関	公安委員会警察署長 高速道路交通警察隊長警察官	(災害対策基本法第76条) 本県またはこれに隣接し、若しくは近接する県の 地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しよう としている場合において、災害応急対策が的確 かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要が あると認められるとき (道路交通法第4条～第6条) 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と 円滑を図るため、必要があると認めるとき 2 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道 路において交通の危険が生ずるおそれがある場 合
港湾管理者	知事 市長	(港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関 し必要な規則
海上保安機関	港長 海上保安本部長海上保安官	(港則法第37条) 1 船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内におい て船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、 または混雑を緩和するため、必要があると認め られるとき(海上保安庁法第18条) 3 海上における犯罪がまさに行われようとしてい る場合、または天災等の危険な事態が存在する 場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれが あり、かつ急を要するとき

第2 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

区 分	整備方針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁、アンダーパス等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、または発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。 また、警察等関係機関と連携を図るとともに、道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。
公安委員会・警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 災害時の交通安全や緊急通行車両等の通行確保を行うため、または、防災訓練のための交通規制計画を策定する。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。 エ 警備業協会等との協定 規制要員は、警察官を中心に編成するが、災害時の混乱期には警察官が不足することが予想される。 その場合、警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（J A F）の協力を得られるよう、協定に基づき日頃から連携を図っておく。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。 カ 道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進する。
港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立ち入り検査を行う。 また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、または勧告を行う。 また、港湾管理者及び海上保安機関は、通行の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

第3 緊急通行車両の確認申出及び規制除外車両の事前届出

1 緊急通行車両の確認申出

(1) 確認の対象とする車両

知事または公安委員会が行う災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく確認の対象となる車両は、災害対策基本法施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されている。

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、もしくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使われる車両または災害発生

時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両について、緊急通行車両であることの確認の申請を行うことができる。

- ア 警報の発表及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防衛または拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車または自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号標を有しているものを除く。）を使用しようとする者は、知事（防災部防災危機管理課）または公安委員会（警察本部交通規制課、警察署または交通検問所）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた知事（防災部防災危機管理課）または公安委員会（警察本部交通規制課、警察署または交通検問所）は、緊急通行車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

2 規制除外車両の事前届出

(1) 事前届出の対象とする車両

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であって、次のいずれかに該当する車両とする。

- ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等輸送用車両（特別な構造または装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両または重機輸送用車両

(2) 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署または警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、「規制除外車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を示して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して規制除外車両証明書が円滑に交付されることから、事前届出を積極的に行う。

3 届出済証の交付と確認

(1) 審査

県公安委員会は、規制除外車両に該当するか否かの審査を行い、該当すると認められるものについては、「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。

(2) 届出済証の交付を受けた車両の確認

届出済証の交付を受けた車両は、県防災危機管理課、支庁県民局・各県土整備事務所・県央県土整備事務所大田事業所、警察本部交通規制課、警察署、高速道路交通警察隊または交通検問所に当該届出済証を提出して、規制除外車両である旨の確認を受けることができる。この場合、確認審査を省略して、災害対策基本法施行規則様式第4の「標章」及び様式第4の「規制除外車両確認証明書」を交付する。

「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」は、第2編第2章第12節「交通確保、規制」参照。

第13節 輸送体制の整備

風水害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要です。必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進します。

■主な実施担当 土木建設課
■防災関係機関等 貨物自動車運送事業者 ・ 西日本旅客鉄道(株) ・ 浜田県土整備事務所

第1 輸送体制の整備方針

1 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に対応できる輸送体制が必要である。このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、国の支援のもと、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

2 市と市内輸送業者及び漁業関係者との協定締結

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、市及び県をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- ア 輸送業者等と緊急輸送に係る協力体制の充実を図る。
- イ 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。
- ウ 海路を使用して輸送することも考慮し漁業関係者との協力体制を検討する。

第2 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、市及び県をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- ア 輸送業者等と緊急輸送に係る協力協定の締結を図る。
- イ 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。
- ウ 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点の運送事業者等を主体とした業務の実施を図るため、協定に基づき公益社団法人島根県トラック協会へ物資輸送に併せ、物流専門家等の派遣を要請する。また、物資の輸送拠点として運送事業者の施設を活用するための体制整備を図る。
- エ 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。
- オ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

第3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する以下の輸送手段を確保しておく。

ア 自動車による輸送

- a 災害応急対策実施機関所有の車両等
- b 公共団体等の車両等
- c 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等
- d その他の民間の車両等
- e 石油燃料の輸送車両等イ 鉄道による輸送

イ 船舶等による輸送（島根県地域防災計画（資料編）「輸送」参照）

- a 県有船舶等
- b 漁船等
- c 民間船舶等
- d 海上保安庁の巡視船艇
- e 自衛隊所属の船舶等エ 航空機による輸送

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互は、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るため、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）は、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

2 輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておく。

なお、市、県及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、輸送施設及び輸送拠点の災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域防災拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア 緊急輸送道路の指定（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」参照。）

イ 港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」参照。）

(2) 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておく。なお、市、県及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、集積拠点は、災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア 救援物資等の備蓄・集積拠点（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」参照。）

イ トラックターミナル等の指定

ウ 卸売市場等の指定

(3) 集積拠点の運営

県は、集積拠点において、物資の集荷・仕分け・管理・配送等民間事業者のノウハウを活用し、物流の円滑化を図るため、協定に基づき公益社団法人島根県トラック協会へ物資輸送に合わせ、物流専門家等の派遣を要請する。

第4 緊急輸送道路啓開体制の整備

1 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線選定、優先順位について関係機関と連携を取り選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な道路啓開体制の整備を図る。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じて、協議会の設置等による道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

4 関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第5 緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備

1 港湾・漁港啓開の作業体制の充実

港湾管理者及び漁港管理者は、平素から、災害時において、関係機関・団体と協力して迅速かつ的確な協力体制を確立して港湾・漁港及び臨港道路の啓開作業を実施できるよう、効率的な啓開体制の整備を図る。

2 港湾・漁港啓開用装備・資機材の整備

港湾管理者及び漁港管理者は、平素から啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

3 関係団体等との協力関係の強化

港湾管理者及び漁港管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な啓開作業が実施できるように、啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第14節 防災施設、装備等の整備

災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる防災拠点を整備するとともに、市内各地に災害用臨時ヘリポートを整備し、併せて各種防災装備・資機材等を整備します。

- 主な実施担当 総務課
- 防災関係機関等 消防本部

第1 防災拠点（防災活動施設）の整備

大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、平常時において広域航空支援のベースキャンプ及び緊急物資、資機材の集積配給基地となる防災拠点の整備を図る。

第2 災害用臨時ヘリポートの整備

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

特に、孤立の可能性のある地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努める。

1 臨時ヘリポートの選定

(1) 臨時ヘリポートの基準

市は、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場等から選定しておく。

(2) 臨時ヘリポートの標示

ア 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの字を標示。

イ 旗または発煙筒等で風の方角を表示。

(3) 危険防止上の留意事項

ア ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。

イ 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。

ウ 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。

エ ヘリコプターを中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

2 県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、市地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

ア 臨時ヘリポート番号

イ 所在地及び名称（略図添付）

ウ 施設等の管理者及び電話番号

エ 発着場面積

オ 付近の障害物等の状況

カ 離着陸可能な機種

3 臨時ヘリポートの管理

市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

第3 防災装備等の整備・充実

防災関係機関は、応急対策の実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

市（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するにあたっては、施設の建設に合わせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

なお、災害救助活動に必要となる物資・資機材の防災備蓄・調達体制については、本章第15節「食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」を参照。

1 保有防災装備等の点検

(1) 点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

- a 不良箇所の有無
- b 機能試験の実施
- c その他

イ 物資、資機材等

- a 種類、規格と数量の確認
- b 不良品の有無
- c 薬剤等効能の確認
- d その他

(2) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、物資・資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理等により整備しておく。

2 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第15節 食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

災害時の住民生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材の備蓄、調達、輸送体制の整備を推進します。

- 主な実施担当 総務課 ・ 健康医療対策課 ・ 水道課
■防災関係機関等 西日本旅客鉄道㈱ ・ 貨物自動車運送事業者

第1 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

災害時の食料供給の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 品 目

被災者のための食料としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品等調理の容易な品目とし、併せて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は、調製粉乳とし、哺乳ビンも併せて確保・調達する。

なお、備蓄は乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調製粉乳）等調理不要で保存期間の長い品目とする。

ウ 食料の調達、給与は市が行うことを基本とするが、困難な場合には県に協力を要請する。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の把握

市は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

2 食料及び給食用資機材の備蓄

市及び住民は全体で、被害想定に基づき、短期的避難所生活者等※1についてはおおむね3日分、災害救助従事者についてはおおむね2日分に相当する量为目标に食料及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、市外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

短期的避難所生活者等については、市、住民がそれぞれ1日の備蓄を行うことを目標とする。（ここでいう住民の備蓄食料とは、避難時に持ち出し可能なものをいう。）

※1 短期的避難所生活者等とは、短期避難所生活者数に食事のみの提供者数の係数である1.2を乗じたものをいう。

備蓄の形態	備蓄の内容	備蓄方法・施設等
個人備蓄	災害発生直後からおおむね3日間程度の応急対策のための応急食料・飲料水・生活必需品・重要物品等	家庭内での備蓄
地域備蓄	自主防災組織等による地域における初期体制のための応急食料・生活必需品・応急資機材等	自主防災組織の倉庫などへの備蓄
市の備蓄	市全体の防災資機材等の備蓄	支所及び小中学校等の防災倉庫への備蓄

3 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

市は食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに近隣市町、県の協力を得て食料等の調達を行う。

4 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

市は食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画にもとづき、食料等の輸送体制の整備方法について輸送業者と十分協議しておく。

5 食料及び給食用資機材の集積地の指定

市は、集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

第2 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

給水対象者は、短期避難所生活者及び災害救助従事者とする。

イ 品目

短期避難所生活者及び災害救助従事者のための飲料水及び給水用資機材を確保する。

(2) 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

市は、被害想定に基づき、市の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水及び給水用資機材の調達計画として策定する。

2 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達

市及び住民は全体で、被害想定に基づき、短期的避難所生活者等^(※1)についてはおおむね3日分、災害救助従事者についてはおおむね2日分に相当する量を目標に食料及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、市外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

短期的避難所生活者等については、市、住民がそれぞれ1日の備蓄を行うことを目標とする。

市は、上記の飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資機材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資機材を有する他の機関または業者と十分協議し、その協力を得ておく。

第3 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 生活必需品の給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失またはき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 品 目

- ①寝具
- ②外衣
- ③はだ着
- ④身回り品
- ⑤炊事用具
- ⑥食器
- ⑦日用品（懐中電灯（電池を含む。）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）
- ⑧燃料、光熱材料
- ⑨簡易トイレ、仮設トイレ
- ⑩情報機器
- ⑪要配慮者向け用品
- ⑫女性用衛生用品
- ⑬紙おむつ
- ⑭作業着
- ⑮小型エンジン発電機
- ⑯カセットコンロ、カートリッジボンベ
- ⑰土のう袋
- ⑱ブルーシート

ウ 民間事業等への協力の要請

市は、特に昼間人口の多い地域においては、事業所在勤者のための生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

市は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画を策定する。

2 燃料等生活必需品の備蓄

市は、被害想定に基づく短期的避難所生活者のおおむね2日分に相当する量を目標に燃料等生活必需品の備蓄を行うよう努める。備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて市が決める。

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、短期避難所生活者のための生活必需品等の備蓄及び更新を行うよう努める。

3 燃料等生活必需品の調達体制の整備

市は燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議しておく。

4 燃料等生活必需品の輸送体制の整備

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者、及び輸送業者と十分協議し、市が備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協力体制の充実に努める。

第4 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な物資・資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

災害救助用物資・資機材の備蓄の対象者は、災害時に市が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に、避難先において一時的に受入れ・保護した短期避難所生活者とする。

イ 品目

- ①ヘルメット、安全靴、中敷き、安全手袋
- ②バール、ジャッキ、のこぎり
- ③発電器、投光器
- ④ハンドマイク
- ⑤移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）
- ⑥テント、防水シート
- ⑦懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池
- ⑧仮設トイレ（簡易トイレ）
- ⑨道路、河川などの応急復旧活動に必要な資機材
- ⑩間仕切り、女性用更衣テントなどの指定避難所でのプライバシー保護に必要な資機材防災用物資・資機材等の備蓄計画の策定

(2) 防災用資機材の備蓄計画の策定

市は、被害想定及び避難先の受入人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について災害救助用物資・資機材備蓄計画を策定しておく。

2 災害救助用物資・資機材の備蓄

市は、被害想定に基づく要救助活動の指標（倒壊建物数、罹災者数、負傷者数等）に相当する量を目標に災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。災害直後の救助活動の緊急度を考慮し、基本的に市を中心として備蓄を推進する。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて市が決める。

市は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、救助用物資・資機材の備蓄を行う。

3 災害救助用物資・資機材の調達体制の整備

市は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、備蓄物資等の拋出、仕分け、輸送に関し十分協議しておくほか、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者と協力体制の充実に努める。

第5 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う市及び市が要請した機関とする。

イ 品目及び目標数量

品目は、災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急医療用資器材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等とする。

2 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

備蓄を必要とする品目及び数量は、被害想定に基づく負傷者数を目安とする。

市は、被害想定結果に基づく人的被害（負傷者数）数及び医療関連機関における現在のストックの状況を把握の上、市が備蓄すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等の策定に努める。

ア 災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

イ 医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするなど自主対策の推進に努める。

3 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

市は、医療用資器材の集積所、救護所、指定避難所等における輸送について担当課と協議しておくほか、輸送業者と協定の締結に努める。

4 医療用資器材・医薬品等の調達協定の締結

災害時には、多量の医療用資器材・医薬品等の需要が見込まれるので、市及び各関係機関は、医療用資器材・医薬品等の整備に努める。

(1) 医薬品等の補給

市は、医療機関等からの医療用資器材・医薬品等の要求に備えて、医薬品等の補給体制の編成計画を策定しておく。

(2) 医薬品卸業協同組合等の協力による確保体制

市は、市内流通業者及び医薬品卸業協同組合、医科器械組合等の協力のもと、災害時の医療用資器材・医薬品等の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

また、医療用ガスの円滑な供給を確保するために、一般社団法人日本産業・医療ガス協会中国地域本部との協定の締結に努める。

5 医療用資機材・医薬品等の輸送計画の策定

市は、被災市町村等への医療用資機材・医薬品等の輸送計画について、検討する。

緊急輸送については、本章第13節「輸送体制の整備」を参照のこと。

第16節 廃棄物等の処理体制の整備

風水害時には、建物の浸水、流失等により、多量の廃棄物が発生するおそれがあります。

また、ライフライン等が被災することにより、トイレの使用に支障を来し、し尿処理の問題が生じることが予想されます。特に、多くの被災者が生活している指定避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となります。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておきます。また、大量の災害廃棄物の発生に備えて、広域処理体制の確立に努めます。

■主な実施担当 市民生活課

第1 廃棄物処理体制の整備

(1) 処理体制の事前検討

現在、市では、「不燃ごみ」は14 t/日、「資源ごみ」2.77 t/日の処理量が可能であるが、災害により一時的に多量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理するため、ごみの仮置場の事前検討や、処理方法、広域連携等の体制を整備する。

(2) 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

市は、本編第2章第24節「廃棄物等の処理」に示された災害廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) 維持管理対策

市は、廃棄物の適正処理に影響が生じないように、普段より施設の維持管理等を十分に行う。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(4) 災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意して、仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

ア 環境衛生に支障がないこと。

イ 搬入に便利なこと。

ウ 分別等適正処理の対応ができること。

エ 他の応急対策活動に支障のないこと。

(5) 廃棄物の収集搬送

災害廃棄物は、各家庭等から排出し、日常的に委託している収集業者や市内輸送業者及び建設業者及び自主防災組織、地域の事業所、ボランティア等の協力を得て集積場所まで搬送する。

(6) 廃棄物の収集搬送のための市内事業者との協定締結

平成30年7月豪雨や令和元年台風第19号等の直近災害でも、廃棄物の撤去に多大な労力を費やしている。したがって、処理・搬送が迅速に実施できるよう、市内事業者等との連携を図る。

第2 し尿処理体制の整備

(1) し尿処理体制の事前検討

現在市では、江津浄化センターで65 m³/日の処理ができるが、災害により発生したし尿を適正に処理するために、処理方法、市内連携体制を整備する。

(2) し尿処理要領の習熟と体制の整備

市は、本編第2章第24節「廃棄物等の処理」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) 災害用仮設トイレの整備

市は県と連携して、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業界・団体との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておくことが必要である。

(4) し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできる限り早急に収集処理を行う必要があるので、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においてもそれに対応できるようにしておく。処理量を想定する際、し尿排出量は1人1か月分として42リットルとする。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと想定しておく。

第3 応援協力体制の整備

県は、市における廃棄物処理体制への指導・助言、広域的な協力体制の確保・被害情報収集体制の確保のため、市・他県・廃棄物関係団体・関係省庁との連絡調整等をスムーズに実施できる体制を整備しておく。

廃棄物の処理は各市町村等が個別に行っている事業であるため、被災地域が局所的となるような風水害に対しては、市町村等間での廃棄物等の収集運搬体制の整備、被災した処理施設の復旧作業期間における廃棄物等の処理に関する応援協力体制の整備が必要となる。

そのため、市は、災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各種団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査の上、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。

第17節 防疫・保健衛生体制の整備

風水害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するとともに、被災者の健康状態を把握し、必要に応じた対策を行うための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備します。また、災害時の二次災害を蔓延させない体制を整備します。

■主な実施担当 健康医療対策課 ・ 市民生活課
■防災関係機関等 各医療機関 ・ 医師会 ・ 浜田保健所

第1 防疫・保健衛生体制の整備

市における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ、以下の体制を整備しておく。

1 市の防疫班の編成

市は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 保健衛生体制の整備

大規模災害時の各種保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等、保健医療活動の調整を行うための実施体制の整備に努める。

3 防疫・保健衛生活動要領の習熟

市及び関係機関は、本編第2章第25節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」に示す活動方法・内容に習熟する。

4 精神保健活動体制の整備

災害時の心のケアの専門職からなる精神保健活動班編製の整備に努める。

第2 食品衛生、監視体制の整備

風水害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

第3 防疫用薬剤及び器具の備蓄

市は、現在、消毒用エンジン噴霧器、電動噴霧器、手動噴霧器を備蓄している。今後も消毒剤、消毒散布用機器、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

第4 動物愛護管理体制の整備

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生し

ないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図るとともに、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。

第18節 消防団（水防団）及び自主防災組織の育成強化

広域にわたり甚大な被害をもたらす風水害による被害を軽減するためには、住民自らが警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要があります。

そこで、市は消防団（水防団）及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図ります。

- 主な実施担当 総務課
- 防災関係機関等 消防本部 ・ 消防団

第1 消防団の育成強化

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等の第一線での活動や平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。

このため、消防団を地域防災の中核団体と位置付け、育成強化を促進する。

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動にも影響を及ぼしており、過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化により、団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力の低下、団員の非雇用化率の上昇に伴う昼間消防力の低下といった課題を抱えている。

今後は、市において、次のような点に留意し、地域の実情に応じて、消防団の育成強化を図るとともに、消防団活動に対する地域住民や事業所の理解促進を図り、地域社会における防災体制の確立を図っていく。

また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいをもって活動できる環境づくりを進めるよう努める。

- ア 大規模災害に向けた車両・資機材・拠点施設のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
- イ 団員の処遇改善、教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。
- ウ 団員募集方法の検討や事業所への働きかけなどを実施し、青年層の入団促進を図る。
- エ 女性消防団員活動の積極的推進を図る。

第2 水防団、水防協力団体の育成強化

市は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層、女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第3 自主防災組織の育成強化

風水害に際して、被害を防止し、軽減するためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠となる。住民自らが警戒避難を行い、被災者を救出・救護することなどで、これらの防災活動を行うときは、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できる。

このため、地域に密着した婦人防火クラブ員等の自主防災組織の結成等を促進する。

1 自主防災組織の編成

以下の点に留意して、自主防災組織の編成を行う。

- ア 自治会等に防災部を設置している場合等、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、

その活動内容の充実、強化を図って、自主防災体制を整備する。

イ 自治会等があるが、特に防災活動を行っていない場合は、自治会活動の一環として防災訓練等防災活動を取り上げるにより、自主防災体制の整備を推進する。

2 自主防災組織の平常時の活動

(1) コミュニティ活動

要配慮者を含めた自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

(2) 防災知識の普及

災害の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

(3) 防災訓練

情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練の実施

(4) 防災資機材等の備蓄等

消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等

(5) 「防災士」資格の取得

3 自主防災組織の災害時の活動

ア 情報の収集・伝達

イ 出火防止、初期消火

ウ 避難誘導

エ 救出救護

オ 給食給水

カ 要配慮者の安全確保等

4 自主防災組織等の育成

住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、市、消防本部、関係団体が協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図るとともに、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

市、消防本部、関係団体は、防災士資格の取得支援、研修の実施などによる防災リーダーの育成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努める。

ア 自主防災組織の育成

地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行う。

イ 自主防災活動のリーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる方々を対象として研修を実施する。

ウ 自主防災組織の育成手法

a 地域の危険性に関する情報(被害想定、危険箇所等)の提供

b 自主防災組織の必要性についての広報

c 防災訓練、研修会等の実施への支援

d 啓発資料の作成

e 活動拠点施設の整備支援

f 自主防災組織の防災計画書等の策定支援

5 自主防災組織の役割と活動内容

ア 自主防災組織の役割

自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないものは以下のとおりである。

- a 地域で起きる災害について正しい知識を広める取組
- b 災害発生時に安全に避難する取組
- c 高齢者など要配慮者への支援

イ 自主防災組織の活動

自主防災組織の「重要な役割」以外の取組は、自主防災組織で話し合っどどの活動を行うのか決める。

6 民間防火組織の育成

日頃から火災予防に関する知識を身につけ、出火防止、初期消火方法、避難等の行動・知識を習得することは、安全な地域社会づくりに必要なことである。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの育成強化を図る。

市民間防火組織の結成状況（令和6年度）

組 織	団体数
幼年消防クラブ	11
少年消防クラブ	1
婦人防火クラブ	11
自主防災組織	20
婦人消防隊	4
家庭消防隊	0

7 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

そこで、事業所等は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所等单位での防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。

(1) 防災組織の整備

ア 市

- a 一定規模以上の施設、事業所等にあつては、消防法により、消防計画を定め、自衛消防組織を設置することになっている。そこで、市は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導し、また、地域住民の自主防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織等との連携強化を図る。
- b 上記以外の事業所等についても、自主的な防災組織の設置を推進する。

イ 事業所等

事業所等は、その社会的責任を果たすため、次のような対策等を図っておく。

- a 社屋（施設）内外の安全化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防

災計画や非常用活動マニュアルの整備など事業活動の継続対策

- b 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄など従業員、顧客の安全確保対策
- c 地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進
- d 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、情報収集及び伝達に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づいた自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。
- e 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

第4 住民による地区の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第19節 企業（事業所）における防災の促進

企業（事業所）は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとし、災害時の防災体制の整備や重要業務を継続するための取組が求められています。

市は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（BCP）の策定などを推進する必要があります。

■主な実施担当	総務課	・	商工観光課	・	社会福祉課
■防災関係機関等	消防本部	・	浜田保健所		

第1 防災体制の整備

1 市

市は、消防法等により自衛消防組織の設置が義務付けられている企業（事業所）に対して、自衛消防組織の整備・充実に支援するとともに、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。

なお、設置が義務付けられていない企業（事業所）についても、自主的な防災組織の設置を促進する。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

2 企業（事業所）

- (1) 企業（事業所）は、防災組織の整備や防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保などの防災体制の整備に努める。
- (2) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の所有者または管理者は、単独または共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。
- (3) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、情報収集及び伝達に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づいた自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。
- (4) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

第2 事業継続の取組の推進

1 市

市は、企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供など、企業（事業所）の事業継続に向けた取組を推進するとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

また、市、商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

2 企業（事業所）

企業（事業所）は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定運用するよう努めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第3 事業者による地区の防災活動の推進

1 市

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

2 企業（事業所）

市内の一定の地区内に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

第20節 災害ボランティアの活動環境の整備

大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細かな支援が求められます。

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受付、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から活動環境の整備を図ります。

また、全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努めます。

■主な実施担当 社会福祉課 ・ 健康医療対策課 ・ 高齢者障がい者福祉課
■防災関係機関等 江津市社会福祉協議会 ・ 日本赤十字社島根県支部

第1 災害ボランティアの活動内容と普及

災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するような被災者の生活支援を目的とする一般ボランティアの活動と専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアの活動とがある。

また、これらの災害ボランティアが活動しやすいように、ボランティアニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行うボランティア・コーディネーターの活動がある。

1 災害ボランティアの活動内容

(1) 一般ボランティア

- ア 災害情報・生活情報等の収集、伝達
- イ 指定避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援
- ウ 救援物資、資器材の仕分け・配給
- エ 軽易な応急・復旧作業
- オ 災害ボランティアの受入業務
- カ 外国人被災者への情報提供、簡単な通訳（意思疎通の補助）

(2) 専門ボランティア

- ア 救助・救急
- イ 医療
- ウ 高齢者、障がい者等の介護
- エ 農林・土木関係（農地、農業用施設の災害復旧に係る技術者によるボランティア、治山関係の山地防災ヘルパー・斜面判定士を含む砂防ボランティア、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定など）
- オ 輸送（航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転）
- カ 通訳（外国語、手話）
- キ アマチュア無線
- ク ボランティア・コーディネート業務

2 災害ボランティア活動の普及・啓発

市は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるための普及・啓発に努め、災害ボランティアが円滑

に受け入れられるよう、平常時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発に努める。

第2 市内団体との連携強化

1 一般ボランティアとの連携体制の整備

市及びボランティア関係団体等は、相互に連携し、ボランティアを希望するものの氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録などの体制の整備に努める。

2 専門ボランティアとの連携体制の整備

(1) ボランティアの登録、協定締結等

市及びボランティア関係団体等は、相互に連携し、応急対策において必要なボランティア団体及び個人と事前にコンタクトを取り、協定の締結、事前登録等を行うよう努める。

(2) 専門ボランティア組織・団体に関する情報把握

市及びボランティア関係団体等は、災害時の意思の疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を事前に把握し、迅速な派遣のための災害ボランティアバンクの活用にも努める。

(3) ボランティアの養成

市、専門ボランティア登録者について、県及びボランティア関係団体等と相互に連携を図りながら、災害時のボランティア活動に必要な知識、技能等についての講習や訓練の実施に努める。

第3 ボランティアの受入体制の整備

1 ボランティア連絡協議会（仮称）の設置

災害時における災害ボランティアの円滑な受入れなどについて検討を行うため、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等は、相互協力・連絡体制の整備に努める。

2 ボランティア・コーディネーターの養成

市は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動の需給調整、行政との連絡調整等を円滑に行うボランティア・コーディネーターの養成に努める。

3 ボランティア受入マニュアルの作成

市は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPOやその他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、各分野ごとのボランティア受入マニュアルを作成するよう努める。

4 ボランティア活動拠点の整備

市は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携を図りながら、ボランティア活動拠点の整備に努める。

第21節 防災教育

災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、住民をはじめ各防災関係機関等が、気象に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠です。

このため、市をはじめ各防災関係機関は、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、自主防災組織の取組や地域での声がけなど、自助・共助による防災対策の重要性について、住民の意識啓発、防災教育の推進に努めます。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動の展開に努めます。その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ります。

■主な実施担当	総務課 ・ 社会教育課 ・ 学校教育課 ・ 関係各課
■防災関係機関等	消防本部 ・ その他防災関係機関

第1 防災関係職員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、消防団員や防災業務に従事する職員等に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

1 教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施（総合防災情報システムを活用する場合は、システムの訓練モードを活用する。）
- イ 各種防災訓練への積極的参加の促進
- ウ 職員用防災活動マニュアル（活動手引き・参集方法等）やハンドブック（啓発資料）の作成・配布
- エ 過去の災害現場の現地視察・調査の実施

2 教育内容

- ア 気象及び風水害についての一般的知識
- イ 防災対策の現況と課題
- ウ 防災対策の現況と課題
- エ 各機関の防災体制と各自の役割分担
- オ 消防団員や職員のとるべき行動
- カ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等）
- キ 県総合防災情報システムの操作方法等
- ク その他必要な事項

第2 住民に対する防災教育

市及び防災関係機関は、住民に対し、家屋の改修及び周辺危険箇所の安全化、最低3日間、推奨1週間の食料・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等

を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

1 普及の方法

(1) 社会教育、生涯教育、各種団体を通じての普及・啓発

自主防災組織、公民館、PTA、婦人会、自治会、事業所団体等各种団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出し、自主的な防災マップづくりや防災資料の提供等を通じて、災害に関する知識を普及啓発し、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

さらに、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。

(2) 広報媒体による普及

市は、以下に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及に努める。

- ア ラジオ、テレビ、防災行政無線、CATV、ホームページ（防災に関するページの活用）等
- イ 新聞、雑誌
- ウ 広報紙やパンフレット等の印刷物
- エ 防災ビデオ
- オ 講演会・映画上映会等の開催
- カ 防災ハザードマップ

2 周知内容

(1) 市内の防災対策

(2) 風水害（豪雨、台風、高潮等）に関する一般的知識と過去の災害事例

(3) 風水害に対する平素の心得

- ア 浸水・高潮及び土砂災害等周辺地域における災害危険性の把握
- イ 家屋等の点検・改修及び周辺危険箇所の安全化
- ウ 家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
- エ 火災の予防
- オ 応急救護等の習得
- カ 指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- キ 食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等物資の備蓄（最低3日（推奨1週間）分）
- ク 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、マスク、消毒液、体温計のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成に合わせて準備）
- ケ 自主防災組織の結成
- コ 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援
- サ ボランティア活動への参加

- シ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等
- ス 浸水深・浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄
- セ ライフライン途絶時の対策
- ソ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- タ 自動車へのこまめな満タン給油

(4) 災害発生時の心得

- ア 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- イ 出火防止と初期消火
- ウ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- エ 救助活動
- オ テレビ・ラジオ等による情報の収集
- カ 避難実施時に必要な措置
- キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ク 自主防災組織の活動
- ケ 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
- コ マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な避難所の運営管理のために必要な知識等
- サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(5) 特別警報及び警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動、避難先での行動

第3 学校教育における防災教育

1 趣 旨

学校における防災教育は安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置付け、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

- ア 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- イ 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

2 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間・総合的な探究の時間における防災教育

体育・保健体育科、理科、社会科、生活科、家庭科などの関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする安全学習を行う。

学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課題を

理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。

安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心や態度を育てるため、道徳の時間の指導との密接な関連を図る。

総合的な学習の時間・総合的な探究の時間において、学校の実情に応じて、教科などの発展として、防災に関する課題を設定し取り組む。

3 学校行事としての防災教育

訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面の想定や、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど事前事後指導を意図的に実施する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるとともに、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場にいないとしても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあつては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、県、市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

4 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導にあたる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

第4 防災上重要な施設の職員等に対する教育

1 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図る。

2 防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

(注)「防災上重要な施設」とは、災害のおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいいます。

第5 事業所における防災の推進等

事業所の防災担当者は、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育等を積極的に進めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めることが必要である。

市は県と連携して、事業所におけるこうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に

応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備等に取り組む。さらに、事業所職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災活動を積極的に評価する等により事業所の防災力向上の促進を図る。また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

1 災害時に事業所が果たす役割

- ア 従業員、顧客の安全確保
- イ 業務の維持、継続
- ウ 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力

2 事業所の自衛防災組織の防災活動

(1) 平常時の活動

- ア 防災訓練の実施
- イ 防火（防災）施設及び設備等の整備
- ウ 従業員等の防災に関する教育の実施
- エ 防災マニュアル（災害時行動の手引き）の作成
- オ 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
- カ 防災資機材の備蓄

(2) 災害時の活動

- ア 情報の収集伝達
避難誘導
- イ 救出救助
- ウ 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

第6 災害教訓の伝承

- (1) 市、国、県は過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるほか、過去に発生した災害の記録を活用した研修会を開催するなど、地域の特性を踏まえた防災教育に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市、国、県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第22節 防災訓練

風水害時には、市及び各防災関係機関等は、法令または市地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施することとなりますが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えます。

■主な実施担当 総務課 ・ 社会福祉課 ・ 学校教育課 ・ 関係各課
■防災関係機関等 消防本部 ・ その他防災関係機関

第1 総合防災訓練

1 訓練での留意事項

- (1) 市及び各防災関係機関等は、防災訓練を実施するにあたっては、考え得る様々な被害を想定し、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害の被害の想定を明らかにし、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対策基本法の定めるところにより、それぞれに課せられた防災上の責務、役割（災害対策基本法第4条、第5条、第6条及び第7条）に即した内容となる訓練を行う。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
- (2) 救出・救助等における高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた事後評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。既往豪雨・台風災害による教訓・課題を最大限に活かす必要がある。そのため、第1編第3節「災害被害想定」に示した風水害時の防災関係機関及び住民の警戒避難活動上の基本的な傾向及び課題を踏まえ、風水害時の時間経過とともに生じ得る様々な事象等に対応した効果的な防災訓練を推進する。

2 参加機関別の訓練

(1) 市（広域連携）

市は、県（各地区）、防災関係機関、住民、企業等と一体となって、初動活動の訓練や各防災機関の連携訓練など災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、市地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

(2) 市（単独または隣接市町と共同）

市は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を反復して実施する。

(3) 防災関係機関及び住民等

市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び住民等は、訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努める。

第2 個別訓練

市、県及び各防災関係機関等は、総合防災訓練のほか、訓練種目を選定し、個別的な訓練を実施する。

1 図上訓練

図上訓練とは、主として災害応急対策について図上で行い、その訓練実施項目はおおむね次のとおりとする。

- ア 応急対策に従事し、または協力する者等の動員及び配置
- イ 復旧資材、救助物資等の緊急輸送
- ウ 緊急避難及びこれに伴う措置

2 実地訓練

実地訓練は、想定した災害に基づき次の種別及び区分により訓練目的を効果的に達成できる場所を選定して、実地において訓練を行う。また、必要に応じ県総合防災情報システムを活用して実施する。

(1) 個別訓練

ア 予報及び警報等の伝達及び通信訓練

気象業務法、水防法、消防法に定める予報及び警報等の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、または有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。

予報及び警報等の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練も必要によりこれを実施する。

イ 災害防御訓練

災害による被害の拡大を防御するための訓練は、おおむね次のとおりとする。

a 災害対策本部設置訓練

市は県と連携して、災害時における応急活動体制を確立できるよう、気象・降雨状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置・設営及び運営訓練を実施する。

b 非常参集訓練

市は、災害時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づいて非常参集訓練を実施する。

c 情報収集・非常通信訓練

風水害時には、浸水や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳や途絶する事態が予想される。このような事態に対処するため、市は県と連携して、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。

d 消防、救急・救助訓練

消防機関は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。

e 水防訓練

市のほか水防機関は、出水・台風期の警戒避難活動の万全を期すため、水防訓練による情報伝達、水防工法、避難措置等の訓練を実施する。

f 避難訓練

(a) 学校、病院、社会福祉施設等では、災害時における避難指示等に迅速かつ円滑に対応す

るため、定期的または随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。

また、訓練の実施にあたっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。

(b) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の所有者または管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

(c) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を作成し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を市長に報告する。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

なお、市は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(d) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

g 医療救護訓練

市、県、DMA T、D P A T及び医師会、日赤、薬剤師会等の医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

h その他の訓練

市、県及び防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、図上訓練（シミュレーション訓練）や、防災活動従事者の動員訓練など、各種の訓練を実施する。

市は、定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性などの情報を提供するとともに、D I G（Disaster Imagination Game 図上訓練ゲーム）の使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取組を促進する。

ウ 災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練は、おおむね次の項目について行う。

- a 道路の交通確保
- b 復旧資材、人員の緊急輸送
- c 決壊堤防の応急修復
- d 電力、通信施設の応急修復

(2) 区 分

ア 単一訓練

災害予防責任者が個別にその主管する業務に関連した訓練項目を選定して、図上または実地について行う。

イ 総合訓練

災害予防責任者が合同して、あらかじめ想定した災害に基づき、訓練種目を選定して、図上または実地について行い、当該訓練は、原則として市防災会議が関与して行う。

ウ 交通規制

防災訓練実施時の交通規制については第2章第12節「交通確保、規制」で実施する規定と同様とする。

3 防災訓練の事後評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討する。

4 防災訓練時の交通規制

県公安委員会は、市、県が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該訓練に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における交通規制を行うことができる（災害対策基本法第48条2項）。

なお、交通規制を実施する場合は、総理府令で定める様式の標示（規制標識）を設置しなければならないが、これが困難な場合は警察官の現場の指示により交通規制を行わなければならない（規制の標識の様式は別記のとおり）。

災対法施行規則別記様式第1（第1条の2関係）



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第23節 要配慮者等安全確保体制の整備

災害時に迅速・的確な行動が取りにくく被害を受けやすい要配慮者（高齢者、病弱者、心身に障がいを持つ者、児童（乳幼児含む。）、妊婦、外国人、観光客・旅行者等）は、本市の高齢化や国際化の進展に伴い、今後増加することが予想されます。

このため、市及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を積極的に推進します。また、災害時に適切な対応が迅速に実施できるようにケア体制の充実に努めます。

■主な実施担当	社会福祉課	・	高齢者障がい者福祉課	・	子育て支援課
	健康医療対策課	・	包括支援センター	・	総務課
■防災関係機関等	消防本部	・	浜田保健所		

第1 要配慮者の対象

災害時には、以下のような対象が、要配慮者として優先的に保護されるように努める。

- ア 高齢者
- イ 病弱者（難病患者を含む。）
- ウ 心身に障がいを持つ者
- エ 外国人居住者及び滞在者
- オ 児童（乳幼児含む。）
- カ 妊産婦
- キ 観光客・旅行者

第2 避難行動要支援者等支援体制の構築

1 避難行動要支援者に配慮した避難計画の策定

市は、避難計画（本編第2章第9節「避難予防対策」参照）の策定にあたっては、特に以下の点に留意する。

- (1) 要配慮者及び避難行動要支援者へ的高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の伝達方法
- (2) 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- (3) 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における避難支援等関係者、市の役割分担

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

- (1) 市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

- (2) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

- (3) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新すると

ともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(4) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(5) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(6) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(7) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(8) 避難行動要支援者名簿の作成、活用等にあたり必要な次に示す事項等については、市地域防災計画に定める。

なお、その他必要な事項については、避難行動要支援者の避難支援のための計画等に定める。

ア 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。

その際、必ずしも災害対策基本法で例示している消防機関、県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決める。

また、避難支援等関係者となり得る者をより多く確保するのにあたっては、年齢等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

<名簿提供先>

江津警察署、江津消防署、消防団、民生・児童委員、災害対策地区班（職員）、
地域自主防災組織

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

要配慮者の避難能力の有無、要件の設定については、主として次のような点が想定されるが、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、避難支援等関係者の判断や、形式要件から漏れた者自らが避難行動要支援者名簿への掲載を市町村に求めることができる仕組みなど、きめ細かい要件を定める。

- a 計画や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- b 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- c 避難行動をとる上で必要な身体能力
- d 要介護状態区分
- e 障がい支援区分

<名簿掲載者>

高齢者（75歳以上）のみの世帯、次の障がい者手帳所持者（身体障害者手帳1・2級、療育

- 手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）、その他特に支援を要すると認められる者
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 市の関係部局で把握している情報の集約、要介護状態区分別・障がい別・支援区分別等の把握方法などのほか、個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得、県等関係機関への情報提供依頼、情報提供にあたり必要な事項について定める。
- エ 名簿の更新に関する事項
- 避難行動要支援者名簿を更新する期間、仕組み等名簿情報を最新の状態に保つために必要な事項を定める。
- オ 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- 避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう次に示す事項を参考に、市が講ずる措置を定める。
- a 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- b 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう説明する。
- c 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用な共有、利用されないよう説明する。
- d 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- e 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう説明する。
- f 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう説明する。
- g 名簿情報の取扱状況の報告を求める。
- h 平常時から避難行動要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求める。
- i 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。
- カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮
- a 警戒レベル3高齢者等避難の発令・伝達
- 避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について特に配慮が必要な事項を定める。
- (a) 高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
- (b) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (c) 高齢者や障がい者等にあった必要な情報を選んで伝達することなど。
- b 多様な手段の活用による情報伝達
- 聴覚障がい・視覚障がい・肢体不自由等それぞれの障がいの状況などに応じ、多様な手段を活用して情報伝達を行う。
- キ 避難支援等関係者の安全確保
- 避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。
- (9) 個別避難計画の作成、活用等にあたり必要な次に示す事項等については、市地域防災計画に定める。
- ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

市は、計画作成の全体像（市支援による個別避難計画及び本人・地域記入の個別避難計画の作成）や優先して作成する基準等について定める。

イ 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。

その際、必ずしも災害対策基本法で例示している消防機関、県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めること。

また、避難支援等関係者となり得る者をより多く確保するのにあたっては、年齢等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

市の関係部局で把握している情報の集約、要介護状態区分別・障がい別・支援区分別等の把握方法などのほか、個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得、県等関係機関への情報提供依頼、情報提供にあたり必要な事項について定める。

エ 個別避難計画の更新に関する事項

個別避難計画を更新する期間、仕組み等個別避難計画情報を最新の状態に保つために必要な事項を定める。

オ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう次に示す事項を参考に、市が講ずる措置を定める。

- a 個別避難計画情報には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、個別避難計画情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- b 個別避難計画情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で個別避難計画情報を取り扱う者を限定するよう説明する。
- c 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の個別避難計画情報を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明する。
- d 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- e 施錠可能な場所への個別避難計画情報の保管を行うよう説明する。
- f 受け取った個別避難計画情報を必要以上に複製しないよう説明する。
- g 個別避難計画情報の取扱状況の報告を求める。
- h 平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求める。
- i 個別避難計画情報の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

ア 警戒レベル3高齢者等避難の発令・伝達

避難支援等関係者が個別避難計画情報を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について特に配慮が必要な事項を定める。

- (a) 高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。

- (b) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (c) 高齢者や障がい者等にあった必要な情報を選んで伝達することなど。
- b 多様な手段の活用による情報伝達
 聴覚障がい・視覚障がい・肢体不自由等それぞれの障がいの状況などに応じ、多様な伝達手段を活用して情報伝達を行う。
- キ 避難支援等関係者の安全確保
 避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

3 避難行動要支援者の避難支援

- (1) 市は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、個別計画等の作成に努める。
- (2) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第3 地域における要配慮者対策

1 防災設備、物資、資機材等の整備

市は、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、要配慮者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、住宅用火災警報器の設置の推進等に努める。

2 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、要配慮者について、民生児童委員及び自主防災組織や自治会等で協力し、地域の範囲ごとに把握しておく。

なお、把握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、プライバシーには十分配慮する。

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ受けないために、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練において、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、市は、ホームヘルパーや民生児童委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

3 緊急連絡体制の整備

市は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族に加え、地域支援ネットワークや民生児童委員及び自主防災組織等の地域ぐるみの協力のもとで、要配慮者ごとのきめ細かな緊急連絡体制の整備に努める。

4 防災基盤の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、指定避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を指定し、一般の指定避難所での生活が困難となる避難者を円滑に

移送・受入れできる環境を整備するとともに、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。

5 外国人対策

国際化の進展に伴い、本市に居住あるいは来訪する外国人の数は増加してきている。

こうした状況の中、災害時においても外国人が被災する危険性は高まってきており、言葉や文化の違いを考慮し、外国人に対する情報提供や防災教育及び防災訓練等を実施していくことが必要である。

外国人に対しては、住民登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明等を行うとともに、「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、パンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、指定緊急避難場所及び指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記などを推進するとともに訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県は、しまね国際センターと協議の上、共同で「災害時多言語支援センター」を設置し、多言語による災害情報の発信や、避難所等での翻訳・通訳等の支援を行う。

6 避難後の要配慮者への配慮

市は、要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

7 避難確保計画の作成・報告

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関連法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

なお、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

第4 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資器材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あら

はじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、社会福祉施設管理者は災害発生時には多数の避難者の緊急入所や他被災施設から移送が必要となることから、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）の活用等を図り、避難行動要支援者等の処遇の確保に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動が取れるよう、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施する。

5 防災基盤の整備

市は県と連携して、避難行動要支援者等自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

第24節 孤立地区対策

平成16年に発生した中越地震では、急傾斜地の崩落や道路の寸断等により孤立する集落が発生しました。本市でも、急峻な跡市、大掛、上笹畑等の中山間地では、道路の寸断により孤立する可能性があります。このため、大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進します。

■主な実施担当 土木建設課 ・ 事業推進課 ・ 総務課

第1 通信手段の確保

1 多様な通信手段の確保

災害時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障をきたすことが考えられる。

そのため、市、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

2 被災に備えた通信設備の運用

市及び孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

3 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達等バックアップ体制を整える。

第2 物資供給、救助体制の確立

1 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給にあたり、伝えるべき項目をあらかじめ整理し、孤立予想地区や市、県等で共有するよう努める。

伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況（食料、飲料水、医薬品、毛布）等

2 ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

また、指定以外に離着陸が可能な空き地等をあらかじめ検討する。

3 無人航空機等の輸送手段の確保

孤立地区が発生した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

第3 孤立に強い地区づくり

1 備蓄の整備・拡充

孤立の可能性のある地区は、備蓄の推進等を通じ、資機材を整備した防災倉庫の整備を図るなど地域防災力を強化する必要がある。

備蓄にあたっては、食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の整備により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。この際、要配慮者への配慮にも努めるとともに、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

2 避難体制の強化

市は、大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立する可能性のある地区を特定し、あらかじめ、地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄の状況等実態を詳細に把握しておくとともに、孤立発生情報等の伝達体制を整備する。特に、孤立時に、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要のある要配慮者については平素から把握し、孤立発生時に備える。

地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備を行う。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難先を周知徹底する。

3 マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

第4 道路寸断への対応

1 対策工事の実施

緊急輸送道路について、う回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

2 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

3 急傾斜地崩壊危険地区の整備

主要幹線沿いの土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）等について、県等と連携して整備を図る。

第2章 風水害応急対策計画

江津市における迅速かつ円滑な風水害応急対策を実施するための計画の構成は以下のとおりである。

第1 活動体制の確立に関する対策

風水害による災害が発生し、または発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、市及び防災関係機関は、第一に各々の活動体制を早急に確立する必要がある。

そのため、市は、職員を動員し、災害状況に応じ災害対策本部等の設置、防災ヘリ運用体制、情報収集連絡体制等の活動体制を早急に確立する。また、必要に応じて、県及び他の都道府県・市町村・消防機関への広域応援要請、自衛隊災害派遣要請等を行うことにより防災体制を強化するほか、災害救助法を適用し、救助体制を確立する。

第2 被害の拡大を防止するための応急対策の実施

風水害発生前から発生直後の警戒・避難期において、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。

そのため、まず、気象予報・警報等及び被害情報等の収集・伝達を的確に実施する。併せて、水防、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の救急救助、医療救護、警備活動、交通確保・規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、これらの活動に際しては、特に要配慮者への支援に留意する。

第3 被災者の保護と社会秩序の安定を図るための応急対策の実施

風水害による被害が一段落した事態において、引き続き、被災者の保護と社会秩序の安定を図るための各種応急対策を実施する。

そのため、被災者の生活確保に資する各種ライフライン・交通関係機関は、施設の応急対策を推進する。

また、被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び、燃料等生活必需品等を供給するため、年齢・性別によるニーズの違いや要配慮者に配慮しながら、備蓄物資を活用するほか、必要物資を調達する。

さらに、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、遺体対策、住宅確保、文教対策等を行う。

なお、これらの応急対策の準備は、災害発生の早い段階から着手する必要があることに留意する。

第1節 応急活動体制

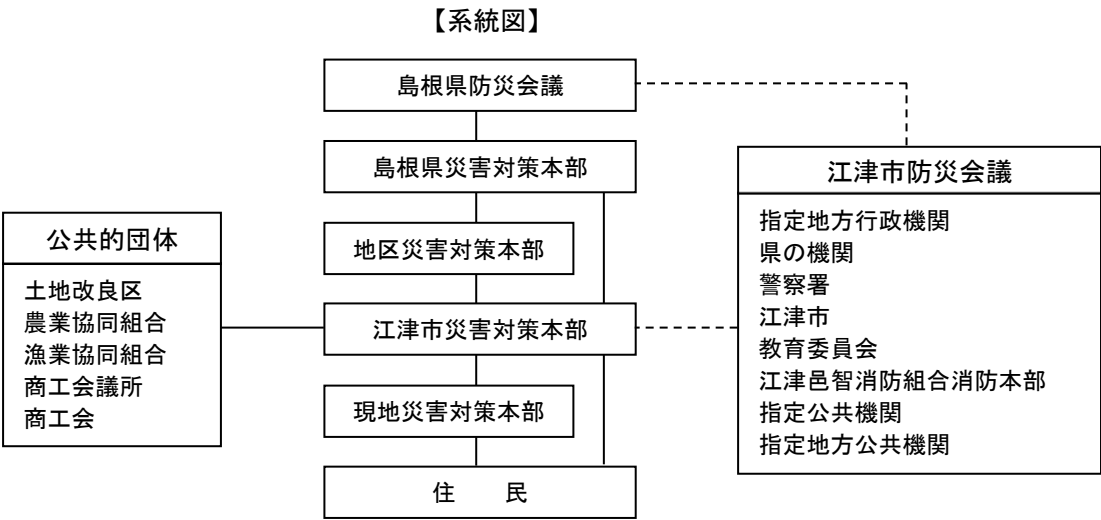
大規模な風水害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市は第一線的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるように、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制を確立し、総合防災情報システムから提供される緊急情報等を活用して災害応急対策活動を実施します。

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努め、また、災害対策本部長は、必要に応じて、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対して、資料・情報の提供等の協力を求めます。

- 主な実施担当 総務班 ・ 教育班 ・ 産業班 ・ 土木・建築班 ・ 上下水道班
 衛生班 ・ 保健福祉班
- 防災関係機関等 消防本部 ・ その他防災関係機関

第1 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、災害対策本部を設置して、応急対策活動を実施する。災害対策本部を設置するに至らない程度の災害の場合は、事前体制または第1次体制をもって対処する。特に、県、市及び総合防災情報システムの利用が可能な防災関係機関は、職員に対する気象等の特別警報、警報及び注意報等の情報配信や初期の情報収集・伝達などにおいて積極的にシステムの活用を図る。



1 時系列応急対策の概要

時 系 列			主 な 対 策
災 害	対 策	小区分	
未 然	災害予防対策		災害の発生を未然に防止する等の対策
進行中	災害応急対策	事 前	警戒 気象予警報、災害予警報、警告
			高齢者等避難準備、避難指示、避難場所の開放
			災害対策地区要員の配置
			事前措置水防、消防、救難、救助の準備
	住民の生命・身体の保護を第一義とし、併せて防災施設の保護、住民の財産の保護、社会秩序の維持を目的	事 中	水防等施設の防護 水防工法の実施
			消防 消火その他の措置
			救出救難 人命救助
			障害物の除去 (輸送) (通信) (報告)

2 機関別応急措置の概要

(参考)

- 126

第2 災害対策本部

1 災害対策本部の設置基準

- ・風水害、地震、その他異常な自然現象、あるいは大規模な人為的原因による災害の危険が極めて増大したときまたは、災害が発生したとき。
- ・江の川、敬川、八戸川の水位が避難判断水位に達したとき。
- ・震度5弱以上の地震が発生したとき。
- ・大津波警報が発表されたとき。

2 災害対策本部の設置

災害対策本部は配備体制に応じ、次の場所に設置する。

配 備 区 分	設 置 場 所
事 前 対 応	総務課
本 部 設 置	庁舎3階防災対策室

なお、災害対策本部の予備として、下記の場所を順位指定する。

1. 庁舎2階多目的ホール
2. 分庁舎会議室

3 災害対策本部の設置と公表

災害対策本部設置の基準に該当した場合、危機管理監が市長・副市長と協議して設置を決定する。災害対策本部を設置した場合、市長は本部の名称、本部設置場所、設置の理由を市民、県及び防災関係機関等に公表する。

4 組織、編成及び系統

江津市で災害時に、災害対策本部を設置して、応急対策活動を実施する。

江津市災害対策本部編成図、江津市水防本部組織編成図及び江津市災害対策本部業務分担は次のとおりとする。

なお、迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害支援を受けることができるよう、あらかじめ対策本部で情報収集や情報共有を行う国や県からの現地情報連絡員（リエゾン）の受入れを検討しておく。

(1) 災害対策本部の構成

本 部	役 職	構 成 員
災害対策本部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	本部員	教育長 消防団長 消防署長 危機管理監 技監 顧問 部門参事 教育委員会参事 総務課長

(2) 災害対策本部の班構成

本 部	班	班 員
災害対策本部	総務班 班 長 総務部門参事	総務課 議会事務局 人事課 政策企画課 財政課 管財課
	保健福祉班 班 長 民生部門参事	社会福祉課 子育て支援課 健康医療対策課 高齢者障がい者福祉課 包括支援センター
	衛生班 班 長 市民部門参事	市民生活課 保険年金課 税務課 人権啓発センター 会計課
	産業班 班 長 経済部門参事	農林水産課 農業委員会事務局 商工観光課 地域振興課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
	土木・建築班 班 長 建設部門参事	土木建設課 都市計画課 事業推進課
	上下水道班 班 長 上下水道部門参事	水道課 下水道課
	教育班 班 長 教育委員会事務局参事	学校教育課 社会教育課
	桜江対策班 班 長 桜江支所長	桜江支所

※副班長は、班長（参事）が指名する。

【江津市災害対策本部業務分担】

班	班 長	班 員	業 務 内 容
総務班	〔班長〕 総務部門参事	総務課 政策企画課 人事課 財政課 管財課 議会事務局	1. 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 2. 気象情報・災害情報の収集及び伝達に関する事。 3. 自衛隊の派遣要請及び受け入れに関する事。 4. 災害対策の総合調整に関する事。 5. 消防活動及び水防活動に関する事。 6. 避難命令、その他本部命令の伝達に関する事。 7. 危険箇所の総合対策に関する事。 8. 関係機関との連絡調整に関する事。 9. 被災状況の把握、発表及び報告に関する事。 10. ホームページ等による情報提供及び広報に関する事。 11. 被害状況写真の作成に関する事。 12. り災証明書に関する事。 13. 避難所の運営及び情報提供に関する事。 14. 自主防災組織との連絡調整に関する事。 15. 各地区班からの情報収集及び処理に関する事。 16. 外国人への情報提供及び相談に関する事。 17. 庁内情報システムの管理に関する事。 18. 被災者支援窓口に関する事。 19. 災害対策班員及び地区班要員等に関する事。 20. 職員の非常招集及び配備体制に関する事。 21. 災害関係費の予算措置に関する事。 22. 災害関係物品の出納に関する事。 23. 被災者の救援物資の受付・配分に関する事。 24. 災害対策用車両の確保及び配車に関する事。 25. 市有財産の災害対策に関する事。 26. 被災者及び本部職員その他災害応急従事者に対する食料品の調達及び配布に関する事。 27. 災害対策用物資の輸送に関する事。
保健福祉班	〔班長〕 民生部門参事	社会福祉課 健康医療対策課 子育て支援課 高齢者障がい者福祉課 包括支援センター	1. 災害救助法に関する事。 2. 被災者生活再建支援法に関する事。 3. 災害弔慰金の支給等に関する事。 4. 災害ボランティアに関する事。 5. り災者住宅の応急修理に関する事。 6. 避難行動要支援者に関する事。 7. 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 8. 感染症予防及び防疫に関する事。 9. 避難者の健康管理に関する事。 10. 保育施設等の収容児への退避命令に関する事。 11. 高齢者、障がい者等への救護に関する事。
衛生班	〔班長〕 市民部門参事	市民生活課 保険年金課 税務課 人権啓発センター 会計課	1. 県衛生機関との連絡に関する事。 2. ごみの処理に関する事。 3. し尿及び一般廃棄物に関する事。 4. 災害廃棄物処理計画に関する事。 5. 義援金の受付に関する事。 6. 被害状況認定調査に関する事。(土木・建築班と対応) 7. 被災納税者の取扱いに関する事。
産業班	〔班長〕 経済部門参事	農林水産課 農業委員会事務局 商工観光課 地域振興課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1. 県及び農林団体等との連絡調整に関する事。 2. 農林水産業施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 3. 治山・林業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 4. 被災者への融資、生産資材のあつせん及び家畜衛生、病虫害に関する事。 5. 商工業団体等との連絡調整に関する事。 6. 被災商工業者に対する災害融資に関する事。 7. 観光客援護及び観光施設被害に関する事。 8. 避難所の設置及び避難者の誘導、収容並びに輸送に関する事。 9. 避難所における物資供給等に関する事。

班	班 長	班 員	業 務 内 容
土木・建築班	〔班長〕 建設部門参事	土木建設課 都市計画課 事業推進課	1. 国、県及び建設業者との連絡に関すること。 2. 所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3. 災害応急対策及び復旧計画に関すること。 4. 交通不能箇所の調査、交通止め及び応急対策に関すること。 5. 応急仮設住宅の用地確保、建設、管理に関すること。 6. 被害状況認定調査に関すること。（衛生班と対応） 7. 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
上下水道班	〔班長〕 上下水道部門参事	水道課 下水道課	1. 水道施設、下水道施設等の被害状況の把握に関すること。 2. 水源の確保及び飲料水の給水に関すること。 3. 災害応急対策及び災害復旧計画に関すること。
教育班	〔班長〕 教育委員会事務局 参事	学校教育課 社会教育課	1. 児童・生徒の退避命令に関すること。 2. 教育、社会教育施設の災害調査及び応急対策に関すること。 3. 教育関係団体との連絡調整に関すること。 4. 児童・生徒及び教員の被害調査に関すること。 5. 文化財、文化施設等の災害調査及び応急対策に関すること。 6. 所管施設の避難所等の利用及び避難所運営支援に関すること。
桜江対策班	〔班長〕 桜江支所長	桜江支所	1. 桜江地区災害対策の総括に関すること。

3 災害対策本部の協議事項等

本部長は、災害対策本部の運営並びに災害対策の推進に監視、必要に応じて本部会議を招集する。
各班長は、本部会議の開催を必要と認める場合は、危機管理監に申し出る。

本部規定に定めるもののほか、次のことを協議する。本部会議の決定事項については、関係班長は、他の班長と緊密な連絡のもとにその実施を図る。

- ア 災害対策本部の災害体制に関すること。
- イ 県及び防災関係機関に対する応援の要求に関すること。
- ウ その他災害対策に関する重要事項

4 災害対策本部の廃止の基準と公表

災害対策本部は、本部長が、発生の予測された災害に係る危険がなくなつたと認めたとき、または当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めたとき、これを廃止する。

災害対策本部を廃止した場合、市長は住民、県及び県支部、防災関係機関等に公表する。

廃止した場合、市長は、防災会議を構成する委員に通知する。

第3 現地災害対策本部

1 現地災害対策本部の設置

本部長は、市域の一定の地域に係る災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、緊急に円滑かつ的確な防災活動の実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。設置場所は、本部長が指定する場所とする。

2 組 織

現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 業務内容

- ア 地域内の応急対策に関すること

- イ 地域内の住民の支援に関すること
- ウ 地域内の被災状況等、各種災害情報の収集に関すること
- エ 災害対策本部との連絡・調整に関すること
- オ その他地域内の住民への対応に関すること

4 現地災害対策本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、または災害発生後、避難所の閉鎖、被災地区での災害ごみの収集等の応急対策がおおむね完了したと認められるときは、現地災害対策本部を廃止する。

第4 動員計画

災害の防止・軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、災害対策本部においては、次のとおり災害に対処する体制（以下「災害対策」という。）を整え、この災害体制に従って要員の動員を行う。

1 災害体制、動員の基準及び業務

災害体制の一般的基準は、災害の種類・規模・程度等に応じ、おおむね次のとおりとする。

【災害体制の基準】

災害対策本部	種別	時 期	配備体制
災害対策本部設置前	警戒体制 (警戒レベル1)	1 以下の気象警報・注意報が江津市に発表されたとき (1)暴風警報 (2)暴風雪警報 (3)大雨警報 (4)洪水警報 (5)大雪警報 (6)津波注意報 (7)高潮警報（波浪除く） 2 江の川、敬川、八戸川、都治川の水位が水防団待機水位に達したとき 3 震度3の揺れを観測したとき	危機管理監 総務課長 総務課全員 桜江支所長 支所職員（津波、高潮は除く） 必要と認める課長職及び地区班員
	警戒本部 第1災害体制 (警戒レベル2)	1 災害発生の危険があるとき 2 江の川、敬川、八戸川、都治川の水位が氾濫注意水位に達したとき 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき 4 震度4の揺れを観測したとき 5 津波警報が発表されたとき	副市長 教育長 危機管理監 技監 参事職全員 必要と認める課長職 総務課全員 桜江支所全員 災害対策に必要な人員と地区班員 消防団正副団長
災害対策本部設置後	第2災害体制 (警戒レベル3)	1 災害の危険が極めて増大したときまたは災害が発生したとき 2 江の川、敬川、八戸川の水位が避難判断水位に達したとき 3 震度5弱以上の揺れを観測したとき 4 大津波警報が発表されたとき	災害対策本部設置 全職員対象
	第3災害体制 (警戒レベル4)	1 災害が発生し、さらに被害が増大するとき	災害対策本部設置 全職員対象
特 別 体 制		市内に突発的事故及び災害が発生したとき	市長が指示

2 動員人員の増減

第1及び第2災害体制において、各課（局・室）長は、状況の的確な判断のもとに、動員計画に定めた人員の増減を行うことができる。この場合においては、危機管理監に通知する。

3 災害体制の決定及び災害対策本部設置の通知と動員方法

(1) 災害体制の決定

昼間においては、総務課で災害の状況を的確に把握し処理する。

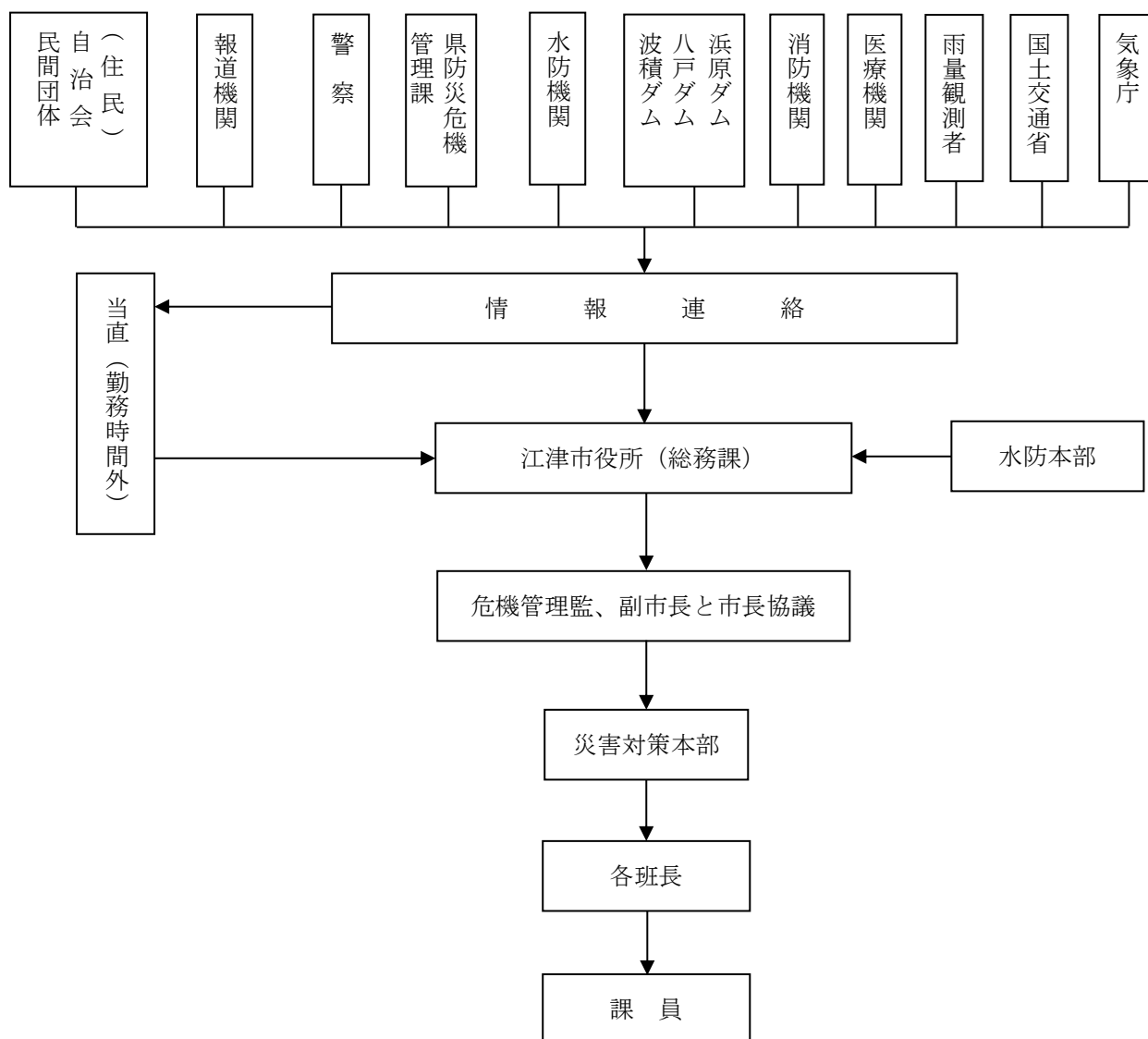
夜間においては、宿直員が連絡してきた資料に基づき、電話により危機管理監に連絡する。ただし、昼間より災害が継続し、なお接近する可能性があるときは、若干の関係職員が同宿し、県その他との連絡調整にあたる。

危機管理監は、副市長と協議の上、災害体制基準に準じ、必要な体制を決定する。

(2) 災害体制の通知及び動員

(1)で決定された災害体制に順次、「体制の内容」に該当する職員を動員する。

職員の動員は、次の系統で伝達し動員する。



(3) 連絡の方法

災害体制の決定、災害対策本部の設置及び動員の通知は、電話・防災行政用無線・サイレンもしくは伝令等、最も迅速な方法で行う。

連絡を受けた場合は、速やかに登庁する。

(4) 職員の応援

担当課長は、災害対策本部設置前に各課の職員の応援を受けようとするときは、危機管理監に次の応援条件を示して要請する。

ア 作業（勤務）の内容

イ 就業（勤務）の場所

ウ 応援の職種及び男女の別（特に必要があれば職員の氏名）

エ 携帯品その他必要事項

(5) 大規模災害の動員等

大規模の災害が発生し、市から連絡が不可能な状況と判断されるときは、職員は直ちに市役所に参集し市長の指示を受ける。ただし、災害現場において直接災害救助等に携わる状況にある職員は、災害現場において救助等に携わり、終了後市役所に参集する。

4 勤務時間外及び休日における措置

勤務時間外及び休日において、災害に関する情報連絡を受けた当直員は、直ちに関係責任者に連絡し、その指示により必要な措置を構ずる。ただし、急を要すると認めたときは、先ず消防署に連絡する。

第5 災害対策本部設置後の応援要請並びに他機関への出動

1 災害対策本部内における応援

担当班長は、各班において、職員の応援を受けようとするときは、人事班に次の事項を示して要請する。桜江対策部において応援を必要とする場合は前記に準じて要請する。

ア 応援期間

イ 作業（勤務）の内容

ウ 携行品、その他必要事項

エ 応援の種類、男女の別及び人員

オ 就労（勤務）の場所

2 県に対する応援要請

災害対策本部要員、公共的団体等の動員、奉仕団の応援協力、及び雇上げ等により、応急対策を実施するも、なお必要があるときは、次の事項を示し県に対し応援要請をする。

ア 応援を必要とする理由

イ 作業内容

ウ 従事期間

エ 従事場所

オ 人員

カ 集合場所

キ その他参考となる事項

3 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請については本章第5節「自衛隊の災害派遣体制」に掲げるところによる。

4 他機関への出動

J R等公共的機関及び重要な施設の管理者等から、消防団等に対し出動の要請があった場合、市長は状況判断し必要があると認めたときは、出動させることができる。隣接市町に対する応援出動については、当該市町から要求があった場合または知事から指示があった場合において、市長はやむを得ない事情がある場合のほか、これに応ずる。

第6 従事命令

災害応急対策を実施するために、災害応急対策要員のみによって災害応急対策を実施できないときの必要な人員の動員及び雇上げは、次により行うものとし、人事班は各班の要請に基づき、奉仕団に応援を要請しまたは労務者の借上げを行う。

1 奉仕団の応援協力

市長は、次の協力要請対象団体のうち、適宜団体の責任者もしくは管理者に要請する。

(1) 協力要請対象団体

- ア 婦人団体
- イ 大学生、高等専門学校生徒及び高等学校生徒
- ウ 県立各種教習所及び訓練校等の生徒
- エ 日本赤十字社奉仕団その他勤労奉仕を申し出た団体

(2) 奉仕団の作業内容

奉仕団の作業内容は危険を伴わない比較的軽易な作業とし、おおむね次のとおりとする。

- ア 炊き出し、保育その他災害救助活動の協力
- イ 清掃及び防疫
- ウ 災害応急対策用物資、資材等の輸送
- エ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

2 労務者の雇上げ

労務者の雇上げを必要とする場合は、職業安定所と協議を行い、労務者の確保を図る。

3 応援要請事項

県に奉仕団の応援を要請する場合は、次の事項を示して要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 従事場所
- ウ 作業内容
- エ 人員
- オ 従事期間
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

4 従事命令、協力命令の実施体制

大規模災害時において、通常の職員の動員、召集では必要人員が確保できない場合、各種法令に基づく従事命令、協力命令等の方法により必要な労務確保を図る。

大規模災害時に必要人員が不足する場合、県に要請し、適切な方法を選択し、必要人員の確保を図る。

【従事命令、協力命令の種類と執行者】

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従 事	消防法 29 条第 5 項	消防吏員または消防団員
水防作業	従 事	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長または消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助のため)	従 事	災害救助法第 24 条	知 事
	協 力	災害救助法第 25 条	知 事
災害応急対策作業 (災害救助を除く)	従 事	災害対策基本法第 71 条	知 事
	協 力	第 1 項	知 事
災害応急対策作業（全般）	従 事	災害対策基本法第 65 条 第 1 項	市 長
		災害対策基本法第 65 条 第 2 項	警察官または海上保安官

【従事命令、協力命令の対象者】

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者または水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	1. 医師、歯科医師または薬剤師
	2. 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士または歯科衛生士
	3. 土木技術者または建築技術者
	4. 大工、左官またはとび職
	5. 土木業者または建築業及びこれらの者の従事者
	6. 鉄道業者及びその従事者
	7. 軌道経営者及びその従事者
	8. 自動車運送事業者及びその従事者
	9. 船舶運送業者及びその従事者
	10. 港湾運送業者及びその従事者
災害救助その他の作業（協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令）	市内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者

5 損害補償

従事命令または協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疫病にかかりまたは死亡した者の遺族に対しては、次により損害補償または扶助金を支給する。

執行者	基準根拠	補償等の種類	支給額
市長 消防吏員または団員 水防班長	江津市消防団員等 公務災害補償条例	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償	条例で定める額

第7 県防災ヘリコプターの活用

市は県に対して県防災ヘリによる応援を要請することができる。なお、大規模災害時には、県は以下の要領で臨機応援に県防災ヘリを運用し、その機動性を最大限に発揮することとしている。

1 県防災ヘリの活用体制の確立

(1) 県の活動体制

県防災ヘリの活用体制を確立するにあたっては、関係法令によるもののほか、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによる。

(2) 県への応援要請

市長は、知事に対して、「島根県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

(3) 関係機関との調整合体制の確立

県は、災害時には、自衛隊、海上保安本部のほか、ヘリコプターを保有する他の都道府県、警察本部、消防本部と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリの運航体制を確立する。

2 県防災ヘリの運用

(1) 活動内容

県防災ヘリを活用した防災活動の内容としては、次のものが該当する。

ア 災害対策活動（被害状況等の情報収集・伝達、避難指示、緊急輸送等）

イ 火災防御活動（空中消火、消火資機材搬送等）

ウ 救助活動（事故等による捜索・救助等）

エ 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）

オ その他

(2) ヘリの運用

原則として、「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定める上記1の該当事由について、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定める運航要領に基づき運用する。

また、市等が災害による被害を最小限に防止するために、県が所有する防災ヘリの応援を求めた場合は、その方法等について定めた「島根県防災ヘリコプター応援協定」に基づく運用を徹底する。

特に、大規模災害が発生した場合は直ちに防災ヘリコプターを投入して、ヘリTV映像等による災害情報を収集することにより、より迅速かつ機動的な情報収集を行う。

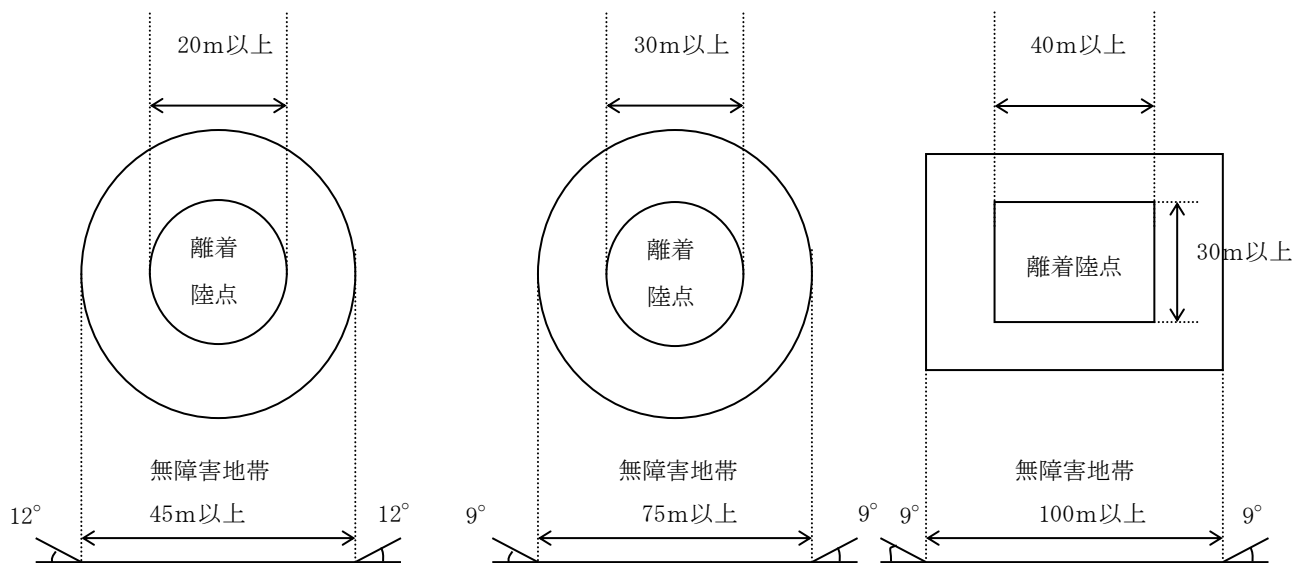
なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により適切な運用方法を検討する。

(3) 離発着場の選定

災害時には、事前に整備・指定済みの離発着場（ヘリポート）の中から、適当な場所を選定し、活用する。

離発着場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知する。

ア 離着陸のため必要最小限の無障害地帯



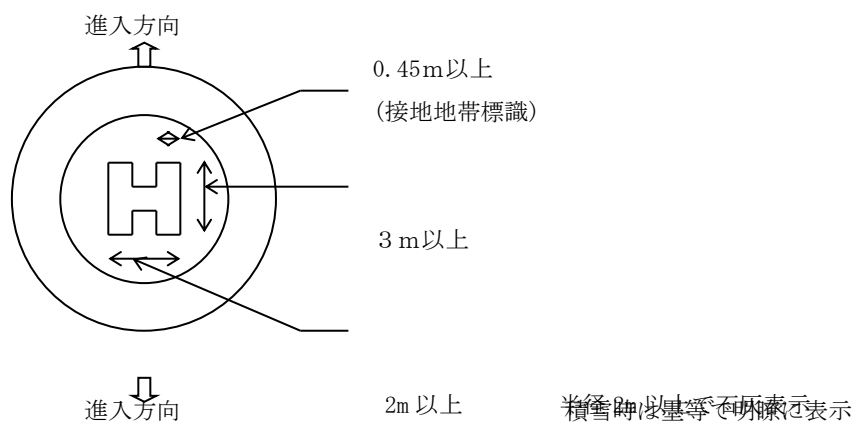
小型 (OH-6J)

中型 (UH-1J)

大型 (CH-47JA)

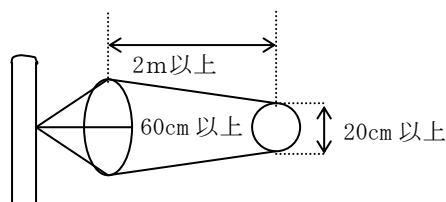
- ①離着陸点とは、安全容易に着地に接地できるように準備された地点
- ②無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

イ 標識



ウ 吹流し (風向指示器)

無障害地帯外に吹流しまたは旗 (細長い布) を設置 (固定) し、ヘリコプターから風向が明視できるよう準備する。



エ 投下地点と標示方法

投下地点が決定したら上空から識別可能な「ムシロ」大の物約20枚程度を用意し、風上に対してT字型に並べる。このT字の左右100mの地点で、発煙筒もしくはたき火等により白煙を上げる。



オ 危険防止の留意事項

- ①発着時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。
- ②着陸点附近に物品等を放置しないこと。
- ③着陸場に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。
- ④（県）附：市町村別ヘリポート予定地

参 考

島根県防災ヘリコプター運航管理要綱
島根県防災ヘリコプター緊急運航要領
島根県防災ヘリコプター緊急運航基準
島根県防災ヘリコプター応援協定
（県）附：島根県防災ヘリコプター性能諸元等

第2節 災害情報の収集・伝達

風水害時において、市が災害応急対策を適切に実施するためには、県や防災関係機関と相互に密接に連携し、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要があります。このため、市が保有している情報伝達手段を効果的に運用し、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保します。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握できるよう、市、県及び防災関係機関が相互に密接な連携を取り、災害情報等を収集・伝達して、情報を共有し、迅速な意思決定に努めます。

■主な実施担当 総務班
■防災関係機関等 西日本電信電話㈱ ・ NHK松江放送局 ・ 松江地方気象台等

第1 情報管理体制の確立

1 情報管理体制の確立

災害時の市の通信連絡系統として防災行政用無線を基幹的な通信系統とするほか、防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話を含む。）については、関係機関等との連絡用電話を指定して連絡窓口の明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの措置を講ずることにより効果的な災害情報の管理体制を確立する。

2 情報連絡手段の確保

市は、災害時の市の無線通信連絡体制として、防災行政用無線の効果的な運用体制を確立する。

また、NTT一般加入電話をはじめ、アマチュア無線等を含むその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

3 県総合防災情報システムの活用

市は、災害時において、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、気象観測情報・基礎情報等の各種情報の収集・検索、被害状況等の登録等、県総合防災情報システムを効果的に活用することが可能であるため、常にシステムの防災端末を立ち上げ、運用体制を確立する。

4 防災関係機関等の情報管理体制の確立

(1) 関係機関等の情報管理体制

関係機関等は、風水害等に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。

(2) 関係機関等の情報連絡手段の確保

関係機関等は、関係機関相互で通信可能な連絡手段である県総合防災情報システムや防災行政用無線・地域衛星通信ネットワークシステム等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

特に、県総合防災情報システムの防災端末を設置している利用機関相互においては、システムを活用し、被害情報等の情報を共有化し、関係機関相互の連携を図る。

5 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

医療救護活動に関する情報収集管理については、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利用を前提としつつ、代替または補完する方法を検討し、迅速かつ的確な情報収集、伝達に努めるとともに複数の通信手段を整備することにより災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。

第2 気象予報及び警報等の収集・伝達

気象予報及び警報等（気象業務法第13条、第13条の2）、気象等情報、火災警報及び市長等が行う通報、警告（以下「予警報等」という。）の発表及び伝達は、災害予防上極めて重要であるが、その取扱いは次のとおりとする。

（注1）気象予報及び警報等とは、気象業務法第13条の2に基づく気象、地象、高潮及び波浪に関する特別警報もしくは、気象業務法第13条に基づく気象、地象、高潮、波浪及び洪水に関する予報及び警報をいう。（以下同じ）

（注2）気象等情報とは、同法第11条にいう気象、地象及び水象に関する情報をいう。（以下同じ）

1 気象予報及び警報等伝達体制の確立

関係機関は、気象予報及び警報等伝達体制を確立し、気象予報及び警報等が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう努めるとともに、市、県及び放送事業者等は、伝達を受けた気象予報及び警報等を防災行政無線等（戸別受信機を含む。）により、住民等への伝達に努める。

なお、県は、大雨、暴風、高潮及び波浪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市に伝達し、市は、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

県防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークでは、一斉指令システムにより市、関係機関等に設置された受令システムに気象予警報及び警報等を伝達できるようになっており、総合防災情報システムでは、市、関係機関等に設置された防災端末により気象予警報及び警報等を迅速に確認できるよう一斉通知画面で表示できるようにし、気象予警報及び警報等伝達手段の多重化を図っている。

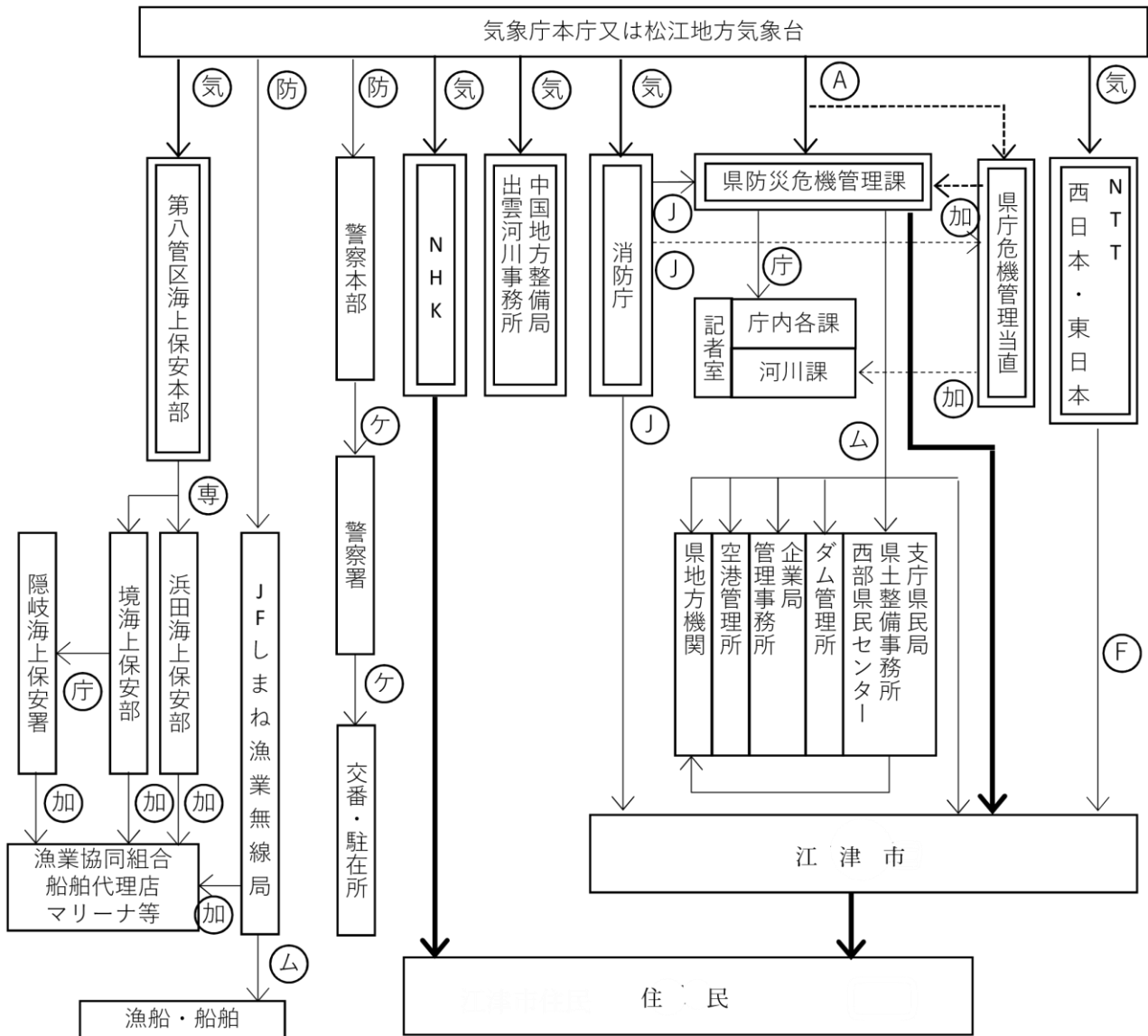
また、総合防災情報システムのリンクから、水防情報システム、土砂災害予警報システムで提供される情報を確認できる。

さらに、総合防災情報システムからの電子メールにより、関係職員に対して、休日、夜間も含めて気象等の特別警報、警報及び注意報等を配信し、初動体制の確保を補助している。

そのため、関係職員等は、気象等の特別警報、警報及び注意報等を覚知した場合、確認作業を行い、気象観測情報の収集、職員の招集等の気象等の特別警報、警報及び注意報等に対応して行うべき業務を実施する。

なお、特に休日、夜間におけるそれらの体制について留意し、関係機関相互に徹底を図る。松江地方気象台が発表する注意報及び警報等は、次の伝達経路図により、通報伝達する。

【気象等特別警報及び警報伝達経路図】



(注1) ○印は、通報の方法を示す。

専 ……専用回線	ム ……無線回線
庁 ……庁舎内線	J ……全国瞬時警報システム (J-ALERT)
加 ……加入電話	防 ……防災情報提供システム (インターネット)
F ……ファクシミリ	A ……アデス 総合防災情報システム
ケ ……警察電話	気 ……気象庁本庁より配信
- 無印は、適宜の方法による。

(注2) 線は、通報の時間を示す。

- 昼夜とも
—— 勤務時間外 (※1) のみ

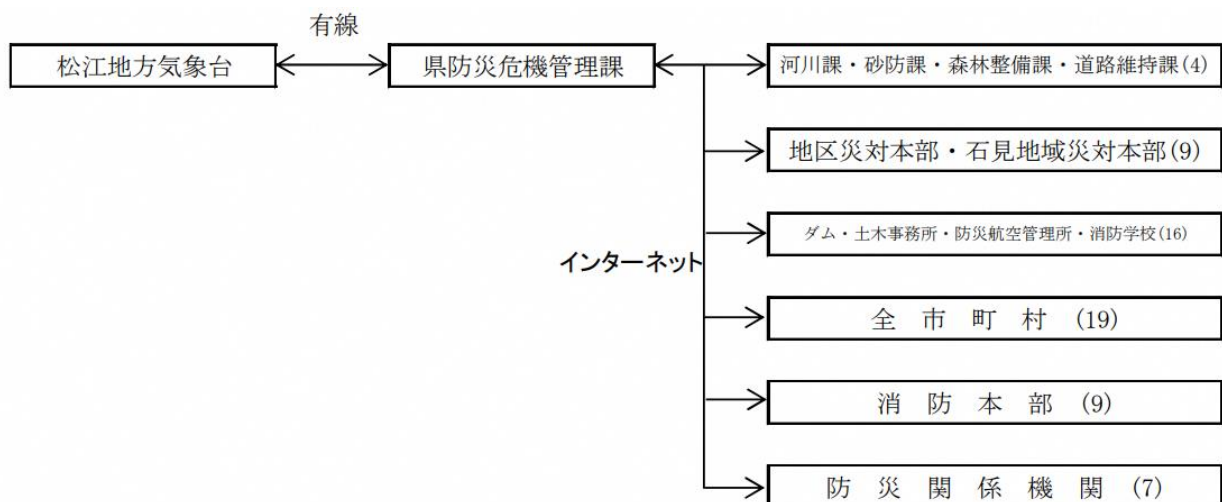
(注3) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。太線の経路は、気象業務法第15条の2によって特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※1〔勤務時間外の定義〕勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。

- ア. 平日0時00分から8時30分までおよび17時15分から24時00分までの間
イ. 土曜日、日曜日および国民の祝日並びに振替休日 全日
ウ. 年末、年始 (12月29日～1月3日) 全日

[illegible]

【総合防災情報システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図】



2 気象等予報及び警報もしくは情報の発表及び伝達

(1) 気象予報及び警報等の発表

ア 気象業務法に基づき、松江地方気象台は、天気予報は、一次細分区域の東部、西部及び隠岐を対象として発表する。警報等は二次細分地域の市町村単位で発表する。そのうち特に災害と関係のある特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準は次ページの表のとおりである。

イ 防災上必要と考える場合、松江地方気象台は、二次細分地域の市町村及び海岸や海上に細分し、特別警報、警報及び注意報を発表する。

(2) 気象等情報の発表

気象等情報については、気象業務法に基づき、松江地方気象台は県東部、県西部及び隠岐を対象に、台風や大雨、竜巻などについての情報を発表する。

また、気象庁は竜巻注意情報及び記録的短時間大雨情報を発表する。

なお、気象情報等のうち、「島根県記録的短時間大雨情報」は、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発表しないような猛烈な雨（1時間の降水量が100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（解析雨量※1：気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。

(3) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。

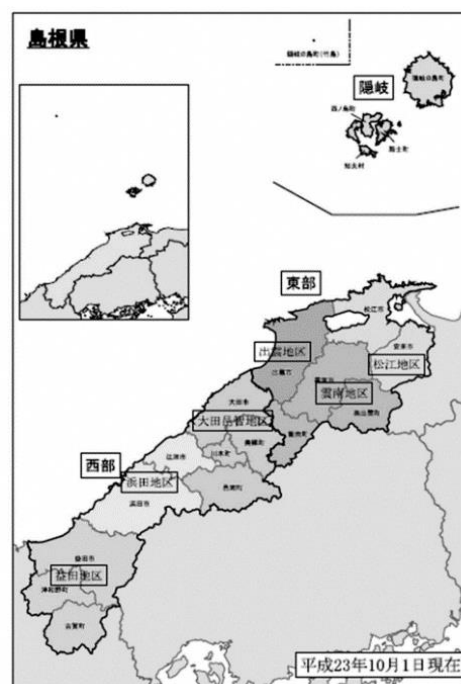
(4) 早期注意情報（警報級の可能性）の発表

気象庁は、警報級の現象が予測されている時には、その可能性を「高」、 「中」の2段階の確度を付して発表する。当日から翌日にかけては、時間を区切って、県東部、県西部、隠岐を発表単位で、2日先から5日先にかけては、1日ごとに島根県を単位として発表する。

※ 「解析雨量等」とは、気象庁、国土交通省水管理・国土保全局、道路局が全国に設置している気象レーダーと、アメダス及び自治体等の地上の雨量計を組み合わせ、それぞれの特性を活かし全国を1km四方に細かく区切って解析したもので、解析雨量は30分ごとに、速報版解析雨量は10分ごとに解析したものである。

（注）沿岸の海域とは、特別警報、警報及び注意報や天気予報の発表区域内の海岸線からおおむね20海里的の海域をいう。

【特別警報、警報及び注意報や天気予報の発表区域
（県東部、県西部、隠岐）】



【警報・注意報発表基準一覧表】

令和6年5月23日現在
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shimane/kijun_3220700.pdf
 発表官署 松江地方気象台

江津市	府県予報区		島根県			
	一次細分区域		西部			
	市町村等をまとめた区域		浜田地区			
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	134		
	洪水	流域雨量指数基準	都治川流域＝11.1 奥谷川流域＝5.2 上津井川流域＝6.3 小谷川流域＝9.6 八戸川流域＝36.7 田津谷川流域＝7.6 鹿賀谷川流域＝6.6 南川流域＝8.6 長戸路川流域＝5.6 三田地川流域＝5.3 日和川流域＝14.7 長谷川流域＝5.3 家古屋川流域＝16.3 水尻川流域＝10.8 敬川流域＝20 本明川流域＝11.5			
			複合基準	江の川流域＝（7, 49.7） 都治川流域＝（5, 9.9） 奥谷川流域＝（5, 4.6）		
			指定河川洪水予報による基準	江の川下流〔大津・都賀・川本・谷住郷・川平〕		
	暴風	平均風速	陸上	20m/S		
			海上	25m/S		
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/S 雪を伴う		
			海上	25m/S 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 25 cm		
			山沿い	12 時間降雪の深さ 35 cm		
	波浪	有義波高	6. 0m			
	高潮	潮位	1. 2m			
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	6			
		土壌雨量指数基準	107			
	洪水	流域雨量指数基準	都治川流域＝8.8 奥谷川流域＝4.2 上津井川流域＝4.9 小谷川流域＝7.6 八戸川流域＝29.3 田津谷川流域＝6 鹿賀谷川流域＝5.2 南川流域＝6.8 長戸路川流域＝4.4 三田地川流域＝4.2 日和川流域＝11.7 長谷川流域＝4.2 家古屋川流域＝13 水尻川流域＝8.6 敬川流域＝16 本明川流域＝9.2			
			複合基準※1	江の川流域＝（5, 44.7） 都治川流域＝（5.7） 奥谷川流域＝（5, 3.3） 家古屋川流域＝（5, 10.4） 水尻川流域＝（5, 8.6） 敬川流域＝（5.13）		
			指定河川洪水予報による基準	江の川下流〔大津・都賀・川本・谷住郷・川平〕		
	強風	平均風速	陸上	12m/S		
			海上	15m/S		
	風雪	平均風速	陸上	12m/S 雪を伴う		
			海上	15m/S 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15 cm		
			山沿い	12 時間降雪の深さ 20 cm		
	波浪	有義波高	3. 0m			
	高潮	潮位	0. 8m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	濃霧	視程	陸上	100m		
			海上	500m		
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%				
	雪崩	①積雪の深さ 100 cm以上の場合 ②積雪の深さ 50 cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ 30 cm以上 2 最高気温が 8℃以上※2 3 かなりの降雨				
	低温	最低気温－4℃以下※3				
霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとき。晩霜期に最低気温 3℃以下が予想される場合。					
着雪	12 時間降雪の深さ：15 cm以上 気温：－2℃から 1℃					
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100 mm			

- ※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。
 ※2 気温は浜田特別地域気象観測所の値。
 ※3 気温は浜田特別地域気象観測所の値。
- (注) 1. 発表基準欄に記載した数値は島根県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
 2. 特別警報、警報及び注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、特別警報、警報及び注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報、警報及び注意報は自動的に新たな特別警報、警報及び注意報に切り替えられる。
 3. 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報(浸水害)」として発表される。
 4. 山沿いは標高200メートル以上、それ以外は平地。

【気象特別警報の種類及び発表基準】

	種 類	発 表 基 準
特 別 警 報	暴 風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
	暴風雪 特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	大 雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
	大 雪 特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
	高 潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。
	波 浪 特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
	噴火警報(居住地域) または噴火警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合。

【気象特別警報の指標】

	種 類	指 標																										
特 別 警 報	大雨 特別警報	<浸水害> 大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約1km四方）毎に設定されている。表面雨量指数として定める基準値以上となる1kmメッシュが概ね30個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。又は流域雨量指数として定める基準値以上なる1kmメッシュが概ね20個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（浸水害）が発表される。指標は以下リンクを参照。 （表面雨量指数：https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shimane/tk_mesh_fpi_shimane.csv） （流域雨量指数：https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shimane/tk_mesh_roi_shimane.csv） <土砂災害> 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約1km四方）毎に設定されている。基準値以上となる1kmメッシュが概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）が発表される。指標は以下のリンクを参照。 （https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shimane/tk_mesh_shimane.csv）																										
	大雪 特別警報	令和6年11月1日現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点名</th><th>50年に一度の積雪深（cm）</th><th>既往最深積雪（cm）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西郷</td><td>77</td><td>107</td></tr> <tr> <td>松江</td><td>64</td><td>100</td></tr> <tr> <td>浜田</td><td>—</td><td>53</td></tr> <tr> <td>斐川</td><td>—</td><td>23</td></tr> <tr> <td>横田</td><td>134</td><td>139</td></tr> <tr> <td>赤名</td><td>162</td><td>152</td></tr> <tr> <td>瑞穂</td><td>105</td><td>102</td></tr> <tr> <td>弥栄</td><td>89</td><td>91</td></tr> </tbody> </table> ※値が「—」の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。 ※50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。 ※大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。	地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）	西郷	77	107	松江	64	100	浜田	—	53	斐川	—	23	横田	134	139	赤名	162	152	瑞穂	105	102	弥栄	89
地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）																										
西郷	77	107																										
松江	64	100																										
浜田	—	53																										
斐川	—	23																										
横田	134	139																										
赤名	162	152																										
瑞穂	105	102																										
弥栄	89	91																										

3 土砂災害警戒情報の発表及び伝達

(1) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、松江地方気象台と県が共同で作成発表している。

松江地方気象台と県は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて設定した監視基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表された際には、松江地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県から市に伝達される。伝達経路は一斉指令システム、FAX、気象等警報伝達経路図、総合防災情報システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図に準ずる。

(3) 地震等発生の暫定基準について

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。このため、島根県と松江地方気象台では、次の事象が発生した場合に、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。設定については、「島根県と気象庁が共同で行う土砂災害警戒情報に関する協定」に基づく実施要領に従い行う。

(4) 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、崖崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないことに留意する。

また、市が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、県が提供する土砂災害予警報システムによる補足情報や、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も併せて総合的に判断する。

(5) 水位周知河川等における水位情報の伝達

市長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

(6) 火災警報等の伝達（消防法第22条、災害対策基本法第55条、第56条）

市長は、県から通知を受けたとき、または自ら地域的気象状況の判断によって、火災警報を発表し、または解除したときは、打鐘、サイレン吹鳴、その他市地域防災計画の定めるところにより周知を図る。

(7) 市長が行う警告等の伝達市長が発令する高齢者等避難、避難指示の伝達体制（災害対策基本法第56条の2、第60条）は、市地域防災計画に定めるところによるが、伝達に特に放送機関を利用することが適切と考えられるときは、県を通して行う。

第3 被害情報等の収集・伝達

1 被害情報の収集・把握

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項であるため、市をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、管内または所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

2 異常現象または突発的災害の発生に対する措置

災害が発生するおそれのある異常な現象または突発的災害が発生した場合における情報の伝達は次のとおり行われる（災害対策基本法第54条〔関連〕消防法第24条、水難救護法第2条）。

(1) 発見者

災害が発生するおそれのある異常な現象または災害の発生を発見した者は、直ちに市長、消防署員または警察官もしくは海上保安官に通報しなければならない。

(2) 警察官または海上保安官

発見者から通報を受けた消防署員、警察官または海上保安官は、速やかに市長に通報する。

(3) 市長

発見者または警察官もしくは海上保安官から通報を受けた市長は、遅滞なく次の機関へ通用するとともに、住民に周知（災害対策基本法第52条〔関連〕気象業務法第24条、消防法第18条、水防法第13条）を図る。

ア 気象官署（気象に関する異常現象の場合）

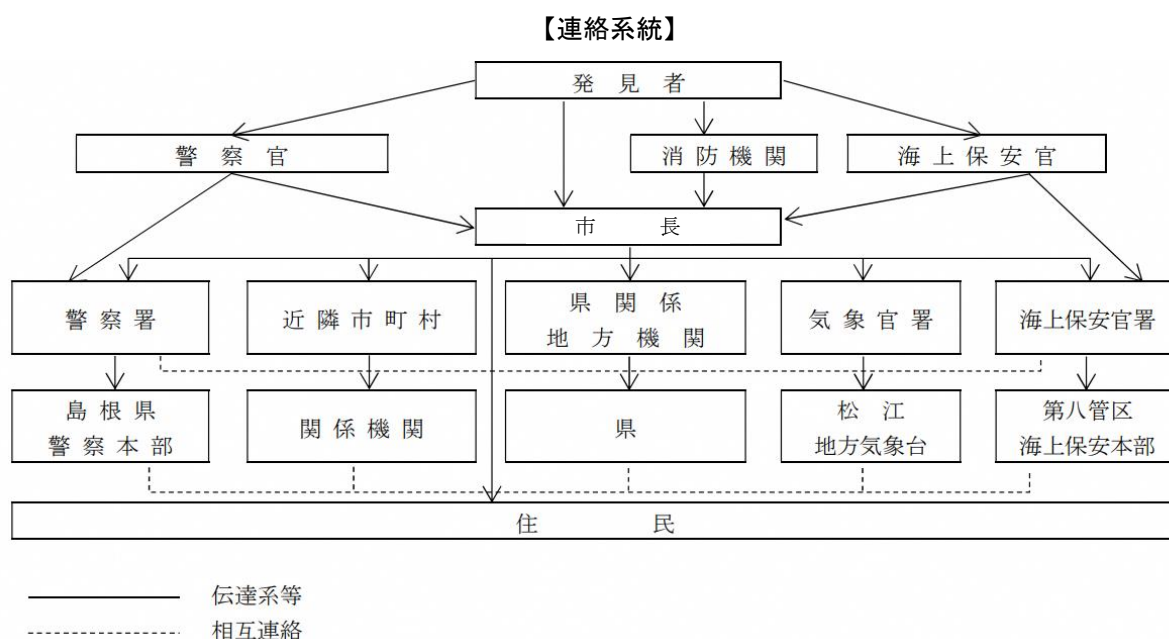
イ 警察署または海上保安官署

ウ 県の関係地方機関

エ 災害に関係のある近隣市町長

(4) 受報機関

市長から通報を受けた各機関は、それぞれの系統機関に伝達するとともに、関係機関相互に連絡を取り、災害に対する措置に万全を期する。



3 被害状況の調査

被害状況の調査は、的確な状況判断のもとに、適切な対策実施を行うための基本的条件となるので、迅速確実に行わなければならない。

(1) 調査対象

市管理の公共建物及び公共土木等施設及びその他の一般被害について（鉄道、電信、電話、電力等公共・公益事業関係及び消防関係諸機関の被害を除く。）調査する。

(2) 調査実施者

ア 県管理以外の被害については、市において行う。調査を実施が困難な場合は、県に協力を要請することができる。

イ 市は、県管理の施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

(3) 調査の種類

調査の種類は、災害時期別に次のとおり行う。

ア 発生調査

市は災害の発生についての通報を受けた場合、直ちにその概況を調査する。

本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

イ 中間調査

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、被害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従って、できる限りその都度行う。

ウ 確定調査

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。

本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また、復旧費の費用負担に影響を与えるものであるので、正確を期する。

(4) 調査事項

島根県地域防災計画（資料編4-1）において定める被害報告様式の内容について調査する。

(5) 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害、建物被害、農地被害、漁船被害等については、判定基準(1)による。ただし、発生速報にかかる被害については、判定基準(2)による。

【被害状況の判定基準(1)】

被害等区分		判定基準
人的被害	(1) 死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2) 行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	(3) 重傷者、軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4) 罹災者	罹災世帯の構成員
	(5) 罹災世帯	住家に(8)(9)(11)の被害を受けた世帯

被害等区分		判定基準
建築物の被害	(6)世帯	生計を一つにしている実際の生活単位 (同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	(7)住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8)住家全壊、全焼または流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、消失したもの、または住家の損壊がはなはだしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。(半壊、半焼も同様)
	(9)住家半壊または半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	(10)破損	(8)(9)(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、または土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。家屋の一部が破損した状態をいう。(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない)
	(11)床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のも及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊、または全壊として取り扱う。
	(12)床下浸水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの。
	(13)非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。
	(14)流失	その筆における耕地の10%以上が流失した状態のもの。
	(15)埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
農地の被害	(16)流入	平均粒径0.25mm以上の土砂が、筆別に2cm以上流入したもの、または平均粒径0.25mm以下の土砂が、筆別に5cm以上流入したもの。
	(17)冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18)浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない状態のもの。
漁船被害	(19)大破	復旧経費が、被災前におけるその物の価値の1/2以上に達するもの。
	(20)中破	復旧経費が大破には達しないが、被災前におけるその物の価値の1/10以上に達するもの。
	(21)小破	復旧経費が中破には達しないが、平常時における維持修繕経費では復旧できない程度のも。

【被害状況の判定基準(2) (即報に係る被害のみ適用)】

被害等の区分	判定基準
人的被害 住家の被害 農地の被害	判定基準(1)と同じ
非住家	住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの。
道路損壊	国道、県道、市道及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度。
橋梁流失	市道以上の道路に架設した橋の一部または全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度。
山、崖崩れ	崖崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を与えたもの。
船舶被害 (沈没・流失・破損)	ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。 修理しなければ航行できない程度のもの。
ろかい等による舟	破損以上の被害を受けたもの。
鉄道不通箇所	汽車、電車などの通行が不能となった箇所。
通信施設の破損	電信、電話が故障し、通信不能となった回線。
有線放送	市、農協等が設置した有線放送が破損し、通信不能となった世帯数。
水道障害	水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの。
溜池水路決壊	溜池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの。
堤防の決壊	河川(湖)等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度。
廃棄物処理施設	ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害。
その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの。

4 災害状況の通報及び被害状況報告

(1) 関係機関の行う通報及び被害状況報告

ア 江津市防災会議を構成する機関が、それぞれの機関において収集した災害情報の系統機関への報告は、各機関において定められた基準に従って行うこととするが、収集した情報のうち、必要と認められるものについては、速やかに防災会議会長あて通報する。

◎連絡事項

- a 災害の原因
- b 災害発生の日時
- c 災害発生場所または地域
- d 災害の程度(事項別内訳被害程度)
- e 応急措置(事前措置を含む。)の概要
- f 復旧状況
- g 今後の措置方針
- h 災害対策本部設置の有無
- i その他必要と認める事項

イ 防災会議会長は、収集した情報のうち関係機関の業務等に関連するものは関係機関の災害応急対策責任者へ通報する。防災端末の設置してある関係機関は、必要に応じ情報を検察するよう指示し、設置していない機関については適宜FAXで伝達する。

ウ 報告の種類及び時間

○発生通報

災害の発生について、防災会議を構成する機関が行う通報は、下表の様式により直ちに行う。

災 害 の 種 類		発生年月日時	年 月 日 時 分
災害の発生場所			
報 告 の 時 限	日 時現在	受 信 時 刻	日 分 時
通 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
概 況			

○速 報

災害状況についての速報は、風水害については被害発生から 24 時間以内は原則として速報によるものとする。防災会議を構成する機関は、速やかに電話により報告するとともに、速報の内訳書を提出する。

ただし、被害が激甚で 24 時間を経過してもなお詳細が報告できない状況の場合及び報告時刻以外に重大な変化があった場合においてはこの限りでない。

なお、風水害以外の災害の場合には、その都度総務部において指示する。

○詳 報

風水害の場合は、災害発生後 24 時間を経過した後は詳細によって報告する。防災関係機関を構成する機関は、その調査収集した被害状況を、速やかに報告する。

なお、風水害以外の災害の場合には、その都度総務部において指示する。

○確定報告

詳細について報告した責任者は、災害が終わった日から 7 日以内に書面をもって報告する。

(2) 市における通報及び報告

ア 通報責任者

市は、あらかじめそれぞれ通報責任者を定め、県総合防災情報システム等による相互の情報伝達を円滑に行う。

イ 被害状況等の取りまとめ及び報告

○市から県への報告

市は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県総合防災情報システムにより直ちに県へ連絡する。ただし、総合防災情報システムによる報告ができない場合は、FAXまたは電話により行う。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)または県に連絡する。

・各所掌事務に係る報告は、所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ県総合防災情報システムによる所定の様式により行う。

- ・災害発生速報については、県総合防災情報システムによる所定の様式により防災危機管理課（本部設置後は、事務局）及び支庁県民局、各県土整備事務所に報告する。
- ・被害状況の報告にあたっては、防災端末に配備されているデジタルカメラにより現場写真を撮影し、その写真データを地図情報とともに県総合防災情報システムの被害地点報告として登録し、報告する。
- ・被害規模を早期に把握するため、市（消防本部）は情報（119番が殺到する状況等）を積極的に収集し、県及び国へ報告する。

○市から国への報告

市が県に報告できない場合には、市は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。

○各地区・担当課

各地区班・担当課は、調査した被害状況を取りまとめ総務班・情報班へ報告する。

○災害対策本部

情報班は、市内の被害状況を取りまとめ、災害対策本部において実施または実施しようとする災害応急対策の主なものととも、関係機関へ報告する。

なお、関係機関へ報告した事項については、その都度警察署へ連絡する。

【報告の種類及び時間】

区 別	報 告 内 容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災 害 発 生 即 報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援求 ④被害の概要（判定基準（即報用）以上のもの） ※様式第0号による	市町村→県土整備事務所等・防災危機管理課 ①②③④のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものである ので昼夜間を問わず電話 電報、無線等を利用して報告すること。
速 報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	市町村→県土整備事務所等→防災危機管理課 概況が判明次第、随時 ただし、県土整備事務所等が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により防災危機管理課より別途指示する。	
詳 報	各種被害等の状況 ※様式第2号～様式第23号による	市町村、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 被害等の状況が判明次第逐次報告 ただし、県の出先機関が行う集約報告は13時まで、関係課が行う県計報告は、14時までにを行う。	被害等の状況は諸応急対策の決定等のもとなるものである ので関係課等は迅速に被害等の収集ができるよう平素から体制を整えておく。
確 定 報 告	同 上	市町村、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 災害に対する応急措置を完了した後20日以内に報告	災害復旧計画などのもとなるので正確を期すること。
災 害 対 策 本 部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散	市町村、県土整備事務所等、関係課→防災危機管理課	
被 害 地 点 報 告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置 ③被害現場の画像	すべての防災端末設置機関→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	

区 別	報 告 内 容	報告の時期及び経路	連絡方法等
ラ イ フ ラ イ ン	電気、都市ガス、L P ガス、電信電話、上水道、簡易水道、下水道被害の状況	市町村、関係課→防災危機管理課 販売事業者→県L P ガス協会 →防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
交 通 情 報	道路（高速道路、国道、一般県道の全面通行止め）、の被害状況及び運行状況	西日本高速道路株式会社、中国地方整備局、隣接県、県土整備事務所→道路維持課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
	鉄道、バス、空港、船舶の被害及び運行状況	各交通会社・事務所→交通対策課 →防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
林 野 火 災	林野焼損面積20ヘクタール以上の火災	各消防本部→防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日までに報告	

（注1）上記による報告は、原則として災害体制及び災害対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後にあっては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

（注2）県土整備事務所等とは、隠岐地区では隠岐支庁県民局、松江・雲南・出雲・浜田・川本・益田地区では各県土整備事務所、大田地区では県央県土整備事務所大田事業所を指す。

第3節 災害広報

風水害時に浸水、斜面崩壊等様々な災害が発生したとき、被災地や隣接地域の住民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動がとれるよう、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要があります。

このため、市及び防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するように努めます。

■主な実施担当	総務班
■防災関係機関等	消防本部 ・ 江津警察署 ・ その他防災関係機関

第1 市による災害広報の実施

1 基本事項

市は、市が保有する以下の媒体を活用して広報を実施する。被害状況を勘案し必要と認める場合には、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、知事から行う。

また、災害時の広報について、報道機関との連携体制を確立する。

広報にあたっては、住民から求められた情報を提供するだけでなく、不要不急の電話の自粛、救援物資の送り方など住民が守るべき防災活動上のルールについての広報を徹底することに留意する。

さらに、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

2 広報の方法

地域に密着した範囲の災害に関する広報については、市が独自に、あるいは警察をはじめとする関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

(1) 一般広報

ア 広報内容

- a 警戒・避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報
 - (a) 雨量、ダム放流、河川水位、潮位等の状況
 - (b) 浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等
 - (c) 住民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
 - (d) 避難の必要の有無、避難先の開設状況
- b 災害発生直後の広報
 - (a) 災害発生状況（人的被害、住家被害等の概括的被害状況）
 - (b) 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況）
 - (c) 道路交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等）
 - (d) 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
 - (e) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- c 応急復旧活動段階の広報
 - (a) 住民の安否（被災者台帳の作成、被災者支援への活用等）
 - (b) 給食・給水・生活必需品の供給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）
- d 支援受入れに関する広報
 - (a) 必要なボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）

(b) 義援金・救援物資の受入方法・窓口等に関する情報

e 被災者に対する広報

市による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

f その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言ダイヤルの登録・利用呼びかけなど

g 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

(2) 広報の方法

防災行政用無線、広報車、広報紙、ハンドマイク、インターネット、ホームページ等を活用した広報、携帯電話を活用した情報提供、ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報ほか、市が保有する広報手段を最大限活用した広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。

なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県または報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。

ア 市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）、有線放送、CATV等による広報

イ 広報車による広報

ウ ハンドマイクによる広報

エ 広報紙、掲示板による広報

オ インターネットによる広報

a ホームページ等を活用した広報

b 携帯電話を活用した情報提供

c ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報

(3) 報道機関への広報

市広報担当班が定期的に記者発表し、広報を実施する。ただし、複数の市町村にまたがる広域のかつ大規模な災害のときは、県による報道機関調整を要請する。

(4) 指定避難所等への広報

指定避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

第2 関係機関等による災害広報の実施

1 基本事項

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画に基づき、一般住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、市及び報道機関に要請して広報を依頼する。

2 広報の方法

(1) 広報の内容

市の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 広報の方法

防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携を取りながら広報活動を実施する。防災関係機関は、報道機関に対して広報を実施した場合、発表後速やかにその内容を県本部広報班長に報告する。

また、県災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有に努める。

広報の実施にあたっては、視聴覚障がい者、高齢者等、要配慮者に十分配慮するとともに、指定避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

1 体制の整備

市は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

2 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4節 広域応援体制

大規模災害が発生し、被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の都道府県、市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要があります。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実します。

また、災害時に協定等に基づく応援要請が迅速に行えるよう、職員の研修、訓練等を実施し協定の有効性を担保するとともに、職員を派遣する場合、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努めます。

■主な実施担当	総務班
■防災関係機関等	浜田県土整備事務所 ・ 消防本部

第1 市における広域応援体制

災害対策本部は、把握した災害状況、被害状況、各班の応急対策等の情報を収集し、情報の分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討を行う。

第2 市町村における相互応援協力

1 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

ア 災害が発生した場合、隣接する市町は応急措置の実施について相互に応援協力を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮のもとに行動する。

イ 被害がさらに拡大した場合、同一ブロック（県の地区災害対策本部の管轄区域）内では、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行う。

また、必要な場合、市は、県に対して応援を要請する。この場合、基本的に地区本部を窓口にして応援を要請する。

ウ 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、県に対して応援要請または県内市町村の相互応援の調整を要請する。

また、県を通じて他県または他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

2 市内所在機関相互の応援協力

市内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生しまたは発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力を行う。

第3 市町村における広域応援体制

- (1) 被災市町村は、災害対策基本法第67条に基づき災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。
- (2) (1)による応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、自らも被災し応援できないなどの特別な理由のない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮のもとに行動する。
- (3) 市は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、市は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

第4 緊急消防援助隊への応援要請

1 応援要請

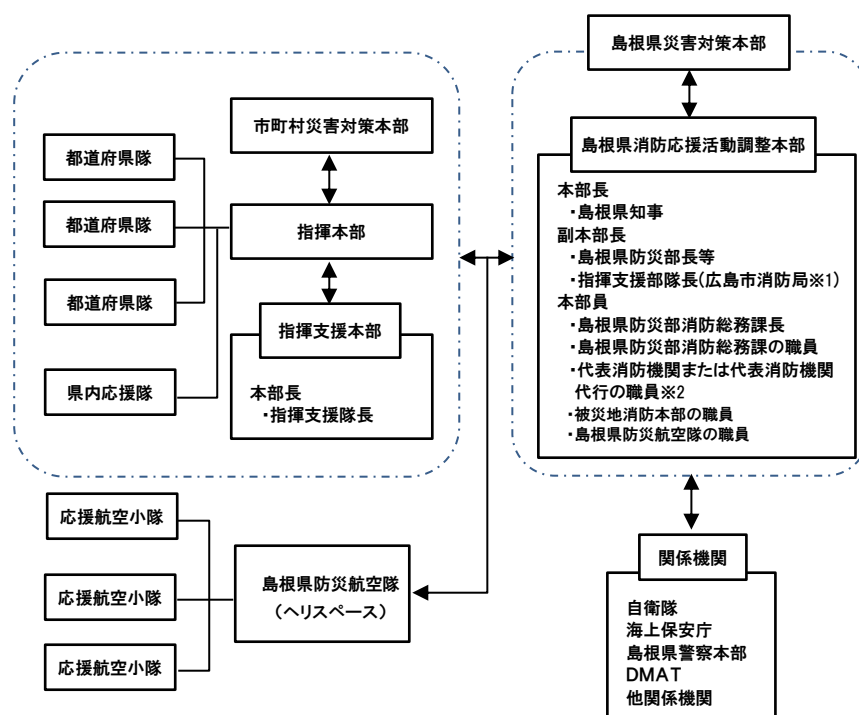
大規模災害及び特殊災害等の発生により所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合には、市、消防本部は、直ちに知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を連絡する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に対し連絡する。

2 緊急消防応援隊の指揮体制

指揮本部は被災地消防本部ごとに設置し、市長が指揮者として県内消防応援隊と緊急消防援助隊の活動を指揮する。

指揮支援隊長は、被災地に設置された指揮支援本部の指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、その指揮のもとで、緊急消防援助隊の活動の管理を行う。

【指揮系統図】



※1 広島市消防局が被災等によりその任務を遂行できない場合は、福岡市消防局がその任にあたる。

※2 代表消防機関とは松江市消防本部、代表消防機関代行とは浜田市消防本部をいう。

3 緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の経費負担については「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「一般社団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規定」等により処理する。

第5節 自衛隊の災害派遣体制

大規模災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想されます。このような場合に、市長は、人命または財産の保護のため、自衛隊災害派遣について県に要請します。

■主な実施担当	総務班
■防災関係機関等	陸上自衛隊第13偵察隊 ・ 海上自衛隊舞鶴地方隊 航空自衛隊第3輸送航空隊 ・ 浜田県土整備事務所 島根県総務部

第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

1 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- ア 公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要があること。（公共性の原則）
- イ 公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない差し迫った必要があること。（緊急性の原則）
- ウ 自衛隊の部隊が派遣される以外にほかの適切な手段がないこと（非代替性の原則）
この際、人命にかかるものについては特別な配慮をもって迅速な対応を図ることが必要である。

2 災害派遣の区分

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 自衛隊法第83条第2項の規定に基づく派遣

ア 要請を受けての派遣

- a 災害が発生し、知事が人命または財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- b 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- c 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が県の対応能力を超えると判断し自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ 要請を待たないで行う派遣

- a 災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請の要求ができない場合に、自衛隊が、市長等からの災害の状況等の通知を受けて、直ちに救援の措置をとる必要があると認めて自主的に派遣する場合
- b 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- c 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- d 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 自衛隊法第83条第3項の規定に基づく派遣

庁舎・営舎・その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

3 知事に対する災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

市長または防災関係機関の長は、知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う。(別紙1 災害派遣要請依頼書様式参照)

(2) 要求手続

市長または防災関係機関の長が知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う場合は、次の事項を明記した文書を県総務部長あてに提出する。ただし、特に緊急を要する場合は、口頭、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

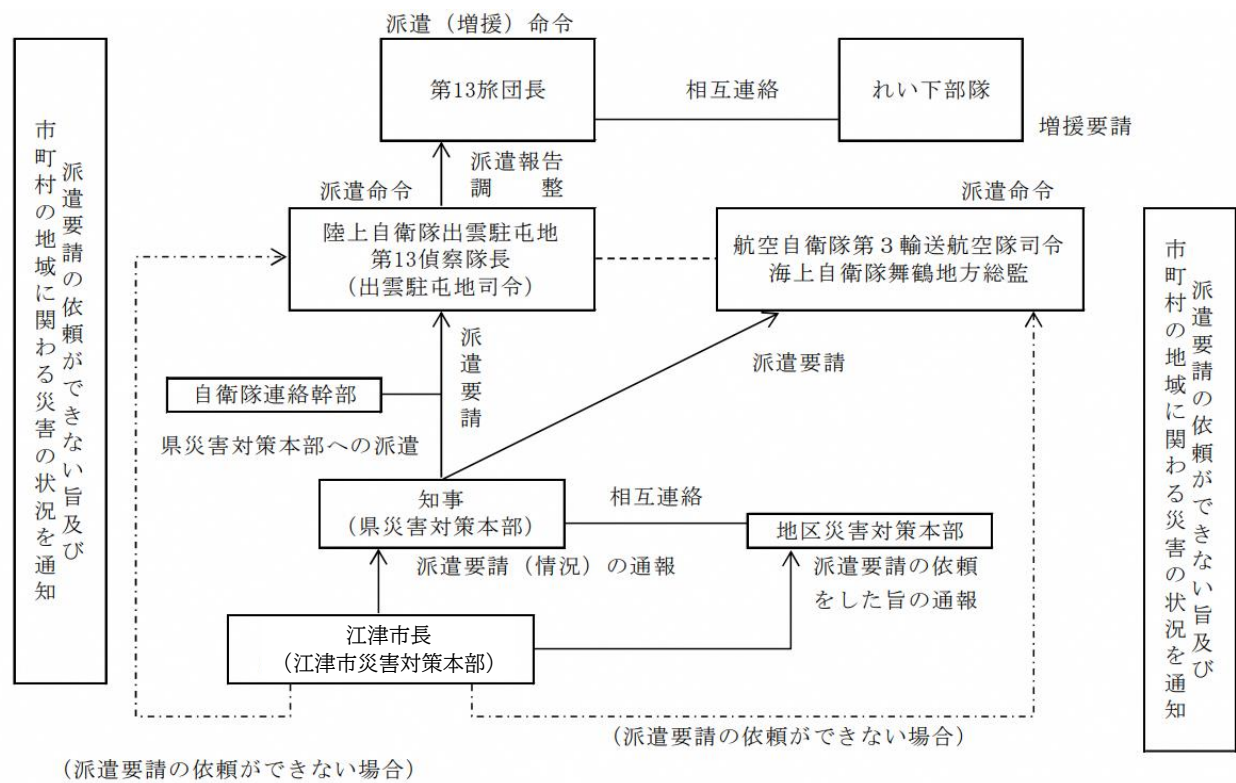
(3) 自衛隊要請先

機 関 名	所 在 地	電 話
陸上自衛隊出雲駐屯地第13偵察隊	出雲市松寄下町 1142-1	0853(21)1045 (代)
海上自衛隊舞鶴地方隊 (海上自衛隊舞鶴地方総監部)	京都府舞鶴市宇余部下 1190	0773(62)2250 (代)
航空自衛隊第3輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町 2258	0859(45)0211 (代)

4 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、または通信の途絶により知事への要求ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊要請先の駐屯地司令塔の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

【自衛隊災害派遣要請系統】



第2 自衛隊の災害派遣活動

災害派遣部隊の活動内容は、おおむね次のとおりである。

項 目	内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、または指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車、その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用。）
道路または水路の啓開	道路、水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの警戒、除去にあたる。
応急医療、防疫等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合または指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動の必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水、入力支援	被災者に対し給食及び給水、入浴支援を実施する。

項 目	内 容
救援物資の無償貸付または譲与	要請があった場合または指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づく警戒区域の設定等の措置。

第3 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

1 派遣部隊の受入体制

- ア 市は県と連携して、派遣部隊の宿泊施設または野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する（地積、出入りの便を考慮する）。
- イ 市は県と連携して、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合または重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- ウ 災害地における作業等に関しては、県及び市当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- エ その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

2 準 備

(1) 宿営施設

派遣部隊の宿営には、派遣地区の学校、公民館等の公共建物をあてるものとし、設営給与部は、水道、照明、寝具、炊事用具その他宿営に必要な設備を整える。

(2) 使用資器材

ア 災害救助または応急復旧作業等に使用する資機材類は、以下の物を除き市、県または関係公共機関において準備する。

- a 部隊等装備資材（県附属資料による）
- b 食料
- c 燃料
- d 衛生資材等

イ 市、県または関係公共機関において必要な資機材が調達不能な場合において、派遣部隊が訓練用物品等携行している材料、消耗品等を使用したときは、市等は、原則として部隊撤収後において部隊に返還または代品弁償する。また、使用資機材の準備については、以上のほかに現地作業にあたり無用の摩擦を避けるため、できる限り事前に受入側の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協議を行い、計画等を作成し、必要な整備を行う。

(3) 交通規制

派遣部隊が市内において移動する場合は、警察署及び道路管理者等に連絡をとり、必要な交通規制を行う。

(4) 誘導等

派遣部隊が応急対策に従事中、技術部その他関係各部は、被災地内における誘導並びに災害対策本部との連絡にあたるため、必要な職員を派遣部隊とともに行動させる。

(5) 飛行機による輸送

飛行機による物料投下が決定したときは、設営給与部は直ちに係員を投下地点に派遣し、物料投下についての現地の指揮にあたらせる。

必要によりヘリポートを設けた場合は、直ちにその場所等を県に連絡する。

(6) 応援作業

災害対策本部の関係各部は、必要に応じて災害派遣部隊の作業を応援するため、関係機関並びに地元関係者と協議をなし、応援作業計画を立て派遣部隊と連絡をとり作業を実施する。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した以下のような経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、江津市以外の他の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入品、借上げ料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上げ料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損失の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と県が協議する。

◆(別紙1)自衛隊災害派遣要請依頼書様式

		文書番号	
		年	月 日
島根県知事	様		
		江津市長	印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）			
このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。			
記			
1. 災害の情况及び派遣要請を依頼する事由			
(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）			
(2) 派遣を要請する事由			
2. 派遣を希望する期間			
3. 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 派遣を希望する区域			
(2) 活動内容			
4. その他参考となるべき事項			
(1) 連絡場所及び連絡責任者			
5. 要請日時			
年	月	日	時 分

◆(別紙2)自衛隊災害派遣撤収要請依頼書様式

		文書番号		
		年	月	日
島根県知事	様			
		江津市長	印	
自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）				
このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。				
記				
1. 撤収を要請する事由				
2. 任務完了（予定）日時				
年	月	日	時	分
3. 撤収要請日時				
年	月	日	時	分
4. その他必要な事項				

◆(別紙3)緊急輸送要請簿

緊 急 患 者 輸 送 要 請 処 理 簿				
患 者 氏 名				性別 男 女
生 年 月 日	M T S H R	年	月	日 満 才
住 所				
職 業		傷病名		
発病（負傷） 経 過				
現 在 の 容 態				
受入先病院及び搬送手段				
輸送希望 区 間	自		至	
そ の 他	搭乗者の血液型（ ） 搭載機材（ ）			
医 師	氏 名			性 別 男 女
	生 年 月 日	M T S H R	年	月 日 満 才
	住 所・所属			
看 護 婦	氏 名			
	生 年 月 日	M T S H R	年	月 日 満 才
	住 所・所属			
添 乗 者	住 所		続 柄	
	生 年 月 日	M T S H R	年	月 日 満 才
	住 所			
	職 業			
	住 所		続 柄	
	生 年 月 日	M T S H R	年	月 日 満 才
	住 所			
	職 業			
	住 所		続 柄	
	生 年 月 日	M T S H R	年	月 日 満 才
	住 所			
	職 業			

第6節 災害救助法の適用

大規模災害が発生して一定規模以上の被害が生じたとき、または、大規模な災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用され、同法に基づいて被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施されます。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続等について示し、これに基づいて災害救助法を運用します。

■主な実施担当	保健福祉班
■防災関係機関等	島根県防災部防災危機管理課

第1 災害救助法の適用及び実施機関

1 災害救助法の適用

本部長（市長）は、市内における災害が次項の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合で、かつ、被災者が現に災害救助法第23条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちに島根県知事にこの旨を報告し、市、県は災害救助法を運用する。

(1) 被害情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

災害救助法適用の判断及びその手続は、迅速かつ的確に行われる必要があるが、そのためには、被害の把握及び認定の作業を迅速かつ正確に行うことが前提となる。したがって、災害時の被害情報の収集及び伝達体制の整備がきわめて重要である。

(2) 対策の実施体制の確保

建築物等の被害認定には、専門技術的な視野からの処理が必要なため、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくこと、実施体制を確立しておくことが必要である。

2 実施機関

知事は、災害救助法による救助を法定受託事務として実施し、市長はその補助機関としてこれを補助するが、知事は救助を迅速に行うために救助の実施に関する権限の一部を市長に委任している（災害救助法第13条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条及び島根県災害救助法施行細則第29条）。

- ア 避難所の供与
- イ 応急仮設住宅入居者の決定
- ウ 炊き出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服・寝具・その他生活必需品の給与または貸与
- カ 被災者の救出
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去

第2 災害救助法の適用基準

1 災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条）

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において被災し、現に救助を必要とする者に対して行う。

市は県と連携して、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当するまたは該当する見込みがあると認めた場合は第5に示す災害救助法の適用手続を行う。

- (1) 市の区域内の人口に応じ住家が滅失した世帯が基準の世帯数以上に達したとき（1号基準）。本市の場合、50世帯となる。
- (2) 島根県の区域内の住家が滅失した世帯数が1,000世帯以上の場合で、市の区域内の人口に応じ住家が滅失した世帯が基準の世帯数以上に達したとき（2号基準）。本市の場合、25世帯となる。
- (3) 島根県の区域内の住家が滅失した世帯数が5,000世帯以上に達した場合（3号前段基準）
- (4) 市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあったとき（災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合）で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（3号前段基準）。

[府令]被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出に特殊に技術を必要とすること。

[厚生省社会局通知（S40.5.11社施第99号）]

令第1条第1項第3号に定める災害

災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年10月1日内閣府令第68号。以下「府令」という。）第1条の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出に特殊に技術を必要とすること。」とは次のような場合であること

ア 被害地域が他の村落から隔離または孤立している等のため、生活必需品等が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術の方法を必要とする場合

- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当すること（4号基準）。

[府令]次のいずれかに該当すること

- 一 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に住居する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること
- 二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

[厚生省社会通知局（S40.5.11社施第99号）]

令第1条第1項第4号に定める災害

ア 同号の基準は、災害による被害の発生前に適用できるものであり、この場合においては、府令の定めるところにより、生命または身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討の上、法の適用について判断されたいこと

- イ 府令第2条第1号の「災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること
- a 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受け避難生活を余儀なくされた場合
 - b 紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故による多数の死傷した場合
- ウ 府令第2条第2号「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること
- a 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - b 火山噴火、有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合
- (6) 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する特定災害対策本部、非常災害対策本部、または緊急災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたとき。

第3 被災世帯の算定基準

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれの住家の滅失した1世帯とみなす。

【市町村別災害救助法適用基準一覧表（抜粋）】

市町村名	人口（人）	災害救助法 1号基準 （世帯）	災害救助法 2号基準 （世帯）
江津市	22,959	50	25

- （注） 1. 人口は、令和2年国勢調査
2. 2号基準は、県内の住家滅失世帯が1,000世帯を超えた場合に適用
3. この表の世帯数は、半壊、半焼した世帯は2世帯をもって、床上浸水世帯は3世帯をもって、1世帯とする

2 住家の滅失等の認定

(1) 住家が全壊・全焼、流失したもの

住家がその居住のため基本機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

(2) 住家が半壊・半焼する等、著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損失が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土砂竹木等の堆積等により一次的に居住することができない状態となったもの。

3 家及び世帯の単位

(1) 住 家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。

(2) 世 帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

第4 災害救助法の適用手続

本部長は、第3に示した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、迅速かつ的確に被害状況を把握し速やかに知事に報告する。

連絡先：島根県防災部防災危機管理課 TEL：0852-22-5885

第5 災害救助の実施方法等

1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

3 救助の程度・方法及び期間

災害救助法の適用とともに、応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

救助の程度・方法及び期間は次頁の表のとおりとする。基準額については、内閣府告示を受けて、県規則により原則として毎年改定する。

なお、迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、災害救助法に基づき、知事には、従事命令（一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限）等の権限が付与されている。

4 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに、応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

【災害救助法による救助の種類、対象、期間】

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者を受け入れる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金屋上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難にあたっての輸送費は別途計上。
	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者	救助を開始した日から別に定める日まで	3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することができる。
応急仮設住宅の供給	住宅が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 災害発生の日から20日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とする。 2. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上受け入れる「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は2年以内。
		○賃貸型仮設住宅 災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に受け入れた者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上。
被服寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、もしくはき損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 2. 現物給付に限ること。
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上。
助 産	災害発生の日以前または以後7日以内の分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上。
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の検索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	期 間	備 考
被災した住宅の 応急修理	1. 住宅が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者。 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	災害発生の日から 3か月以内 （国の災害対策本部 が設置された場合 は、6か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水により学用品を喪失またはき損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から、 教科書及び教材は 1か月以内、文房具 及び通学用品は 15 日以内	1. 備蓄物資は評価額。 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて給与する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡したものであっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から 10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上。 2. 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	災害発生の日から 10日以内	1. 検案は原則として救護班。 2. 輸送費、人件費は別途計上。 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1. 被災者（避難者）の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認め られる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	救助の実施が認め られる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

（注）期間については、内閣総理大臣の承認により期間延長することができる。

第7節 避難活動

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時機を失しないよう避難のための立退きを指示する等の措置をとる必要があります。

特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講じます。

■主な実施担当 総務班 ・ 教育班 ・ 保健福祉班 ・ 土木・建築班 ・ 産業班
■防災関係機関等 消防本部 ・ 江津警察署 ・ その他防災関係機関

第1 要避難状況の早期発見・判断と基準

1 要避難状況の把握活動の早期実施

市長は、人的被害の発生する可能性が高まり、避難行動を開始しなければならない段階には、高齢者等避難を発令し、要配慮者等、避難行動に時間を要する者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時機を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な避難措置を講じるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な救難対策に着手できるようにする（本章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照）。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

また、災害対策本部の置かれている本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

(1) 河川災害からの避難

気象・降雨状況によって、河川等の出水による浸水等の被害が生じる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市・消防本部その他は、警報発表以降警戒活動に着手し、地域の状況を的確に把握の上、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 土砂災害からの避難

土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）、土砂災害警戒区域（地すべり）、土砂災害警戒区域等（土石流）などの土砂災害の危険性の高い地域等において避難が想定されるが、市・消防本部その他は、警戒活動により状況を把握し、地域の実態に応じて避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

3 避難対策の基準

第2編第1章第9節「避難予防対策」を参照

第2 避難指示等の実施

1 避難の指示等の実施責任者及び時期

避難の指示等の実施責任者及びその時期は下表に示すとおりである。

なお、市は、次の事項に留意し指示等を発令するほか、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

- (1) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (2) 市は、孤立した地区について、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。
- (3) 市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。
また、そのような事態が生じ得ることを住民に周知する。
- (4) 市は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意する。
- (5) 市は、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、住民が避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

【高齢者等避難の発令者及び時期】

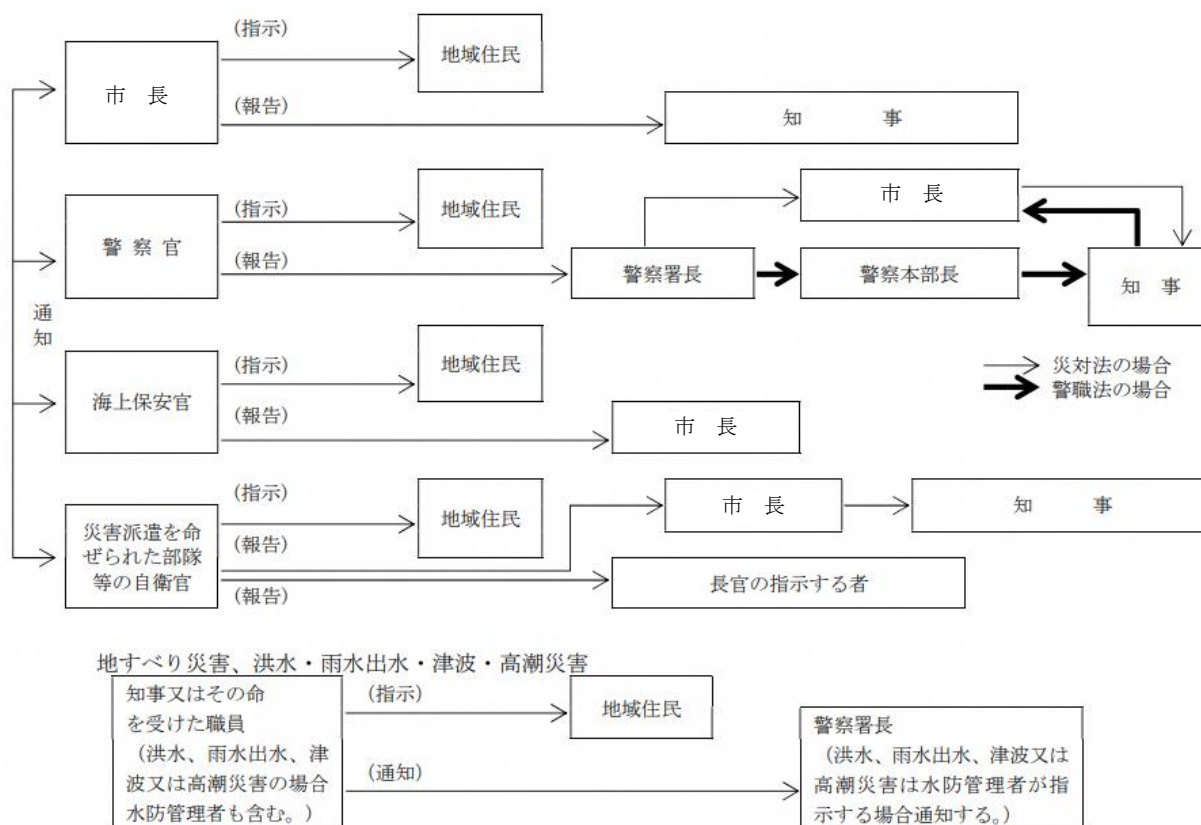
発令者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対 象	内 容	とるべき 措 置
市 長	災対法 56 条の2 防災基本計画 県地域防災計画 市地域防災計画	全災害 災害が発生するおそれがある場合	要配慮者等	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける。	知事に報告 (窓口：防災 危機管理課)

【避難の指示等権者及び時期】

指示権者	指示等 権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の 対 象	指示等の 内 容	とるべき 措 置
市 長 (委任を受けた吏員または 消防職員)	市 長 (委任を受けた吏員または 消防職員)	災対法第 60 条 第 1 項、第 2 項	全災害 ・災害が発生し、または まさに発生しようとして いる場合 ・人の生命または身体を 災害から保護し、その他 災害の拡大を防止するため 特に必要があると認め るとき	必要と認める地域の必要と認める 居住者等	・立退きの 指示 ・立退き先の 指示	知事に報告 (窓口：防災 危機管理課)

指示権者	指示等権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の 対 象	指示等の 内 容	とるべき 措 置
		災対法第60条 第3項	全災害 ・災害が発生し、または まさに発生しようとして いる場合 ・避難のための立退きを行 うことによりかえつて 人の生命または身体に危 険が及ぶおそれがあり、 かつ、事態に照らし緊急 を要すると認めるとき	同 上	・緊急安全 確保の指示	同 上
知 事 (委任を受け た吏員)		災対法第60条 第6項 (知事の代行)	・災害が発生した場合に おいて、当該災害により 市がその全部または大部 分の事務を行うことがで きなくなった場合	同 上	同 上	事務代行の公 示
警察官		災対法第61条 第1項、第2項 (警察官等の避難 の指示) 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・市長が避難のため立退 きを指示することができ ないと警察官が認めると きまたは市長から要求が あったとき ・危険な事態がある場合 において、特に急を要す る場合	必要と認め る地域の居 住者、滞在 者、その他 の者 危害を受け るおそれの ある者	・立退きの 指示 ・立退き先 の指示 ・緊急安全 確保の指示 ・警告、避 難について 必要な措置 (特に急を 要する場合)	災対法第61 条による場合 は、市長に通 知(市長は知 事に報告)
海上保安官		災対法第61条 第1項、第2項 (海上保安官等の 避難の指示)	全災害 ・市長が避難のため立退 きを指示することができ ないと海上保安官が認め るときまたは市長から要 求があったとき	必要と認め る地域の居 住者、滞在 者、その他 の者	・立退きの 指示 ・立退き先 の指示 ・緊急安全 確保の指示	市長に通知 (市長は知事 に報告)
自衛官		自衛隊法第94条 (自衛官による避 難措置)	・危険な事態がある場合 において、特に急を要す る場合	危害を受け るおそれの ある者	警告、避難 について必 要な措置 (警察官が その場に いない場合 に限り、災 害派遣を命 ぜられた部 隊の自衛官 に限る)	警察官職務執 行法第4条の 規程の準用
知 事 (その命を受 けた県職員)		地すべり等防止法 第25条(立退き の指示)	地すべりによる災害・著 しい危険が切迫してい ると認められるとき	必要と認め る区域内の 居住者	立ち退くべ きことを指 示	その区域を管 轄する警察署 長に通知
知 事 (その命を受 けた県職員) 水防管理者		水防法第29条 (立退きの指示)	洪水、雨水出水、津波ま たは高潮によって氾濫に より著しい危険が切迫し ていると認められるとき	同 上	同 上	水防管理者が 指示する場合 には、その区 域を管轄する 警察署長に通 知

【避難指示等の指示系統図】



2 避難の指示等の基準と区分

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

(1) 高齢者等避難

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける。

(2) 避難指示

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。

(3) 緊急安全確保

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保措置を指示することができる。

(4) 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立退きの指示等の措置を取った場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

3 市の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市区域内において災害の危険性がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示等を行う場合は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等に合わせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に周知徹底を図るとともに、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難後における財産保護の措置

(2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、避難先の管理者または占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ 避難のための立退きの準備、避難指示、緊急安全確保など、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局または所管地区災害対策本部））に報告しなければならない。
- ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を周知徹底しなければならない。
- エ 市は、避難措置の実施に関し「市地域防災計画」に、次の事項を定めておく。
 - a 避難措置に関する関係機関の連絡方法
 - b 避難措置を実施する区域別責任者（市職員等の氏名）
 - c 避難の伝達方法
 - d 各地域の避難先及び避難方法
 - e その他の避難措置上必要な事項

4 医療施設・社会福祉施設等における避難措置

医療施設・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者が「要配慮者」であることを考慮し、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

医療施設・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、医療施設・社会福祉施設等の管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

医療施設・社会福祉施設等の管理者は、災害に備え整備されている装置（消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

5 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、

施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した利用者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害発生時においては、消防機関等への緊急通報体制をとり、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

6 車両等の乗客の避難措置

(1) 災害時の公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に実施する。

(2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両等の乗務員は、速やかに当該車両等を停止させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防または水防活動のための警戒区域の設定は消防法または水防法によって行う。

なお、知事は、市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部または一部を代行する(災害対策基本法第73条第1項)。

【警戒区域の設定権者】

災害全般について	市長またはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員(災害対策基本法第63条第1項)
	警察官(災害対策基本法第63条第2項)
	海上保安官(災害対策基本法第63条第2項)
	自衛官(災害対策基本法第63条第3項)
火災について	消防吏員・消防団員(消防法第28条)
	警察官(消防法第28条)
水災について	水防団長・水防団員(水防法第21条)
	警察官(水防法第21条)
	消防吏員・消防団員(水防法第21条)
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員(消防法第36条)
	警察官(消防法第36条)

2 警戒区域(災害対策基本法第63条関係)の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限もしくは禁止または当該地域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定は、避難の指示と異なり、対象を地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするもので、罰則規定があり、災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(1) 市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。

(2) 警察官もしくは海上保安官は、市長(権限の委託を受けた市の職員を含む。)が現場にいないとき、または市長から要求があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官または海上保

安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者、警察官または海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市長へ通知する。

第4 避難指示等の伝達

1 避難計画に基づく伝達

市長は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」及び市地域防災計画の避難計画においてあらかじめ定められた避難指示等の伝達系統及び伝達要領に従って、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

また、島根県避難情報等情報伝達連絡会で定めた「避難情報等情報伝達に関する申し合わせ」に基づき、放送事業者へ情報提供するとともに県、警察本部、消防本部等は、必要な協力をする。

なお、すでに避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

2 災害状況に応じた伝達

避難指示等は、避難を要する防災気象情報等を十分に把握した上で、住民への周知を最も迅速で確実、効果的に周知・徹底できるよう、市が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

その際、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること、繰り返しわかりやすい言葉で伝えるなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

ア 防災行政用無線を利用した伝達

イ サイレン及び鐘による伝達

ウ 広報車からの呼びかけによる伝達

エ テレビ・ラジオ（県は、市から広報に関する応援要請を受けた場合、または状況により必要と認める場合は放送機関に対する放送要請等必要な措置を講じる。）、電話、その他の施設の利用による伝達

オ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

カ 「避難情報等情報伝達に関する申し合わせ」による放送事業者による伝達

キ コミュニティFMを利用した伝達

ク 登録制メールによる伝達

ケ 携帯電話会社による緊急速報メールサービスによる伝達

コ SNSによる伝達

サ Lアラート（災害情報共有システム）による伝達

3 要配慮者への配慮

市長等は、情報の伝わりにくい要配慮者への高齢者等避難や避難指示等の伝達には、特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に伝達できるように努める。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

4 各種施設等

学校・教育施設、駅・ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設、医療施設・社

会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、館内放送設備、ハンドマイク等の各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講じる。

第5 避難の誘導等

1 地域における避難誘導等

(1) 避難誘導の実施

市は、災害時に河川出水、土砂災害等が予想され、地域の避難指示等をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ア 避難誘導体制の確立

- a 避難先が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等の中から選ぶ。）を定め、警察等の協力も得ながら、できるだけ早めに自動車・船舶等を活用し、集団避難できるようにする。
- b 緊急を要する避難の実施にあたっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

イ 避難経路

- a 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた指定緊急避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。
- b 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

- a 災害時の避難誘導は、原則として、要配慮者を優先して行う。
- b 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- a 携帯品は、必要最小限の食料、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。
- b 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所等の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- a 避難先の開設にあたって、市長は、避難先の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- b 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- c 避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。

カ 避難者の移送

- a 市は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先に受け入れることができなくなった場合には、県、警察及び隣接市町等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

b 県は、市から協力依頼があった時は、避難者の他地区への移送等について、関係機関に応援要請を行う。また、被災者の避難、受入状況等にかんがみ、県の区域外への広域的な避難、受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて、他県、国等に広域避難受入れに関する支援を要請する。

c 警察は、市から協力依頼があったときは、避難者を他地区へ移送する等の協力を行う。

(2) 自主避難の実施

住民は、豪雨等により災害の発生する危険性を感じた場合、土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(3) その他避難誘導にあたっての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導は、事前に把握された要配慮者の居住実態や傷病の程度等に応じた避難誘導を行う。特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、市が車両、船艇等を手配し、一般の避難施設とは別の介護機能等を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・受入れ

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県またはその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、避難施設への受入れを図る。

2 医療施設・社会福祉施設等における避難誘導

医療施設・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員招集計画や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

3 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

また、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。一時滞在施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

4 学校等における避難誘導

第2編第2章第21節「文教対策」を参照。

5 避難誘導時の安全確保

避難誘導や防災対応にあたる消防団員、水防団員、警察官、市職員等は、避難誘導時の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者の避難支援などの緊急支援を行う。

6 被災者の運送

地域に居住する避難行動要支援者の避難誘導は、事前に把握された避難行動要支援者の居住実態や傷病の程度に応じ、避難支援等関係者の協力を得るなど地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、市が車両、船艇等を手配し、一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

第6 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れし保護するため、必要に応じて、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。

また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

(1) 市による指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

指定緊急避難場所及び指定避難所の開設の実施機関は市長であり、災害救助法適用時においては、市長が知事の委任を受けて行うことになる（「指定避難所の供与」に係る救助活動の職権は、知事から市長に事前に委任されている。）。指定避難所等の開設にあたっては、事後の事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて以下のように行う。

(2) 指定避難所の開設、周知及び報告

指定緊急避難場所及び指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公民館等の公共施設、神社及び仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て緊急指定避難場所または指定避難所として開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、または天幕を借り上げて開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

また、指定緊急避難場所または指定避難所を開設したときは、市長はその旨を住民等に対し、周知徹底を図るものとし、避難所に受入れすべき者を誘導、保護しなければならない。

市長はその旨を公示し、指定避難所に受入れすべき者を誘導し保護しなければならない。

この場合、市は以下の点に留意する。

- ア 指定緊急避難場所または指定避難所の立地条件及び建築物の安全の確認
- イ 地元警察署等との連携
- ウ 開放指定緊急避難場所または指定避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- エ 指定避難所責任者の配置
- オ 避難者名簿の作成
- カ 要配慮者に対する配慮

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

(3) コミュニティを活かした避難活動の促進

住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(4) 指定緊急避難場所または指定避難所を開設の周知

指定緊急避難場所または指定避難所を開設したときは、市長はその旨を住民等に対し、周知徹底を図るものとし、指定避難所に受入れすべき者を誘導、保護しなければならない。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、受入人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(5) 避難所開設の報告

市は関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、次の事項を速やかに県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

ア 指定緊急避難場所または指定避難所開設の目的、日時及び場所

イ 箇所数、受入状況及び受入人員（EMISにも入力すること。）

ウ 開設期間の見込み

エ 避難対象地区名及び災害危険箇所名等

オ 指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者数及びその状況

2 指定避難所の運営管理

市は、各指定避難所の適切な管理運営を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所の運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村及び県に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

併せて、指定避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の配布及び保健医療サービスの提供等、指定避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

3 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、市は以下の点に留意する。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(1) 指定避難所の運営・管理方法

ア 指定避難所における良好な生活環境の確保

市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握等に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

a 食料の確保、食事給与の状況把握及び必要な対策

b トイレの設置状況の把握及び必要な対策

c プライバシーの確保状況の把握及び必要な対策

d 入浴施設設置の有無及び利用頻度の把握及び必要な対策

- e 洗濯等の頻度の把握及び必要な対策
- f 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度の把握及び必要な対策
- g 暑さ・寒さ対策の必要性の把握及び必要な対策（夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。）
- h し尿及びゴミ処理の状況の把握及び必要な対策
- イ 指定避難所運営ルールの作成及び徹底
円滑な指定避難所運営を行うための指定避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。
- ウ 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等
- エ 福祉避難所の開設等
福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した指定避難所）の開設、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保の検討と要配慮者の移送・誘導等
- オ 情報提供体制の整備
- カ 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備
市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。
 - a 指定避難所運営における女性の参画の推進
 - b 女性専用の物干し場の設置
 - c 女性専用の更衣室、授乳室の設置
 - d 女性用衛生用品、女性用下着の女性による配布
 - e 巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保
 - f 女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営
- キ 女性や子供等への安全配慮
市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
 - a 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置
 - b トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間問わず安心して使用できる場所に設置
 - c 照明の増設
 - d 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載
- ク 身体障がい者と身体障害者補助犬の受入れ
国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、身体障がい者が指定避難所などへ身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を同伴して避難した場合には、補助犬を拒んではならないことが身体障害者補助犬法に定められていることに留意する。
- ケ 感染症対策
 - a 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
 - b 感染症の発生拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

コ 家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保と関係団体との連携

必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

サ 指定避難所の早期閉鎖を考慮した運営

(2) 保健・福祉・衛生対策

市は以下の点に留意する。

ア 救護所の設置

イ 巡回健康相談、栄養相談の実施

医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発病の予防、心のケアなど必要な措置を講じる。

ウ 福祉的支援ニーズへの対応

島根県社会福祉協議会に本部がある「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」から派遣された福祉専門職の協力を得て、介護等福祉的な対応が必要な要配慮者等の状況把握に努め、指定避難所等における個別ケア、相談対応など必要な措置を講じる。

エ 仮設トイレの確保やマンホールトイレの確保

指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う。

オ 入浴、洗濯対策

利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる。

カ 食品衛生対策

食品衛生、食事給与の状況把握、栄養管理・指導及び食物アレルギー等への必要な対策の実施

キ し尿及びごみ処理の状況等、指定避難所の衛生対策の実施

ク 家庭動物のためのスペースの確保

被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

ケ 感染症対策の実施

4 避難状況に応じた避難先の移動

市は、災害の規模、避難者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

5 指定避難所の早期閉鎖

市は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、安全の確保された自宅への帰還、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用、応急仮設住宅の迅速な提供等により、指定避難所の早期解消に努める。

6 指定避難所に滞在することができない避難者への対策

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、

生活環境の確保が図られるよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第7 広域避難等

1 広域避難・広域一時滞在の協議等

(1) 市は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

ア 県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議する。

イ 他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

2 広域避難及び広域一時滞在に関する助言

県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

国は、県から求めがあった場合には、同様の助言を行う。

3 他の市町村からの避難者受入施設の検討

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に合わせて広域避難または広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

4 広域避難の実施

市は、県、国、運送事業者等と、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

第8節 消防活動

火災が発生した場合、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要があります。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施します。

■主な実施担当	総務班
■防災関係機関等	消防本部 ・ 消防団 ・ その他防災関係機関

第1 施策実施にあたって

1 臨機応変な消防活動

火災は、発生する時期、気象条件、地域の市街地化状況、消防水利や消防ポンプ車等の消防力等により被害の様相が異なり、臨機応変な応急対策が必要となる。

特に、風水害時においては、浸水、山（崖）崩れ、建物・橋梁の損壊・流失、流木や道路の陥没等による通行支障及び電話の断線や輻輳による119番通報支障の消防活動の妨げとなる事象が多発するので、それらを考慮した対策を実施する必要がある。

2 応援隊との連携

風水害による被害の規模が拡大した場合、被災地域のみで対応するのは困難であるため他の地域からの応援隊を要請するが、それらの応援隊といかに連携するかが鍵となる。早期に指揮命令系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な消防活動を行う。

3 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。この場合、当該措置を行ったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第2 市・消防機関等による消防活動

1 市・消防本部の消火活動

消防機関は、市が策定した消防計画に基づき統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

(1) 災害状況の把握

消防活動に際しては、119番通報、消防無線、参集職員の情報等により情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、市及び他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう働きかける。

(4) 同時多発火災への対応

ア 避難先及び避難路の確保

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難先及び避難路確保のための消防活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(5) 火災現場活動

ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火構造物、空き地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(6) 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2 消防団による消火活動

(1) 出火防止

事故等の発生により、火災等の災害発生が予測された場合には、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動もしくは主要避難路確保のための消火活動を、単独または消防本部と協力して行う。

また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

3 住民の対策

住民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

4 惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3 他の消防機関に対する応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

市長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

2 知事による応援出動の指示

被害状況の把握の結果、県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は県内の市町村長または消防長に対して応援出動の指示を行う。

3 県への応援要請上の留意事項

(1) 要請の内容

市長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 市への進入経路及び終結場所（待機場所）
- オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援隊の受入体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係を設け受入体制を整えておく。

ただし、甚大な被害により次のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣についても要請する必要がある。

- ア 応援消防隊の誘導方法
- イ 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
- ウ 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第9節 救急・救助活動

風水害時の災害により、生命・身体が危険となったものをあらゆる手段を講じて早急に救助救出するとともに、医療機関等、防災関係機関と緊密な連絡を図り、状況に適切に応じた活動を実施します。

- 主な実施担当 総務班 ・ 保健福祉班
■防災関係機関等 消防本部 ・ 医療機関 ・ その他防災関係機関

第1 救急・救助活動

1 市、関係機関等による救急・救助活動

(1) 活動内容

関係機関名		活動内容
市 (消防機関を含む)	救急救助活動	(1) 活動の原則 救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救急救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動し、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、緊急度・重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要する者を優先する。 なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは必要に応じ県、自衛隊の航空機により行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り効果的な救護活動を行う。 なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、受入先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。 (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
	応援要請	被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地災害対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部、現地災害対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

(2) 部隊間の活動調整

市及び県の災害対策本部は、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、国と共に活動調整会議等を開催し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、安全確保に資する情報、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有や活動方針等の及び調整を行う。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

2 住民及び自主防災組織による救急救助活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急救助活動を行うとともに、救急救助活動を行う関係機関に協力するよう努める。

3 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

4 救急・救助活動時の安全確保

救急・救助及び避難誘導にあたり、防災対応や避難誘導に従事する者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導について定めた行動ルールを踏まえ、応急対策を実施する。

第2 救急・救助用資機材等の確保

1 救急・救助用装備、資機材の調達

ア 初期における救急救助装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

イ 救急救助用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するものまたは民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

ウ 損壊家屋等からの救出に必要な重機等について、民間業者から調達する。

エ 搬送する重症者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

車両の確保については、本章第13節「緊急輸送」参照。

2 救急車・救助工作車の配備状況

江津消防署 救急車3台 救助工作車1台（令和6年4月1日現在）

第10節 医療救護

災害時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受けるなど混乱が予想されます。

このような状況下で被災者の救護に万全を期すために、市は、医療情報の収集伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を実施するとともに後方医療体制の確立を図ります。

また、事態が安定してきた段階では、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要があり、住民への巡回健康相談やメンタルケア等を実施していきます。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県DPAT実施要領」によります。

■主な実施担当	保健福祉班
■防災関係機関等	日本赤十字社島根県支部 ・ 江津市医師会 ・ 消防本部 ・ 浜田保健所

第1 緊急医療の実施

1 医療救護活動

(1) 活動体制の確立

災害時における医療救護は、市が第一次的に実施する。市長は、必要に応じて医療救護班を編成し、救護所等に派遣するとともに、災害の種類及び程度により江津市医師会の医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。また、災害の程度により、市では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

市長は、災害救助法適用後による医療救護の必要があると認めたときには、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。

(2) 情報収集・伝達

災害時において市、県及び関係機関等が相互に密接な連携のもとに医療救護活動を実施するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に伝達する。

また、通信手段の途絶等が発生した場合は、あらゆる手段により情報を伝達する。

(3) 医療救護所における活動

市は必要に応じて、事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、市単独での対応が困難な場合は、浜田・江津地区災害医療福祉対策会議（保健所長）に支援を要請する。

浜田・江津地区災害医療福祉対策会議（保健所長）は、医療救護所における医療救護活動状況の把握に努めるとともに、必要な医療救護班の派遣等を県医療救護班調整本部に要請する。

県医療救護班調整本部は、浜田・江津地区災害医療福祉対策会議（保健所長）からの要請の内容に応じて、医療救護班の派遣調整や傷病者の搬送調整といった支援について迅速に対応する。

2 助産救護活動

市は、必要に応じて助産救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により江津市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。また、災害の程度により市では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

第2 医薬品・医療用資器材等の調達

1 医薬品・医療用資器材等の調達

市は、医療助産活動に必要な医薬品・医療用資器材等が不足する場合には、県へ要請し、災害救助に必要な医薬品・医療用資器材等の確保のため、医薬品等取扱業者等から必要な医薬品・医療用資器材等を調達し、緊急輸送する。

緊急輸送については、本章第13節「緊急輸送」参照。

2 輸血用血液製剤の供給

(1) 血液等の供給計画

県は、緊急時における血液対策として、血液センターにおける輸血用血液製剤の在庫状況を把握し、血液の供給の万全を図る。

(2) 血液確保の手順

被災後直ちに、県内血液センター施設等の施設の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、日赤島根県支部を中心として、状況に応じた血液の確保を図るため、以下の措置を講ずる。

ア 被害の軽微な地域に採血車を出動させて、献血を受ける。

イ 血液が不足する場合には、近隣の日赤県支部及び血液センターに応援を依頼し、県外からの血液導入によりその確保を図る。

第3 傷病者等の搬送

1 傷病者等の受入施設の確保

傷病者の救護のための受入れを必要とする場合は、済生会江津総合病院等災害拠点病院を中心に受け入れることとするが、これが困難な場合はその他後方医療機関等の協力を求める。

2 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班または助産救護班の班長は、医療救護及び助産救護を行った者について、重症度に応じた振り分けを行い、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

ア 県、その他の関係機関に搬送車両の手配・配車を要請する。

イ 重症者等については、必要に応じて、県、自衛隊等の関係機関にヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 医療救護班または助産救護班が保有している自動車を使用可能な場合は保有する自動車により該当する傷病者を搬送する。

イ 傷病者搬送の要請を受けた県、市及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、受入先医療機関の受入態勢を十分確認の上、搬送する。

3 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、受入先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、市は県に協力し、災害時医療体制を確立する。

4 特別に配慮を要する患者への対応

(1) 透析患者への対応

市は、江津市医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制をとる。さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

(2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸を装着等している難病患者は、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設で救護する必要がある。

このため、市は、平常時から浜田保健所を通じて把握している患者について、難病患者の特性に配慮した「災害時個別支援計画」を策定し、医療機関及び近江市町村との連携により、後方医療機関へ搬送する。また、在宅ですごせる場合は、必要時に非常電源装置の貸出も検討する。

第4 医療救護活動状況の把握

1 被災地における医療ニーズの把握

市は、次の情報を浜田保健所、その他関係機関から得て、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

ア 避難所での医療ニーズ

イ 医療機関・薬局の情報

2 医療救護活動の集約及び広報活動の実施

市は、以下の情報を集約の上、県を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に周知する。

ア 医療機関の被災状況

イ 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置状況

ウ 現地での医薬品、人員等の確保状況

エ 移送が必要な入院患者の発生状況

オ 透析患者等への医療体制確立状況

第11節 警備活動（県警の対応）

市内に大規模な災害が発生した場合は、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持並びにその他被災地における治安の万全を期することが極めて重要です。

このため、災害時には、島根県警察災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに、避難誘導、救出・救助、交通対策等の災害警備活動に警察の総合力を発揮して対処することとなっています。

本節の警備活動は、県（警察本部）によって実施されるものですが、市は、当該警備が円滑に実施されるよう配慮し協力します。

■主な実施担当	総務班	・	教育班	・	保健福祉班
■防災関係機関等	島根県警察本部	・	江津警察署	・	消防本部

第1 災害警備体制の確立

1 警備体制の区分

警備体制は、次の区分に従って実施する。

(1) 警備体制

気象情報等により、災害の発生が予想され、かつ事態発生までにかかなりの時間的余裕のあるとき。

(2) 警戒体制

台風圏が本県に接近する場合、その他気象情報等により災害発生の危険がかなりの確となり、十分な注意、警戒を必要とするとき。

(3) 非常体制

災害等の危険が切迫して相当な被害が予想されるとき、または発生したとき。

2 警備本部の設置

大規模災害が発生したときは、警察本部に県災害警備本部を、また、警察署に署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

3 警察職員の参集、招集

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

4 警備部隊の編成及び運用

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

5 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときは、警備体制を解除する。

第2 災害警備措置

1 災害情報の収集

被害の実態を早期に把握・評価し、災害警備諸対策を的確に推進するため、おおむね次の事項について情報収集を行う。

(1) 初期段階

- ア 気象、降雨量、河川水位、潮位の状況
- イ 被害予想

- ウ 危険区域等の状況
 - エ 道路・橋梁の損壊状況
 - オ 火災の発生状況
 - カ 死傷者、行方不明者等の状況
 - キ 住民の避難状況
 - ク 電話、電気、水道、ガス等のライフライン及びJRの被害状況
 - ケ 重要施設等の被害状況
- (2) その後の段階
- ア 被災者の動向
 - イ 被災地、避難所等の治安状況
 - ウ 流言飛語の発生状況
 - エ 交通規制の実施状況
 - オ 防災関係機関による災害応急対策の進ちょく状況
 - カ ライフライン等の復旧状況及び見通し

2 避難誘導

(1) 避難誘導措置

避難誘導は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。

- ア 高潮・浸水、火災等が広域にわたって予想される場合や、キャンプ地などで孤立が予想される場合などは、避難の指示を行う前であっても、関係市町長と協議の上、避難するよう指導する。特に要配慮者に対し、早めの避難を指導する。
- イ 避難対象地域が広範囲にわたるときは、危険性の高い地域から避難誘導を行う。
- ウ 自治会、職場単位等の集団避難を原則とし、統制ある避難誘導を行う。
- エ 病院、学校、駅その他多数人が利用する場所については、管理者等の誘導による避難を原則とする。ただし、火災の発生など危険が切迫しているときは、所要の部隊を派遣し、管理者等に協力して安全な場所へ誘導する。
- オ 避難先において、火災の発生や山（崖）崩れ等による二次災害の発生が予想される場合には、速やかに避難先を変更する。

(2) 避難誘導時の広報

避難誘導にあたっては、避難の理由、避難対象地域、避難経路、避難先、避難上の留意事項等について現場広報を行い、混乱等による事故を防止する。

(3) 避難誘導時の安全確保

避難誘導にあたっては、避難誘導にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者等の避難支援などの緊急支援を行う。

3 救出・救助

救出・救助は、被害の状況に応じて次により部隊を重点的に投入して行う。

(1) 措置要領

- ア 浸水地域及び被災した病院、学校、駅並びに山（崖）崩れによる家屋埋没箇所等、多数の負傷者が認められる場所を重点に行う。
- イ 救出した負傷者は、応急処置を施した後、消防、日赤等の救護機関に引継ぎ、病院等に受け入れる。
- ウ 救出活動にあたっては、見張り員の配置、装備資機材の活用に細心の注意を払うなど、二次

災害の防止措置を講じて行う。

(2) 装備資機材の活用

現有装備資機材を有効に活用するほか、重機保有業者等の協力を得て、迅速かつ効果的な救出活動を行う。

4 交通秩序の維持

本章第12節「交通確保、規制」を参照。

5 遺体の見分、検視

(1) 検視場所等の確保

検視は、市との協議及び関係施設管理者の協力を得て、検視場所、遺体安置場所を確保して行う。

(2) 関係機関の協力確保

検視は、島根県医師会、島根県歯科医師会、警察連絡協議会、市長その他関係機関の協力を得て行う。

(3) 身元不明死体の措置

身元不明死体は、見分後、事後の身元確認手続に備えて所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影する等の措置をとった後、当該死亡地を管轄する市長に所持金品と共に引き渡す。

6 行方不明者の調査及び迷い子等の保護

(1) 相談所の開設

必要に応じ、警察署、交番その他適切な場所に「行方不明者・迷い子相談所」を開設し、届出受理、相談等に対応できる体制を整える。

(2) 行方不明者の措置

ア 搜索願いを受理したときは、避難先、病院その他の関係先に必要な手配を行い、該当者の発見に努める。

イ 多数の行方不明事案が発生したときは、必要な搜索班を編成し、大規模な被害が発生した地域を重点的に搜索し、その発見に努める。

(3) 迷い子等の措置

ア 迷い子等を保護したときは、搜索願届との照合及び避難場所、病院その他の関係先に必要な手配を行い、保護者の発見に努める。

イ 保護した迷い子のうち、保護者等の引取人がない者及び保護者等が容易に判明しない者については、児童相談所、福祉事務所もしくは市に通告し、または引き継ぐ。

7 地域安全対策

(1) 各種パトロール等の実施

暴利取締り及び被災地、避難先その他警戒を要する施設等に対するパトロールを行い、住居侵入、窃盗等をはじめ各種犯罪の予防・検挙にあたる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取り締まりや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 地域安全情報の提供

住民の要望、苦情等を収集・分析し、災害情報、生活関連情報等の必要な情報を、広報紙等各種広報媒体を通じて広く住民に提供するとともに、流言飛語を防止する。

(3) 困りごと相談所の開設

必要により困りごと相談所を開設し、被災者の安否確認、困りごと等の各種相談に対処する。

8 援助要請

(1) 他の都道府県警察に対する援助要請

災害の規模が大きく、県内の警備力では対処できないときは、警察法第60条の規定に基づき、警察庁及び他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊及び資機材等の派遣を要請する。

(2) 関係機関に対する支援要請

災害警備上必要があるときは、自衛隊、警備業協会その他の関係機関・団体等に県災害対策本部を通じまたは直接支援要請等を行う。

9 惨事ストレス対策

警備活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第12節 交通確保、規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想されます。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想されます。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送のための交通を確保するとともに、道路を啓開（道路上の土砂、流木等の障害物を除去し、交通確保を図ること）し、破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件です。

災害後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ、緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置付け、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行います。

■主な実施担当 土木・建築班 ・ 総務班 ・ 産業班
■防災関係機関等 江津警察署 ・ 消防本部 ・ 浜田県土整備事務所
国土交通省浜田河川国道事務所 ・ その他防災関係機関

第1 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

交通規制の実施方法は、次表のとおりとする。

実 施 者	実 施 の 方 法
道路管理者	(1) 災害時の交通規制 道路、橋梁、アンダーパス等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、または発見通報により認知したときは、速やかに必要な規制を行う。 (2) 災害時における車両の移動等 道路管理者、港湾管理者または漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができる。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。
警察機関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。 (2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、または発見したとき若しくは通報により認知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。 (3) 緊急通行車両等の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両等の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、円滑な緊急通行を阻害している状況にあるときは、区域またはまたは道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、または緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域または道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。 (4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止または制限に係る区域または道路の区間において車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し

実 施 者	実 施 の 方 法
	必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
	(5) 緊急通行車両の通行を確保するための要請 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。
自衛官または消防吏員	自衛官または消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用または消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のイ、アの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安本部	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、交通の制限または禁止、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

2 道路管理者等と警察機関の相互連絡

道路管理者等と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者等にあつては警察機関へ、警察機関にあつては道路管理者等へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

3 う回路の設定

実施者は、道路の損壊または緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当なう回路を指定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。この際、緊急輸送ルート、道路啓開活動等との調整を図るため、道路管理者等と警察との緊密な連携をとること。

4 規制の標識等

市が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。

- ・災害対策基本法施行規則第5条（様式1 災害時における交通の規制に係る標示の様式等）
- ・道路交通法第4条（公安委員会の交通規制）

ただし、緊急な場合または標識を設置することが困難または不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。（災害対策基本法に基づく規制の標識は、様式1 参照）

5 規制の広報・周知

市は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、県（土木部道路維持課）、日本道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

6 規制の解除

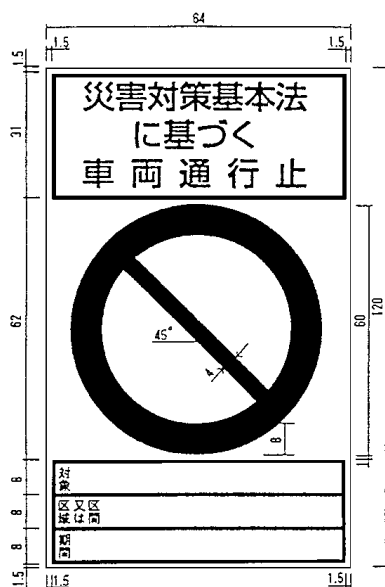
交通規制の解除は、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、県（土木部道路維持課）または日本道路交通情報センターに連絡する。

7 路上放置車両等に対する措置

- (1) 警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同法第76条の3第1項及び第2項の規定に基づき必要な措置を行う。
- (2) 自衛官または消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第3項または第4項の規定に基づく措置等をとったときは、直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知する(様式2)。
- (3) 島根県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、アの規定による指定もしくは命令をし、または当該措置に係る車両その他の物件を破損もしくは他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分することを要請することができる。
- (4) 道路管理者等は、道路における車両の通行が停止し、または著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。なお、この処分が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- (5) 路上放置車両等をより効率的に排除するため、道路管理者等との連携活動に配慮する。

【様式1 規制の標示(災害対策基本法施行規則別記様式第2)】

様式：災害用



様式：訓練用



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第2 緊急通行車両の確認等

1 緊急通行車両の確認申出

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車または自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号標を有しているものを除く。）を使用しようとする者は、知事（防災部防災危機管理課）、または公安委員会（警察本部交通規制課、警察署または交通検問所）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

(2) 確認証明書の申請対象車両

確認対象車両は、車両（第2編第1章第12節第3の1(1)「確認の対象とする車両」）とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県（防災部防災危機管理課）または所轄警察署は、緊急通行車両であることを確認したときは、確認標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

自衛隊の災害派遣車両は、白地に黒字で「災害派遣」と車両の前後に標示する。

(5) 標章・証明書等の保管

標章・証明書等は平素から防災危機管理課及び警察本部に保管しておき災害の発生が予想される場合にこれを関係機関に送付し当該業務に支障がないようにする。

2 規制対象除外車両の事前の届出

(1) 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外することとした車両を使用しようとする者は、公安委員会（警察本部交通規制課または所轄警察署）に、規制除外車両確認証明書の申請をする。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、緊急通行車両以外の車両であって、事前届出の対象とする車両（第1章第12節第4の2(1)「事前届出の対象とする車両」参照。）またはそれ以外に公安委員会が交通規制の対象から除外することとした車両とする。

(3) 規制除外車両確認証明書の交付

申請を受けた警察本部または所轄警察署は、規制除外車両であることを確認したときは、確認標章及び規制除外車両確認証明書を交付する。（標章及び証明書は、様式3及び様式5（第3関係）参照。）

(4) 標章及び証明書の交付

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

【様式2 措置等通知書(災害対策基本法第76条の3 第6項)】

(表)

措置命令 通知書
措 置

年 月 日

署 長 殿

災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用
する 第1項の規定により措置命令 を行ったので、同条第6項の
第2項目の規定により措置
規定により、下記の通り通知します。

所属 氏名 ㊞

1 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分			
2 場 所				
3 (命令・措置) を行った者	所属			
	氏名			
4	命令の 場合	命令を受けた者	住 所	
			氏 名	
	措置の 場合	措置に係る物件 の(占有者・所 有者、管理者)	番号標に表示 されてる番号	
			住 所	
		氏 名		
		番号標に表示 されてる番号		
5 (命令・措置) の内容				

(裏)

6 (命令・措置) を行った場所 の前後の状況	
7 備 考	

備考 1 5には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。
2 () 内については、該当するものを○で囲むこと。
3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。
4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。
用紙の大きさは、A4とする。

【様式3 標章(災害対策基本法施行規則別記様式第4)】

The sign is rectangular with a black border. Inside, the text '登録(車両)番号' (Registration Number) is at the top left, followed by a box for the number. In the center, the large characters '緊急' (Emergency) are displayed over a silhouette of a person. At the bottom left, '有効期限' (Valid Period) is written, followed by boxes for '年' (Year), '月' (Month), and '日' (Day). The sign is labeled with '15' on the left and '21' at the bottom.

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑、及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【様式4 緊急通行車両確認証明書(災害対策基本法施行規則別記様式第5)】

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印	
番号表に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

【様式5 (第3関係 島根県警察本部長例規通達第517号)】

第 号			年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書				
島根県公安委員会				
印				
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号				
車 両 の 用 途 (緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は 、 輸 送 人 員 又 は 品 名)				
使 用 者	住 所			
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長または警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長及び道路管理者に通報し、市長はその路線を管理する道路管理者またその地域を管轄する警察機関に通報する。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

- a できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
- b 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- c 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 区域または道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の

区間以外または道路外の場所へ移動すること。

イ 当該道路の区間以外または道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときには、その指示に従って車両を移動し、または駐車しなければならない。

第4 道路啓開

1 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

(1) 緊急啓開道路の情報収集

緊急啓開道路（緊急輸送道路）に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、市は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

(2) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携

中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、ヘリ、無人航空機等を活用した被災状況、市のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び防止の拡大、被災地の早期復旧その他災害応急対応など、施設・設備の応急復旧活動に関して県、市等が行う活動に対する支援を実施する。

救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊は、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用させ、当該派遣隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。

(3) 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

2 道路啓開作業の実施

(1) 啓開資機材等の確保

市は、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

また、必要に応じて国土交通省が所有する災害用機械の要請を行う。

(2) 啓開作業

道路啓開にあたっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。市及び各道路管理者等は所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。

なお、道路啓開にあたっては、以下の事項に留意する。

ア 道路啓開は原則として第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路（本章第13節「緊急輸送」参照。）の順で行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。

イ 警察、自衛隊、消防機関等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。

ウ 道路啓開に際しては、2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。

エ 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

オ 啓開作業時においては、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないように調達する。

- カ 道路啓開及び応急復旧にあたっては、公安委員会または警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- キ 道路啓開で発生した土砂・流木や災害廃棄物等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。
- ク 中国地方整備局は、被害を受けた道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努め、これらの情報をもとに啓開作業を実施する。
- ケ 西日本高速道路株式会社は、災害の規模その他の状況に応じ、速やかに啓開作業を実施する。

第5 湾港及び漁港啓開

1 緊急に啓開すべき港湾及び漁港の把握と優先順位の決定

輸送拠点に指定された港湾及び漁港の各管理者は、啓開が必要な港湾及び漁港について情報収集を行い、優先順位を決めて港湾及び漁港の啓開を実施する。

2 港湾及び漁港啓開作業の実施

市は県と連携して、港湾及び漁港並びに臨港道路の啓開を的確、迅速に行う。
啓開で発生した土砂・流木・災害廃棄物等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

3 航路等の障害物除去

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、障害物の除去等に努める。

第13節 緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要です。このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じます。

- 主な実施担当 産業班 ・ 総務班
■防災関係機関等 江津警察署 ・ 貨物自動車運送事業者 ・ その他防災関係機関

第1 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

緊急輸送の実施責任者は、次のとおりとする。

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	市長	(1)人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	(2)被害の拡大防止 (3)災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	輸 送 対 象
第1段階 警戒避難期	(1)救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2)消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3)政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4)後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5)緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 事態安定期	(1)上記第1段階の続行 (2)食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (3)傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 (4)輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 復旧期	(1)上記第2段階の続行 (2)災害復旧に必要な人員及び物資 (3)生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
自 動 車	(1)確保順位 ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ その他の自家用車両等 (2)貨物自動車運送事業者等の営業用車両 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。	協力先 ・ 県トラック協会 (電話 0852-21-4271) ・ 石見交通株式会社 (電話 0856-22-1100) ・ 一畑バス株式会社 (電話0852-20-5200)

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
鉄 道	道路の被害などによって自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合、それぞれの実施機関において直接応援要請する。	<人員輸送> ・西日本旅客鉄道株式会社 (電話 0859-32-8062) (夜 0859-35-0255) ・一畑電車株式会社 (電話0853-62-3383) <物資輸送> ・日本貨物鉄道株式会社 (電話0859-22-5487) (夜 0859-22-5487)
船 舶 等	(1) 県有船舶の活用 海上輸送を必要とするときは、県はできるかぎり県有船舶の活用を図る。また、必要に応じて漁船の活用について関係漁業共同組合に対し、県が要請する。 (2) 民間船舶等の活用 県は、陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、中国運輸局に応援要請する。 (3) 海上保安本部所属の船舶の活用 市及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするときまたは(1)(2)による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し県(防災部防災危機管理課 電話 0852-22-5885)に巡視船艇による輸送を要請するものとし、県は直ちに海上保安本部に出動を要請する。 (4) 自衛隊所属船舶の活用 (1)(2)(3)以外にさらに輸送手段として必要な場合、県は関係自衛隊に船舶の派遣を要請する。	・県 (教育庁・農林水部) ・隠岐汽船株式会社 (電話 08512-2-1122) ・中国運輸局 島根運輸支局 (電話 0852-21-4750) 島根県漁業共同組合連合会 (電話 0852-21-0001) ・第八管区海上保安本部 (電話 0773-76-4100) ・中国地方整備局境港湾 空港整備事務所 (電話0859-42-3145)
航 空 機	災害応急対策実施機関の長は、緊急に航空機による輸送が必要なときは、県(防災部防災危機管理課 電話 0852-22-5885)に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。	・第八管区海上保安本部 (電話 0773-76-4100)

2 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときには、次の事項を明示して要請する。

- ア 輸送を必要とする人員または物資の品名、数量(重量を含む。)
- イ 輸送を必要とする区間
- ウ 輸送の予定日時
- エ その他必要な事項

3 強制確保

ア 輸送命令等による方法

県は、災害輸送手段の確保が著しく困難になったときは、中国運輸局による災害時における自動車応援手配及び自動車運送業者に対する輸送命令等の緊急措置を要請する。

イ 従事命令等による方法

従事命令等による方法は、本章第1節「応急活動体制」を参照。

4 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは国土交通省の許可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求にあたっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

5 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

1 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路やう回路を選定し確保する。

この場合、特に路上放置車両について留意すること。（第2編第2章第12節「交通確保、規制」に示す措置を参照。）

なお、緊急輸送道路については、島根県地域防災計画（震災編）別添資料「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により次のように定められている。原則として風水害時にもこれらを準用する。

【「島根県地域防災計画」島根県緊急輸送道路ネットワーク計画における緊急輸送道路の定義】

区 分	緊急輸送道路の内容
第1次 緊急輸送道路	県内及び隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送ネットワークの骨格となる道路。東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、及び主要な一般国道を設定する。また、これらの路線と1次拠点を連絡する路線を設定する。
第2次 緊急輸送道路	県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路。 第1次緊急輸送道路と2次拠点を連絡する路線を設定する。また、第1次緊急輸送道路を補完する路線を設定する。
第3次 緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路と第3次拠点を連絡する路線を設定する。

2 輸送拠点等の確保

重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

【輸送拠点及び救援物資等の備蓄・集積拠点】

防災拠点の種類	施設名	区 分			摘要
		第1次	第2次	第3次	
空港					
	出雲縁結び空港	○			
	萩・石見空港	○			
ヘリポート					
	専用ヘリポート	県立中央病院屋上ヘリポート		○	
	場外離着陸場	江津中央公園多目的広場			○
		シビックセンター公園			○
		桜江小学校グラウンド			○
		江の川			○
港湾・漁港					
	重要/地方	江津港		○	
	その他の港湾・漁港	浜田漁港		○	
鉄道駅前広場					
	中心都市駅広場	J R 大田市駅広場			○
		J R 浜田駅広場			○
広域防災拠点（備蓄基地等）					
	食料等備蓄倉庫	広域防災拠点備蓄倉庫	○		
		浜田防災備蓄倉庫	○		
	市物資集積地	江津市民体育館		○	
		桜江総合センター		○	
道路空間を活用した防災拠点					
	インターチェンジ等	江津 I C		○	
		江津西 I C		○	
		浜田東 I C		○	
		浜田 I C		○	
		旭 I C		○	
		金城 P A		○	
		瑞穂 I C		○	
	道の駅	サンピコごうつ		○	
		ゆうひパーク浜田		○	
		インフォメーションセンター かわもと		○	
		瑞穂		○	

【自衛隊】

防災拠点の種類	施設名	区 分			摘要
		第1次	第2次	第3次	
自衛隊基地庁舎	陸上自衛隊出雲駐屯地		○		
	(航空自衛隊美保基地)		○		

【災害医療拠点】

【災害医療拠点】

防災拠点の種類	施設名	区 分			摘要
		第1次	第2次	第3次	
病院					
基幹災害拠点病院	島根県立中央病院	○			
地域災害拠点病院	済生会江津総合病院		○		
	島根大学医学部付属病院		○		
	大田市立病院		○		
	浜田医療センター		○		
	益田赤十字病院		○		
救急告示病院 (災害拠点病院除く)					
	出雲市民病院		○		
	出雲市立総合医療センター		○		
	出雲徳洲会病院		○		
	公立邑智病院		○		
	益田地域医療センター医師会病院		○		
その他 二次	医療法人仁寿会 加藤病院		○		
その他	島根県赤十字血液センター		○		

【災害応急対策・復旧拠点】

防災拠点の種類	施設名	区 分			摘要
		第1次	第2次	第3次	
県立都市公園	浜山公園		○		
	石見海浜公園		○		
	万葉公園		○		

【その他】

防災拠点の種類	施設名	区 分			摘要
		第1次	第2次	第3次	
発電所（中国電力）	島根原子力発電所		○		
	三隅発電所		○		

※[第1次] 第1次緊急輸送道路に接続する防災拠点
[第2次] 第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点
[第3次] 第3次緊急輸送道路に接続する防災拠点

3 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は、広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、各指定避難所までの輸送体制を開設するとともに、その周知徹底を図る。

市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

4 関係機関及び住民等への周知

災害時において実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を通じて周知する。

第14節 水 防

市内には未改修の河川等が存在する。風水害時においては、これらの地域や沿岸部の洪水、波浪、高潮等のため、水防活動を行う事態が予想されます。

このため、市及び消防本部等は、水防体制を確立し、消防団(兼任水防団)等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、「江津市水防計画」により、水防活動を実施します。

また、過去の水害時等履歴に関する事例、自然条件、水防施設の設備状況をもとに、重点的に水防活動を実施すべき地域をあらかじめ調査検討し、事前配備体制等を充実しておく必要があります。

■主な実施担当	土木・建築班	・	総務班
■防災関係機関等	国土交通省浜田河川国道事務所	・	浜田県土整備事務所
	江津警察署	・	消防本部
		・	その他防災関係機関

第1 水防体制の確立

市は、河川施設及び海岸施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を「江津市水防計画」に定めた方法により確立する。

第2 河川出水・浸水被害の拡大防止

各水防組織は、「江津市水防計画」に定めた方法により、気象等の特別警報、警報及び注意報や洪水予報、水防警報を受信・伝達するほか、水防情報システムで得られた雨量・河川水位等の諸観測値を監視し、住民に周知するとともに、関係機関に伝達する。

各水防組織は、重要水防区域及び危険な箇所や二次災害につながるおそれのある河川施設や、ため池等の監視、警戒を行い、洪水、氾濫危険の把握に努める。

特に、集中豪雨等による急激な出水、増水に迅速に対処するとともに、的確な避難指示等の実施に努める。

第3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

各水防組織は、河川出水・浸水被害に対応するため、以下の被害拡大防止措置を講じる。

1 河川施設の損壊等による浸水防止

河川出水等による浸水被害が生じる場合、またはそのおそれがある場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダム、ため池等の洪水調節等による流量調整を行う。

2 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂がはいるなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。

3 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係事業者を手配するなど早急に応急措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

4 その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

ア 出動・監視・警戒及び水防作業

- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き指示
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

第4 高潮被害の拡大防止

1 水防情報の受信・伝達

各水防組織は、「江津市水防計画」に定めた方法により、気象等の特別警報、警報及び注意報、台風情報、各種水防警報を受信・伝達するほか、水防情報システム等で得られた雨量・潮位等の諸観測値を監視し、住民に周知するとともに、関係機関に伝達する。

各水防組織は、水防情報に留意しつつ、海岸護岸施設の監視、警戒を行い、波浪、高潮等の兆候の把握に努める。特に、避難対策の実施に時間的余裕がある台風時の高潮発生に際して立ち後れが生じないように、的確な情報収集・伝達に努める。

2 海岸施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

各水防組織は、高潮による被害防止のため、以下の施設等被害の拡大防止措置を講じる。

(1) 海岸護岸の損壊等による浸水防止

波浪、高潮等による被害の発生、またはそのおそれがある場合、被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 海岸護岸の決壊等による被害拡大防止措置

海岸護岸の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた被害拡大防止措置を講ずる。

(3) 海岸護岸施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある海岸護岸施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

上記のほか、高潮災害の防止のため、以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き指示
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

第15節 土砂災害対策

風水害時において、土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握し、必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視・警戒活動を実施します。

■主な実施担当	土木・建築班	・	総務班	・	産業班
■防災関係機関等	国土交通省浜田河川国道事務所	・	浜田県土整備事務所		
	江津警察署	・	消防本部	・	西部農林水産振興センター
	その他防災関係機関				

第1 土砂災害防止体制の確立

気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表により土砂災害防止体制を早期に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

第2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

1 土砂災害発生前

地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合においては、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

2 土砂災害発生後

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等における斜面崩壊、土砂災害警戒区域（土石流）等における土石流及び土砂災害警戒区域（地すべり）等における地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、各公共施設等管理者においては、所管施設の被害の把握に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、降雨地の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

第3 土砂災害時による被害の拡大防止

1 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続き崖崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者、市は、土砂災害警戒区域等及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

2 警戒避難体制の確立

(1) 情報の指示・伝達

土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者に対し、早急に注意を喚起し、または警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

また、要配慮者が利用する施設で土砂災害警戒区域内にあるものについて、利用者が円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、市は土砂災害警戒情報等の伝達を行う。（対象となる施設

は資料編に示すとおり)

(2) 警戒区域の設定

土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家等の派遣による支援

必要に応じ、県と協力して警戒・監視活動を行い、アドバイザー制度^{※1}を活用するほか、砂防ボランティア^{※2}、山地防災ヘルパー^{※3} 島根県農村災害ボランティア^{※4}等の派遣や関係機関等に対し専門家の派遣要請を行う。

(4) 避難誘導

本章第7節「避難活動」を参照。

(注)

- ※1 アドバイザー制度：国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度。
- ※2 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、危険箇所を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。
- ※3 山地防災ヘルパー：平成18年に設立された島根県山地防災ヘルパー協議会に登録されているボランティアをいう。風水害時に山腹崩壊や地すべりなど治山の専門的知識を活用し、山地災害危険地区や防災施設を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。
- ※4 島根県農村災害ボランティア：平成17年に島根県における農地・農業用施設等の災害について、未然防止及び災害時の支援など、市町村の防災・災害活動に無償で協力することを目的として発足したものをいう。

第16節 ライフライン施設等の応急復旧

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設や道路、河川等公共施設及び鉄道、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあります。このため、このようなライフライン施設等の応急・復旧のための対策を迅速に実施します。

■主な実施担当	土木・建築班	・	上下水道班	・	総務班
■防災関係機関等	中国電力(株)	・	中国電力ネットワーク(株)	・	L P ガス事業者
	西日本電信電話(株)				

第1 災害情報の収集・伝達

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。そこで、関係各課・機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

第2 災害応急活動体制の確立

ライフライン施設災害が発生した場合、市、県、ライフライン施設管理者等は、相互連携の上一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報をもとに、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

第3 応急措置の実施

1 電気施設応急措置

災害により電気施設に被害があった場合、各管理者は、速やかに次のような応急措置を講じ、施設の機能を維持する。また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

(1) 中国電力(株)・中国電力ネットワーク(株)

被害状況により、応急送電・仮復旧の2体系に区分し、重要施設への緊急送電と被災者への生活用電力の早期供給を実施する。

ア 応急復旧

a 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

b 応急工事基準

災害時における具体的応急工事について、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧マニュアル」等の手順・工法に基づき、次の基準により実施する。

(a) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(b) 送電設備

ヘリコプター・車両等の機動力の活用並びに予備品・貯蔵品の活用により、迅速、確実な復旧措置を行う。

(c) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または、移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(d) 配電設備

ヘリコプター・車両等の機動力の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

(e) 通信設備

可搬型電源、衛星地上局（可搬型）、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

c 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

d 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、被害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

	復 旧 順 位
水力発電設備	・系統に影響の大きい発電所 ・当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ・早期に措置を講じないと復旧が一層困難になるおそれがある発電所 ・その他の発電所
火力発電設備	・所内電源を確保できる発電所 ・系統に影響の大きい発電所 ・地域供給変電所を有する発電所 ・その他の発電所
原子力発電設備	・所内電源を確保できる発電所 ・系統に影響の大きい発電所 ・地域供給変電所を有する発電所 ・その他の発電所
送電設備	・全回線送電不能の主要線路 ・全回線送電不能のその他の線路 ・一部回線送電不能の主要線路 ・一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	・主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 ・都市部に送配電する送電系統の中間変電所 ・重要施設に配電する配電用変電所 (この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	・病院、交通・通信報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給回線 ・その他の回線
通信設備	・給電指令回線、制御・監視及び保護回線 ・保安用回線

イ 拡大防止対策

a 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

b 災害時における広報

(a) 広報活動

災害発生が予測される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

(b) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、防災行政用無線、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(c) 復旧要員の広域運営

「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電協議会策定）に基づき、復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予測され、または発生したときは応援の要請を行う。

(d) 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、担当区域内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援隊を必要とする判断される場合は、自衛隊法に基づき知事に対して、自衛隊の派遣を要請する。

2 L P ガス施設応急復旧

市及び県LPガス協会は、LPガス販売業者に対し、次のことを指導し、または協力を受けて取り組む。

(1) 応急復旧

ア 被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

イ 二次災害の防止

- a 危険箇所（倒壊、焼失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収
- b 洪水等による流出容器（県内外）の被害状況の確認及び容器の回収
- c 指定避難所等の臨時的使用箇所で使用されるLPガスの安全使用

ウ LPガス設備の修復と早期安全供給の開始

LPガス販売業者は、LPガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

復旧は病院、指定避難所等を優先して行う。

エ 動員・応援体制

- a LPガス販売業者は、被害地のLPガス協会支部長に通報し、支部長は緊急体制を整える。
- b 県LPガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して応急復旧のための動員を要請する。

オ 電話相談窓口の開設（臨時）

県LPガス協会は、指定避難所等での応急的なLPガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

(2) 拡大防止対策

ア LPガス設備の安全点検の実施

LPガス販売業者、保安機関、容器検査所等が相互協力し、LPガス設備の安全点検を実施し、被害の拡大防止に努める。

特に、指定避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者の施設を最優先に点検を実施する。

イ 動員・応援体制

県LPガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。

ウ 広報活動

県LPガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バブルの閉止の確認等の二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

3 上水道施設応急措置

水道事業者は、迅速な応急復旧対策の実施に努める。

(1) 応急復旧

ア 給水の応急復旧

住民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。

イ 資機材等の調達

必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。

(2) 拡大防止対策

浄水場、配水池付近における斜面崩壊や主要な管路等の基幹施設が埋設されている道路崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊など各施設における危険度データを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。

また、関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの機関を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。

なお、被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されるため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について、周知する。

4 下水道施設応急措置

(1) 応急復旧

市は、被害状況を速やかに把握して、応急復旧体制を確立し、応急復旧に努める。

(2) 拡大防止対策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。

5 電気通信設備応急措置

【西日本電信電話株式会社 島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】

N T Tグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、島根県災害対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

(1) 防災組織

非常災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

(2) 応急措置と応急復旧

ア 応急措置

a 重要通信の確保

(a) 通信の利用制限

災害等により通信の疎通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

(b) 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない『災害時優先電話』

の承認を受けておく。

<災害時優先電話の指定機関>重要通信を確保する機関（契約約款に基づく具体例）

順位	対 象 機 関 名 簿	具 体 的 な 機 関 名
第1順位	気象機関	松江地方気象台
	水防機関	県庁・市役所・町村役場
	消防機関	消防本部・消防団
	防災関係機関	中国（総合通信局・財務局・森林管理署・経済産業局・地方整備局・運輸局等）・日本郵政公社中国支社・指定避難所
	災害救助機関	赤十字社県支部・県・医師会・救急指定病院・県看護協会
	警察機関	県警察本部・警察署・駐在所
	防衛機関	陸上自衛隊出雲駐屯地・海上自衛隊地方総監部・第八管区海上保安本部
	輸送の確保に直接関係のある機関	J R西日本(株)・空港・県・バス協会・県トラック協会等
	通信の確保に直接関係のある機関	(株)N T T ドコモ中国・(株)N T T コミュニケーションズ中国・K D D I (株)等
	電力の供給確保に直接関係のある機関	中国電力(株)・中国電力ネットワーク(株)
第2順位	ガス・水道供給に直接関係ある機関	水道課・市水道事業者・ガス事業者
	選挙管理機関	県・市選挙管理委員会
	預貯金業務を行う金融機関	日本銀行支店・都市銀行・郵貯・国庫
	新聞社・通信社・放送事業者	新聞社等・NHK等放送機関
	第1順位以外の国または地方公共団体	市の火葬場・港湾・下水処理場・し尿処理場・市場（中央・東部）・ゴミ焼却場
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

b 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び指定避難所等に特設公衆電話の設置に努める。

・臨時電話の設置

c 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

イ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

a 災害対策用機器の活用

b 災害用伝言サービスの運用

c 広報活動（拡大防止策）

d 広報車による広報活動を行う。

(a) 被災地域と被災模様

(b) 復旧のための措置と復旧見込み時期

e 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災無線等による放送を行政機関に依頼する。

【株式会社NTTドコモ中国支社島根支店】

災害時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における緊急通信確保のため応急復旧対策を迅速に進める。

また、被災設備の速やかな復旧に向け、復旧作業を迅速、円滑に行うための復旧対策の充実強化を図り、電気通信サービスの確保に努める。

(1) 応急復旧

ア 電気通信設備に被害が発生した場合は、以下の各項の応急措置を実施する。

a 通信の確保

災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限の通信ができるように措置する。

(a) 被災地の主要場所に携帯電話または衛星携帯電話の貸出しに努める。

(b) 県等の災害対策本部に対し、携帯電話の貸出しに努める。

b 回線の応急復旧

電気通信設備の被害に対処するため、移動基地局車等を使用し、回線の応急復旧作業を迅速に実施する。

c 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法に基づき規制を行い、利用を制限する。

d 非常通信の優先

災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく、非常通信として、他の通信に優先して取り扱う。

e 災害により保有資材及び災害対策機器では、応急復旧に支障をきたすときは関係機関に対し、応援要請または協力を求める。

イ 災害のため通信が途絶したとき、または通信の利用制限を行なったときは、トーク装置による案内、報道機関、窓口掲示及びパソコン通信等の多様な広報手段により、以下の各項について利用者に周知する。

a 通信途絶利用制限の内容と理由

b 通信の被害復旧に対してとられている措置

c 通信利用者に協力を要請する事項

d 被災設備、回線等の復旧状況及びそ通状況

e その他の事項

ウ 災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。

a 災害により被災した通信回線の復旧は、復旧順位により実施する。

b 移動基地局車及び移動電源車等の発動

c 被災状況の把握

被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため、直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。

d 通信の輻輳対策

通信回線の被災などにより通信が輻輳した場合は、臨時通信回線の設定及び対地別の規制等の措置をとる。

e 電気通信設備の監視強化及び巡視点検を行い、不具合の発見とその復旧に努める。

【KDDI株式会社】

(1) 防災組織

災害発生し、または発生するおそれがあり必要と認められるときには、社内に災害対策本部等を設置する。

災害対策本部は、被災地と協力して被害状況や通信疎通の情報収集と通信の確保、設備復旧など災害対策に関する指揮を行う。

(2) 応急復旧

災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設置、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに、関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。

【ソフトバンク株式会社】

(1) 防災組織

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとっており、状況に応じた対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

(2) 応急措置と応急復旧

ア 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

イ 応急復旧

α 移動電源車・移動無線基地局車による復旧

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源の確保に努める。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアの確保を推進する。

β 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況などをWEBサイトで情報公開に努める。

ウ 安否確認手段提供

災害時、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスによる県民の安否情報の伝達に努める。

エ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

第4 災害広報等の実施

1 基本的事項

災害が発生した場合には、市、県、消防本部等は、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への情報依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市及び県、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関などからの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

【問い合わせ先一覧】

種 別	機 関	連 絡 先
電 気	県（企業局）	0852-22-5673
	中国電力（株）島根支社	0852-27-1113
	中国電力ネットワーク（株）浜田ネットワークセンター	0120-312-815
ガ ス（L Pガス）	県L Pガス協会 各L Pガス販売事業者	0852-21-9716 各L Pガス販売事業者
水 道	県（企業局）	0852-22-5673
	県（薬事衛生課）	0852-22-5263
	市（水道課）	0855-52-2501
下水道	県（下水道推進課）	0852-22-5470
	市（下水道課）	0855-52-2501
電話（N T T）	N T T西日本島根支店 事業推進担当	0852-20-7534
	(株)N T T ドコモ中国支社島根支店 企画総務担当	0852-25-9501

第17節 要配慮者の安全確保

災害時には、要配慮者は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動を取りにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすいといえます。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となります。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携を取りながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進します。

■主な実施担当	総務班 ・ 教育班 ・ 産業班 土木・建築班 ・ 上下水道班 ・ 衛生班 ・ 保健福祉班
■防災関係機関等	江津警察署 ・ 消防本部 ・ その他防災関係機関

第1 要配慮者に対する対策

1 市が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていくことが重要である。

このため、市は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 市において把握している平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に要配慮者となったものに対する対策については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置をとる。
 - ア 地域住民等と協力して指定避難所等へ移送する。
 - イ 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供について発生1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発生後2～3日目から、すべての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2 高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策

市は、指定避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。

また、市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

- ア 被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。
- イ 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- ウ 指定避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。
- エ 指定避難所等において、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員の応援体制、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

- オ 指定避難所や高齢者、障がい者、難病患者等に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- カ 緊急入所には至らないが一般の指定避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- キ 福祉避難所の開設や、旅館やホテル等の借上げ等により、多様な避難場所の確保に努める。
- ク 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行うなど必要な物資の確保を図る。
- ケ 要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

第3 児童・ひとり親家庭等に係る対策

1 要保護児童の援護

(1) 市の要保護児童の把握等

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 指定避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、指定避難所の責任者等を通じ、市に対し通報がなされるような体制を確立する。

イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 市の要保護児童の援護等

市は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合は、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、実情に応じて母子父子寡婦福祉資金の貸付け等を迅速に行う。

2 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、防災行政用無線、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

3 ひとり親家庭等の支援

市は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

第4 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める（本章第7節「避難活動」参照）。

また、市（消防本部を含む。）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

市は、外国人に対して、「やさしい日本語」や外国語による多言語でのホームページ、メールマガジン、掲示板等の活用により、ライフライン等の復旧状況、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布、指定緊急避難場所及び指定避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報の提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、(公財)しまね国際センター等を介して通訳ボランティアの配置に努める。

第5 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

(1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する(本章第7節「避難活動」参照)。

(2) 市は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

また、援護の必要性の高い被災者を優先的に、施設機能を低下させない範囲内で被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

(3) 保育所等については、児童の安全を確保した後は、保護者等へ連絡をし、引渡場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

2 市及び県への応援要請等

(1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県(健康福祉部)、市に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。

(2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の社会福祉施設等の支援を行う。

3 市及び県の支援活動

(1) ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるように優先的な対応を各事業者へ要請する。

(2) ライフラインの復旧までの間、施設管理者は、各施設で備蓄している飲料水、食料、生活必需品等を入所者に配布するなどの対応をとる。

ただし、それらが不足する場合は、施設管理者の協力要請に基づき、市及び県が当該物資等を提供するなど必要な措置を講ずる。

(3) ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ情報提供などを実施し、マンパワーを確保する。

第18節 孤立地区対策

大規模な風水害時に土砂崩れ等で通信が途絶した場合、地区からの救助要請や被害状況の報告が不可能になるため、孤立が予想される地区に対しては、市から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、備蓄の状況、医療的援助が必要な要配慮者の有無の把握、被害状況の早期把握に努めます。

■主な実施担当 土木・建築班 ・ 総務班

第1 孤立実態の把握

1 孤立実態の把握

通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれが生じることから、市から連絡を取り住民の安否状況、要配慮者等の状況、必要な物資等を確認するとともに被害状況の把握を行う。

2 通信手段の確保

市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、消防無線、アマチュア無線のほか衛星携帯電話等を活用し、あらゆる方法による情報伝達手段の確保に努める。

また、必要に応じ職員の派遣、消防団や自主防災組織等人力による情報伝達も行う。

3 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達等バックアップ体制を整える。

第2 物資供給、救助の実施

1 救助の実施

災害発生時には人命の救助を最優先とした活動を行うこととし、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用し、迅速な救急・救助活動を実施する。

2 物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食料品をはじめとする燃料等生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

3 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。

第3 道路の応急対策

道路の被災情報を速やかに収集・関係機関で共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ啓開・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

大規模災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、市及び防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要があります。

そのため、市は、広域防災拠点の備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災住民に供給できるよう、関係各課と県、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施します。

また、物資の供給を円滑に進めるため、市は指定避難所等における物資の需要把握体制を確立し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めます。

＜食料＞

■主な実施担当	総務班 ・ 産業班
■防災関係機関等	中国四国農政局島根農政事務所 ・ 地区トラック協会 日本赤十字社島根県支部 ・ その他防災関係機関

＜飲料水等＞

■主な実施担当	上下水道班 ・ 保健福祉班 ・ 総務班
■防災関係機関等	県（防災部・健康福祉部・環境生活部）・ その他防災関係機関

＜生活必需品等＞

■主な実施担当	総務班 ・ 産業班 ・ 保健福祉班
■防災関係機関等	貨物自動車運送事業者 ・ 江津市社会福祉協議会 ・ 自衛隊 日本赤十字社島根県支部 ・ その他防災関係機関

第1 救援物資供給の留意点

1 発生時の人口分布と対策

物資の供給計画は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい業務地等については、個々の企業における備蓄などの対策の推進を促すことによって対応を図る。

2 季節や被害状況、時間の経過に応じた供給品目

災害発生時の季節やライフライン機能の被害の状況等を地域別に把握し、それらの状況に的確に対応した品目を供給することが重要である。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

3 地域特性と対策

地域の社会特性（人口、年齢構成等）や被害特性を考慮し、調達数量の設定及び品目の選定を行う。

また、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

4 被災者のニーズへの配慮

要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第2 食料の確保及び供給

災害時には、居住の浸水や焼失、ライフラインの途絶及び食料の販売機能等の一時的なまひ、混乱等により、食生活の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、住民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食料の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施する。

食料の確保及び供給の直接の実施は、市が行う。ただし、市において実施できないときは、県もしくは隣接市町等が応援または協力して実施する。

被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、各地域の備蓄食料等の相互応援を円滑に行うことが重要である。

また、市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

なお、要配慮者のニーズ等に配慮する。

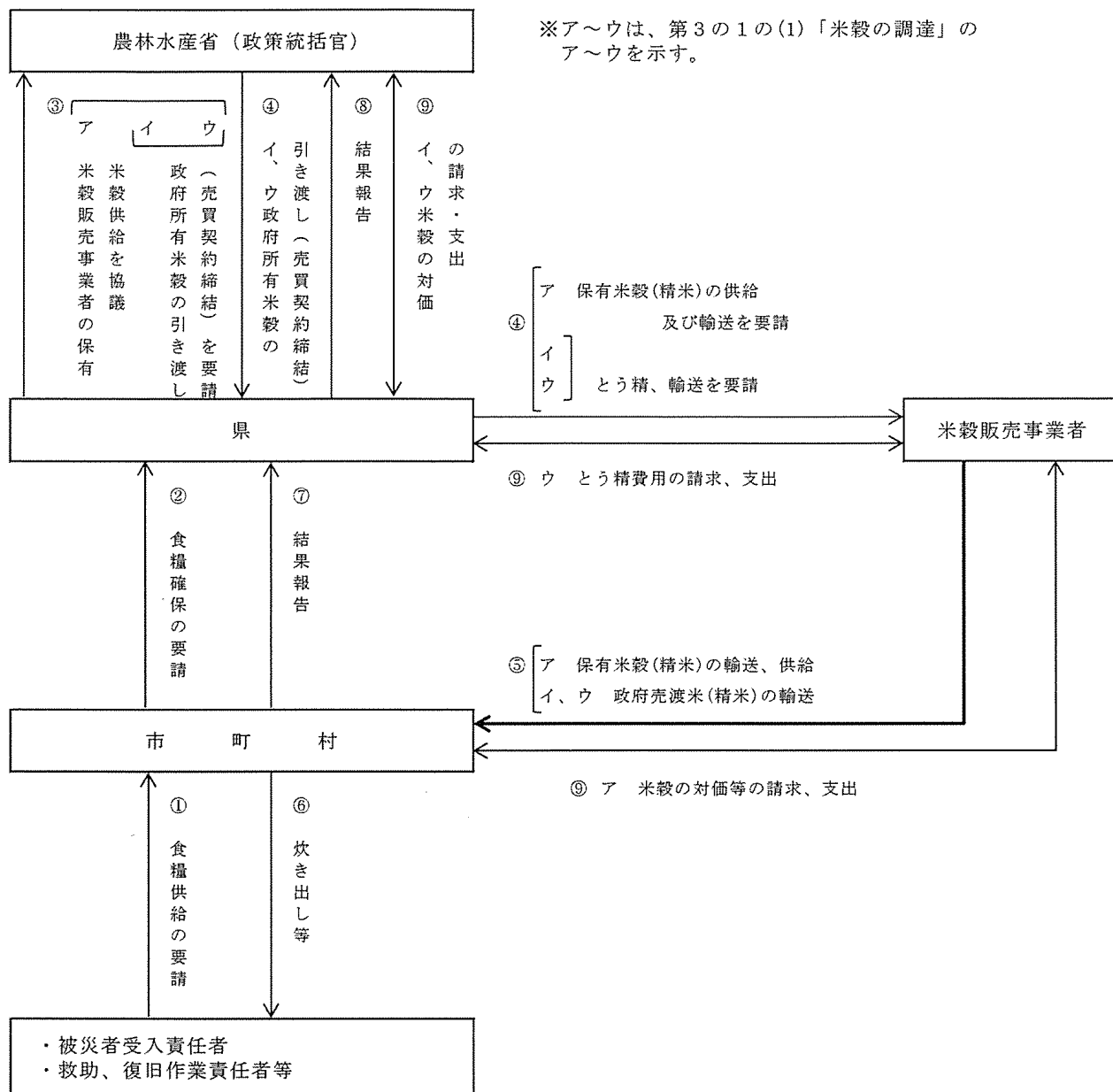
1 食料の調達

(1) 米穀の調達

ア 市は、食料の確保が必要な場合には県へ要請し、県は、食料の確保が必要であると認めた場合には、農林水産省（政策統括官付農産企画課）と協議の上、米穀販売事業者に対し、保有米穀の供給を要請する。また、県は、県の備蓄食料により広域的な見地から市の備蓄食料の補完を行って対応していくこととなっている。

イ 県は、米穀販売事業者の保有米穀で不足すると認めた場合は、以下の手順により農林水産省（政策統括官付貿易業務課）に対し、政府所有米穀の引渡し（売買契約締結）を要請することとなっている。

ウ 県は、災害救助法が適用された場合において、災害救助用米穀等として政府保有米穀の直接売渡しを受けることが適当であると認めた場合は、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）と協議の上、他県からの応援を求めるほか、政府所有米穀の直接購入を行い、市に対し米穀の供給を行う。



島根県地域防災計画（資料編）：市町村別小中学校給食施設、島根県製パン業者

(2) その他の食品等の調達

市は、被害の状況等から必要と認めたときは、供給する品目及び数量を決定して調達を実施する。

また、県は、要請があった場合または状況により市において確保が困難と認めた場合、必要な品目について県の備蓄食料等を放出または自ら調達を実施し、市に供給することとなっている。

なお、県のみでは調達が困難な場合には、市町村の協力を得るとともに、近隣県及び国（農林水産省）に対し、食料の供給を要請する。

○調達品目

ア 調理の必要のないもの（緊急用）

乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、漬物、牛乳、育児用調整粉乳（哺乳ビン含む。）等

イ 調理の必要なもの

米、乾燥米飯（アルファ化米）、即席麺、レトルト食品等

- ウ 調味料
食塩、味噌、醤油

2 食料の供給

(1) 供給対象者

- ア 指定避難所等に受け入れた者
- イ 住家に被害を受け、もしくは災害により現に炊事のできない者
- ウ 旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者
- エ 被災地において、救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

(2) 市における食料供給の手段・方法

- ア 被災者に対する食料の供給は、市があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- イ 被災者に対する食料の配分にあたっては、次の事項に留意する。
 - a 各指定避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
 - b 住民への事前周知等による公平な配分
 - c 要配慮者への優先配分
 - d 食料の衛生管理体制の確保
- ウ 炊き出し等の体制が整うまでは、市及び県の備蓄または調達する食料等（乾パン、即席めん、弁当類、パン、クラッカー、レトルト食品（おかゆを含む。）等）を支給する。
- エ 乳児に対する供給は、原則として粉ミルク及び調製粉乳とする。
- オ 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達体制についても整備する。
- カ 炊き出しは、指定避難所またはその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設を活用し、もしくは仮設の給食施設を設置し、自らまたは委託して行う。
- キ 炊き出し要員が不足するときは、県または日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
- ク 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料を調達し、供給する。
- ケ 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
- コ 市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときには、県に対し、炊き出し等についての協力を要請する。
- サ 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

(3) 給食基準

ア 配布基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。（本章第6節「災害救助法の適用」参照）

イ 市の対応

市は、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等についてあらかじめ定めておき、それらに基づき被災者に食品等の給与を実施する。

なお、一人あたりの供給数量については、次の基準を参考にする。

【1人あたりの供給数量】

品 目	基 準
米穀等	被災者(炊き出し) 1食あたり精米換算 200g 以内 応急供給 1人1日あたり精米 400g 以内 災害救助従事者 1食あたり精米換算 300g 以内
乾パン	1食あたり 1包(115g 入り)
食パン	1食あたり 185g 以内
調製粉乳	乳幼児1日あたり 200g 以内

3 食料の輸送

(1) 市及び県による輸送

ア 県は、広域防災拠点の備蓄食料を放出する場合、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画で指定された輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を經由して市が選定する集積地等へ輸送する。

イ 県が調達した食料について、市が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。

ウ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等からア、イにより難しい場合は、県は、市と協議の上適切な場所を定め卸売業者に輸送依頼し、または市に供給する食料について市長に対し引取りを指示する。

エ 市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市が行う。

オ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点で引き継ぎ、県が市の指定する集積地等に輸送することとする。

カ 県が輸送を実施する場合は、県有車両及び県地域振興部の確保した輸送手段（輸送力提供依頼等）により輸送を実施する。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

(3) 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

(4) 食料集積地の指定及び管理

ア 市は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設、公園広場等をあらかじめ食料の市集積地として選定し、同時に調達した食料の集配拠点とする。

なお、市は、県に対し選定した集積地を報告する。

イ 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

第3 飲料水等の供給

災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活用水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、指定避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、原則として市は、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

ただし、市において実施できないときは、協力要請に基づいて隣接市町が実施する。指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

1 給水の実施

市は、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て、給水活動を実施する。最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するときは、近隣市町または県に速やかに応援を要請する。

(1) 情報の収集

市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- ア 被災者や指定避難所の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 通水状況
- エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水活動

ア 給水の対象

災害のため飲料水が枯渇し、または汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

イ 給水方法の選択

給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。

ウ 水質の確認

災害により給水する水の汚染が想定される場合または遊休井戸等を活用する場合などは、直ちに水質検査により安全性を確認する。

なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

(3) 広 報

市は、給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政用無線等（戸別受信機を含む。）を用いてきめ細かく住民に広報する。

なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

(4) 給水基準

被災地における最低給水量は、1人1日 20 リットルを目安とするが状況に応じ給水量を増減する。（被災直後は、生命維持のための量（1人1日3リットル）とするなど。）

(5) 要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

【給水の方法】

給水方法	内 容
配水池・浄水場・調整池等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 指定避難所等への応急給水は、原則として市が実施するが、実施が困難な場合は、県に応援要請等を行う。 (2) 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出または製造業者等に提供を要請依頼することにより配給する。

(6) 応援要請

激甚災害等のため市だけで最低必要量の水を確保できない場合、あるいは給水資機材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、近隣市町または県、関係機関に速やかに応援を要請する。

(7) 医療機関、社会福祉施設等の対応

医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

2 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合、「飲料水の供給」は、次のとおり市が実施する。

(1) 対 象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

(2) 支出できる費用

ア 水の購入費

イ 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費

ウ 薬品及び資材費

(3) 期 間

災害発生の日から7日以内

第4 生活必需品等の供給

災害時には、住居の浸水や流出・倒壊等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となる。

また、一部では避難生活の長期化が予想され、特に気温の低下が予想されるときは、防寒具や布団等の早急な給与が必要となる。

このため、迅速にそれら生活必需品等を調達し、被災者に給与または貸与する。

生活必需品等物資の確保・輸送・配分計画及び各世帯に対する配分は市が行う。

ただし、市において確保等が困難なときは、県または関係機関等が協力して実施する。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

1 生活必需品等の確保

災害により生活必需品を失った被災者の保護のため、市及び日本赤十字社島根県支部は、避難所生活者等を対象にした毛布、肌着、暖房用品及び避難所生活の長期化に対応するための備蓄物資の放出または関係業界等からの調達により供給する。

- (1) 市は、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。

ア 被災者や指定避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況

- (2) 必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、あらかじめ定めておいた市の生活必需品等の給（貸）与のための備蓄・調達計画に基づき、備蓄物資の放出または関係業界等からの調達により確保する。

- (3) 状況により、市のみで対応が困難な場合には、隣接市町、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。

2 生活必需品等の給与

- (1) 配布基準

被災者に対する生活必需品の給（貸）与は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させる。

被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則の定めるところによる。（本章第6節「災害救助法の適用」参照。）

- (2) 市

ア 被災者への配分方法等については、あらかじめ定めてある配分計画等による。

イ 自力で生活必需品等を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、または被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。

ウ 激甚災害等のため市だけで実施困難な場合には、県、隣接市町及び関係機関へ応援要請する。

- (3) 日本赤十字社島根県支部

保管する救援物資を県支部配分基準に基づき、被災者に対して配布する。

- (4) 陸上自衛隊

緊急事態の場合、知事の要請に基づき、その保管し、管理する救援物資を被災者に貸与し、市や県による救助物資の給与または貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図る。

- (5) その他の防災機関

当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して市または県が実施する被災者の保護に協力する。

3 生活必需品等の輸送

- (1) 市及び県による輸送

本節第2「食料の確保及び供給」を参照。

- (2) 自衛隊への輸送要請

本節第2「食料の確保及び供給」を参照。

- (3) 輸送方法等

本節第2「食料の確保及び供給」を参照。

- (4) 物資集積地の指定及び管理

ア 災害が発生した場合、広域防災拠点を県の備蓄物資や調達した物資等の集積配給基地とする。

イ 市は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設、公園広場等をあらかじめ物資の市集積地として選定し、同時に調達した物資の集配拠点とする。

なお、市は、県に対し選定した集積地を報告する。

ウ 物資の集積を行う場合は、市は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

第20節 災害ボランティアの受入れ、支援

大規模災害時は、被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会等関係機関と連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援します。

■主な実施担当	保健福祉班
■防災関係機関等	日本赤十字社島根県支部 ・ 江津市社会福祉協議会

第1 災害ボランティアの受入れ、支援

1 災害救援ボランティアセンターの開設

市は、江津市社会福祉協議会等関係機関と連携し、災害ボランティアの活動拠点（以下、「災害救援ボランティアセンター」という。）を設置する。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。

特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

- ア 災害及び被災状況の情報収集
- イ ボランティアニーズの把握
- ウ ボランティアの受付、登録
- エ ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- オ ボランティアの派遣・撤収の指示
- カ ボランティア活動の企画・開発
- キ ボランティア活動の記録
- ク 災害救援ボランティアセンターの要員の維持、管理
- ケ 災害救援ボランティアセンターの運営に必要な資器材の調達
- コ 関係機関との連絡調整 など

2 被災地におけるボランティア支援

江津市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、行政機関等と連携を密にしながら、ボランティアの支援体制の確立に努める。

(1) 現地本部（災害救援ボランティアセンター）における対応

江津市社会福祉協議会は、市と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として、災害救援ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

(2) 被災地周辺における対応

被災規模が大きい場合には、市、社会福祉協議会等関係機関と県災害ボランティアセンターは連携し、災害ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、現地本部を支援する。

なお、他地域市町村社会福祉協議会等関係機関は災害ボランティアの活動に対して協力等に努める。

(3) 県による支援

- ア 県災害ボランティアセンターの設置
- イ 専門技術を有するボランティアの派遣

2 海外からの応援の受入れ

海外からの救援隊の派遣などの応援活動については、国が県の意向を踏まえて受入れを決定し、受入計画を作成する。

県は、国が作成した受入計画に基づき、海外からの支援を受け入れ、（公財）しまね国際センター等の協力を得て、活動が円滑にできるよう支援する。

第21節 文教対策

市及び学校管理者は、災害発生時に保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び教育施設において、乳幼児、児童生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の安全を確保し、身体の危険を防止するとともに、継続して教育活動の場を確保できるよう、それぞれの所管施設ごとに文教対策を実施します。

■主な実施担当 教育班 ・ 保健福祉班
■防災関係機関等 島根県教育庁 ・ 各学校 ・ 各保育所

第1 児童等の安全確保・施設被害状況確認

1 最優先課題

災害時には、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等など災害時に要配慮者となることが予想される子どもたちに対しては、避難の指示・避難誘導にあたって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

2 風水害発生時の対応

風水害時には、まず児童等の安全を確認するとともに、当面児童等がとるべき行動の指示を行う。休憩時間や放課後等にあつては、児童等にとるべき行動を指示するとともに、保育士・教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努めること。

3 児童等の保護者への引渡し

安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の住宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引渡場所の安全確認を行い、児童等を引き渡す。児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりする等のないよう、出席簿等の名表や事前に用意しておいた「引渡確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。

留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要があることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。

第2 応急対策の実施

1 災害時の対応

市は、必要に応じて所管する保育所・学校等と連絡を取り、気象情報・通学路の状況・公共交通機関の運行状況をもとに、臨時休校・下校措置などについて検討、災害についての情報提供、防災対策についての助言を行う。状況によっては、学校に避難を指示するとともに、防災関係機関に支援を要請する。

人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を取り、各学校に必要な応急対策を講ずる。

(1) 学校が被災し、または被災するおそれがあるときは、保育所長・校長は児童等、施設の状況に応じ、教職員、児童等に対し適切な緊急避難の指示を与える。保育所長・校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。なお、校長は人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。

- (2) 土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については立ち入りを禁止するなどの措置を取り、二次災害の防止に努める。
- (3) 保育所長・校長は防災気象情報、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等をもとに、可能な限り子育て支援課や教育委員会と連絡の上、必要に応じ臨時休校、下校措置等適切な措置をとる。
- (4) 保育所・学校に指定避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に可能な範囲で協力し、運営にあたる。例えば、必要に応じて学校防災本部内に指定避難所支援班を設置して業務にあたる。

第3 応急教育の実施

1 災害時の対応

市は、所管する保育所・学校等の児童等・教職員及び施設被害などに応じて、心のケアへの支援、保育所・学校に代わる施設のあっせんなどにより応急教育の実施を支援する。

子育て支援課及び教育委員会は、保育所・学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のために必要な情報収集及び伝達に万全を期する。

また、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。

- (1) 保育所長・校長は、児童等・職員等の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を子育て支援課・教育委員会と連携を取りながら決定する。同時に対応可能な教職員・関係機関・地域からの支援を得て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けて取組を行う。
- (2) 応急教育計画に基づき学校に受け入れるべき児童等は、学校に受け入れ指導する。教育活動の再開にあたっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点を置くようにする。
特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、心のケアについて十分に配慮することが重要であることから、児童・生徒を対象としたスクールカウンセラーを派遣することなど対策に努める。
- (3) 保育所・学校と子育て支援課・教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。教育委員会及び保護者との連絡は緊密にし、教材及び教科書の供与等に係る必要業務にあたる。
- (4) 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。
- (5) 指定避難所として保育所・学校施設を提供したため、長期間学校等が使用不可能の場合には、子育て支援課・教育委員会とも協議し他の学校や公共施設等の確保を図る。
- (6) 保育所長・校長は、災害の推移を把握し、子育て支援課・教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常時にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- (7) 学校教育活動の早期再開に向けて、PTAや地域の自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場を設定するなど努める。
- (8) 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、所轄の教育委員会とも連絡の上、手続は必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

第4 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

1 学用品の給与対象者及び給与時期

(1) 学用品の給与の対象

風水害により災害救助法が適用された場合、住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼または床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（特別支援学校の中学部生徒を含む。）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）であって市長により罹災者として確認された児童、生徒であること。

(2) 給与の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む。）については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

2 給与の実施

(1) 教科書、教材の給与

罹災児童生徒の調査は、学校設置者の協力を得て市長が行う。

学用品の調査報告は、市長から知事へ行う。

学用品の給与は市長が行うが、市長において調達困難などときには知事が調達を行う。

また、教科書については、県が市教育委員会・県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき教科書提供所から一括調達し、その配給の方途を講じる。

なお、教科書、教材が地域、学校によって異なる場合は、市長が学校長及び教育委員会または私立学校長の協力を得て、調達から配分までを行うこともある。

(2) 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、市が被害の実状に応じ現物をもって行う。

3 授業料等の減免措置

(1) 市

公立小・中学校においては被災により費用の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

(2) 県立学校

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講じる。

(3) 私立学校

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる者に対して、学校法人が減免した場合においては、当該学校法人理事長の申請に基づき補助を行う。

第5 文化財の保護

1 文化財の応急措置

国・県・市指定建造物を始め、国・県指定有形民俗文化財に指定された建造物、及び重要伝統的建造物群に選定されている建造物などは、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を進めていくことが必要である。

また、国・県指定史跡、名勝には、城跡、古墳、横穴、庭園など被災しやすいものがあるので、日常的な管理を徹底させるとともに、計画的な整備が必要である。

国・県指定天然記念物には、風化、浸食作用によって形成された断崖、海岸、溪谷、河川等災害に弱いものが多いばかりでなく、周辺へ被害を及ぼす危険性のあるものもあるので、特に日常的な管理やパトロールを徹底させなければならない。

これらの文化財が被災した場合には、市教育委員会や文化財保護指導委員は県に対し、被害状況報告をするとともに、災害の拡大防止を図るために以下の応急措置を迅速に施し、本修理を待つ。

ア 被害が小さいときは、所有者や被災地の市教育委員会と連絡をとりあって、応急修理を施す。

イ 被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぐために、覆屋などを設ける。

ウ 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、現状保存を図るようにする。

なお、美術工芸品の所有者、管理者の文化財の保管場所が損壊を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第22節 廃棄物等の処理

災害時に排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図ります。

■主な実施担当	土木・建築班	・	産業班	・	衛生班	・	総務班
■防災関係機関等	貨物自動車運送事業者	・	島根県環境生活部	・	江津市建設業協会		

第1 廃棄物処理

1 災害廃棄物の発生量

- (1) 災害廃棄物として排出されるごみとして、倒壊家屋、浸水家屋からの瓦礫類、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等が考えられる。
- (2) 風水害により発生する災害廃棄物については、発生量を的確に把握する必要がある。
- (3) 発生量を把握するため、市は事前にトラック等における瓦礫等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し、処理計画を勘案する必要がある。（積載量については、例えば「4 t 車両には、廃木材 6 m³、土砂類 3 m³、10 t 車両にはコンクリート塊 5 m³、土砂類 7 m³の積載とする」）

2 応援体制の確保

災害時における環境保全の必要性等を考慮し、他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

3 処理対策

- (1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物
被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗の大きい廃棄物が収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬ができるようにその収集運搬体制の確立を図る。
- (2) 災害廃棄物の仮置き
ア 風水害により発生する廃棄物は、大量の瓦礫類、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等であるが、一時期の最終処分場への大量搬送は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。
イ 災害廃棄物の収集にあたっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。
ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また災害廃棄物以外の物（土砂等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。
エ 仮置場の選定にあたっては、以下の基準とする。
 - a 環境衛生に支障が生じないこと。
 - b 搬入に便利なこと。
 - c 分別等適正処理の対応ができること。
- (3) 倒壊家屋からの災害廃棄物等
倒壊家屋、浸水家庭からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入する。
しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、市が処理を行う。
また、市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要

請を行う。

(4) 災害廃棄物の処分

ア 災害廃棄物については、原則として市の最終処分場で処理する。

イ 最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に市が県と協議の上、代替措置を講ずる。

第2 し尿処理

1 作業体制の確保

平常作業からの全面応援及び近隣市町からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度とし、また、処理場への搬入についても計画的処理を崩さないよう努力し、場合によっては近隣市町の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講じる。

また、被災地における防疫面から、被災し使用不能となった建物内の便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

なお、他の市町村の応援を得る場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

2 し尿処理量の推定

(1) 処理量を推定するにあたり、市は事前に市内における汲取便所の平均的総容量を把握しておくことが必要である。

(処理量＝被災家屋×総容量×定率)

(2) 風水害時において、指定避難所等に仮設トイレを設置した場合は、その処理量が加算される。

3 処理対策

(1) 倒壊家屋等

倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿について、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、その処理体制の確立を図る。

(2) 指定避難所等

指定避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合、防疫及び保健衛生対策上から、優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

(3) 水洗トイレ

水洗トイレを使用している世帯にあつては、使用水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておく。また、水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により民間のリース業者の協力を得て、共同の仮設便所を設ける等の対策を講ずる。

第3 応援協力体制の確保

市は、被災状況を勘案し、自己のみではその地区内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、近隣市町からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。

第4 廃棄物処理施設機能の復旧

市は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合、その被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。また、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は県と協議の上、期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動を行う。

第5 事業所の災害廃棄物処理

事業者の被災に伴って排出される廃棄物等は、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。

なお、排出事業者は、危険物・有害物の処理・取扱方法や、市が設置している最終処分場で合わせて処理する場合は、市と十分協議をすること。

第23節 防疫・保健衛生、環境衛生対策

災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図ります。

■主な実施担当	衛生班	・	保健福祉班		
■防災関係機関等	江津市医師会	・	医療関係機関	・	浜田保健所
	その他防災関係機関				

第1 防疫活動

1 防疫活動組織

市は、県の組織に準じ組織表を作成し、動員計画及び費用資材の確保計画を立て、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるようにする。

2 防疫活動内容

市は、県の指導を受け、消毒の実施及び鼠族昆虫駆除を行う。

第2 保健活動

被災地、特に指定避難所等において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、市、県は次のように被災者の健康管理を行う。

- ア 必要に応じて指定避難所に救護所を設ける。
- イ 保健師が指定避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行う。

第3 精神保健活動

1 D P A Tの編成

発生した災害の規模に応じ、迅速に被害者の精神的ケア（こころのケア）の対応を実施するため、D P A Tを組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

2 精神保健活動内容

- ア 被災者の支援
- イ 市、社会福祉施設等との連絡調整
- ウ 被災者の精神保健福祉相談

3 精神保健の対象者

- ア 被災住民全般
 - a 指定避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。
 - b 自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。
- イ 高齢者
- ウ 障がい者
- エ 児童
- オ 外国人
- カ その他（公務員、災害補助要員）

4 精神保健活動実施者

- ア 精神保健福祉相談員（保健所）
- イ 市、県の保健師（市、県、保健所）
- ウ 児童相談所職員

第4 動物愛護管理対策

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼育者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

また、市は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。

第24節 遺体対策

大規模災害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施します。

■主な実施担当	総務班	・	衛生班	・	保健福祉班		
■防災関係機関等	島根県健康福祉部	・	江津警察署	・	消防本部	・	医療機関
	その他島根県医師会						

第1 遺体の捜索

遺体及び行方不明者の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、市長が、警察署・消防機関及び自治会等の協力のもとに実施する。

第2 遺体の処理

1 遺体の搬送

警察官による検視及び検案を終えた遺体は、市長が知事に報告の上、遺体収容所に搬送し、収容する。

2 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

市長は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

市長は、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておく。

3 遺体の検視等

警察官が、各種の法令等に基づき医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等と密接に連携する。

第3 遺体の埋・火葬

1 広域的な火葬の実施

市は、広域的な火葬の実施が必要な際には県へ要請し、県は、これを支援する。

2 埋・火葬実施基準

身元が判明しない遺体の埋・火葬は、市長が実施する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の処理を遅滞なく進める。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に搬送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡す。

(2) 遺体の仮埋葬

ア 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合には、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。

- イ 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地または納骨堂に埋葬または納骨する。

第25節 住宅確保及び応急対策

住宅が浸水や土砂災害による流失、損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、または応急住宅の提供を行います。

なお、被災地域の範囲や被災建築物の種別、被害の程度及び災害救助法の適用の有無等によって、適切な応急対策を図ります。

また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮することとします。

■主な実施担当	土木・建築班	・	総務班
■防災関係機関等	浜田県土整備事務所	・	島根県総務部
	島根県土木部		島根県健康福祉部

第1 応急住宅の提供

1 方針

(1) 入居者の選定

ア 対象者

- a 住家が全壊、全焼または流失して生活できない状態となった世帯
- b 居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯
- c 自らの資力では住宅を確保することが出来ない世帯

イ 入居者の選定

入居者の選定は、市が行う。

(2) 必要住宅戸数の把握

市は、住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめる。

(3) 応急住宅提供の方針

公的住宅の空き家で提供可能なものを提供する。

なお、公的住宅の提供で足りない場合は、市は、応急仮設住宅を建設し、提供する。

(4) 応急仮設住宅建設の方針

ア 実施主体

- a 応急仮設住宅の建設は、市が行う。
- b 災害救助法が適用された場合は、市の要請に基づき県が建設し、提供する。

イ 建設用地の選定

敷地の選定に当たっては、できる限り集团的に建築できる場所とし、公共用地等から優先して市が選定する。また、応急仮設住宅の建設候補地には、自然災害の大規模化や多様化、設置期間の長期化を考慮した土地を選定する。

なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。

ウ 仮設住宅の構造・規模

- a 仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造、木造等とする。
- b 規模は入居世帯の人数に応じて定める。
- c 要配慮者に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

2 公的住宅の提供

(1) 必要住宅戸数等の把握

住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把

握する。

(2) 提供可能住宅戸数を把握

市は、提供可能住宅戸数を把握しておく。

(3) 県への援助要請

市の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(4) 入居者の決定

市が決定する。

県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合には、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

3 応急仮設住宅の建設

(1) 建設場所

建設予定場所は、原則として県または市有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

(2) 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その貸与期間は、原則として完成の日から 2 年以内とする。

(3) 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、型式を定める。

(4) 災害救助法の適用の場合

ア 県への要請

仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・形式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

イ 建設用地の選定

県と協議の上決定する。

4 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

(1) 応急仮設住宅における安心・安全の確保

(2) 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

(3) 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(4) 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受入れについて、建設や運営担当部局との調整を事前に行うとともに、飼養にあたってのルールづくりや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施する

第2 被災住宅の応急修理

1 方針

災害救助法を適用した場合、災害により、住宅が破損し、居住することができないもののうち、

特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。

住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合には対象とする。

2 実施内容

(1) 対象者

ア 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理を行うことができない世帯

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊、半焼した世帯

(2) 修理家屋の選定

市は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定する。

(3) 実施内容

応急修理は、居室、炊事場、便所等生活上欠かすことができない部分を対象とする。

なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

第3 住宅関係障害物除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」をいう。

市は、住宅関係障害物除去作業を災害救助法に則って行う。

第4 災害復旧用材の確保

建設資材は原則として請負業者が確保しまたは災害の状況によっては県において確保し公給する。なお、市において調達する場合には、森林組合その他関係者の協力により確保し公給する。

第5 民間賃貸住宅の紹介、斡旋

市は、民間賃貸住宅の紹介、斡旋について、被災者に周知を図る。

なお、被災者の早急な住宅確保のため、民間賃貸住宅の借上げ制度などの確立を図る。

第26節 農林漁業関係被害の拡大防止

風水害時には農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されます。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施します。

また、農林水産業は、自然環境や気象によって大きな影響を被りやすく、風水害・震災以外にも雪害、霜害、干害など多様な災害の発生が考えられるので、これらの各種災害に対しても考慮し、関係機関と連携して、的確な対応策を講じます。

■主な実施担当	産業班
■防災関係機関等	島根県農業協同組合
	西部農林水産振興センター
	(有)ふるさと支援センターめぐみ
	漁業協同組合 J F しまね浜田支所江津出張所 ・ 江川漁業協同組合
	江津市森林組合 ・ 邑智郡森林組合

第1 農作物、家畜対策

1 農作物対策

災害による農作物被害の拡大を防止するための応急対策として次の措置を講じる。

(1) 被害状況の把握

市は、農業協同組合等と相互に連携し、農作物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、支庁農林局、農林水産振興センターを通じ県農林水産部に報告する。

(2) 水稻改植用苗の確保

水害により、水稻の改植を必要とする場合が生じたときには、県に対して、改植用苗の補給等所要の措置を講ずるよう要請する。

(3) 病虫害防除対策

水害等により発災が予想される農作物の病虫害防除の対策は、次により実施する。

ア 防除の実施

市は、県の指示により、防除班等を組織して防除の実施にあたる。

イ 防除の指導

市は、特に必要があると認めたときは、関係職員によって防除指導組織を編成して、現地の特別指導を行う。

ウ 集団防除の実施

被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認められるときには、県に対して農林水産大臣への緊急防除（植物防疫法第4章）の申請を行うよう要請するとともに、関係機関の協力を得て一斉防除を実施する。

エ 農薬の確保

災害により緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、県に対して、全国農業協同組合連合会島根県本部及び農薬取扱業者に対し、手持農薬の被災地向け緊急供給を依頼するよう要請する。

オ 防除機具の確保

市は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施にあたり集中的に防除機具の使用ができるように努める。

(4) 凍霜害防除

市及び農業協同組合は、県から伝達される松江地方气象台から発表される霜に関する注意報を防災行政用無線等を利用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、平年の警戒期間は、4月上旬から5月中旬である。

(5) 技術的援助

「作物気象災害対策指針」及び「農業気象広報」等に基づき応急対策、事後対策の万全を期する。

2 家畜対策

災害時における家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 実施責任者

水害時において発生する家畜伝染病に対処するため、浸水地区の家畜及び畜舎等に対して、県は、市、関係農業協同組合及び家畜診療所等の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織（以下「診療等組織」という。）を編成し、次によって必要な措置を実施する。

災害により死亡した家畜の措置について、市長は家畜の飼育者に届出を行わせるとともに、死体の埋却または焼却等を行わせる。

(2) 家畜の診療

家畜の診療は必要に応じて行うが、平常時の方法によって実施することが不可能または不適當であると認めるときは、被災地域内に診療等組織を派遣させ、診療にあたらせる。

(3) 家畜の防疫

ア 畜舎の消毒等は、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき実施する。

イ 家畜伝染病予防上、緊急予防注射の必要があるときは、防疫に必要な人員を被災地へ派遣し、家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき実施する。

ウ 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣処理については、家畜伝染病予防法に定めるところにより実施する。

(4) 家畜の避難

水害による浸水時災害の発生が予想され、または発生したために家畜の避難を要するときは、飼育者において安全な場所に避難させる。

(5) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、県は、飼料業者等に対し、必要数量の確保、供給ができるよう指導するとともに、必要と認めたときには、政府需給調整飼料等の放出等を要請することになっている。

第2 林産物対策

1 被害状況の把握

市は、早期に山を巡視して造林地や治山、林道等施設の被害の状況を把握し、危険な場所については立入禁止措置をとり、応急処置をする。

2 災害対策技術指導

市は、県や森林組合の協力を得て苗木生産者、森林所有者に対し、苗畑の復旧、風雪害木等の安全な処理、森林の復旧対策等について技術指導を行う。

特に、被害木については、早期に処分し、病虫害等の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼令林木は、木起こしや根ぶみをして樹勢の回復を図るよう指導する。

3 風倒木の処理指導

市は、風倒木の円滑な搬出等について、県や森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

4 森林病虫害等の防除

市は、森林病虫害等を防除するため、県や森林組合の協力を得て森林所有者に対してその防除活動につき技術指導を行う。

5 凍霜害防除

凍霜害については、農作物に準ずる。

第3 水産関係対策

台風等により、漁業施設等に被害の発生が予想され、または実際に被害が発生した場合には、漁業協同組合及びその他の関係機関と迅速に情報交換を行い、応急対策の総合的な調整を図るとともに、連携して被害発生防止を指導または応急・復旧対策措置を講じる。

1 被害状況の把握

市は、水産事務所及び漁業協同組合と連携し、漁業施設等の被害状況を把握するとともに、被害情報を取りまとめ、水産事務所を通じて県農林水産部に報告する。

2 陸上施設の被災対策

市及び県、漁業協同組合等は、施設の被害状況に応じ、次のような措置を講ずる。

ア 荷さばき施設等の陸揚げ支援施設が被災した場合、陸揚げする他漁港との調整

イ 冷凍施設等の出荷支援施設が被災した場合、他漁港への移送等及び氷の移入等についての調整

ウ 給油、給水等の補給施設が被災した場合、他漁港等からの移入等についての調整等

第3章 風水害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興

災害復旧計画においては、災害発生により被災した施設の現状復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施します。

災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をよりよいものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進します。

■主な実施担当 総務班 ・ 土木・建築班 ・ 産業班 ・ 上下水道班
■防災関係機関等 浜田県土整備事務所 ・ その他防災関係機関

第1 災害復旧事業計画の作成

1 事業計画の作成方針の検討

- (1) 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、可能な限り迅速かつ円滑な現状復旧を目指すか、またはさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
- (2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、地方公共団体が主体的に取り組み、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図るため、協働して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を推進する。

2 支援体制

復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。
特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第2 災害復旧事業の実施

1 公共施設の復旧等

(1) 基本方針

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市その他の防災関係機関は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

イ 被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、改良復旧を検討する。

- ウ 風水害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- エ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。
- オ ライフライン交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- カ 被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。
- キ 建築物の復旧にあたっては、被災度区分判定を実施して当該建築物の取り壊しまたは補修・補強の必要性を判断する。
- ク 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- ケ 事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な分別、保管、収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。
また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

2 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
 - a 河川
 - b 海岸
 - c 砂防設備
 - d 林地荒廃防止施設
 - e 地すべり防止施設
 - f 急傾斜地崩壊防止施設
 - g 道路
 - h 港湾
 - i 漁港
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上・下水道災害復旧事業計画
- オ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- カ 公立学校施設災害復旧事業計画
- キ 公営住宅災害復旧事業計画
- ク 公立医療施設災害復旧事業計画
- ケ 公共建築物災害復旧事業計画
- コ その他の災害復旧事業計画

第3 復興計画の作成・推進

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。
- (2) 市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、県との連携、広域調整）を行う。
- (3) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害等により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (4) 県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。
- (5) 県は、特定大規模災害等からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。

2 防災まちづくり

- (1) 必要に応じ、市は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず、将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努力する。
- (2) 市は、防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難先としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- (3) 市は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (4) 市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者における種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対して提供する。
- (5) 市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (6) 市は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- (7) 被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の災害対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第2節 生活再建等支援対策の実施

風水害時に多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講じます。

■主な実施担当	総務班	・	教育班	・	産業班	・	土木・建築班
■防災関係機関等	県商工労働部	・	独立行政法人住宅金融支援機構	・	県社会福祉協議会	・	郵便局
	西日本電信電話㈱	・	その他防災関係機関				

第1 生活再建等支援対策の留意点

1 住民への情報の提供

災害により被害を受けた住民や事業者に対して、支援対策が広く周知されて、効果的に機能し、自立復興が進められるために正確でわかりやすい情報の提供が必要であり、予防時・被災時（応急対策）・復旧時を通じた広報活動や情報提供窓口を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、市と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 きめ細やかな支援

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネージメントの実施により見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

3 手続の簡素化・迅速化

災害により被害を受けた住民や事業者が支援対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくために、市等を通じてその手続の簡素化と決定・給付等の公正・迅速化に努める。

4 実施主体者の協力体制の確立

復旧対策の推進にあたり、行政（市・県等）として速やかな対応が必要となるが、地域によっては市あるいは県の関係部署だけでは災害後に十分な人員体制が確保できないことも想定されることから、県の部署間及び市町村間における人員等の協力が重要である。

また、民間団体等との連携についても十分配慮し、復旧・復興に向けた体制の組織化を早急に整備する。

5 恒久住宅への円滑な移行

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

第2 被災者の生活相談

風水害時の被災者や事業者の自立復興を支援し、その基盤となる当面の生活の安定のための支援として、被災者の生活相談等に関する対策を行うとともに、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

第3 被災者の被災状況の把握

1 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請など、各種の支援措置を迅速かつ的確に処理するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

2 被災者台帳の作成

(1) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4 雇用機会の確保（職業あっせん等の支援）

1 雇用対策の内容

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

県は、風水害により離職を余儀なくされた者の再就職促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等の実施について、島根労働局に要請することとなっている。

2 被災事業主に関する措置

(1) 労働保険料納付等の特別措置

災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対する概算保険料の延納の方法の特別措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予について、島根労働局に要請する。

(2) 雇用維持等地域事業主に対する雇用調整助成金制度の活用促進

厚生労働大臣が指定する地域（雇用維持等地域）の特例措置に基づき、被災による事業活動の縮小に伴う休業等の雇用調整を行い、雇用維持に努める当該地域事業主に対し、島根労働局と連携して、休業手当、賃金等の負担の一部を助成する雇用調整助成金制度の活用を図る。

第5 義援金、義援品の受付、配分

一般住民及び他の市町村から寄託された義援金及び義援品を効率的に被災者に配分するため、その受付・保管・配分等について相互に協力する。

1 義援金等の受付、配分

(1) 義援金及び見舞金の受付

市は、市に寄託された義援金及び市長あての見舞金を受け付ける。そのため、義援金の受付体

制を確立するとともに、義援金の受付に関する計画を樹立する。

(2) 義援金の配分

市は、県または日本赤十字社島根県支部から送付された義援金を被災者に速やかに配分する。
その際、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速な配分に努める。

2 義援品の受付、配分

(1) 義援品の受付

市は、義援品の受付に関する計画を立て、受付体制を確立する。

(2) 義援品の配分

市は、県または日本赤十字社島根県支部から送付された義援品を受け付けた場合、災害ボランティアほか地域関係団体等の協力を得て、速やかに指定避難所等において被災者に配分する。

第6 生活資金及び事業資金の融資

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して速やかに自立更生を促進するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び市の社会福祉協議会の協力を得て貸付限度額の範囲内において貸付けを行う。なお、この資金は対象世帯であってほかの資金制度により借り入れることが困難な場合に利用できるものである。

(2) 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し建設資金または補修資金の貸付けを行う。市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、被災者が速やかに災害復興資金の借入れを受けられるよう努める。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

風水害により被害を受けた母子家庭、寡婦及び父子家庭等に対して、必要に応じて資金の貸付けを行う。

2 被災中小企業への融資

県は、災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。市は、県の担当部局と調整の上、適宜、対象者に対しての指導・斡旋を行う。

ア 県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度を活用し、緊急融資等を行う。

イ 日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について関係機関に要請する。

ウ 設備貸与借主に対し、貸与料の償還免除（対象物が滅失したとき）、あるいは、償還期間の延長を行うよう（財）しまね産業振興財団に指示する。

エ 高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行う。

オ 金融機関及び信用保証協会に対し、貸付手続の迅速化、貸付条件の緩和等について特別配慮を要請する。

3 被災農林水産業関係者への融資

県は、災害により被害を受けた農林水産業者または団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金の融通等が迅速かつ円滑に行われるよう以下の措置を講ずる。市は、県の担当部局と調整の上、適宜、対象者に対しての指導・斡旋を行う。

- ア 天災融資法の適応に基づく天災資金の円滑な融資を図る。
- イ 農業経営資金及び漁業経営資金に係る災害等の資金の円滑な融資を図る。
- ウ 株式会社日本政策金融公庫資金の融資及び既貸付金の貸付条件緩和を関係機関に要請する。
- エ 農業近代化資金、農業改良資金、林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金、漁業近代化資金の既貸付金の償還猶予等を行う。
- オ 農業災害補償法等に基づく農業共済組合及び漁業災害補償法等に基づく J F 共済の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いが出来るよう要請する。
- カ 漁船損害等補償法等に基づく漁船保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期の保険金の支払いができるよう措置する。

第7 郵便等の支援措置

1 郵便関係

(1) 小包郵便物及び現金書留の料金の免除

天災その他非常の災害があった場合には、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体または日本赤十字社にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び現金書留の料金を免除することができる。

(2) 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、罹世帯あたり通常郵便はがき 5 枚以内及び郵便書簡 1 枚を交付する。

2 為替貯金関係

天災その他非常の災害があった場合において、その災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため、必要があるときは郵便局を指定し、かつ期間を定めて、郵便貯金に関し便宜の取扱いをすることができる。

3 簡易保険関係

取扱局を指定して、保険証書等提出種類の全部または一部ができない場合でも、保険金、貸付金等の支払い及び、保険料等の払込みの猶予を行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず郵便局長限りで取扱いができる。

4 災害寄附金の料金免除の取扱い

天災その他非常の災害があった場合には、総務省令で定めるところにより、地方公共団体、共同募金会、共同募金連合会その他公社の定める法人または団体の口座（当該法人または団体の申請により公社の指定するものに限る。）に対してする、当該災害の被災者に対してする当該災害の被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための払込み及び振替につき、その料金を免除することができる。

5 電報、電話関係

被害地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、西日本電信電話株式会社と連絡の上、料金の免除等の措置を実施する。

第8 税等の徴収猶予、減免

被災した住民や事業者の自立復興を支援するため以下の対策を行うとともに、広報等による情報提供や情報提供窓口の設置を検討する。

1 国税等の徴収猶予及び減免

市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長、税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 国民健康保険料の徴収猶予及び減免

保険者は、被災者が納付すべき国民健康保険料について、法令及び条例の規定に基づき、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、保険者の行う措置に対して、必要な指導、助言を行うこととなっている。

3 老人医療対象者に係る一部負担金の減免

市は、保健医療機関等で医療を受けた際に係る一部負担金について、被災者については、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、市が行う措置に対して、必要な指導、助言を行うこととなっている。

4 国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免

保険者は、被災者が保健医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、保険者が行う措置に対して、必要な指導、助言を行うこととなっている。

5 福祉施設の費用負担の減免

市は、福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者については法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第9 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神または身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

ア 災害弔慰金の支給

イ 災害障害見舞金の支給

ウ 災害援護資金の貸付け

第10 被災者生活再建支援法に基づく支援

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）に基づいて全国の都道府県が相互秩序の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより被災者を支援する制度が創設された。

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給するための措置を定め、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に支援を行い、市はこれに協力する。

1 対象災害及び被災世帯

(1) 対象災害

法の対象となる災害のうち、風水害関連の自然災害は、暴風、豪雨、洪水、高潮等の災害現象であり、人為的な原因により生ずる被害は含まれない。また、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊した自然災害である必要がある。

ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害。

イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害。

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害。

エ アまたはイの市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害。

オ ア～ウの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害。

カ アもしくはイの市町村を含む都道府県またはウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）または2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 被災世帯

県は、(1)の自然災害により、その居住する住宅が全壊する等生活基盤に著しい被害を受けたものに対して支援金を支給する。

ア その居住する住宅が全壊した世帯。

イ その居住する住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯。

ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が移住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯（大規模半壊）。

オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「中規模半壊」といい、イからエまでに掲げる世帯を除く。）

(3) 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、当該該当欄の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((2)アに該当)	解体 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)	中規模半壊 ((2)オに該当)

支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	—

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入 (注1)	補修 (注1)	賃貸 (公営住宅以外) (注1)
支給額 (注2)	200 万円～100 万円	100 万円～50 万円	50 万円～25 万円

(注1) 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建築・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円

(注2) 加算支援金の支給額は、被害程度により異なる。

2 支援金の支給

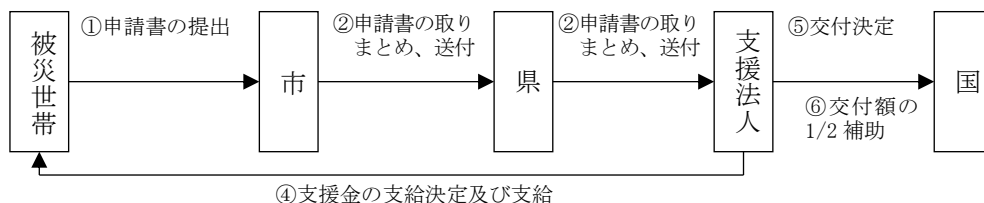
支援金の支給については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう、国、県、市等は良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施の徹底を図る。

支援金の支給事務の流れは、以下に図示するとおりである。

市は、被災住民が提出した申請書を取りまとめ（住家等の被害の程度の調査は市が行う。）、県に送付する。なお、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

県は、県の区域内において、被災市町村から送付された申請書を取りまとめ、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）に送付し、被災世帯の世帯主に対し自立した生活を開始するために必要な経費に充てるものとして支援金の支給を行う。なお、県は支援金の支給に関する事務を支援法人へ委託している。

図1 支給事務の流れ

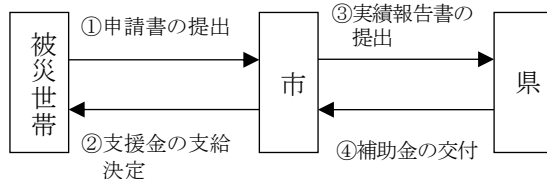


3 島根県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない世帯、または県独自の拡充支援として、「半壊」及び「一部破損」の住宅被害を受けた世帯に対し、市が支援金を支給する場合、県は「島根県被災者生活再建支援補助金要綱」に基づき、市に対し支援金に相当する額の2分の1を乗じて得た額を島根県被災者生活支援再建支援金として交付する。

(1) 支給事務の基本的な流れ 支給事務の基本的な流れは以下に図示するとおりである。

図2 支給事務の基本的流れ



(2) 支給内容及び支給額

支給額は、以下の2つの支給金の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害 程 度	全 壊 (1(2)アに該当)	解 体 (1(2)イに該当)	長期避難 (1(2)ウに該当)	大規模半壊 (1(2)エに該当)	中規模半壊 (1(2)エに該当)
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	—

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建 方 法	建設・購入 (注1)	補 修 (注1)	賃 貸 (公営住宅以外) (注1)
支給額 (注2)	200 万円～100 万円	100 万円	50 万円～25 万円

(注1) 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建築・購入（または補修）する場合は、合計で200(または100)万円

(注2) 加算支援金の支給額は、被害程度により異なる。また、被災した住宅の補修等に係る経費（以下「実費」という。）が上限額を下回る場合は、実費の範囲内とする。なお、被災者が被災者生活再建支援法に基づく支援を受けた場合、加算支援金から法に基づく支給額を差し引いた金額を上限額とする。

(3) 支給内容及び支給額（半壊及び準半壊）

支給額は、以下のとおりとなる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

住宅の被害 程 度	半 壊	準半壊
支給額 (注1)	100 万円	40 万円

(注1) 実費が上限額を下回る場合は、実費の範囲内とする。

第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の財政措置について定めています。

市に、大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要です。そこで、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めます。

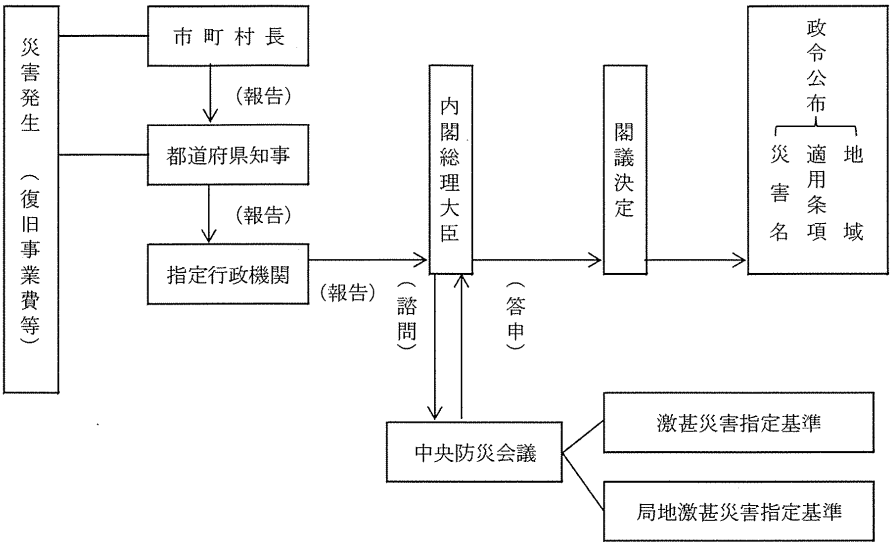
〔関係法令〕 ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条～第98条
イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

■主な実施担当 総務班 ・ 教育班
 産業班 ・ 土木・建築班
■防災関係機関等 県 ・ 指定公共機関 ・ 指定行政機関 ・ 浜田県土整備事務所

第1 激甚災害指定手続

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分考慮して、知事に査定事業費等を報告する。知事は、所定の指定行政機関を通じ、内閣総理大臣にこれを報告する。

報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断する。この場合、中央防災会議は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申することとなる。この手続を図示すると以下のとおりである。



（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

第2 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている(平成28年2月9日最新改正)。

適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額$\times$全国標準税収入$\times$0.5% B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額$\times$全国標準税収入$\times$0.2% かつ (1)一の都道府県の査定見込額$\times$当該都道府県の標準税収入$\times$25% …の県が1以上 または (2)県内市町村の査定見込総額$\times$県内全市町村の標準税収入$\times$5% …の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額$\times$全国農業所得推定額$\times$0.5% B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額$\times$全国農業所得推定額$\times$0.15% かつ (1)一の都道府県の査定見込額$\times$当該都道府県の農業所得推定額$\times$4% …の県が1以上 または (2)一の都道府県の査定見込額$\times$10億円…の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1)第5条の措置が適用される場合 または (2)農業被害見込額$\times$全国農業所得推定額$\times$1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込み額を超えかつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3)漁船等の被害見込額$\times$全国漁業所得推定額$\times$0.5% または (4)漁業被害見込額$\times$全国漁業所得推定額$\times$1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額$\times$全国農業所得推定額$\times$0.5% B 農業被害見込額$\times$全国農業所得推定額$\times$0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者$\times$当該都道府県の農業者$\times$3% …の県が1以上 ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	A 林業被害見込額$\times$全国生産林業所得推定額$\times$5% B 林業被害見込額$\times$全国生産林業所得推定額$\times$1.5% かつ (1)一の都道府県の林業被害見込額$\times$当該都道府県の生産林業所得推定額$\times$60%…の県が1以上 または (2)一の都道府県の林業被害農業者$\times$全国生産林業所得推定額$\times$1% …の県が1以上 ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額$\times$全国中小企業所得推定額$\times$0.2% B 中小企業関係被害額$\times$全国中小企業所得推定額$\times$0.06% かつ (1)一の都道府県の中小企業関係被害額$\times$当該都道府県の中小企業所得推定額$\times$2%…の県が1以上 または (2)一の都道府県の中小企業関係被害額$\times$1,400億円…の県が1以上 ただし、火災の場合または第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	

適用条項	適用措置	指定基準
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	
第19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
第22条	罹災者公営住宅建設当時業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数$\geq 4,000$戸 B (1) 被災地全域滅失戸数$\geq 2,000$戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥ 200戸または住宅戸数の1割以上 …の市町村が1以上 または (2) 被災地全域滅失戸数$\geq 1,200$戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥ 400戸または住宅戸数の2割以上 …の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）または第5条の措置が適用される場合。
第7条	開拓者等の施設の災害復旧に対する補助	災害に実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	競争利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

第3 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている（平成28年2月9日最新改正）

適用条項	適用措置	指定基準
第2章（第3条） （第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $> \text{当該市町村の標準税収入} \times 50\%$ （査定事業費が1千万円未満のものを除く。） (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 $\text{当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額} > \text{当該市町村の標準税収入} \times 20\%$

適用条項	適用措置	指定基準
		(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $\text{> 当該市町村の標準税収入} \times 20\%$ $+ (\text{当該市町村の標準税収入} - 50\text{億円}) \times 60\%$ ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額から見て①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。）
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	(2) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村の農地等の災害復旧事業に要する経費 $\text{> 当該市町村の農業所得推定額} \times 10\%$ （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額から見て①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。）
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(2) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村の農地等の災害復旧事業に要する経費 $\text{> 当該市町村の農業所得推定額} \times 10\%$ （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額から見て①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ当該市町村内の漁船等の被害額 $\text{> 当該市町村の漁業所得推定額} \times 10\%$（漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	(3) 当該市町村内の林業被害見込額（樹木にかかるもの） $\text{> 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）} \times 1.5$ （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。） かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 $\text{>} 300\text{ha}$ または (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積 $\text{> 当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）} \times 25\%$
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等	中小企業関係被害額 $\text{> 当該市町村の中小企業所得推定額} \times 10\%$ （被害額が1千万円のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）または第5条の措置が適用される場合。

なお、局地的激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査票により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

第4 特別財政援助等の申請手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

第5 激甚法に定める事業及び県関係部局

激甚法に定める事業及び県関係部局は次のとおりである。

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	農 林 水 産 部
	2 公共土木施設災害関連事業	土 木 部
	3 公立学校施設災害復旧事業	教 育 庁
	4 公営住宅施設災害復旧事業	土 木 部
	5 生活保護施設災害復旧事業	健 康 福 祉 部
	6 児童福祉施設災害復旧事業	
	7 老人福祉施設災害復旧事業	
	8 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害者福祉サービス（生活介護、自律訓練、就労移行支援または就労継続支援に限る）の事業の用に供する施設の災害復旧事業	
	10 婦人保護施設災害復旧事業	
第3条及び第19条	11 感染症予防事業	農 林 水 産 部 土 木 部
第3条及び第9条	12 感染症指定医療機関災害復旧事業	
第3条及び第10条	13 堆積土砂排除事業	農 林 水 産 部 土 木 部
第3条及び第10条	14 湛水排除事業	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業または当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	農 林 水 産 部
第5条及び第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農 林 水 産 部
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	農 林 水 産 部
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	商 工 労 働 部
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助	農 林 水 産 部 商 工 労 働 部
第11条の2	20 森林災害復旧事業	
第12条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	
第13条	22 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例	
第14条	23 事業協同組合等の施設の災害復旧事業	農 林 水 産 部 商 工 労 働 部
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	教 育 庁
第20条	26 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	総 務 部
第21条	27 水防資材費の補助の特例	健 康 福 祉 部
第22条	28 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	
第24条	29 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入	土 木 部
第25条	30 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	総 務 部 農 林 水 産 部 土 木 部 教 育 庁 商 工 労 働 部

第 3 編 事故災害対策計画

第1章 流出油等事故対策計画

第1節 災害予防

油や有害液体物質の流出事故による災害を未然に防ぐとともに災害発生時に効果的に対応できるよう、流出油等事故の覚知・評価、油等防除並びに回収油等の輸送・処理等の実施体制を整備しておくほか、環境・風評・補償対策等の被害回復対策に関し関係機関との間で合意形成を図るなどの基本的な対策を推進します。また、流出油等事故に関する防災訓練、防災知識の普及・啓発に努めます。

なお、この流出油等事故対策計画に定めのない事項については「第2編 風水害対策編」によるものとします。

■主な実施担当	総務班
■防災関係機関等	県 ・ 松江地方気象台 ・ 第八管区海上保安部 国土交通省浜田河川国道事務所

第1 油等防除実施体制の充実・強化

1 基本的事項

流出油等事故が発生した場合に、被害を最小限に止めるためには、初期の段階において必要な人員、船舶、防除資機材等有効な防除能力を組織的に先制集中する必要がある。このため、平常時から国、県、市をはじめ、港湾・河川・道路管理者、漁業関係者その他の関係者が、役割分担を明らかにして連携体制を構築しておくことが極めて重要である。

そこで、流出油等事故の覚知、初期評価、油等防除（除去）活動、回収油等の運搬・処理等の一連の防除措置について、関係者が一体となった防除体制の確立を図る。

2 覚知及び初期評価体制の充実強化

市は、県をはじめ、各関係機関が行う覚知及び初期評価活動が円滑に実施されるよう配慮し、協力する。

3 油等防除（除去）体制の充実強化

(1) 防災関係機関相互の連携体制の整備

海洋における流出事故発生時に、市、県、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、自衛隊、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷災害対策協議会等の機関相互の緊密な連携が確保されるよう、次に掲げる表を参考として、役割分担、要請手続、要請内容等についてあらかじめ協議し、事故発生時に迅速な対応ができるようにしておく。

(参考)

活 動 内 容	担 当 機 関
空中から流出油等の監視または回収先頭の誘導	県、県警察、第八管区海上保安部、中国地方整備局、航空自衛隊等
浮遊油等の回収	県、消防本部、第八管区海上保安部、中国地方整備局、海上自衛隊、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油災害対策協議会、一般財団法人海上災害防止センター、県漁業協同組合連合会
漂着油等の除去	県、県警察本部、市、消防本部、陸上自衛隊、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油災害対策協議会、中国地方整備局(管理)区域を持つ機関
作業者の安全・健康の保持の支援	県、県医師会、日本赤十字社島根県支部等
情報伝達の支援	西日本電信電話株式会社、中国総合通信局等

(2) 広域相互応援体制整備の充実強化対策

大規模な流出油等事故発生時には、一地域の防災機関では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、市は県と連携して、県内外の広域相互応援体制を整える。

(3) 防除資機材の整備

油等防除(除去)活動には、次の表に掲げるような多くの資機材が必要となる。そこで、市は、県をはじめ、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、山陰沖排出油等防除協議会及び漁業協同組合等と調整の上、流出油事故時にこれらを迅速かつ的確に確保するために、連携して必要な資機材の備蓄を推進する。特に、市及び県は沿岸への漂着油等の除去、回収が主な応急対策となることから、過去の流出油等事故時にニーズの高かった表中*印を付した品目の防除資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理、配分等の実施方法について関係機関間で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備していく。

資機材の種類	具体例
油等の拡散を防止するための資機材	オイルフェンス、オイルマット等*
油等を機械的に回収するための資機材	油回収船、油回収装置等
油等を物理的に回収するための資機材	油吸着剤、油ゲル化剤等
油等の分解を促すための資機材	油処理剤*
応急的・補助的に回収するための資機材	ひしゃく、たも、バケツ等*
回収した油等を一時貯留するための資機材	ドラム缶等*
漂着した油等の清掃のための資機材	高圧温水洗浄機、ふるい等
活動要員をサポートするための資機材	活動を記録するためのカメラ、マスク、作業着、手袋等
輸送用の資機材	船舶、車両等

(4) 地元住民、ボランティア等防除作業実施者の健康安全確保対策

県は、油等の除去にあたって、地元住民、ボランティア等防除作業実施者が健康かつ安全に活動できるよう、県医師会及び日本赤十字社島根県支部と協議の上、あらかじめ作業の危険性、着衣の配慮等を含む健康安全上の配慮事項について検討し、整理しておくこととなっている。

また、市は、災害発生時に作業現場への周知を円滑に図れるよう健康安全確保のための体制整備に努める。

第2 被害回復対策等の充実・強化

1 基本的事項

流出油等事故が発生した場合は、監視、除去、処理といった防除関係の直接的な作業に加え、自然環境への影響評価、風評対策、補償対策等広範な作業が並行して実施される。

そこで、より早期の段階から体制が確立され、これらの対策が円滑に実施されるよう、平常時から関係機関間で協議し、合意形成を図る。

2 環境対策の充実強化

市は、環境省等が実施する環境対策に関連する研修等への職員の参加について検討し、人材の育成に努める。

3 補償対策の充実強化

県は、油濁損害に対する補償制度に関する情報（補償制度の概要、請求先、請求手続、補償対象となる費用等）を収集し、整理の上、関係市町村、農業関係者、漁業関係者、商工観光業関係者等関係機関へ周知を図る。市は、県の指導にもとづき、関係機関等に保証制度に関する情報の周知を図る。

第3 防災訓練及び防災知識の普及・啓発

1 油等防除（除去）に係る訓練の実施

油等防除（除去）活動には、市、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、県、漁業共同組合、自衛隊等多数の機関が関係してくることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、油等防除（除去）に係る総合的な防災訓練（図上訓練を含む。）を定期的の実施する。

その際には、気象・海象条件、対応区域、排出油等の粘土等の事故想定を実態に即したものとし、より実践的な訓練となるよう留意する。

また、訓練後には十分な評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じその後の体制の改善を図る。

2 防災研修への参加の検討

流出油等事故発生時には、市及び消防機関の職員も防除作業に関わることとなるため、必要な知識等を修得しておく必要がある。

このため、一般財団法人海上災害防止センター等が実施する各種研修へ職員を参加させることについて検討し、人材の育成に努める。

第2節 災害応急対策

流出油等災害が発生した場合には、その影響範囲が複数の市町村の沿岸や河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなります。

そのため、市及び各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、災害応急活動体制を確立し、流出油等に対する効果的な応急対策を実施します。

■主な実施担当	総務班	・	土木・建築班
■防災関係機関等	第八管区海上保安本部	・	その他防災関係機関

第1 災害応急活動体制の確立

1 基本的事項

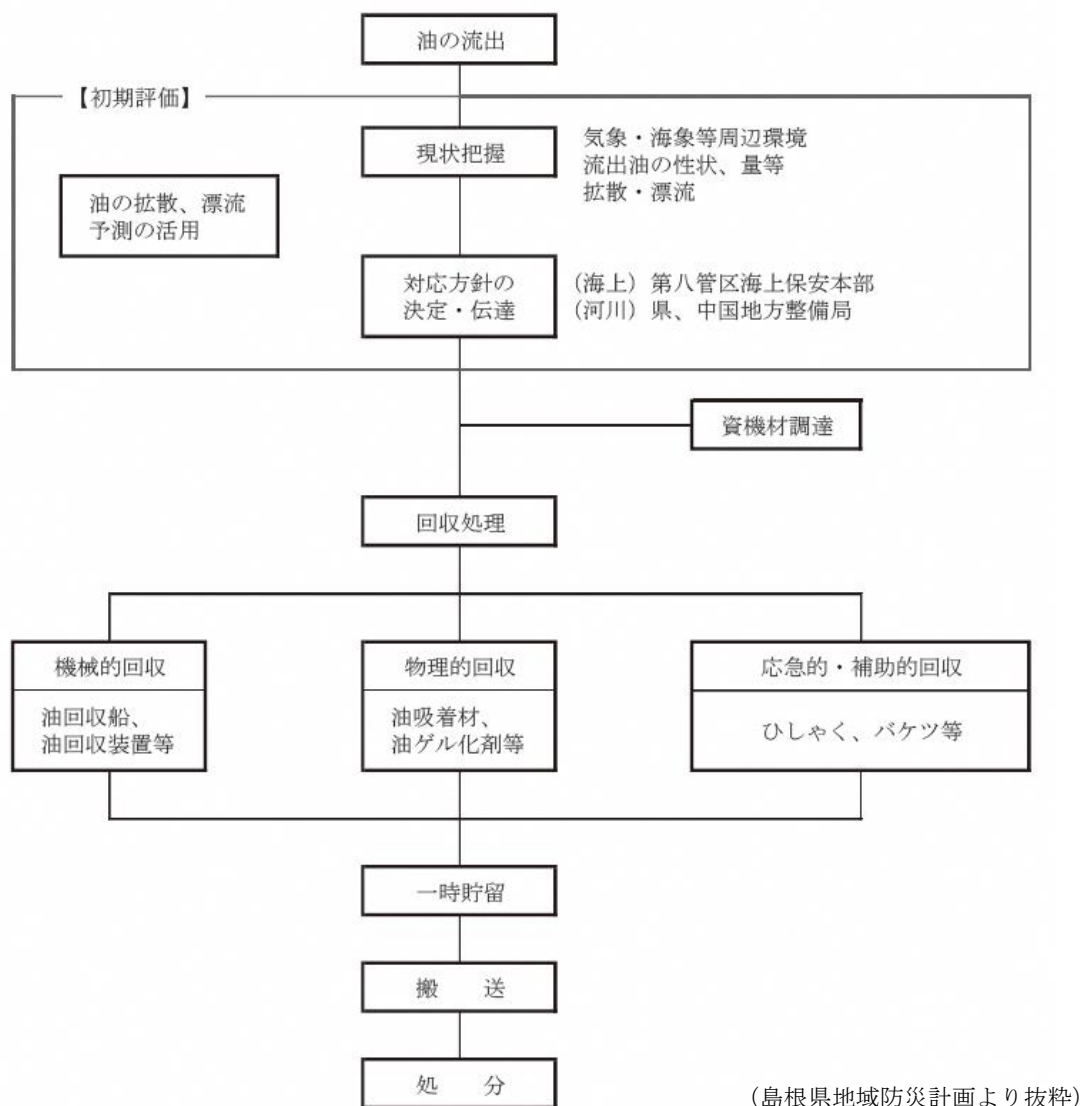
本計画の想定する流出油等災害が発生した場合、その影響範囲が複数の市町村の沿岸や河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。

したがって、市、県、第八管区海上保安部、中国地方整備局等の各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急処置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努める。

流出油等災害が発生したときの主な応急対策活動である「流出油回収」の基本的な流れを以下に図示する。

2 活動体制の確立

市は、流出油等事故が発生した場合または発生するおそれがある場合は、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、災害の状況に応じて、第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照して、職員の非常参集、情報連絡体制の確立及び災害対策本部設置に必要な配備体制をとる。



第2 災害情報の収集・伝達

1 基本的な考え方

(1) 趣 旨

流出油等事故への対応を効果的に実施するためには、流出油等の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、県その他の防災関係機関は、流出油等事故発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

(2) 留意点

ア 情報収集の支援

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。したがって、県現地災害対策本部からの支援はもとより、周辺の機関または県、市町村等から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。

イ 情報収集・伝達方法

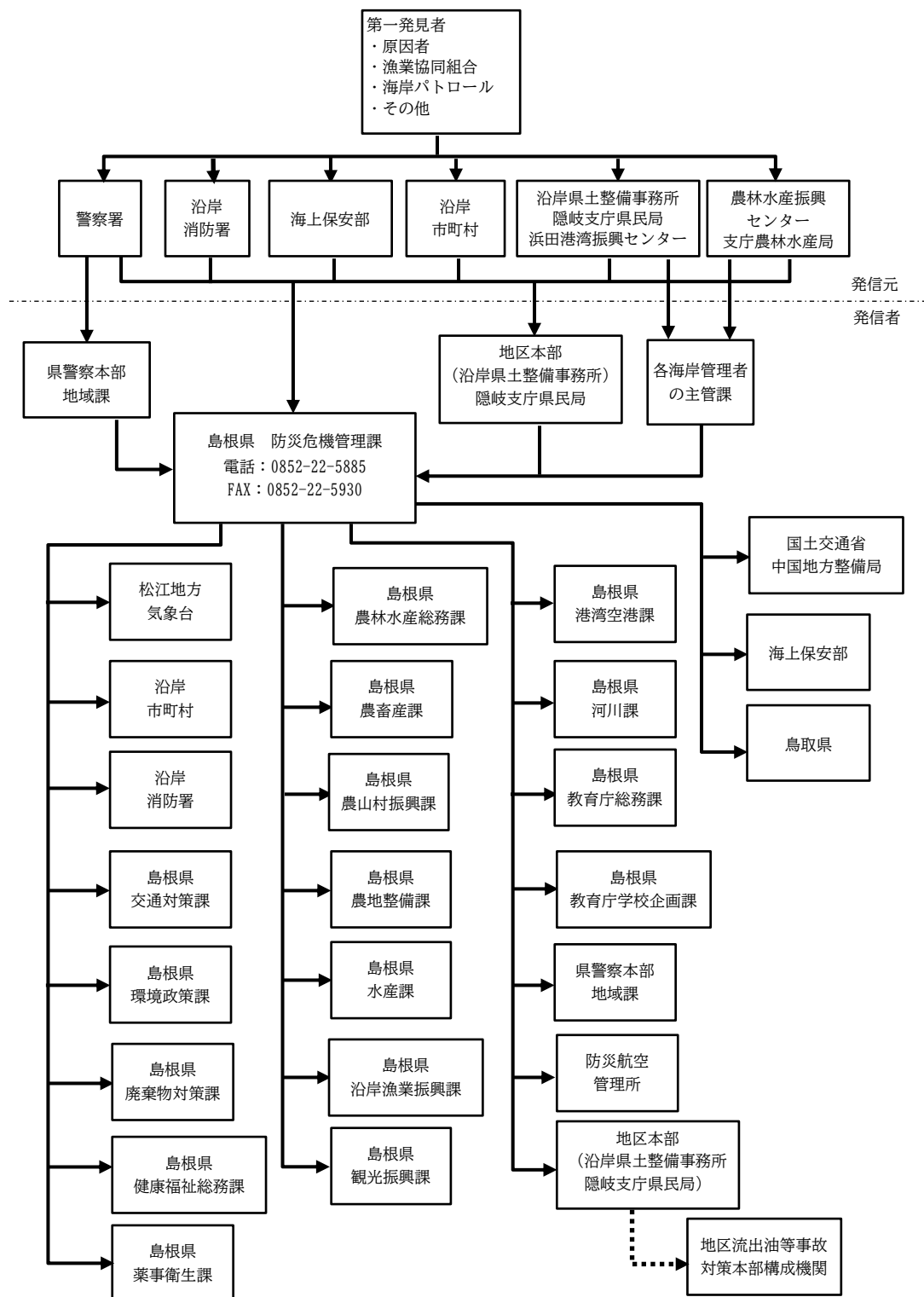
情報収集・伝達に際しては、第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」に示す方法を参照。

2 海洋における流出油等事故の場合

(1) 流出油事故情報の収集伝達系統

海洋における流出油事故情報の収集伝達系統図は、次のとおりである。

海洋における流出油等事故情報の収集伝達系統



- ※１ 第１発見者から通報を受けた各関係機関通報を受けた各関係機関から情報を入手した各機関は直ちに島根県防災部防災危機管理課へ連絡すること。
- ※２ 連絡ラインについては、以下のとおりとする。
- ▶ 必ず連絡するライン ………▶ 必要に応じて連絡
- ※３ 海上保安部は山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会へ必要に応じて連絡
- ※４ 島根県水産課は漁業協同組合ＪＦしまねへ連絡。

(2) 流出油等事故情報の収集・把握

防災関係機関は、相互に連携を図りながら、流出した油等の種類と性状、油等の流出量、流出油等の状況（瞬間流出、一定時間の流出または流出が止まっているかどうか。）、油等の風化の程度及び汚染域を把握するとともに、周辺の地勢及び気象海象状況についても把握する。

ア 県、警察本部

県、警察本部は、船艇、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。また、県は、流出油等事故に係る情報を早期に把握するため、海上保安部等の国の関係機関へ職員を派遣する等により、情報収集に努める。

イ 市

市は、海岸の巡視に努めるとともに、事故状況、被害状況等の情報収集に努める。

ウ 第八管区海上保安本部、自衛隊等の国の機関

第八管区海上保安本部、自衛隊等の国の機関は、船艇、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。

エ その他の防災関係機関

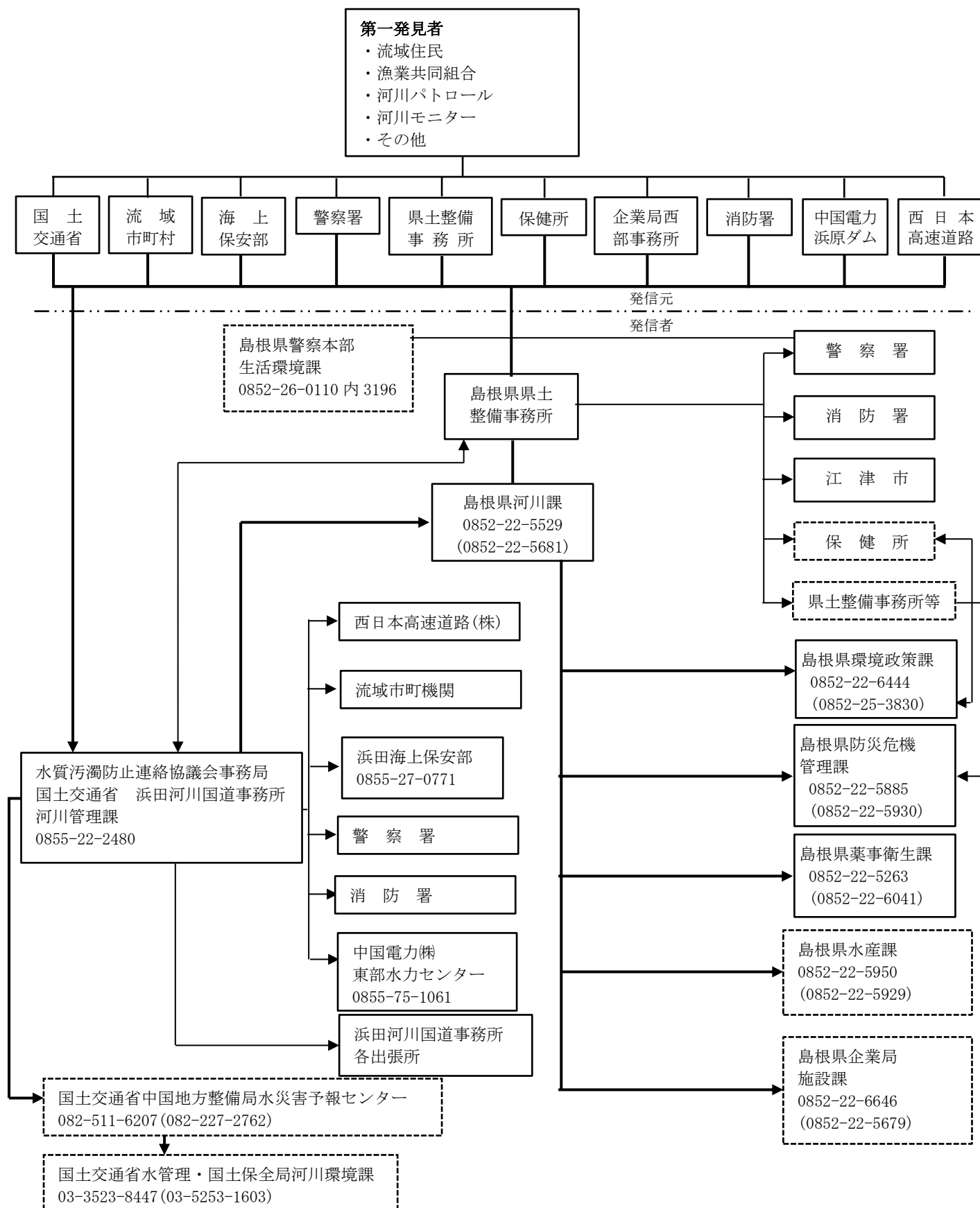
山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等災害対策協議会、一般財団法人海上災害防止センター、県漁業共同組合連合会等の関係機関は、必要に応じて情報収集にあたり、収集した情報を整理しておく。

3 河川、湖沼における流出油等事故の場合

(1) 流出油等事故情報の収集伝達系統

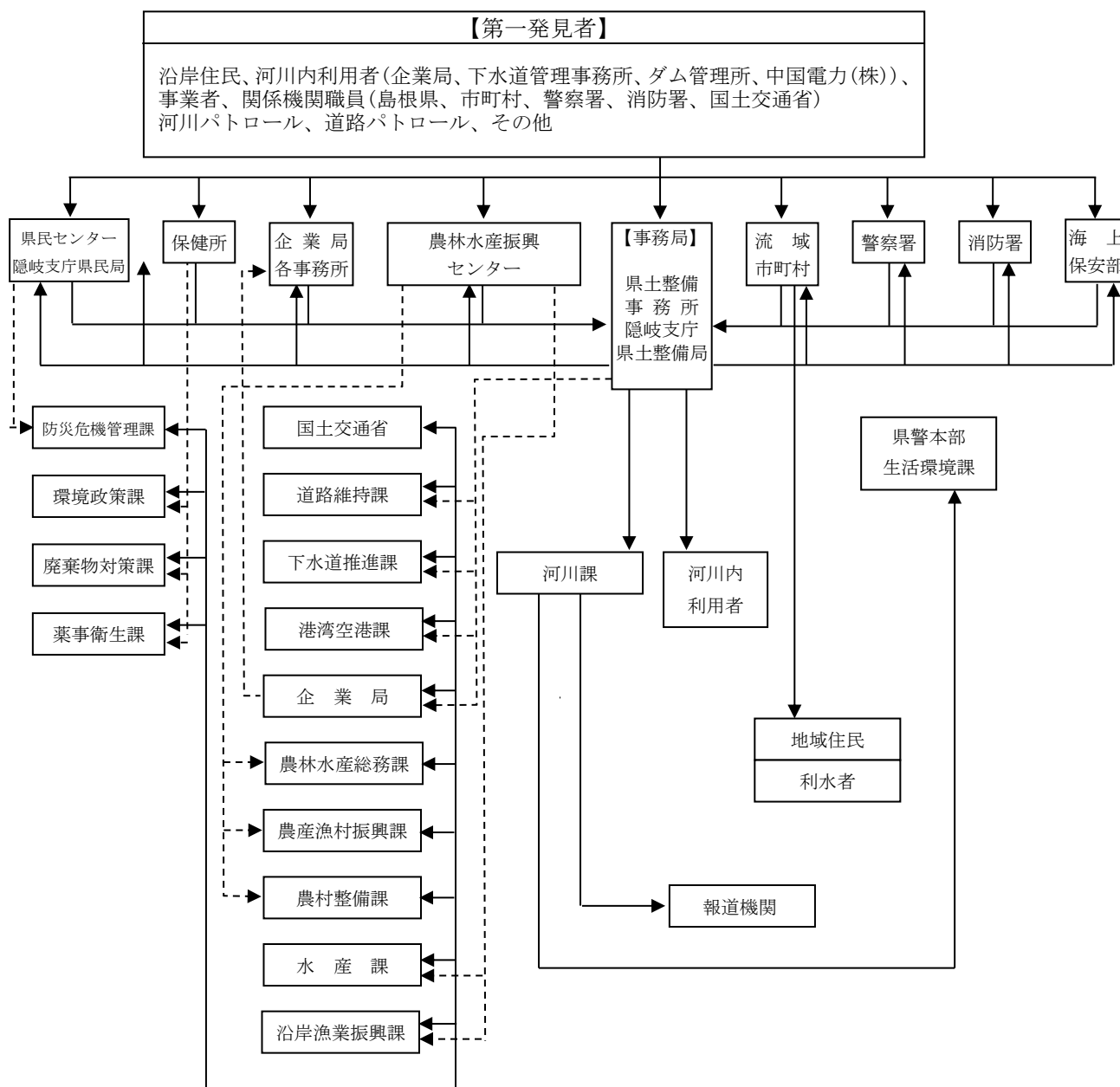
河川、湖沼における流出油等事故情報の収集伝達系統図は次のとおりである。（島根県地域防災計画より関係部分を抜粋）

河川、湖沼における流出油事故情報の収集伝達系統図
(江の川水系(下流)水質汚濁防止連絡協議会)



河川、湖沼における流出油等事故情報の収集伝達系統図

(島根県水質汚濁防止連絡協議会)



注 1: 第一発見者から通報を受けた各関係機関は、直ちに当該支部事務局である該当県土整備事務所または河川課に連絡すること。

注 2: 第一発見者から通報及び情報伝達を受けた各関係機関は、直ちにその旨を主管課に連絡すること。(破線のルート)

注 3: 各関係機関から、情報伝達を受けた主管課は、河川課からの情報伝達と照合し、疑義のある場合は河川課に連絡すること。

注 4: 企業局東・西部事務所への連絡ルートは下記のとおりとします。

①事故発生場所管轄支部→企業局参加支部→東・西部事務所

②事故発生場所管轄支部→河川課→企業局→東・西部事務所

(2) 流出油等事故情報の収集・把握

防災関係機関は、相互に連携を図りながら、流出した油等の種類と性状、油の流出量、流出油等の状況（瞬間流出、一定時間の流出または流出が止まっているのか。）、油等の風化の程度及び汚染域を把握するとともに、周辺の地勢及び気象海象状況についても把握する。

ア 県、警察本部

県、警察本部は、船艇、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。また、県は、流出油等事故に係る情報を早期に把握するため、海上保安部等の国の関係機関へ職員を派遣する等により、情報収集に努める。

イ 関係市町村

市は、河川、湖沼の巡視とともに、事故状況、被害状況等の情報収集に努める。

ウ 国の機関

中国地方整備局、海上保安部、自衛隊等の国の機関は、船舶、ヘリコプター、車両等により、収集を行う。

エ その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、必要に応じて情報収集にあたりとともに、収集した情報を整理しておく。

第3 流出油等に対する応急対策

1 基本的事項

被害を最小限に留め、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、第八管区海上保安本部、中国地方整備局を中心とする防災関係機関は、流出油等事故を覚知したときは、直ちに初期評価（流出油の現状把握、防除方針の決定及び伝達）を行い、流出油防除を迅速かつ的確に実施するための協力連携体制を確立し、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図る。

2 海洋における流出油等事故の場合

(1) 初期評価

流出油等事故の現状把握及び防除方針の決定は、第八管区海上保安本部及び県が行うこととなっている。市は、伝達された状況に従って必要な対応を行う。

(2) 流出油等の防除

ア 流出油等の回収活動等

a 回収方法

流出油等の防除作業にあたっては、第2で決定された防除方針を踏まえ、流出油等の種類、性状、経時変化の状況及び気象海象の状況に応じて、次に掲げる回収方法のうち最も効果的な方法により実施する。

(a) 機械的回収

油回収船、油回収装置等を使用して回収する。

(b) 物理的回収

油吸着材、油ゲル化剤、高粘度油回収ネット等を使用して回収する。

(c) 応急的、補助的回収

ひしゃく、バケツ、ガット船、バキューム車等を使用して回収する。

b 回収船及び防除資機材の確保

県は、県現地事務所、市町村等において必要な回収船、防除資機材に関する情報を把握し、第八管区海上保安本部、一般財団法人海上災害防止センター等と緊密な連携をとりながら、

石油連盟その他取扱業者からの調達、広域応援協定の活用等により迅速かつ的確に確保する。特に、一般財団法人海上災害防止センターは、流出油等の防除活動において指示・契約に基づく応急処置、技術指導、助言を担当する。

なお、調達にあたっては、防除資機材の集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送する。

また、県で調達可能な回収船、防除資機材に関する情報は、逐次県現地事務所、市等へ提供されることとなっている。

c 市の活動

市では、各連絡会議で決定された除去方針を踏まえ、管内の消防本部、警察署、漁業協同組合、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊等との共同で、おおむね次に掲げる活動を行う。

なお、防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は市の備蓄品または市内での調達で対応することとするが、不足するものについては県へ要請する。

(a) 沿岸の監視

(b) 沿岸での除去活動の実施

(c) 回収油等の一時集積場所への貯留

(d) 除去活動情報の収集及び県への伝達

イ 海上保安庁長官からの防除要請への対応

海上保安庁長官から市長に海域における防除要請があった場合には、市は必要な支援体制を整え、相互に連携を図りながら油等防除を実施する。

この場合において、第八管区海上保安本部は、流出油等の状況に関する情報をもとに回収範囲と役割分担の調整を図る。

ウ 医療救護活動

市は、市医師会、県及び県医師会、日本赤十字社島根県支部と連携を図りながら、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、除去作業者の安全・健康の保持を図るため、漁港、港湾等の防除活動の拠点において医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

エ ボランティア活動の支援

市は、流出油等事故発生直後から、県及びボランティア関係団体と連絡を密にし、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等のボランティアに関する情報収集に努めるとともに、その活動を支援するため、必要な対策を実施する。

オ 義援物資の募集、配分等

義援物資については、県が市から報告される活動情報等により被災地のニーズを集約し、必要があると認められるときは、一般に募集する。

その際は、県は集積地を決め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送し、配分する。

カ 活動状況等の情報の共有化

第八管区海上保安本部は、関係機関等との間で流出油等防除連絡会議を適宜開催し、事故情報、流出油等の漂流状況・回収状況、防除方針、それぞれの機関の活動状況等について情報交換を行い、これらの情報について共有化を図る。

また、県は、県関係地方機関を通じて関係市町村及び管轄（管理）区域を持つ防災関係機関から沿岸での活動情報を集約し、防災関係機関等へ迅速かつ的確に伝達する。伝達は、定期的に（伝達間隔についてはその都度定める。）、原則としてファックスで行う。

(3) 回収油等の運搬・処理

ア 回収油等の位地付け

海岸に漂着した油等を回収し、一時保管場所等に集積された廃油等については、一義的に船舶所有者等の原因者の排出した廃棄物として扱う。

なお、廃油等の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

イ 油等処理に関する情報の収集提供

県は、回収された油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、他県、関係業界団体の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な事業者及び回収した油等の処理施設、当該受入可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど必要な支援を実施する。

ウ 漂着油等の回収方法及び処理方法

海岸に漂着した油等の回収方法については、回収油等の性状によって処理の方法（焼却処理、管理型最終処分場における埋立処理等）が異なるため、専門家による指導あるいは助言を得て、効率面だけではなく、処理方法を考慮した上で、回収方法を決定する。

なお、漂着油等が付着した砂の重機による回収方法は、効率的ではあるが回収後の処分が困難となることに留意する必要がある。

エ 回収油等の保管方法

ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運搬方法及び産業廃棄物処理施設への搬出方法（車両輸送、鉄道輸送または船舶輸送）並びに近隣地域住民の生活環境保全上の観点から選定すること。

また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油等の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉すること。

なお、季節によっては気象条件等により集積保管場所から処分先への搬出が計画どおりに進まず時間を要する場合も考えられるため、十分な保管場所を確保する必要がある。

オ 再生利用の検討

回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものについては再生利用に努める。

(4) 環境対策

ア 環境対策の実施

初期評価の段階から水質・底質・水産資源・水鳥、植生等に関する総合的な環境対策検討委員会を設置し、事故の影響の実態把握、環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等の方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。

なお、環境対策の実施にあたっては各専門家による指導・助言等の活用を図る。

イ 健康調査の実施

油等の漂着直後は、油等の揮発性成分の異臭による健康への影響が考えられるため、住民、ボランティア等の防除活動従事者に対する健康調査を実施するとともに、大気調査を実施する。

ウ 県、国との連携

環境調査にあたっては、県、国（環境省、水産庁等）が実施する調査との連携を密に図る。

(5) 風評対策

ア 連絡会議の設置

市は、風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、流出油事故発生直後から漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

イ 風評対策の実施

流出油等風評対策連絡会議において決定された対策方針に基づき、関係機関が協力して迅速かつ的確に次に掲げるような風評対策活動を実施する。

- (a) 風評の発生予測（初期段階）
 - (b) 風評の実態把握
 - (c) 風評による観光、消費への影響調査
 - (d) 風評に対応するため客観資料の収集
 - (e) 風評による被害を被った中小企業・漁業者等に対する緊急融資
 - (f) 各種メディアを通じたキャンペーン活動等
- (6) 補償対策
- ア 関係機関における対応

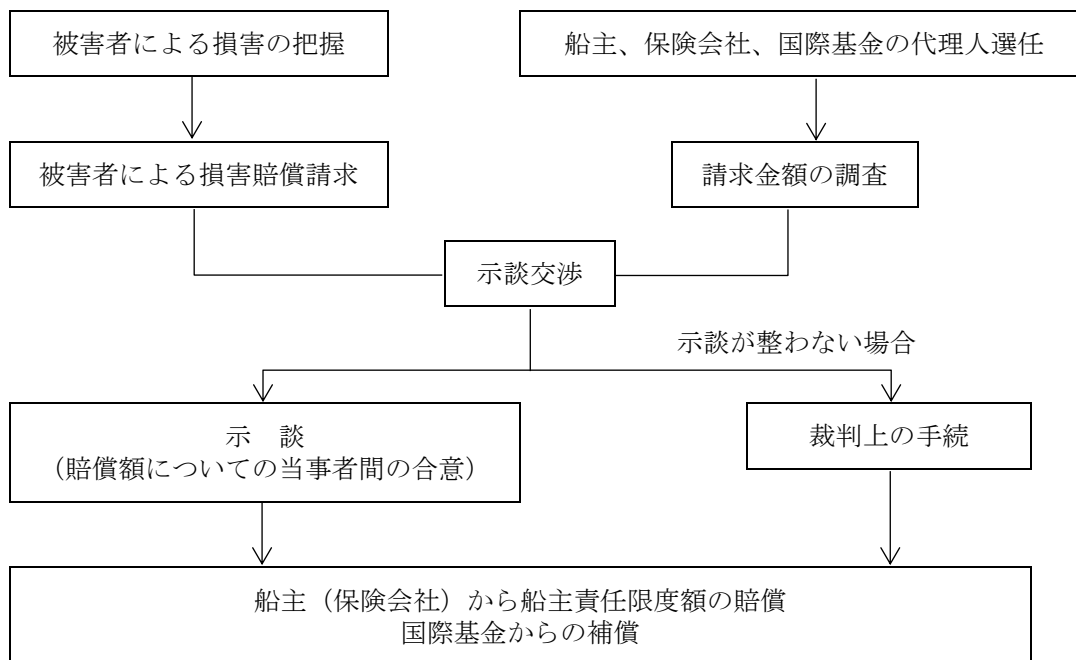
市、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、県、海事鑑定人、保険会社、国際油濁補償基金等補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。必要な場合には、県、海事鑑定人等に対し、説明会の開催を求める。

また、補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を行うよう努める。

イ 関係機関の連携

市、県、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。この場合において、必要と認めるときは、海事鑑定人、国際油濁補償基金代理人または委任弁護士の出席を求める。

<賠償等の手続の流れ>



（「油濁損害賠償Q&A」（国土交通省海事局）より作成）

(7) 災害広報の実施

ア 情報発信活動

a 各種情報の収集・整理

市は、防災関係機関との情報交換を密にし、流出油等対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不確かな情報が流れている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

b 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙を活用するほか、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市、県、指定行政機関、公共機関、関係事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

イ 関係者等からの問合せに対する対応

災害発生初期は、報道機関から取材等各種の問合せが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

3 河川、湖沼における流出油等事故の場合

(1) 初期評価

流出油等事故の現状把握及び防除方針の決定は、河川管理者が行うこととなっている。市は、伝達された状況に従って必要な対応を行う。

(2) 流出油等の防除

ア 流出油等の回収活動等

a 回収方法

流出油等の防除作業にあたっては、河川管理者において決定された防除方針を踏まえ、流出油等の種類、性状、経時変化の状況及び気象海象の状況に応じて、次に掲げる回収方法のうち最も効果的な方法により実施する。

(a) 機械的回収

油回収船、油回収装置等を使用して回収する。

(b) 物理的回収

油吸着材、油ゲル化剤、高粘度油回収ネット等を使用して回収する。

(c) 応急的、補助的回収

ひしゃく、バケツ、ガット船、バキューム車等を使用して回収する。

b 回収船及び防除資機材の確保

県は、県現地事務所(県国土整備事務所等)、市町村等において必要な回収船、防除資機材に関する情報を把握し、第八管区海上保安本部等と緊密な連携をとりながら、その他取扱業者からの調達、広域応援協定の活用等により迅速かつ的確に確保する。

なお、調達にあたっては、防除資機材の集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送する。

また、県で調達可能な回収船、防除資機材に関する情報は、逐次県現地事務所(県国土整備事務所等)、市等へ提供されることとなっている。

c 市の活動

市では、各連絡会議で決定された除去方針を踏まえ、管内の消防本部、警察署、漁業協同組合、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊等との共同で、おおむね次に掲げる活動を行う。

なお、防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は市の備蓄品または市内での調達で対応することとするが、不足するものについては県へ要請する。

- (a) 河川区域の監視
- (b) 河川区域での除去活動の実施
- (c) 回収油等の一時集積場所への貯留
- (d) 除去活動情報の収集及び県への伝達
- (e) 取水停止、給水車による給水等水道対策の実施

イ 医療救護活動

市は、市医師会、県及び県医師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部と連携を図りながら、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、除去作業者の安全・健康の保持を図るため、漁港、港湾等の防除活動の拠点において医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

ウ ボランティア活動の支援

市は、流出油等事故発生直後から、県及びボランティア関係団体と連絡を密にし、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等のボランティアに関する情報収集に努めるとともに、その活動を支援するため、必要な対策を実施する。

エ 義援物資の募集、配分等

義援物資については、県が市から報告される活動情報等により被災地のニーズを集約し、必要があると認められるときは、一般に募集する。

その際は、県は集積地を決め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送し、配分する。

(3) 回収油の運搬・処理

ア 回収油等の位地付け

河川敷または湖岸に漂着した油等を回収し、一時保管場所等に集積された廃油等については、一義的に船舶所有者または車両所有者等の事故原因者の排出した廃棄物として扱う。

なお、廃油等の収集運搬及び処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

イ 油等処理に関する情報の収集提供

県は、回収された油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、他県、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な事業者及び回収した油等の処理施設、当該受入可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど必要な支援を実施する。

ウ 漂着油等の回収方法及び処理方法

河川敷または湖岸に漂着した油の回収方法については、回収油の性状によって処理の方法(焼却処理、管理型最終処分場における埋立処理等)が異なるため、専門家による指導あるいは助言を得て、効率面だけではなく、処理方法を考慮した上で、回収方法を決定する。

なお、漂着油等が付着した砂の重機による回収方法は、効率的ではあるが回収後の処分が困難となることに留意する必要がある。

エ 回収油等の保管方法

ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運搬方法及び産業廃棄物処理施設への搬出方法(車両輸送、鉄道輸送または船舶輸送)並びに近隣地域住民の生活環境保全上の観点から選定すること。

また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油等の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉すること。

なお、季節によっては気象条件等により集積保管場所から処分先への搬出が計画どおりに進まず時間を要する場合も考えられるため、十分な保管場所を確保する必要がある。

オ 再生利用の検討

回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものについては再生利用に努める。

(4) 環境対策

ア 環境対策の実施

初期評価の段階から水質・底質・水産資源・水鳥、植生等に関する総合的な環境対策検討委員会を設置し、事故の影響の実態把握、環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等の方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。
なお、環境対策の実施にあたっては各専門家による指導・助言等の活用を図る。

イ 健康調査の実施

油等の漂着直後は、油等の揮発性成分の異臭による健康への影響が考えられるため、住民、ボランティア等の防除活動従事者に対する健康調査を実施するとともに、大気調査を実施する。

ウ 県、国との連携

環境調査にあたっては、県、国（環境省、水産庁等）が実施する調査との連携を密に図る。

(5) 風評対策

ア 連絡会議の設置

市は、風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、流出油等事故発生直後から漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

イ 風評対策の実施

流出油等風評対策連絡会議において、決定された対策方針に基づき、関係機関が協力して迅速かつ的確に次に掲げるような風評対策活動を実施する。

- (a) 風評の発生予測（初期段階）
- (b) 風評の実態把握
- (c) 風評による観光、消費への影響調査
- (d) 風評に対応するため客観資料の収集
- (e) 風評による被害を被った中小企業・漁業者等に対する緊急融資
- (f) 各種メディアを通じたキャンペーン活動等

(6) 補償対策

ア 関係機関における対応

市、中国地方整備局、漁業関係者、農業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、保険会社等補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。

また、補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を行うよう努める。

イ 関係機関の連携

市、県、中国地方整備局、漁業関係者、農業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。

(7) 情報の発信、問い合わせ処理

ア 各種情報の収集・整理

市は、防災関係機関との情報交換を密にし、流出油等事故対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。また、災害発生初期には不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療情報などの情報、それぞれの

機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙を活用するほか、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市、県、指定行政機関、公共機関、関係事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

ウ 関係者等からの問合せに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

被災地の復旧は、被災者、住民等の生活支障の解消を支援し、環境に配慮した施設の復旧を図るとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図ります。

■主な実施担当 土木・建築班
■防災関係機関等 第八管区海上保安本部 ・ その他防災関係機関

第1 災害復旧対策

1 被害回復活動の推進体制の確立

市は、油等流出による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、関係部課で構成する被害回復推進会議を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

2 被災事業者、住民等の復旧支援

市は、流出油等により被害を受けた漁業関係者、商工観光業関係者、住民等の回復を支援するため、総合的な相談窓口を設置、各種資金の貸付等の実施、必要に応じた租税の徴収猶予または減免措置を実施する。

3 被災公共施設等の復旧

市は、国及び県と協力し、迅速かつ円滑に被災した漁港施設、港湾施設、海岸施設、河川管理施設等の公共施設の復旧事業を行う。

なお、復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

4 原因船舶等の除去等

第八管区海上保安本部、中国地方整備局または県は、原因船舶、車両等の所有者に対し、原因船舶、車両等の除去その他危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、または勧告することとなっている。

5 事後の監視等の実施

市は、流出油等の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携の上、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。

特に、流出油事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要に応じて適切な措置を講じる。

第2章 海難・水難事故対策計画

第1節 災害予防

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難・水難事故の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海難・水難事故を未然に防ぐため、海難・水難防止活動を推進するとともに、海難・水難事故発生時の効果的な応急対策に備えるため、情報収集・伝達体制や民間救助組織の活用等を含む応急活動体制の整備、資機材の整備など、基本的な対策を推進します。

なお、この海難等事故災害対策計画に定めのない事項については「第2編 風水害対策編」によるものとします。

■主な実施担当	総務班	・	産業班		
■防災関係機関等	第八管区海上保安部	・	島根県警察本部	・	江津警察署
	消防本部				

第1 海難・水難防止の推進

1 基本的事項

要救助海難・水難事故の発生原因を見ると、見張り不十分、操船不適切等の運航の過誤や機関取扱不良といった人為的要因によるものが大半を占めている。このような要因による海難・水難を防止するため、海難・水難防止思想の普及・高揚並びに海難・水難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図る。

2 海難・水難防止思想の普及

第八管区海上保安本部は、海上保安官の訪船指導、海難・水難防止講習会等を通じて、海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、運行管理規程の遵守、安全運行の励行、危険物荷役時の安全確認等を指導し、必要に応じて是正・改善を勧告する。

また、地域の特性を踏まえ、台風等の自然災害による海難を防止するための海難防止強調運動、プレジャー関係者を含む海事関係者を始め広く国民を対象とし、海難防止思想の普及及び高揚を図ることに重点を置いた海難防止強調運動を展開する。

市、県、一般財団法人海上災害防止センター、石見地区排出油等防除協議会、日本水難救済会、海上運送事業者は、それぞれの立場に応じて海難等防止思想を普及する。

3 海上交通環境の整備

市（港湾管理者・漁港管理者）、県及び第八管区海上保安本部は、防波堤、航路等の整備を図ることにより、管轄海域及び本県の港湾・漁港内における海上・湖上交通の安全性の向上に努める。

4 運行管理規程等の作成

海上運送事業者は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第10条の2の規定に基づき、運航管理規程を作成し、運航管理者の選任等船舶の運航の管理の組織並びに実施の基準及び手続に関する事項その他輸送の安全を確保するため事業者及び従業員が遵守すべき事項を定めておく。

5 船内の巡視

海上運送事業者は、船舶の安全な運航を確保するため、「火災予防船内巡視実施要項」に基づき、毎航海出港直後及び航海中の一定時期に、火災予防船内巡視を実施し、火災の予防及び早期発見に努める。

第2 災害情報の収集・連絡体制の整備

1 基本的事項

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難・水難の発生により、多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の情報を収集・伝達する必要がある。

このため、市、県、第八管区海上保安本部及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するため、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みを整備する。

なお、この項に掲げる対策については、第2編第1章第7節「情報管理体制の整備」の項目も参照すること。

2 情報通信設備の整備の推進

県、第八管区海上保安本部ほか防災関係機関は、大規模な海難・水難事故災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、必要に応じ、航空機、巡視船などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

3 県総合防災情報システムの活用

県は、県総合防災情報システムにより、災害情報を収集し、端末が設置された市町村及び防災関係機関へ的確に伝達できるよう、日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

第3 災害応急活動体制の整備

1 基本的事項

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難・水難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海難・水難事故が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう市、県、第八管区海上保安本部、水難救済会及び海上運送事業者等は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

2 防災組織の整備

(1) 防災組織の整備

市、県、警察本部、県消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、日本水難救済会、海上運送事業者は、大規模な海難・水難事故に備え、迅速かつ的確な応急対策を実施することができるよう、それぞれの機関において職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、初動体制、災害対策本部等の整備については、第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照すること。

(2) 応急活動マニュアルの整備

市、県、県警察本部、県消防本部、第八管区海上保安本部及び海上運送事業者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や

装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画部及び男女共同参画センターの役割について、防災部局と男女共同参画部局が連携し明確化しておくよう努める。

第4 資機材の整備

1 基本的事項

大規模な海難・水難事故が発生した場合に、搜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、有効な防災装備、資機材等の整備を推進する。

2 防災装備等の整備・充実

(1) 各種防災装備等の整備

市、県、県警察本部、消防本部は、搜索活動を実施するための船艇、ヘリコプター、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

第八管区海上保安本部は、搜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水機材等の資機材の整備に努める。

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第5 防災訓練

1 基本的事項

大規模な海難・水難事故発生時は、市、県、第八管区海上保安本部等の防災関係機関等は、法令または市地域防災計画の定めるところにより罹災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるよう、機関相互に連携した防災訓練を実施する。

防災訓練については、第2編第1章第22節「防災訓練」を参照すること。

2 総合防災訓練

市、県、県警察本部、県消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、日本水難救済会、海上運送事業者は、各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、市地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図るため、一体となって、初期活動訓練や各防災機関の連携訓練など実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。

3 防災訓練の事後評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討する。

第2節 災害応急対策

大規模な海難・水難事故が発生した場合、事故の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生じます。また、市、県各部、県警察本部、県消防本部、第八管区海上保安本部、日赤、県医師会、海上運送事業者等数多くの機関、団体が関与することとなります。

したがって、各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努めます。

■主な実施担当 産業班 ・ 土木・建築班
■防災関係機関等 海上運送事業者 ・ 第八管区海上保安部 ・ 県

第1 災害情報の収集・伝達

1 基本事項

市、県、消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、日本水難救済会及び海上運送事業者は、海難・水難事故発生時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達することに努める。

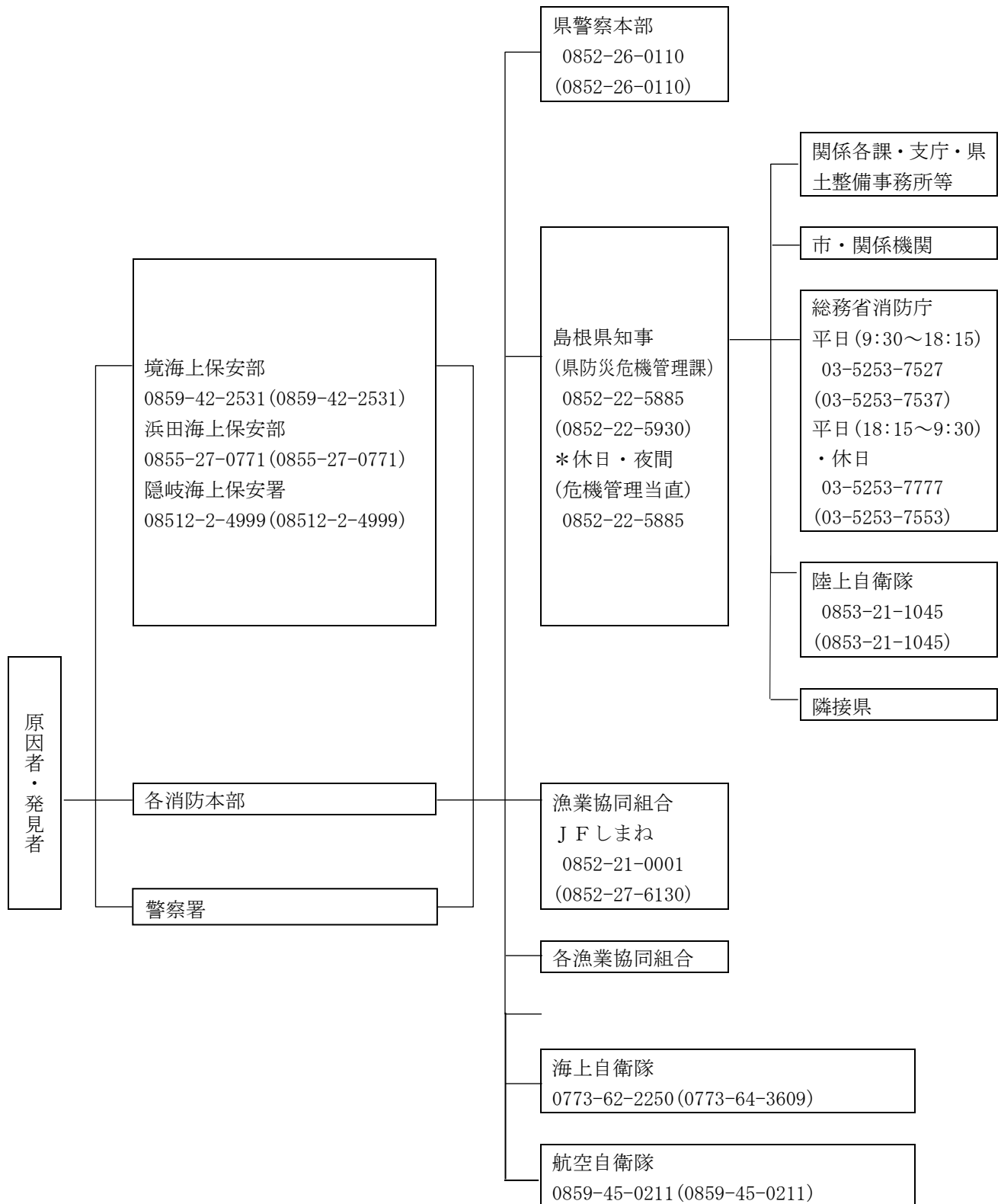
海難・水難事故の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。このため、各機関は、事前に定められた情報収集・伝達体系の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

被害情報の収集・伝達については、第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」を参照すること。

2 情報等の収集・伝達

(1) 情報等の収集・伝達系統

海難・水難事故発生時の情報等の収集・伝達系統図として、海上保安部ルートを示す。



(注) 油の流出状況により、伝達機関が異なる場合がある。
図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

(2) 情報の収集・把握

概括的な情報も含め多くの被害情報を迅速・確実に収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠である。このため市は、県の実施する情報収集活動を円滑に進めるため、配慮し、協力を行う。

第2 災害応急活動体制の確立

1 基本事項

大規模な海難・水難事故が発生した場合、市、県、第八管区海上保安本部、水難救済会等の防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめるため、収集された情報をもとに、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 市の活動体制

市は、大規模な海難・水難事故が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、速やかに災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

災害応急活動体制の確立については、第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照すること。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

3 海上運送事業者

海上運送事業者は、海難・水難事故が発生した場合には、速やかに運航管理規程及び事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害を最小限にとどめるよう努めるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制及び非常対策本部設置等必要な体制をとる。

第3 海難・水難救助等及び消火活動

1 基本事項

市、県、県警察本部、県消防本部、第八管区海上保安本部その他の防災関係機関は、海難・水難事故が発生したときは、船舶、航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索、人命救助、救急活動、消火活動を実施する。

2 海難・水難救助等

(1) 捜索救助

県、県警察本部、第八管区海上保安本部は、船舶の海難・水難、人身事故が発生したときは、相互に連携して、速やかに船舶、航空機または特殊救難隊によりその捜索救助を実施する。

(2) 水難救助

遭難船舶の救助にあたっては、海上保安官署において実施するほか、水難救護法に基づき、おおむね次のとおり実施する。

ア 実施責任者

遭難船舶の救護は、水難救護法第3条に基づき、市長が行う。

イ 発見者の措置

遭難船舶のあることを発見した者は、水難救護法第2条に基づき、市長、警察官または海上保安官に通報し、通報を受けた警察官または海上保安官は直ちに市長に通知する。

(3) 市長の措置

遭難船舶のあることを認知した市長は、直ちに現場に臨み、必要な処分を行うとともに、警察官及び海上保安官に通報する。

(4) 応 援

市長は、自ら水難救護を行うとともに、必要に応じて次の機関に応援協力を要請する。

- (a) 警察署
- (b) 海上保安官署
- (c) 社団法人水難救済会救難所
- (d) 隣接市町
- (e) 海上輸送関係機関
- (f) 県

(5) その他

- (a) 遭難船舶の救護は、人命保護のためまたは船長に悪意があると認められる場合を除いては、船長の意志に反してこれを行うことはできない（水難救護法第5条）。
- (b) その他水難救護に必要なことは、水難救護法の定めるところによる

3 医療救護

県は、市及び消防本部、DMAT指定医療機関、島根県医師会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、海難等事故に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

4 消火活動

(1) 船舶火災の協力措置

海上保安署及び県消防本部は、船舶火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と県消防本部との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、次に掲げる船舶の消火活動については当該県消防本部が責任を持って実施し、その他の船舶については海上保安官署が責任を持って実施することとなっている。

なお、この消火活動の実施にあたっては、海上保安官署と県消防本部は相互に協力することとなっている。

- (a) ふ頭または岸壁に係留された船舶及び上架または入渠中の船舶
- (b) 河川における船舶

(2) 連絡調整

海難・水難事故の場合における消火活動等を効果的に行うため海上保安官署と県消防本部は、おおむね次の事項につき連絡調整を行う。

- (a) 必要器材の保有状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報の交換
- (b) 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
- (c) 必要器材の集中使用の計画実施
- (d) 必要器材の整備の促進

(3) 他の県消防本部に対する応援要請

他の県消防本部に対する応援要請については、第2編第2章第4節「広域応援体制」を参照。

5 自衛隊の災害派遣要請消火活動

自衛隊の災害派遣要請については、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

第4 海上交通の確保

1 基本事項

大規模な海難・水難事故発生時は、海上輸送や航路障害等の発生が予想される。このため、迅速かつ適切に船舶交通規制等を実施し、海上交通を確保する。

2 海上交通規制等の実施

第八管区海上保安本部は、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、必要に応じて、航行の制限または禁止、航行船舶の火気使用禁止、港内在泊船舶に対する移動命令、危険物荷役の制限または禁止その他必要な交通規制を行う。

3 応急措置の実施等

第八管区海上保安本部は、海難・水難船舶または漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告する。

第5 災害広報等

1 基本事項

大規模な海難・水難事故が発生した場合には、第八管区海上保安本部を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

第3編第1章「流出油等事故対策計画」を参照。

(2) 関係者等から問合せに対する対応

第3編第1章「流出油等事故対策計画」を参照。

第3章 航空災害対策計画

第1節 災害予防

航空災害による被害を最小限にとどめるため、市は県及び関係機関と協力して、飛行場施設設備の整備をはじめ、情報収集・伝達体制や応急活動体制の整備、資機材の整備など基本的な対策を推進します。また、関係機関が連携して防災訓練を実施することにより、航空災害発生時の効果的な応急対策に備えます。

なお、この航空災害対策計画に定めのない事項については「第2編 風水害対策編」によるものとします。

■主な実施担当	総務班
■防災関係機関等	空港管理事務所 ・ 消防本部 ・ 島根県警察本部 江津警察署 ・ 医療機関 ・ 自衛隊 ・ 海上保安官署 航空会社 ・ 国土交通省大阪航空局 ・ 航空関連会社

第1 災害情報の収集・連絡体制の整備

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報を伝達する必要が生じる。

このため、市、県及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

市では、県総合防災情報システムを活用して災害情報を収集し、関係機関へ的確に伝達できるよう、日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

第2 災害応急活動体制の整備

1 基本的事項

江津市内の山中・海上等において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し関係機関との相互連携体制を確立する。

2 広域応援協力体制の整備

(1) 共通

航空災害発生時には、空港管理事務所、消防本部、県警察本部、医療機関、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等相互の連携体制が重要であることから、これらの機関は応急活動及び復旧活動に関し、平常より連携を強化しておく。

また、市は、所要の資機材の調達等に関する応援体制の充実に努める。

(2) 県警察本部

県警察本部は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び中国四国管区警察局と緊密な連携を図り、事故発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進す

る。

(3) 消防本部

消防本部は、緊急消防援助隊等による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第3 資機材の整備

1 基本的事項

航空機事故が発生した場合には、多くの傷病者を生ずるのが通例であることから、レスポンスタイム（救難及びに対する最初の通報（呼び出し）から救難及び消防車両が事故に対して最初の効果的活動の開始までに要した時間）を短くすることが重要であり、そのために有効な救急自動車、医薬品等の防災装備・資機材等の整備を推進する。

2 防災装備等の整備・充実

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第4 防災訓練

1 基本的事項

航空災害発生時には、市、県、防災関係機関等は、法令または地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるよう、機関相互に連携した防災訓練を実施する。

2 総合防災訓練

市、県、空港管理事務所、消防本部、警察機関、医療機関、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等は、各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図るため、一体となって、初期活動訓練や各防災機関の連携訓練など、災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。

また、消防本部は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防衛訓練、救助救出・避難誘導訓練等関係機関と一体となった消防訓練を実施する。

さらに、市、県、県医師会、日赤、薬剤師会等の医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

3 防災訓練の事後評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討する。

第2節 災害応急対策

航空災害が発生した場合、災害の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずる。また、空港管理事務所のほか、市、消防本部、島根県医師会、日赤、地元住民、ボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなります。

したがって、空港管理事務所ほか、市、県等の各防災機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努めるものとします。

なお、航空災害対策本部または航空災害災害対策本部が設置されたときは、その指揮下において活動するものとします。

■主な実施担当	総務班 ・ 土木・建築班
■防災関係機関等	空港管理事務所 ・ 消防本部 ・ 江津警察署 その他防災関係機関

第1 災害情報の収集・伝達

1 基本的事項

市及び防災関係機関は、航空災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達することに努める。

航空災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

2 被災地の情報収集支援

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため現地災害対策本部からの支援はもとより、周辺の機関または県、市町村等から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。

3 情報管理（通信連絡）体制の確立

(1) 市

ア 市の情報管理体制の確立

航空災害発生時の市の通信連絡システムとしては、防災行政用無線を基幹的な通信システムとするほか、N T T一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

イ 市の情報連絡手段の確保

航空災害発生時の市の無線通信連絡体制として、防災行政用無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

また、N T T一般加入電話をはじめC A T V等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(2) 関係機関等

ア 関係機関等の情報管理体制

関係機関等は、航空災害に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

イ 関係機関等の情報連絡手段の確保

関係機関等は、関係機関相互に通信できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

4 情報等の収集・伝達

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内または所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

(1) 情報の収集・把握

概括的な情報を含め被害情報を迅速・確実に収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠である。このため、市は、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。また、海上自衛隊は、自衛隊法第83条に基づく第八管区海上保安本部からの災害派遣要請により、初期の情報収集を行う。

ア 県、消防本部からの情報収集

県または周辺市町から、県総合防災情報システム等により情報収集する。

イ 防災関係機関からの情報収集

ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を電話、FAX等により収集する。また、海上自衛隊または第八管区海上保安本部等へ災害派遣要請を行い、航空機、ヘリコプター、船艇等を用い監視して得た情報を収集する。

ウ 航空機、ヘリコプター等による情報収集

海上自衛隊や海上保安部の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや県警ヘリコプターのテレビ電送システム等で得た情報を収集する。

第2 災害応急活動体制の確立

1 基本的事項

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合において、市、県、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努める。また、市、県、防災関係機関は、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報をもとに、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

第3 救助・救急、医療救護、捜索及び消火活動

1 基本的事項

航空災害の発生時の捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動にあたっては、事前に知事と島根県医師会が締結した「空港医療救護に関する協定書」にもとづき、双方の協力のもとに、救助・救急、医療救護活動を支援する。

活動にあたっては、災害の発生場所に応じて初動体制を確立するが、被災地が不明だが墜落の可能性があり捜索の要請を受けた場合も含めて、状況に応じた体制や指揮系統を確立する。

2 航空災害が発生した場合の救助・救急、医療救護及び消火活動

(1) 救急・救助、医療救護活動

ア 救急・救助、医療救護体制の確立

航空災害が発生した場合の救難活動は、消防本部が必要に応じて出動する。

また、医療協定による医療救護活動にあたっては、県は、市及び消防本部、DMAT指定医療機関、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、航空災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣を要請し、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。このとき、医療救護に関する総合的な連絡調整は、県が行う。

なお、県は、県のみでは医療救護班が不足すると認める場合は、中国5県または中国・四国9県災害時相互応援協定等に基づき応援を要請する。その他の都道府県については、厚生労働省を通じて救護班の派遣を要請する。

イ 救護所の設置

救護所の設置は、被災現場、避難場所など災害の状況等を判断し、二次的災害の危険がなく、傷病者の搬送、応急処置及び救急搬送に至便な位置とする。

ウ 医薬品・医療用資器材等の調達

県は、医薬品・医療用資器材等の要請があった場合は、災害救助に必要な医薬品・医療用資器材等の確保のため、医薬品等取扱業者等から調達し、緊急輸送する。

エ トリアージの実施

災害現場においては、救急活動を効率的に実施するため、緊急度に基づく治療の優先度判定（トリアージ）をし、救命措置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある。そのため、緊急度に基づく治療の優先度判定を行うトリアージ・タグを活用し、救護活動を実施する。

オ 負傷者の搬送

負傷者の救護のため受入れを必要とする場合は、災害拠点病院を中心に受け入れ、該当機関のない地区については、受入施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等の情報を収集し、迅速に実施する。

なお、輸送能力が不足する場合は、消防団員、関係機関、国、関係県等に医療機関への搬送協力を求めるなど、連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(2) 消火活動

ア 市、消防本部の消火活動体制

航空機火災の消火活動は、火災が特異な様相を呈するため状況判断がしにくいこと、ほとんどの火災が人命危険を伴った油火災であり、迅速な行動と高度な技術を持って対処しなければならないこと、空港消防隊その他の関係機関と緊密な連携活動が要求されること等から極めて困難なものとなる。したがって、消防活動にあたっては、乗客、乗員及び付近住民の人命救助に主眼を置き、空港消火救難隊との緊密な連携のもとに、住宅等周囲の消防対象物への延焼防止を図る。

イ 広域消防応援体制

消防本部は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

a 島根県消防広域相互応援協定による応援

航空機火災の発生により所轄する市町村等の消防力で火災の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。資料「島根県消防広域相互応援協定書」参照。

b 緊急消防援助隊等による応援

航空機火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合、知事は、消防組織法第24条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

c 消防団の活動

消防団は、消防長または消防署長の所轄のもとに行動し、消防団長は、現場指揮本部において消防団の指揮にあたる。消防団隊は、消防署隊との連携を密にし、消防活動に従事する。

(3) 捜索

県警察本部、消防本部は、墜落現場が不明の場合または航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合、ヘリコプター、船舶等を活用して、捜索活動を実施する。捜索は、人命危険の大きい場所から順次実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

市街地に航空機が墜落した場合は、航空機搭載燃料が周辺に飛散し、これに引火するため、瞬時に大火面が形成され、大規模市街地火災に発展する危険があるとともに、民家及び航空機内には、多数の要救助者がいることも予想されるので、覚知と同時に多くの消防隊を結集して、人命救助、避難誘導及び市街地火災の延焼防止を重点的に、消火活動を実施する。

第4 交通の確保

1 基本的事項

航空災害発生時には、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

2 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施方法

県警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

第八管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、または禁止する。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

(3) う回路等の設定

実施者は、道路の損壊または緊急通行車両の通行確保のため、交通規制を実施した場合、適当なう回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

(4) 規制の標識等

交通規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合または標識を設置することが困難または不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

(5) 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに県（土木部）、日本道路交通情報セ

ンター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

(6) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断を行い、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、日本道路交通情報センターに連絡する。

第5 災害広報等

1 基本的事項

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合には、市、県、消防本部等を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

市は、関係機関との情報交換を密にし、航空災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市及び県、指定行政機関、公共機関、航空運送事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第4章 道路災害対策計画

第1節 災害予防

道路構造物の被災等による災害を未然に防ぐため、道路の安全確保、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及・啓発等の基本的な対策を推進します。

なお、この道路災害対策計画に定めのない事項については「第2編 風水害対策編」によるものとします。

■主な実施担当	土木・建築班 ・ 産業班
■防災関係機関等	江津警察署 ・ 消防本部 ・ 松江地方気象台 浜田県土整備事務所 ・ 国土交通省浜田河川国道事務所

第1 道路の安全確保

1 道路交通情報の充実

(1) 気象情報等の活用体制の整備

市には、気象台から伝達される各種気象情報等を有効に活用できるよう、県総合防災情報システムによりリアルタイムでの気象情報等の伝達体制が整備されているが、関係職員がそれらの情報を道路災害に有効に活用できるよう習熟に努める。

(2) 道路情報伝達体制の整備

交通規制状況、う回路等の道路災害情報を正確かつ迅速に道路利用者に提供する情報案内板や道路情報ラジオ、VICSを中心とした路側通信機器の整備を進める。

2 道路施設等の監視・点検体制の整備

(1) 道路施設等の監視・点検体制の整備

道路パトロールについては、特に、夜間の事故発生時などにおいて迅速な対応が可能か検証するとともに、各道路管理者と連絡を図り、浜田県土整備事務所におけるパトロール、応急復旧体制、また道路管理連絡員制度や道路防災ボランティア制度などとも合わせ、より一層の体制の整備を進める。

(2) 災害防除事業の実施

市は管理する道路について、各種点検により判明した危険箇所の内、危険度が高く、緊急性の高い箇所から対策を進め、早急に対策を講ずるよう努める。

第2 災害応急・復旧体制の整備

1 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 関係機関の相互連携の確保

市は、災害発生時に速やかな応急体制を実施するため、国、県、消防本部、県警察署、日本赤十字社、医師会などとも連携を図り、より一層の情報の収集・伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制を確立する。

(2) 通信体制の整備

道路管理者は、既存の道路連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図る。また、情報を確実に通信できるよう、有線回線だけでなく防災行政用無線や国土交通省マイクロ回線等の連絡

回線の相互利用等による連絡ルートの複数化や停電対策の検討を行う。

平常時において、無線通信設備の点検を実施するとともに、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段の整備を推進する。また、トンネル内において、利用者がより迅速・正確に通報できるよう非常通報設備の整備を推進する。

(3) 情報管理体制の確立

各道路管理者、関係機関等が情報を共有できるよう、情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進する。

2 組織体制の整備

(1) 職員の体制

市においては、事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制について検討する。

また、道路災害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。

(2) 防災関係機関相互の連携体制の強化

各道路管理者相互においては、協定の締結等を進め、応急・復旧活動において確実に相互応援を図ることができるような体制に連携を強化していくことを検討する。

また、各道路管理者は、警察、自衛隊等と災害時における協力体制や役割分担について事前に協議しておく。

3 救急・救助、医療救護及び消火活動体制の整備

(1) 救急・救助活動

市及び消防本部は、必要な救急車等の車両、道路災害に対応した救急救助用資機材等を検証し、必要性に応じ、順次、整備を進める。

(2) 医療救護活動

ア 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

医療救護活動において、各道路管理者等は、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、島根県看護協会などとの連携を強化し、体制の整備に努める。

イ 医薬品、医療用資器材等の整備

第2編第1章第11節「医療体制の整備」を参照。

(3) 消火活動

消防本部は、道路災害における消火活動について、沿道の各消防本部相互及び道路管理者等と平常時より連携体制の強化を図り、災害時の活動に備える。

4 交通の確保・緊急輸送体制の整備

(1) 交通誘導体制

警察本部は、災害時の交通規制を円滑に行うため、交通誘導等に関し（社）島根県警備業協会と協定を締結しているが、各種訓練等を実施し、協定の実効性を高めるようにしていくこととなっている。

(2) 広報体制

江津警察署は、発生後において交通規制が実施された場合の、車両の運転者の義務については、適宜、広報して対応しているが、あらかじめそれらを広く周知する体制を検討する。

(3) 規制除外車両の事前届出

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

5 危険物等流出防除活動体制の整備

消防本部においては、高圧ガス、火薬類等については、事故取扱要領が整備されているが、それ以外の危険物については適宜対応する体制となっている。

市は、各種の危険物等の流出時に適切な防除活動が行えるよう検証し必要な資機材の整備を進める。

6 応急復旧活動体制の整備

現在、災害時の道路啓開や、応急復旧に関しては、各道路管理者が適宜、業者を選定して対応しているが、迅速・的確に活動を実施するため、必要な資機材を確保しておくとともに、建設業協会との締結等により、必要な人員・資機材を確実に活用できる体制を整備しておく。

また、必要に応じ、重要な施設の構造図等の資料の整備も進める。

第3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

1 防災知識の普及・啓発

道路管理者等は、道路利用者に対して、通常の交通安全に関する広報を実施しているが、道路災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用など様々な方法・機会を通じ、道路災害に際しての対応等の防災知識の普及・啓発に努める。

2 防災訓練

各道路管理者は、県の行う総合防災訓練において関係機関等が連携した訓練を実施するなど訓練の充実を図る。

なお、訓練の後には事後評価を実施し、課題等を整理し、必要に応じた体制の改善を図る。

第2節 災害応急対策

道路構造物の被災により災害が発生した場合の各種応急対策を実施します。

■主な実施担当	土木・建築班 ・ 産業班
■防災関係機関等	浜田県土整備事務所 国土交通省浜田河川国道事務所

第1 災害情報の収集・伝達

1 事故情報等の連絡

大規模な事故、災害等の発生時には、各道路管理者は、相互の情報交換を迅速かつ的確に図る。

2 被害情報等の収集・伝達

道路災害の情報について、市は、自衛隊、県、警察署など、その時点で特に伝達する必要のある機関に対し、優先してきめ細かい情報を伝達するなど、その対応に努める。

第2 災害応急活動体制の確立

1 活動体制

市は、災害の状況に応じて、第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照して、職員の非常参集、情報連絡体制の確立及び災害対策本部設置に必要な配備体制をとる。

2 広域的な応援体制

第2編第2章第4節「広域応援体制」参照。

3 自衛隊の災害派遣要請

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照。

第3 救急・救助活動、医療救護及び消火活動

1 救急・救助活動

(1) 道路管理者の体制

各道路管理者は、市、県警察署、消防本部等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救助・救急活動を実施する。

(2) 応援要請

第2編第2章第4節「広域応援体制」、第7節「避難活動」を参照。

2 医療救護活動

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

3 消火活動

(1) 消防本部の体制

消防本部は、消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を整備し、消火活動を実施する。

(2) 道路管理者の体制

各道路管理者は、市、消防本部等の要請により、初期消火活動に協力することを求められた場合、迅速に協力体制を確立し、消防本部との連携について調整し、活動を実施する。

(3) 応援要請

第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

第4 交通の確保・緊急輸送活動

1 交通規制等

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

2 緊急輸送手段の確保

第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

第5 危険物等流出に対する応急対策

危険物等流出事故が発生した場合は、道路管理者及び消防本部が事故対応を実施するが、道路管理者は、消防本部のほか警察署等関係機関と密に連絡をとり、初動段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物による二次災害の防止に努める。

第6 災害広報等

1 基本的事項

道路災害が発生した場合には、道路管理者を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

市は、関係機関との情報交換を密にし、道路災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集システムに混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市及び県、指定行政機関、公共機関等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

道路構造物の被災等により災害が発生した場合、各種復旧計画を速やかに検討し早急な復旧に努めます。

■主な実施担当	土木・建築班	・	産業班
■防災関係機関等	浜田県土整備事務所		

第1 復旧事業

道路管理者は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を実施する。大規模災害時において、復旧のための資機材や人員が不足する状況下では、優先順位（第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順）を付けながら実施するなど規模に応じた対応を実施し、早急な復旧に努める。

なお、応急復旧の優先度については、ネットワークとしての通行機能が十分に確保できるような手段で設定する。

緊急輸送道路については、第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

また、応急復旧を円滑に遂行するために、通行を禁止または制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。

そのほかについては、第2編第3章「風水害復旧・復興計画」を参照。

第2 緊急点検

復旧事業と併せて、被災箇所以外の道路施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。応急復旧活動とは別に、点検に必要な体制を確立できるように努める。

第5章 危険物等災害対策計画

第1節 災害予防

危険物災害による被害を未然に防ぐため、危険物等関係施設の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進します。

なお、この危険物等災害対策計画に定めのない事項については「第2編 風水害対策編」によるものとします。

■主な実施担当	総務班
■防災関係機関等	消防本部 ・ 島根県警察本部 ・ 江津警察署 危険物施設管理者 ・ その他防災関係機関

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

1 基本的事項

市及び消防本部は、危険物災害を未然に防止し、被害拡大防止対策を講ずるため、危険物等施設の安全性の向上を図るとともに、危険物施設管理者に対し、自主的な保安体制を強化するなどの防災指導を推進する。

2 消防法に定める危険物

過去の災害事例に基づき、消防法及び関係法令が改正され、施設の設置基準は強化されており、災害に対する構造上の安全対策は講じられているが、老朽化や管理的要因により危険物等災害が発生する場合があるので、市及び消防本部は実態把握に努めるとともに、関係事業者に対する指導の強化や予防思想の徹底など、普及・啓発を図る。また、危険物施設の管理者にあつては自主的な保安体制の強化に努める。

3 高圧ガス施設

(1) 保安指導・保安教育

県及び消防本部は、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、保安検査・立入検査等により適正な保安管理を次の事項について指導する。

- (a) 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の製造及び取扱い
- (b) 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者・保安係員等が非常時にとるべき措置

(2) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

- (a) 定期自主点検を行い、必要事項を保存
- (b) 防災設備の維持管理、整備及び点検
- (c) 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- (d) 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

4 毒劇物取扱施設

市は、県と協力して毒劇物取扱施設の実態把握に努める。県は立入検査等法令に基づく規制の強化に努めるとともに事業者に対して流出防止対策の強化を指導する。

- (a) 研修会等での防災教育の徹底
- (b) 立入検査時の施設の安全化の指導
- (c) 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
- (d) 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
- (e) 治療方法を記した書類の整備

5 火薬類施設

(1) 保安指導・保安教育

県及び消防署は、火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により適正な保安管理を指導する。

(2) 自主保安体制の確立

火薬類取扱事業者は、災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

- (a) 火薬庫の所有（占有）者は、年2回以上定期自主検査を実施
- (b) 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
- (c) 防災設備の維持管理、整備予備点検
- (d) 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

第2 災害情報の収集・伝達体制の整備

1 基本的事項

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、市、県、消防本部及び関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

この節に掲げる対策については、第2編第1章第7節「情報管理体制の整備」の項目も参照すること。

2 情報収集伝達機器の整備等

市は、危険物等取扱施設及び毒劇物取扱施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

第3 災害応急活動体制の整備

1 基本的事項

各危険物等施設並びにその周辺及びそれ以外の地域において、危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関は防災体制を整備し、県等の関係機関との相互連携体制を確立する。

2 防災組織の整備

(1) 防災組織の整備

初動体制、災害対策本部等の整備については、第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照すること。

(2) 応急活動マニュアルの整備

関係課及び各危険物施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第4 防災資機材の整備

市、県、県警察本部、消防本部、危険物等施設管理者及び関係機関は、各種危険物等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

第5 防災知識の普及・啓発

市は、危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用など様々な方法・機会を通じて、防災知識の普及・啓発に努める。

第2節 災害応急対策

危険物等災害が発生した場合における各種応急対策を実施します。

■主な実施担当	土木・建築班	・	産業班		
■防災関係機関等	危険物関係事業者	・	島根県警察本部	・	江津警察署
	消防本部				

第1 災害情報の収集・伝達

危険物等災害への対応を効果的に実施するためには、危険物の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係課・各機関は、危険物等災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

伝達系統としては、その状況下において最も迅速かつ確実な手段により行うが、県総合防災情報システムを有効に使用することとする。また必要に応じ防災ヘリを運用し情報収集を図る。

なお、総務省消防庁「危険物災害等情報支援システム」を活用することにより、危険物等災害の発生に際して迅速に危険物の種類に応じた物性や特質、対処方法を把握できるため、このシステムを極力活動する。

情報収集伝達に際しては、第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達」も参照すること。

第2 災害応急活動体制の確立

1 活動体制

市は、災害の状況に応じて、第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照して、情報連絡体制の確立及び災害対策本部設置に必要な配備体制をとる。

2 広域的な応援体制

第2編第2章第4節「広域応援体制」を参照。

3 自衛隊の災害派遣体制

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

第3 危険物等の漏えい・拡大防止活動

危険物等が流出・漏えいした場合は、施設管理者が初期対応を実施するが、対応しきれない場合などにおいては、施設管理者は、消防本部のほか県警察本部、道路管理者等関係機関と協力し、防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による被害の拡大防止に努める。

専門機関職員・資機材等を早急に派遣・搬送する必要がある場合は、警察による車両の先導または防災ヘリ等を利用する。

第4 救急・救助、医療救護及び消火活動

1 救急・救助活動

(1) 危険物施設管理者の体制

各危険物施設管理者は、市、県、県警察本部、消防本部等と協力して救出・救助活動態勢を迅速に確立する。

(2) 応援要請

第2編第2章第4節「広域応援体制」、第7節「避難活動」を参照。

2 医療救護活動

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

第5 災害広報等

1 基本的事項

危険物等災害が発生した場合には、市、県、消防本部等を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

市は、関係機関との情報交換を密にし、危険物等災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙等を活用するほか、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市及び県、指定行政機関、公共機関、航空運送事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

危険物等災害が発生し復旧する場合には、万全な対策を講じ、計画を実行します。

■主な実施担当	土木・建築班
■防災関係機関等	浜田県土整備事務所

第1 復旧事業

被災した危険物施設を復旧する場合にあたっては、管理者は万全な再発防止を講じる。

第2編第3章「風水害復旧・復興計画」を参照。

第2 緊急点検

施設管理者は、施設復旧と併せて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。

第6章 大規模な火事災害対策計画

第1節 災害予防

大規模な火事災害による被害を未然に防ぐための基本的な対策を推進します。
なお、この大規模火事災害対策に定めのない事項については「第2編 風水害対策編」によるものとします。

■主な実施担当	土木・建築班	・	産業班
■防災関係機関等	松江地方気象台	・	浜田県土整備事務所
	国土交通省浜田河川国道事務所	・	消防本部

第1 大規模な火事災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

第2編第1章第3節「都市構造の防災化」参照。

2 大規模な火事災害に対する建築物の安全化

第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設災害の予防」参照。

第2 災害応急・復旧体制の整備

1 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 火災警報等の伝達体制の整備

市は、住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底しておくとともに、広く警報等を伝達できるよう必要な防災行政用無線、サイレン等の伝達手段を整備する。

(2) 県総合防災情報システム等の活用体制の整備

市は、防災関係職員による県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等の活用方法の習熟を促進するほか、火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達など大規模な火事災害に対応したシステムの活用体制の整備を進める。

(3) 画像情報の収集・伝達システムの整備

県（防災部防災危機管理課）及び県警察本部に防災ヘリコプターが配備されているため、ヘリコプターによる目視またはヘリコプターテレビ電送システムを活用した被害状況等の収集要領の習熟に努める。

また、市は県総合防災情報システムによりヘリテレ映像の共有化が図られているが、その他の防災関係機関等も情報を共有できるよう、ヘリコプターテレビ電送システム等の情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進する。

(4) 夜間・休日等における体制の整備

市は、県など関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

(5) 通信体制の整備

市、消防本部等は、通信体制について、より一層の整備に努める。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市においては、火事災害の規模に応じた参集配備体制を整備する。また、大規模な火事災害に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

3 救急・救助及び医療救護活動体制の整備

(1) 救急・救助活動

第2編第1章第11節「医療体制の整備」を参照。

(2) 医療救護活動

第2編第1章第11節「医療体制の整備」を参照。

4 消火活動体制の整備

(1) 消防水利の整備

市は、大規模な火事災害に備え、消火栓のみならず、防火水槽の整備、海水・河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

(2) 自主防災組織との連携

市は、消防本部、消防団、住民・自治会・自主防災組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、消防本部等は、火災発生時の消防活動への協力について周知しておく。

(3) 資機材の整備

市、消防本部は、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ車等の消防用機械・資機材等の整備を進める。

(4) 被害想定の実施

市は、区域内の大規模な火事災害の被害想定を実施し、消防本部と自主防災組織等の防災訓練や災害時の消火活動に効果的な活用が図れるようにする。

5 避難受入活動体制の整備

第2編第1章第9節「避難予防対策」を参照。

6 広域応援体制の整備

第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

第3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

1 防災知識の普及・啓発活動

市、消防本部等は、全国火災予防運動、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等の活用により地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及・啓発を図る。

また、教育機関においては、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。

2 各種防災資料等の配布

市は、防災アセスメントを実施し、地域住民の適切な非難や防災活動の促進のため、防災マップ、地区別防災カルテ、避難時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。

3 防災訓練の実施

市は、全国火災予防運動、防災週間等において、大規模な火事災害を想定し、消防本部、市等、関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討することとなっている。

また、市は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を実施するよう指導し、住民の大規模な火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

4 要配慮者への配慮

防災知識の普及・啓発活動や防災訓練等を実施する場合、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第2節 災害応急対策

大規模な火事災害が発生した場合における各種応急対策を実施します。

- 主な実施担当 総務班 ・ 保健福祉班 ・ 土木・建築班
■防災関係機関等 島根県警察本部 ・ 消防本部 ・ 浜田県土整備事務所
自衛隊

第1 災害情報の収集・伝達

1 発災直後の災害情報の収集・伝達

(1) 被害情報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況、建築物等の被害の状況等を収集し、県総合防災情報システム等により県に連絡する。県は、市等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁に報告し、必要に応じ関係省庁に連絡することとなっている。また、県警察本部は被害に関する情報を把握し、警察庁に連絡することとなっている。

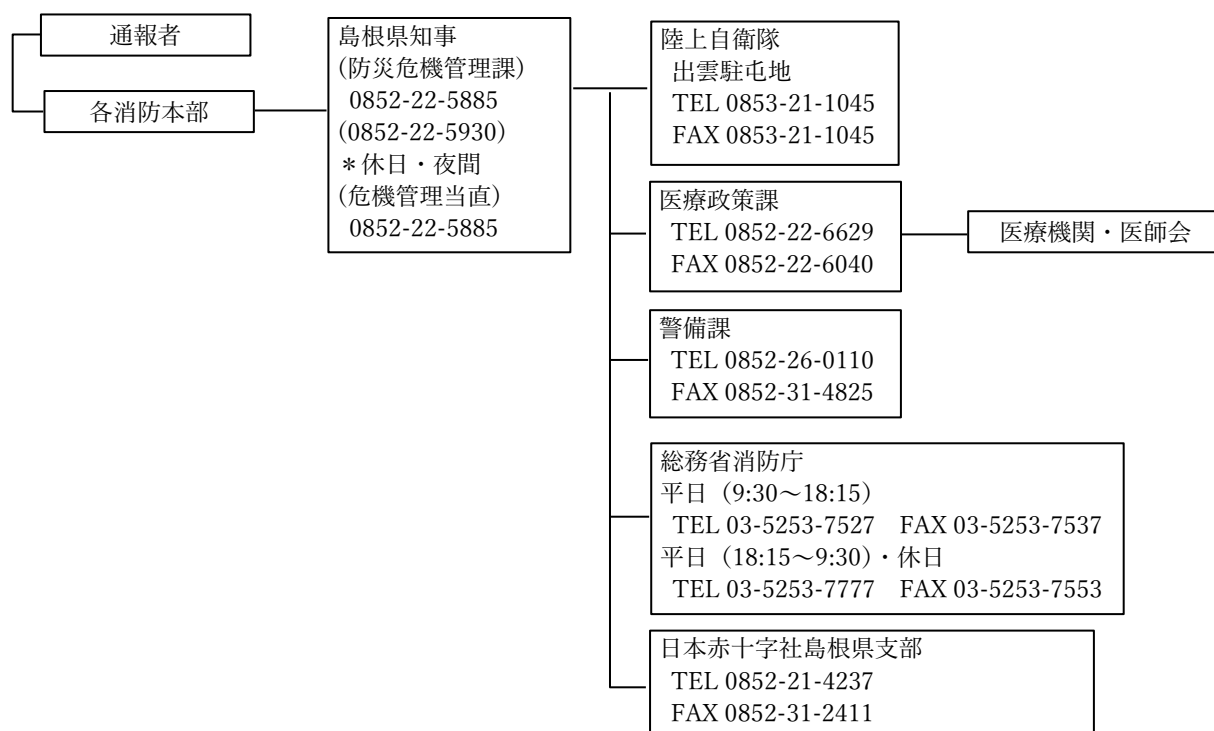
(2) 通信手段の確保

市は、直ちに情報収集連絡のための各種通信手段を確保する。

2 航空機、ヘリコプター等による被害状況の把握

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

大規模な火事災害時の情報等の収集・伝達経路図は、次に示すとおりである。



(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号を明記

第2 災害応急活動体制の確立

1 活動体制

市は、災害の状況に応じて、第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照して、情報連絡体制の確立及び災害対策本部設置に必要な配備体制をとる。

2 広域的な応援体制

第2編第2章第4節「広域応援体制」を参照。

3 自衛隊の災害派遣要請

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

なお、特に、空中消火活動の実施を要請する場合は、その旨の活動を要請する。

第3 救急・救助及び医療救護活動

1 救助・救急活動

第2編第2章第4節「広域応援体制」、第7節「避難活動」を参照。

2 医療救護活動

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

第4 消火活動

第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

第5 交通の確保・緊急輸送活動

第2編第2章第12節「交通確保、規制」第13節「緊急輸送」を参照。

第6 避難誘導

市、消防本部及び警察署は、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難指示及び避難誘導に努める。

- (1) 避難先は、市地域防災計画に定めてある施設のうち、火災現場から風上、風横にある施設等とする。
- (2) 避難は、火災現場の風下に位置する住民(特に要配慮者)を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- (3) 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。
- (4) 消防団員、市職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。
- (5) 要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。
そのほかについては、第2編第2章第7節「避難活動」を参照。

第7 災害広報等

1 基本的事項

大規模な火事災害が発生した場合には、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機

関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

市は、関係機関との情報交換を密にし、大規模な火事災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市及び県、指定行政機関、公共機関等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

大規模な火事災害が発生し復旧する場合には、万全な対策を講じ計画を実行します。

■主な実施担当	土木・建築班	・	産業班	・	総務班
■防災関係機関等	浜田県土整備事務所	・	消防本部		

第1 被災施設の復旧等

市及び関係機関は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。

ライフライン・交通輸送関係機関等は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第2編第3章「風水害復旧・復興計画」を参照。

第7章 林野火災対策計画

第1節 災害予防

近年、森林リクリエーションなどで山林に入る人が多くなり、たき火の不始末・飛び火、たばこの投げ捨てなどによる出火の危険性が高まっています。このため火災による広範囲にわたる林野の焼失等による被害を防止またはその軽減を図るための対策を推進します。

なお、この林野火災対策計画に定めのない事項については「第2編 風水害対策編」によるものとします。

■主な実施担当	総務班 ・ 産業班 ・ 土木・建築班
■防災関係機関等	西部農林水産振興センター ・ 江津消防署 ・ 消防本部 浜田県土整備事務所 島根県警察本部

第1 林野火災に強い地域づくり

1 林野火災に強い森林の造成

森林所有者等は、森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、溪流沿いなどにおいて、耐火性のある樹種を植栽し、防火林道、防火樹帯の整備を検討する。また、下刈の励行、除伐、間伐を行うことで林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。

2 消防水利の整備

森林内の調整池、水源地域整備事業に係るダムなどが消防水利に役立つと考えられるが、市、消防本部は、それらを把握するとともに、防火水槽、ドラム缶等の簡易防火水槽、貯水槽の整備及び海水、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用などにより、消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

3 防火線等の設置

森林所有者等は、火災の延焼拡大を防ぐため、必要に応じ防火線の配置を進める。防火線の配置にあたっては、地形や風の条件、過去の火災の記録等から最大限の効果が得られるよう慎重に決定する。

なお、森林内の歩道・自動車道の存在は、焼け止まりや火勢を衰えさせる効果があり、防火線等の機能も備えているため、消火活動の交通路・拠点としても重要である。市、県、消防本部等は、状況を把握し、新設路線の選定には防火面にも配慮する。

また、消防車両が進入できる林道の整備を進め、消防本部は、森林内で消防車両が通行できる道路を把握しておく。

4 住宅地開発における指導

林地開発による住宅地造成においては、林野と住宅が近接（おおむね10m未満）し、相互の延焼危険性が高くないよう、間に道路などの防火帯を設置するなど計画段階から必要な指導を検討する。

また、必要な場合には、消防車両等のため、幹線道路と2方向でつながり車両の相互通行が可能な幅員の道路の設置指導を検討する。

第2 災害応急・復旧体制の整備

1 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 警報等の伝達体制の整備

市は、住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底しておくとともに、山間部にも警報等を伝達できるよう必要な防災行政用無線（戸別受信機を含む。）、サイレン等の伝達手段を整備する。

(2) 県総合防災情報システム等の活用体制の整備

市は、県総合防災情報システムを活用した応急活動実施要領の呼び出しや気象情報等の確認、被害情報の伝達など、林野火災の発生状況に応じた応急活動・情報伝達にシステムを活用できるようシステムの習熟に努め、職員がそれらのシステムを十分に活用できるよう体制を整備する。

(3) 画像情報の収集・伝達システムの整備

県（防災部防災危機管理課）及び県警察本部は、ヘリコプターによる目視またはヘリコプターテレビ電送システム等を活用した被害状況等の情報収集にあたり、強風等によりヘリコプターが飛行不能な場合に備えるとともに、より機動的な情報収集を図るため、その他の航空機・車両等の情報収集手段を整備する。

市は県総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワーク等によりヘリテレ映像等を共有できるが、端末未設置のその他の防災関係機関等も情報を共有できるよう、ヘリコプターテレビ電送システム等の情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進する。

(4) 夜間・休日等における体制の整備

市は、県など関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

(5) 通信体制の整備

市、消防本部等は、現状の通信体制について、より一層の整備を進めるとともに、特に山間部における災害時の無線通信手段の確保に努める。

2 災害応急活動体制の整備

市においては、特に、林野火災が住宅に延焼するおそれのある場合など、迅速な対応ができるよう必要な体制を整備する。

また、各関係機関は、林野火災に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

3 救急・救助及び医療救護活動体制の整備

第2編第1章第11節「医療体制の整備」を参照。

4 消火活動体制の整備

(1) 空中消火体制

空中消火体制については、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱が定められ、陸上自衛隊出雲駐屯地及び益田地区組合消防本部において資機材の配備等がなされている。

県、県警察本部、自衛隊及び消防本部は、連携してヘリコプターによる空中消火体制をとるが、活動をより積極的に推進するため、ヘリコプター、広域航空応援体制、ヘリポート・補給基地等の活動拠点及び空中消火用資機材の整備に努めることとなっている。

なお、効果的な消火活動の実施のためには、空中消火隊と地上消火隊の緊密な連携が不可欠であるため、訓練等を通じて連携を確保しておくこととなっている。

(2) 自主防災組織等との連携

市は、消防本部、消防団、住民・自治会・自主防災組織等の災害時の連携体制について、平常

時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や家屋への予備注水などの初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、消防本部等は、火災発生時の消火活動への協力について周知しておく。

(3) 資機材の整備

消防本部は、軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置・送水装置、林野火災用工作機器（チェーンソー、ブッシュカッター等）等の資機材の整備を進める。

5 避難受入活動体制の整備

第2編第1章第9節「避難予防対策」を参照。

6 広域応援体制の整備

第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」を参照。

7 二次災害の防止活動

林野火災後の二次災害防止のための応急復旧事業等について、組織やマニュアルなど体制の整備を図る。

また、流域の荒廃、その後の降雨等による土砂災害の危険について、危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策について検討する。

第3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

1 事前点検及び警戒巡視の実施

市、消防本部、森林組合等は、地域の森林等において、過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林など林野火災が発生しやすい区域を把握する。

また、森林保全巡視員は、林野火災多発期、火災警報発表時などにおいて、それらの森林等に対する巡視、パトロールを実施し、火災の未然防止、早期発見に努める。

2 防災知識の普及・啓発

市は、林業関係者、林野周辺住民及びハイカー等入山者に対して、火の取扱いのマナーなど林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。

県は、森林火災予防標示板を設置しているが、引き続き標示板の種類や設置数を増やし、防火思想の普及のための施設の整備を進めることとなっている。

また、教育機関においても、林野火災予防に関する教育の実施を検討する。

3 防災訓練の実施

県は、林野火災を想定し、市、消防本部、林業関係団体等関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討することとなっているため、市は、円滑に実施されるよう配慮し協力を行う。

また、消防本部は、様々な状況を想定し、広域応援も視野に入れた、より実践的な林野火災消防訓練等を実施する。

第2節 災害応急対策

林野における火災の発生に対し、迅速に消火を実施し、被害の拡大を防ぐために必要な対策を実施します。

■主な実施担当 総務班 ・ 産業班 ・ 保健福祉班
■防災関係機関等 消防本部 ・ 西部農林水産振興センター ・ 江津警察署
島根県警察本部 ・ その他防災関係機関

第1 災害情報の収集・伝達

1 情報の収集・伝達系統

市及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害、林野の被害の状況等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。県は、市等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁及び林野庁に報告し、必要に応じ関係省庁に連絡することとなっている。

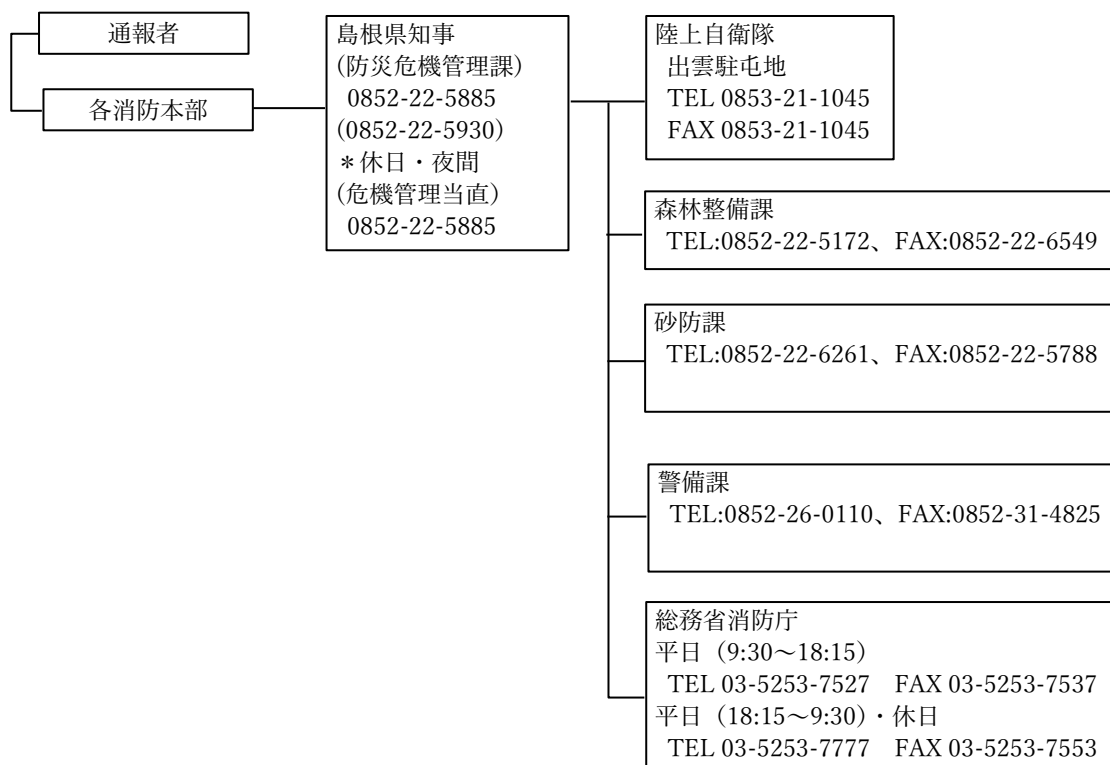
(1) 総務省消防庁への報告

県は、林野火災のうち、次のものについては、火災・災害等速報要領に基づき速報を行うことになっているので、市は、県への迅速な報告に努める。

- (a) 焼損面積 10ha 以上と推定されるもの
- (b) 空中消火を要請したもの
- (c) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの（災害対策本部が設置されたものなど）

市等は、休日・夜間等においても、林野火災が発生した場合には、体制を確保し、迅速な情報収集・連絡に努める。

林野火災時の情報等の収集・伝達系統図は、次に示すとおりである。



(2) 環境省・林野庁への報告等

林野火災が自然公園内で発生するなど、県内の自然公園に火災の被害が及び、またはそのおそれのある場合においては、県（防災部防災危機管理課）は、自然環境等への影響について、市町村の協力を得て必要な情報の収集に努める。したがって、市は、県の行う情報収集活動が円滑に実施されるよう、配慮し協力する。

特に、国立公園、国定公園については、環境省自然環境局、国立公園管理官事務所等と連携をとり、自然環境への影響や対策の実施状況等必要とされる情報の収集・連絡、環境省の現地調査の調整など必要な措置を実施する。

また、国有林、民有林の被害等について、県（農林水産部）は近畿中国森林管理局、林野庁等と相互に連携を図りながら、必要な情報収集・報告に努めることとなっている。

2 航空機、ヘリコプター等による被害状況の把握

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

第2 災害応急活動体制の確立

1 活動体制

市は、災害の状況に応じて、第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照して、情報連絡体制の確立及び災害対策本部設置に必要な配備体制をとる。

2 広域的な応援体制

第2編第2章第4節「広域応援体制」を参照。

3 自衛隊の災害派遣要請

第2編第2章第5節「自衛隊災害派遣体制」を参照。

なお、特に、空中消火活動の実施を要請する場合は、その旨の活動を要請する。

第3 救急・救助及び医療救護活動

1 救助・救急活動

第2編第2章第4節「広域応援体制」、第7節「避難活動」を参照。

2 医療救護活動

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

第4 消火活動

1 自主防災組織等との連携

消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うが、住民、自治会、自主防災組織等においても、発生後の初期段階において自発的に初期消火活動を行い、消防本部に協力することが求められる場合があり、市、消防本部等はのための連絡調整に努める。

なお、住民、自治会、自主防災組織等の消火活動の実施にあたっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

2 応援要請等

市、消防本部は、必要に応じ、消防相互応援協定に基づき他市町村の消防本部等による消火活動の応援要請を実施する。県は、円滑な活動の実施のために必要な調整を行い、特に、空中消火活動について、ヘリコプターの活用が必要になる場合には、迅速な対応に努めることとなっている。

そのほかは、第2編第2章第8節「消防活動」参照。

第5 交通の確保・緊急輸送活動

第2編第2章第12節「交通確保、規制」第13節「緊急輸送」を参照。

第6 避難誘導

市、消防本部及び江津警察署は、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難指示及び避難誘導に努める。

- (1) 避難先は、市地域防災計画に定めてある施設のうち、火災現場から風上、風横にある施設等とする。
- (2) 避難は、火災現場の風下に位置する住民(特に要配慮者)を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- (3) 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。
- (4) 消防団員、市職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。
- (5) 要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

第7 災害広報等

1 基本的事項

林野火災が発生した場合には、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

市は、関係機関との情報交換を密にし、林野火災対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市及び県、指定行政機関、公共機関等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第8 二次災害の防止活動等

1 治山事業等

市は、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備し、応急対策、治山事業等を実施する。

2 自然環境等への対応

林野火災による被害が、国立公園、国定公園などの自然環境に及んだ場合、県（防災部防災危機管理課、農林水産部）は、環境省、林野庁等と連携をとり、影響を最小限に食い止めるために必要な応急・復旧措置を講じる。

第3節 災害復旧

林野火災害が発生し復旧する場合には、万全な対策を講じ計画を実行します。

■主な実施担当	産業班
■防災関係機関等	西部農林水産振興センター ・ その他防災関係機関

第1 復旧計画

市及び関係機関は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施または支援する。

なお、市等は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第2編第3章「風水害復旧・復興計画」を参照。

第8章 鉄道災害対策計画

第1節 災害予防

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生するなどの鉄道災害に対して、被害の発生またはその拡大を防止する対策を推進します。

なお、この鉄道災害対策計画に定めのない事項については「第2編 風水害対策計画」によるものとします。

■主な実施担当 総務班
■防災関係機関等 西日本旅客鉄道(株) ・ 消防本部 ・ 島根県警察本部

第1 鉄道交通の安全確保

鉄道施設の重要な地域において、土砂災害対策、海岸保全対策を進めるため、市は、鉄道事業者と協議し、対策の実施を検討する。

また、市、道路管理者等は、鉄道事業者と協議し、必要に応じて、踏切道の立体交差化、構造の改良、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第2 災害応急・復旧体制の整備

1 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 関係機関の連携

市は、鉄道災害が発生した場合の情報収集・連絡体制について検証し、必要に応じ、県、鉄道事業者等との間で連携を図り、夜間、休日等も考慮した体制の整備を図る。

(2) 画像情報の収集・伝達システムの整備

県（防災部防災危機管理課）及び県警察本部は、ヘリコプターによる目視またはヘリテレ映像を活用した被害状況等の情報収集にあたり、強風等によりヘリコプターが飛行不能な場合に備えるとともに、より機動的な情報収集を図るため、その他の航空機・車両等の情報収集手段を整備する。

市は、県総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワーク等によりヘリテレ映像を共有できるが、市、消防本部等は、職員が情報を活用できるよう情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進するとともに、その活用方法の習熟に努める。

(3) 通信体制の整備

市においては、各種通信体制について、多様な整備を進め、災害時の通信手段の確保に努める。

また、市、鉄道事業者及び関係機関等は、平常時において無線通信設備の点検を実施し、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

2 災害応急活動体制の整備

(1) 職員の体制

市においては、事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制等について検討する。

また、鉄道災害に対応した応急活動マニュアル等の整備について検討する。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

島根県では、鉄道災害に関して、各鉄道事業者がそれぞれの防災体制をとっており、事業者により体制が異なっている。災害発生時には、各関係機関相互の連携体制が必要であり、鉄道事業者、県、市、その他の防災関係機関相互の間において、災害時の応急活動・復旧活動に関し、連携体制の強化に努める。

3 救助・救急、医療救護及び消火活動体制の整備

(1) 救助・救急活動

消防本部において、必要な救急車等の車両、救急救助用資機材等を検証し、必要な整備を進める。

(2) 医療救護活動

ア 関係機関の連携体制の整備

医療救護活動において、鉄道事業者等は、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、島根県看護協会、医療機関、日本赤十字社島根県支部、消防本部などとの連携を図り、体制の整備に努める。

イ 医薬品、医療用資機材等の整備

第2編第1章第11節「医療体制の整備」を参照。

(3) 消火活動

消防本部は、機関相互及び鉄道事業者との間で鉄道災害時の連携体制の強化を図る。

4 緊急輸送活動体制の整備

第2編第1章第13節「輸送体制の整備」を参照。

第3 防災訓練の実施

県は、鉄道事業者も参加し、県警察本部、市、消防本部、その他関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討することとなっているため、市は、円滑に実施されるよう配慮し協力を行う。

第2節 災害応急対策

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生するなどの鉄道災害が発生した場合、被災者の救出や被害の拡大を防止する対策を実施します。

■主な実施担当	土木・建築班	・	産業班		
■防災関係機関等	西日本旅客鉄道(株)	・	浜田県土整備事務所	・	消防本部
	江津警察署	・	その他防災関係機関		

第1 災害情報の収集・伝達

1 事故情報等の伝達

大規模な鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに国土交通省に連絡し、国土交通省は、官邸、関係省庁、関係都道府県及び関係指定公共機関に事故情報等の連絡を行う。

2 被害情報等の収集・連絡

(1) 関係省庁等への報告

鉄道事業者は、国土交通省へ被害状況を連絡する。県は、市等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡することとなっているため、市は県の行う情報把握活動が円滑に実施されるよう配慮し、協力する。

(2) 航空機、ヘリコプター等による情報収集

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

第2 災害応急活動体制の確立

1 市の活動体制

大規模な鉄道災害が発生した場合において、市、県、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報をもとに、必要な知識、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 広域的な応援体制

第2編第2章第4節「広域応援体制」を参照。

3 自衛隊の災害派遣要請

第2編第2章第5節「自衛隊災害派遣体制」を参照。

第3 救急・救助、医療救護及び消火活動

1 救急・救助活動

第2編第2章第4節「広域応援体制」、第7節「避難活動」を参照。

2 医療救護活動

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

3 消火活動

(1) 消防本部の体制

消防本部は、鉄道災害に伴い消火活動の必要が生じた場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

(2) 鉄道事業者の体制

鉄道事業者は、市、消防本部と連携し、初期消火活動の必要が生じた場合、迅速に消火活動体制を確立し、消火活動を実施する。

(3) 応援要請

第2編第2章第8節「消防活動」を参照。

第4 交通の確保、緊急輸送活動

第2編第2章第12節「交通確保、規制」第13節「緊急輸送」を参照。

第5 災害広報等

1 基本的事項

鉄道災害が発生した場合には、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

市は、関係機関との情報交換を密にし、鉄道災害対策に関する各種情報を収集・整理する。
この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市及び県、指定行政機関、公共機関、施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

鉄道事業者は、速やかに復旧計画を実行する。

■主な実施担当	土木・建築班	・	総務班	・	産業班
■防災関係機関等	西日本旅客鉄道(株)	・	その他防災関係機関		

第1 復旧計画

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努める。

なお、鉄道事業者は、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

第2編第3章「風水害復旧・復興計画」を参照。

第9章 雪害対策計画

第1節 災害予防

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を防止またはその被害を軽減するため、雪害に強いまちづくりを実施するほか、災害応急・復旧体制を整備し、住民の自主防災体制が確立できるよう防災知識普及・啓発に努めるなどの基本的な予防対策を推進します。

江津市においては、昭和38年1月豪雪以降、大規模な雪害が発生していないため、住民に雪に対する備えが十分ではなく、ひとたび豪雪になると被害が拡大する危険性があります。市は、それらのことを考慮するとともに、当地域における雪害の特性を理解し対策を進めていく必要があります。

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めます。

集中的な大雪が予測される場合は、住民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要です。

なお、この雪害対策計画に定めのない事項については「第2編 風水害対策編」によるものとします。

■主な実施担当 総務班 ・ 土木・建築班
■防災関係機関等 松江地方気象台 ・ 浜田県土整備事務所 ・ 島根県警察本部

第1 雪害に強いまちづくり

1 雪害に強いまちの形成

市（道路管理者）は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ、その他の関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。

また、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、必要に応じ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定する。

(1) 雪崩危険箇所等の把握

雪崩の危険箇所については、県（農林水産部、土木部）が、豪雪地帯特別措置法に基づく豪雪指定市町村を調査し、各所管により把握をしている。

また、県（土木部）は、平成8～9年度道路防災総点検により道路に係る雪崩危険箇所の調査を実施し、必要な箇所の施設整備を実施している。

市は、県の調査に加え、今後とも市域内の危険箇所の把握を進め、必要な対策を進める。

(2) 防雪施設の整備

県は、冬季における交通の確保のため、道路の指定路線において、雪崩防止柵、吹止め柵及び流雪溝の整備を図っている。

また、鉄道関係においては、JR西日本が、指定区間において、鉄道林、雪崩止めさく、流雪溝の雪害防備施設を設置している。

また、雪崩危険箇所において主として集落保護を目的として雪崩防止施設の整備を図っている。

市及び関係機関は、都市機能の確保のため、より一層の防雪施設の整備に努める。

2 除雪体制の整備

(1) 道路除雪体制

積雪時における除雪については、道路交通の確保のため直営及び業者委託等の方法で実施しているが、豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、必要な資機材の備蓄及び除雪要員の確保を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努め、除雪体制のより一層の整備に努める。

特に、集中的な大雪に対しては市（道路管理者）は、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

また、市・県・国の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等を作成する。

(2) 除雪支援体制

住宅の除雪については、一義的には個人の責任において行うものであるが、大雪時にはその能力を超え、地域全体でも除雪の担い手が不足する状況が発生する。

このため、市は地域の実情に応じて、自治会、自主防災組織、消防団等地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、市社会福祉協議会やボランティア団体など、幅広く除雪の支援を求めることのできる体制の整備に努める。

また、高齢者世帯、身体障がい者世帯など、豪雪時に特に支援が必要な要配慮者支援対策として、平常時から、住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪の困難や、危険な場合においては、必要に応じ、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

また、熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市は、契約方式の検討を行うなど、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

3 ライフライン施設等の機能の確保

市管理の上水道等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設、コンピューターシステム等について、雪害に対する安全性を検証し、必要な場合は安全確保のための措置を講じる。

また、ライフラインの被災は安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

4 雪害に対する建築物の安全性の確保

市及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、住宅、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

また、庁舎、災害拠点病院等の施設については、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

第2 災害応急・復旧体制の整備

1 災害発生直前対策関係

(1) 警戒・避難体制の整備

市は、雪崩危険箇所を監視する体制の整備を進めるとともに、雪崩が発生する危険のある場合

などの避難指示等や気象等の特別警報、警報及び注意報等を住民等に伝達する体制について検証し、必要な措置を講じる。

また、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表する。その際、当該情報が入手しやすいような多様な広報媒体を活用し、日時、う回路線等を示し、降雪予測等の変化がある場合は、それに応じ予告内容の見直しを行う。

(2) 住民の避難誘導体制の整備

市は、積雪、融雪等に配慮した避難先・避難路の指定、住民への周知、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施など避難誘導活動のための対策を実施する。

また、要配慮者等を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

2 災害発生直後の情報収集・連絡体制の整備

(1) 関係機関相互の体制

市は、県など関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

(2) 画像情報の収集・伝達システムの整備

県（防災部防災危機管理課）及び県警察本部は、ヘリコプターによる目視またはヘリコプターテレビ電送システムを活用した被害状況等の情報収集にあたり、強風等によりヘリコプターが飛行不能な場合に備えるとともに、より機動的な情報収集を図るため、その他の航空機・車両等の情報収集手段を整備する。

市は、県総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワーク等によりヘリテレ映像を共有できるが、市や消防本部等の職員が情報を活用できるよう情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進するとともに、その活用方法の習熟に努める。

(3) 通信体制の整備

市においては、通信体制について、より一層の整備を進め、災害等の通信手段の確保に努めていく。

また、市、消防本部等は、平常時において無線通信設備の点検を実施し、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

3 災害応急活動体制の整備

(1) 職員の体制

道路の除雪体制等については、雪害に関する特別警報、警報及び注意報発表時や被害が発生した場合などにおける具体的な職員の非常参集体制等については、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。

また、雪害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

ア 市

現在の「島根県及び県内の市町村の災害時の相互応援に関する協定書」等の協定を検証し、雪害時の孤立地区対策として、特に市や県等による食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所用の資機材の調達等に関して、より一層の応援体制の充実に努める。

また、地方公共団体以外の各防災関係機関及び民間企業等に対しても、必要な協定の締結を進め、応急活動及び復旧活動において、幅広く相互応援を図ることができるような体制にして

いくことを検討する。

イ 警察署、消防本部、自衛隊

第2編第1章6節「防災活動体制の整備」を参照。

4 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

(1) 救助・救急活動

第2編第2章4節「広域応援体制」、第7節「避難活動」を参照。

(2) 医療救護活動

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

5 緊急輸送活動体制の整備

(1) 交通対策

積雪時の異常事態の発生による交通対策については、引き続き警察署と連携を図り、多重化、代替性を考慮した交通対策を検討していく。

また、市は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車等の機材を事前配備するよう努める。さらに簡易な除雪者の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の実情に応じて準備するよう努める。

(2) 交通誘導・広報体制

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

(3) 孤立地区対策

市は、豪雪時において長期的に自動車交通が不能となるなどの理由により孤立するおそれのある地区を把握し、除雪体制の整備など必要な交通路を確保するための対策を整備する。

6 避難体制の整備

(1) 指定避難所の指定と整備

ア 指定緊急避難場所の指定

市長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。

なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

(a) あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(b) 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等とする。

(c) 積雪期の避難を考慮し、適切な避難距離・時間にある屋内施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

イ 指定避難所の指定

市長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

(a) あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(b) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設。

(c) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

(d) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備され

ているもの。

- (e) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (f) 学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- (g) 指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ウ 指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設には、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

なお、電気・ガス等の供給停止に備えて燃料の確保及び補助暖房設備を検討しておく。

エ 指定避難所における備蓄等の推進

市は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

なお、市は、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、孤立予想地区の指定避難所は、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

オ 実施主体間の調整

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

カ 在宅避難者の支援

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

キ 車中泊避難者の支援

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(2) 応急仮設住宅

災害時の応急仮設住宅の建設については、市は、災害の発生時に適宜対応する体制になっているが、雪崩災害の危険を配慮した用地選定、資材の供給体制など、積雪期の災害発生を想定した体制の整備を図る。

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災

害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

7 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備

今後、豪雪等に伴う都市機能の障害、交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害に対し、交通が途絶している中での輸送体制や物資一時集積場所の積雪対策などを考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。

8 施設、設備の応急復旧活動関係

市所管施設における雪害による被害状況の把握、応急復旧のための体制・資機材等については、適宜対応するようになっているが、特にライフライン施設については、事前の被害状況の予測・把握及び緊急時の応急復旧体制について検討しておく。

第3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

1 防災知識の普及・啓発

(1) 雪崩の危険に関する普及・啓発

市は、住民に対し土砂災害等予防のための防災知識について普及啓発に努めているところであるが、併せて雪崩等に関する早期避難に対しても同様の対策を検討する。

また、雪崩危険箇所について、住民への周知を図る。

(2) 集中的な大雪が予測される場合における住民への周知

市は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努める。

(3) 自主的な除雪活動等の普及

自治会等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、併せて除排雪に伴う事故（雪降ろし中の転落事故等）や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。

2 防災訓練の実施

県の総合防災訓練においては雪害や積雪期の災害についても考慮し、市、消防本部、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等関係機関が相互に連携した訓練の実施を検討することとなっているため、市は、円滑に実施されるよう配慮し協力を行う。

また、市（道路管理者）は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練の実施を検討する。

なお、訓練の実施後は、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 災害応急対策

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害の応急的予防、その被害を軽減するため、関係機関は、相互に連携を図り、住民と一体となった総合的な対策を講じる必要があります。このため、雪害発生時において、市等関係機関が実施すべき必要な対策を実施します。

雪害については、気象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導等災害発生直前の対策が重要になります。

また、雪害は、雪が降っている時（風雪害、着雪害）、降り積もった後（積雪害、雪圧害、雪崩）、さらに融ける時（融雪害）と様々な場合に発生するのでそれぞれの特性に応じた対策が必要になります。

■主な実施担当 土木・建築班 ・ 総務班

■防災関係機関等 浜田県土整備事務所 ・ 松江地方気象台 ・ 島根県警察本部

第1 災害発生直前の対策

1 雪害に関する特別警報、警報及び注意報等の伝達

市は、県及び気象台からの雪害に関する警報、注意報及び気象情報等を関係機関等必要な機関に伝達する。関係機関相互において、迅速で円滑な伝達に努める。

また、特別警報については、直ちに関係機関等に対し伝達し、市は、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

2 雪崩に対する警戒・監視

市は、県と連携し迅速に雪崩に対する警戒・監視体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人口雪崩などの応急措置により事前に危険を排除する。また、市は、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難指示等の必要を認めた場合は、必要な措置を講じる。

3 住民に対する避難誘導

市は、事前避難が必要と判断される場合、住民に対する避難指示等を行い適切な避難誘導を実施する。

第2 災害情報の収集・伝達及び通信の確保

1 被害情報の収集・連絡及び被害規模の早期把握

市は、災害の発生直後において、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物被害情報等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。

各関係機関は、ともに円滑な情報の伝達に努める。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）または県に連絡する。

2 交通情報の伝達

県は、必要な体制を整備し、雪害による交通情報について、県総合防災情報システムを活用し、迅速な情報伝達に努めることとなっている。

3 航空機、ヘリコプター等による被害状況の把握

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

第3 災害応急活動体制の確立

1 活動体制

市は、災害の状況に応じて、第2編第2章第1節「応急活動体制」を参照して、情報連絡体制の確立及び災害対策本部設置に必要な配備体制をとる。

2 広域的な応援体制

第2編第2章第4節「広域応援体制」を参照。

3 自衛隊の災害派遣要請

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

第4 除雪の実施と雪崩災害の防止活動

1 除 雪

市は、除雪体制の円滑な運用に努め、必要に応じ住民の除雪を支援する。

なお、市は、住民等に広報を実施する等により、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう努める。

2 雪崩災害の防止

雪崩災害の発生、拡大防止を図るため、市は、連携し迅速に活動体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩などの応急措置により事前に危険を排除する。

また、市等は、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難指示の必要を認めた場合は、必要な措置を講じる。

第5 救急・救助及び医療救護活動

1 救急・救助活動

第2編第2章第4節「広域応援体制」、第7節「避難活動」を参照。

2 医療救護活動

第2編第2章第10節「医療救護」を参照。

第6 交通の確保・緊急輸送活動

1 交通規則等

第2編第2章第12節「交通確保、規制」を参照。

2 交通施設等の確保

雪害に伴い、道路、港湾・漁港、航空機関、鉄道交通及び広域輸送拠点等を確保するため、各施設の管理者等は、必要な連絡を取りながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧等の必要な措置を実施する。

3 緊急輸送手段の確保

第2編第2章第13節「緊急輸送」を参照。

第7 避難収容活動誘導

1 避難指示等、避難誘導

市及び江津警察署、消防本部、消防団は連携して、地域住民の避難指示及び避難誘導を実施する。その際、雪崩災害等の危険、孤立地区の対策を考慮して避難先及び避難路を選定するとともに、除雪等により避難路の確保を図る。

2 施設対策

避難住民を受け入れる指定避難所の指定及び応急仮設住宅の設置にあたっては、雪崩災害の危険、積雪期の気候、要配慮者などについて配慮する。

第8 災害広報等

1 基本的事項

雪害が発生した場合には、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

市は、関係機関との情報交換を密にし、雪害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集システムに混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市及び県、指定行政機関、公共機関、航空運送事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、

広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

3 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請など、各種の支援措置を早期に処理するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や、罹災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付できるよう、体制の整備を図る。

第3節 災害復旧

市、ライフライン・交通輸送関係機関等は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施します。

■主な実施担当 土木・建築班
■防災関係機関等 浜田県土整備事務所 ・ その他防災関係機関

第1 被災施設の復旧等

市、ライフライン・交通輸送関係機関等は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施する。

なお、被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第2編第3章「風水害復旧・復興計画」を参照。

第2 被災者等の生活再建等の支援

第2編第3章「風水害復旧・復興計画」を参照。

第3 雇用機会の確保

被災中小企業の復興その他経済復興の支援を行う。

第2編第3章「風水害復旧・復興計画」を参照。

江津市地域防災計画
【風水害等対策編】

令和7年2月

〒695-8501

島根県江津市江津町 1016 番地 4

江津市総務課

TEL 0855-52-2501

FAX 0855-52-1380